

平成18年 第3回

# 南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成18年第3回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成18年12月15日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第105号から議案第116号まで一括上程

(提案理由の説明のみ)

日程第 5 請願・陳情委員会付託

平成18年陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(48名)

1番	楠 正次	議員	2番	内藤 孝	議員
3番	渡部 優	議員	4番	山内 政	議員
5番	高野 精一	議員	6番	馬場 信作	議員
7番	湯田 秀春	議員	8番	大宅 宗吉	議員
9番	渡部 忠雄	議員	10番	星 光久	議員
11番	目黒 幸雄	議員	12番	菅家 幸弘	議員
13番	星 登志一	議員	14番	平野 均	議員
16番	渡部 東	議員	17番	湯田 賢太郎	議員
18番	芳賀 芳一	議員	19番	芳賀沼 順一	議員
20番	星 和男	議員	21番	星 利一	議員
22番	星 茂	議員	23番	平野 昌盛	議員
24番	湯田 直美	議員	25番	森 豊喜	議員

26番	星 喜 弥	議員	27番	平 野 五十男	議員
28番	渡 部 昌 仲	議員	29番	五十嵐 司	議員
30番	平 野 修 治	議員	31番	五十嵐 正 純	議員
32番	大 竹 幸 一	議員	34番	酒 井 昭次郎	議員
35番	平 野 虎 一	議員	36番	阿久津 進	議員
37番	馬 場 清 雄	議員	38番	渡 部 康 吉	議員
39番	月 田 和 行	議員	40番	星 謙一郎	議員
41番	星 祥 信	議員	42番	君 島 勝 美	議員
43番	村 井 民 重	議員	44番	河原田 苗 利	議員
45番	湊 田 幹 夫	議員	46番	渡 部 衛	議員
47番	馬 場 秀 男	議員	48番	室 井 強	議員
49番	大 山 卓	議員	50番	児 山 寿 明	議員

欠席議員（なし）

#### 説明のための出席者

湯 田 芳 博	町 長	杉 浦 孝 幸	助 役
五十嵐 廣	収 入 役	横 山 恒 廣	教 育 長
宍 戸 英 樹	直轄政策室長	渡 部 俊 夫	総 務 課 長
星 廣 政	企画観光課長	星 光 幸	税 務 課 長
菊 地 新 六	住民生活課長	室 井 裕	健康福祉課長
舟 木 平 蔵	建設課長	児 山 忠 男	環境水道課長
湯 田 タマイ	会計室長	横 山 孝 夫	教 育 次 長 生涯学習課長
森 秀 一	農 林 課 長	湯 田 順 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長
長 沼 芳 樹	学校教育課長	星 安 晴	館岩総合支所長
酒 井 浩 蔵	伊南総合支所長	五十嵐 竹 則	南郷総合支所長

#### 事務局職員出席者

澤 田 洋 一	事 務 局 長	酒 井 直 伸	係 長
---------	---------	---------	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員は48名であります。

定足数に達しておりますので、本日招集されました平成18年第3回南会津町議会定例会を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○児山寿明議長 これより本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○児山寿明議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番、星登志一君、14番、平野均君を指名いたします。

-----◇-----

◎会期の決定

○児山寿明議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より12月22日までの8日間とし、明16日から18日までを休会とし、

お手元にご配付の審議予定表のとおりといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より12月22日までの8日間とし、明16日から18日までを休会とすることに決しました。



#### ◎諸報告

○児山寿明議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

平成18年第2回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告及び総務委員会、産業建設委員会並びに文教厚生委員会の所管事務調査報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、去る11月26日に開催された平成18年第3回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会、同じく11月27日に開催された平成18年第2回田島下郷町衛生組合議会臨時会に関係議員が出席し、慎重審議の結果、全議案について原案のとおり可決されました。その概要は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

次に、平成18年11月までの例月出納検査の結果、並びに11月に実施されました定期監査の結果報告書が監査委員より提出されております。事務局に保管されておりますので、ご了承願います。

議長からの報告は以上であります。

次に、町長報告を行います。

平成18年第2回南会津町議会定例会以後の一般行政報告書は、お手元にご配付のとおりであります。報告の詳細は、配付してあります文書によってご了承願います。

以上で諸報告を終わります。



◎議案第105号から議案第116号まで一括上程、説明

○児山寿明議長 次に、日程第4、議案第105号から議案第116号までを一括して議題といたします。

提出者の町長より、提案理由の説明を求めます。

町長。

○湯田芳博町長 平成18年第3回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年末で何かとご多忙のところご参集を賜り、ありがとうございます。

今期定例会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第105号 南会津町長期継続契約に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第234条の3の一部が改正されたことに伴い、長期継続契約を締結することができることとなり、対象範囲が従来より拡大されました。改正前においては、電気、ガス、水等の供給を受ける契約あるいは不動産の賃貸借契約等について限定されておりました長期継続契約が、改正によって、物品の貸借や役務の提供を受ける契約についても、条例で定めるところにより可能となりましたので、本条例を制定いたしたく提案するものであります。

次に、議案第106号 南会津町会津高原ふれあい農園条例についてご説明申し上げます。

県営中山間地域総合整備事業により、館岩地域の滝ノ又山地区において、遊休農地を活用した滞在型市民農園の整備を進めてまいりました。本事業は、今年度中に管理棟、駐車場、園路、水路等の整備が完了することになりましたので、平成19年5月から供用を開始するとともに、指定管理者制度による管理を行うため、本条例を制定いたしたく提案するものであります。

次に、議案第107号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、納期前納付報奨金制度について、近年の納税環境の変化や納税者間の受益の不公平感などを考慮するとともに、さらには合併協議会において経費縮減を図ることについて調整されたことを踏まえ、交付率を段階的に縮小するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第108号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についてご説明申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、75歳以上の後期高齢者医療の事務を処理するため、平成19年2月1日から福島県を区域とする後期高齢者医療広域連合を設置することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この制度施行については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令により、実質的な

事務処理は平成20年4月1日から施行されることとなっています。

次に、議案第109号 字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

本案は、平成10年度から実施している伊南地域圃場整備に伴う字の区域の変更でありまして、平成19年度の換地計画を立てるに当たり、事業の施行された区域内の字を明確化するため、字の区域を変更するものであります。

次に、議案第110号 工事請負契約の一部変更についてご説明を申し上げます。

本案は、本年の第3回議会臨時会で決定をいただきました館岩統合小学校建設工事請負契約の一部変更でありまして、地方自治法第96条第1項第5号並びに南会津町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、建設工事の外部・内部木造工事について、林野庁の平成19年度林業木材産業等振興施設整備事業による交付金の該当が見込まれたことにより、その対象となる施工費を減額するもので、工事請負契約の金額を7億350万円から6億8,383万6,650円とするものであります。この外部材につきましては地元カラマツ材を、内部材につきましては地元杉材を、壁、天井、床地材等の板材として使用する計画であり、これらの事業費につきましては、事業費確定後、平成19年度当初予算に計上することとしております。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

人権擁護のためご活躍をいただいております人権擁護委員8名のうち、長谷川次男氏が平成19年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任について、法務大臣より推薦の要請がありました。これを受け検討しました結果、長谷川次男氏は、人物、識見ともにすぐれ、教育関係を初め広く社会に精通しておられ、人権擁護委員として適任と認め、今後も引き続きその任務を担っていただくよう推薦をするものであり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は平成19年4月1日から3年間となる予定であります。

次に、議案第111号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3,868万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億5,033万2,000円とするものであります。

主な補正の要因としまして、歳入では、地方特例交付金や国・県支出金、町債等の決定また

は決定見込みによる補正、公共施設等整備基金繰入金の減額補正であります。歳出では、人事異動並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定等による人件費補正のほか、今年度各種事務事業費の変更や決定見込みによる年度後半新たに必要となる見込みの経費の補正などが主な要因であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第9款地方特例交付金は505万3,000円の減額で、交付決定による補正であります。

第12款分担金及び負担金は、保育料等で627万6,000円の追加補正であります。

第13款使用料及び手数料では、各公共施設の使用料の本年度実績見込みで1,007万円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、知的障害者更生授産施設保護費負担金の事業実績見込みによる減額、公共土木施設現年災害復旧事業負担金の追加計上、バイオマス等未活用エネルギー事業調査補助金の事業組み替えによる減額、循環型社会形成推進交付金は事業実績見込みによる減額等で、82万6,000円の減額であります。

第15款県支出金は、知的障害者更生授産施設保護費負担金の事業実績見込みによる減額、地域づくりサポート事業費の事業実績見込みによる計上のほか、経営体育成促進事業交付金の交付先変更による減額等で4,544万7,000円減額であります。

第17款寄附金は、社会福祉費寄附金で10万円の計上であります。

第18款繰入金は、公共施設等整備基金繰入金の減額及びふるさとづくり基金繰入金の計上で、差し引き1,796万5,000円の減額であります。

第20款諸収入は、雪害による建物等共済保険金収入、ケーブルテレビ移転補償金収入、地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業費補助金等の事業の確定見込みや事業の組み替えで追加計上、老人保健事業受診者負担金、コミュニティー助成金等の減額で、差し引き3,555万7,000円の追加であります。

第21款町債は、各事業の変更、確定等により、農林水産業債、土木債での減額、災害復旧事業債の計上等の補正で、差し引き2,140万円減額であります。

続いて、歳出について、主なものをご説明申し上げます。

第1款議会費は、議員報酬及び職員人件費等の補正で、191万2,000円の減額であります。

第2款総務費は1,255万9,000円の減額でありまして、人件費の補正のほか、景観づくり推進事業、総合行政システム等保守料、地域新エネルギー推進事業の組み替え、コミュニティーバス購入費等の事業の確定見込みによる減額、子供の安全確保用事業費の計上であります。



第3款民生費は1,781万6,000円の追加で、人件費の補正を初め、南会津町社会福祉協議会補助金、国民健康保険及び介護保険特別会計繰出金、障害者福祉費、扶助費、老人福祉事業費、児童措置費、田島保育園運営委託料等のほか、各種事務事業の確定見込みによる補正であります。

第4款衛生費は、人件費の補正、老人保健事業、各種健康診査委託料、合併処理浄化槽設置費補助金等の補正で、3,108万6,000円の減額であります。

第6款農林水産業費は5,591万6,000円の減額で、人件費の補正のほか、農業振興補助負担金、県営事業負担金、経営体育成促進事業補助金等の事業費の確定見込み及び事業費の交付先変更などの補正が主なものであります。

第7款商工費は497万1,000円の減額で、人件費及び各種事務事業の確定見込みによる補正であります。

第8款土木費は、人件費の補正を初め、除雪経費の追加、事業の確定見込みなどによる事業費の組み替え等で125万6,000円の追加であります。

第9款消防費は58万7,000円の減額で、人件費及び事務事業の確定見込みによる補正であります。

第10款教育費は1,527万5,000円の減額で、人件費の補正のほか、各学校での燃料費、スクールバス運行費、各種大会出場補助金等の追加で、学校施設改修工事請負費、社会教育施設、体育施設等の実績見込みによる減額等が主な補正であります。

第11款災害復旧費は、公共土木施設災害復旧事業費の計上で、3,506万3,000円の補正であります。

第12款公債費は、町債償還費で655万6,000円の補正であります。

第14款予備費は2,292万7,000円の追加であります。

なお、地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第112号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ744万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億438万5,000円とするものであります。

その内容は、歳入歳出ともに人事異動等による人件費の補正であります。

次に、議案第113号 平成18年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご

説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ200万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,041万2,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入が保険料の補正のほか、介護給付費に対する国・県・町の各負担金、支払基金交付金、事務費等に対する一般会計繰入金及び基金繰入金の補正でありまして、歳出は、人件費の補正のほか、各種介護サービス給付費等の実績見込みによる補正であります。

次に、議案第114号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,911万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,904万円とするものであります。

その主な内容は、歳入で、使用料及び事業の増加に伴い、公共下水道事業費補助金等を追加し、歳出で人件費の補正のほか、維持管理費、新設改良費等の追加補正をするものであります。

なお、地方債の変更は第2表、地方債補正のとおりであります。

次に、議案第115号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,581万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,972万3,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入で、事業の確定見込みによる一般会計繰入金及び簡易水道事業基金繰入金等の補正、歳出では、人件費の補正のほか、事業の確定見込みによる維持管理費等を減額補正するものであります。

次に、議案第116号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収支の収入補正で、町公共事業関連事業繰り入れで275万3,000円を減額し、支出でその事業費の減額と人件費等で373万1,000円を減額するものであります。

以上、本定例会に提案をいたしました議案12件、諮問1件につきまして、ご説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○児山寿明議長 以上で提案理由の説明は終わりました。



◎請願・陳情の委員会付託

○児山寿明議長 次に、日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る12月11日までに陳情1件を受理しております。お手元に配付の文書表のとおり、会議規則第92条第1項の規定により、所管の委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いたします。



◎散会の宣告

○児山寿明議長 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は12月19日午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時26分

平成18年第3回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成18年12月19日(火曜日) 午前10時開議

日程第1 請願・陳情委員会付託

平成18年陳情(要望)第2号 要望書

(鳴山城址史蹟公園建設促進について)

日程第2 一般質問

8番 大宅宗吉 議員

20番 星和男 議員

23番 平野昌盛 議員

7番 湯田秀春 議員

12番 菅家幸弘 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(47名)

1番	楠正次	議員	2番	内藤孝	議員
3番	渡部優	議員	4番	山内政	議員
5番	高野精一	議員	6番	馬場信作	議員
7番	湯田秀春	議員	8番	大宅宗吉	議員
9番	渡部忠雄	議員	10番	星光久	議員
11番	目黒幸雄	議員	12番	菅家幸弘	議員
13番	星登志一	議員	14番	平野均	議員
16番	渡部東	議員	17番	湯田賢太郎	議員
18番	芳賀芳一	議員	19番	芳賀沼順一	議員
20番	星和男	議員	21番	星利一	議員
22番	星茂	議員	23番	平野昌盛	議員

24番	湯田直美	議員	25番	森豊喜	議員
26番	星喜弥	議員	28番	渡部昌仲	議員
29番	五十嵐司	議員	30番	平野修治	議員
31番	五十嵐正純	議員	32番	大竹幸一	議員
34番	酒井昭次郎	議員	35番	平野虎一	議員
36番	阿久津進	議員	37番	馬場清雄	議員
38番	渡部康吉	議員	39番	月田和行	議員
40番	星謙一郎	議員	41番	星祥信	議員
42番	君島勝美	議員	43番	村井民重	議員
44番	河原田苗利	議員	45番	湊田幹夫	議員
46番	渡部衛	議員	47番	馬場秀男	議員
48番	室井勉	議員	49番	大山卓	議員
50番	児山寿明	議員			

#### 欠席議員（1名）

27番 平野五十男 議員

#### 説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣収	収入役	横山恒廣	教育長
宍戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
菊地新六	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
湯田タマイ	会計室長	横山孝夫	教育次長 生涯学習課長
森秀一	農林課長	湯田順一	農業委員会 事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	星安晴	館岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一      事 務 局 長      酒 井 直 伸      係      長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は47名であります。

都合により欠席届のあった議員は、27番、平野五十男君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎請願・陳情委員会付託

○児山寿明議長 日程第1、請願・陳情の委員会付託を行います。

去る12月13日、陳情1件を受理しております。お手元に配付の文書表のとおり、会議規則第92条第1項の規定により所管の委員会に付託いたしますので、審査方よろしくお願いをいたします。



◎一般質問

○児山寿明議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、南会津町議会会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いをいたします。

◇ 大 宅 宗 吉 議 員

○児山寿明議長 それでは、8番、大宅宗吉君の登壇を許します。

8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 皆さん、おはようございます。

本日は、田島中学校の生徒の皆さんがお見えになっておられるようですが、心からご歓迎申し上げます。

それでは、12月定例会、最初の質問をさせていただきます。

去年は、今ごろ大変豪雪に見舞われまして、大変苦労した年でありましたが、ことはまだ雪がそんなに降っていません。ことしの雪は恵みの雪となりますよう祈念申し上げながら質問に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、総合支援センター設立についてお伺いいたします。

南会津町が誕生して9カ月たちました。7月には本庁に直轄室が設立され、本庁と支所との連携や各地域の均衡ある発展を目指すには、たゆまない行政体制のチェックや整備と人材の活用が最大のポイントになるのではないかと考えます。将来、南会津町が地域の特性を生かし、なおかつ住民サービスの向上を図るためには、組織の見直しと町職員や関係職員の意識の高揚と、そして財政の立て直し、住民の所得や産業を発展させて、自主財源の増強を図っていかねばならないと考えます。

そのような行政執行に向けて、総合支援センターの設立については、緊急の課題であり、その基本方針を策定し、できるだけ早い機会に実現を図りたいと町長は申されておりましたが、その基本方針は策定されましたでしょうか。今後の町の振興において、重要な役割と責任を担う機関となるだろうと考えるからであります。

先日、15日の全員協議会には、（仮称）株式会社南会津観光連盟設立プロジェクト提案がありました。私にはそれが唐突に映りました。全員協議会で活発な質疑応答もあり、私としては、この構想は基本的に賛成です。しかし、この連盟が総合支援センターより先に検討されていくということは、町の機構として考えるときに、幹がないまま枝葉がついたような感じが私としてはいたします。まず、骨格となる総合支援センターの設立をして、体制を整えてからという方法のほうが組織上、私は理解しやすかったのではないかなと、そう考えるからであります。



また、総合支援センターの設立について、町の現在ある各課、民間との関係、そしてその事業の内容、規模などどのように考えておられるのか、また、設立の時期はいつなのか、お伺いいたします。

2番目に、町出資組織の今後はということでお伺いいたします。

現在、町出資の株式会社として、会津高原リゾート株式会社、会津高原夢開発株式会社、株式会社さゆりの里、それから株式会社INAがあります。そしてまた、公社としては、田島振興公社、たていわ農業公社、そして、現在は業務は休止状態の伊南村振興公社があるわけです。

まず最初に、町出資の株式会社ですが、それぞれの町施設の指定管理者として管理運営がなされていますが、どの施設をとってもそれぞれの地域においては、地域の経済の中心として、産業の中心として町の雇用の大切なものであります。

今までは、一時は大変な地域貢献を果たしてまいりましたが、しかしスキー人口の激減や地方経済が低迷となり、地域の格差が広がって売り上げも減るばかりです。指定管理者制度を導入しても直営時と余り変わっていない非常に厳しい状況にあると思います。それぞれの株式会社が合併前に設立されたとはいえ、町出資会社として、役員に対して報酬を払ったり払わなかったりと、そういう会社があったり、体質もばらばらで非常にバランスの欠いた不備が目立ちます。まず、この件について町長の見解を伺います。

今定例会の、また一般行政報告の中に、各株式会社の売り上げ資料がありますが、我々が今後この会社をどのように見たいのかという、その判断材料にもなるわけですけれども、そのうち、報告の営業期間も同一でなく、株式会社さゆりの里は平成18年の収入として4月から9月までですが、5,642万8,511円とあります。しかし、私は、この会社は約1億1,000万円以上の売り上げがあると聞いております。したがって、前年の比較もこの数字とは違ってくることと思います。

また、株式会社INAに関しましては、ことし4月から9月期までの収入が8,994万1,642円とありますが、前年同期収入として6,544万4,485円となっています。これは、注釈にもありますが、株式会社INAは、昨年7月から9月までということになっております。その前は、伊南村振興公社が4月から6月まで運営しております。したがって、この数字を出すときには、私たちにわかりやすくするためには、やはり振興公社とINAのトータルの数字でなければならぬと思います。

そこで、それ以前の振興公社が営業していました期間につきましては、約4,000万円ほどの収入がプラスされると思われまして、1億600万円という数字が、その施設の経営の内容が多

少違いますけれども、そのくらいの売り上げが計上されるはずであります。そのようなならば、一般的な基準で報告をされても実像が私どもつかめません。この数字の根拠とそのわけを伺いたいと思います。

また、伊南地区の古町温泉については、公社が管理していたときよりも指定管理者に移行したことは、昨年よりも委託料が増額されております。このような町有施設を無償で借り受け、ほとんどの修理費等も町で負担にしているにもかかわらず、非常に厳しい状況にあり、その内容は町直営でやっている実態と何ら変わらない、同じような状況にあると思います。このような現状を踏まえ、将来を考慮しても売り上げ増は簡単に伸びそうに見込まれません。

そこで、これらの施設や事業は、それぞれの地域にとって活力と地区の発展には大切な事業でありますから、町としては経営の改善と業務の改善、組織の見直しは避けて通れないと思います。町長は観光連盟設立の説明の中で、会社の統合を述べられましたが、いつごろの時期を考慮しておられるのか、またどれほどの覚悟で申されたのかお伺いいたします。

最後に、公社の運営のあり方も公益事業であっても、管理運営においては経費の削減をして、改善をしていかなければなりません。常に費用対効果の意識と使命感を忘れてはならないと思います。たていわ農業公社は館岩農産の経営事務を行っていると思いますが、これは本来館岩農産が行うべきだと私はと思いますが、この点についてどうお考えになるのか、お伺い申し上げます。

最後に、伊南村振興公社について伺います。指定管理者制度になって、昨年まで管理運営を行っていた業務をすべて失い休止状態となっております。これは伊南村時代に配慮を欠いた決定だったと言わざるを得ません。現在、事業のあてもなく、予算づけもできない状況にありますが、出捐金5,000万円もあり、今後の対応をどのように考えておられるのか、現在、理事会、評議員会もあるわけですが、町長の考えをお伺いいたします。公社としては、設立目的も考慮しなければならないわけですが、公社の業務や組織の見直しをされる考えがあるのか、また実施されるのであれば、時期はいつごろなのかお伺いいたします。

以上、お尋ね申し上げます。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 8番、大宅宗吉議員の質問にお答えをいたします。

初めに、総合支援センター設立についてのおただしであります。地方分権改革の中、依然として厳しさが続く町財政運営のもとに、将来にわたりまして職員の削減計画を実行に移すとき、これまで行政が担ってきた役割を地域住民や団体、企業などの多様な主体が担う方向へと

転換をさせていく新たな公の創出であると考えております。このため、支援センターの基本的な考え方につきましては、これまで重視してきましたコスト削減の視点を基本に、行政運営に経営的な感覚を取り入れ、アウトソーシングや住民と行政との協働を進めながら、住民サービスの低下を招くことのないようなシステムを構築する一つの方策と考えております。

組織体制や委託事務の内容など、支援センターの基本方針については、現在内部で検討中ですが、こうした状況を十分に踏まえ、過日視察してまいりました愛知県豊田市の住民と行政の協働の推進、あるいはまた豊橋市でのアウトソーシングの推進等の事例を参考としながら、町の基本的な考え方を取りまとめ、住民の理解と協力を得た上で、まずは総合支所を中心とした地域の支援体制をつくり上げてまいりたいと考えております。

なお、南郷地域においては、本年度よりNPO法人による除雪支援の総合的な窓口がつけられ、行政と除雪支援利用者と除雪実施事業者のネットワークを形成し、地域住民の利便性の向上を図っていくこととなります。このことが今後の支援センター設立の方向性を明確なものにしてくれるものと確信をしているところであります。全庁的な支援センターの立ち上げには、地域ごとの課題の整理や職員の定員管理との連携も図っていかねばならないため、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

次に、町出資会社等に対する今後の方針と、どのように活用するかのおただしでございますが、町といたしましては、地域振興の観点から、第三セクター各社に対し、出資という形で支援を行ってまいりました。本来第三セクターは、社会経済情勢や経営環境の変化に応じ、事業運営の効率化等による経営健全化や組織運営の合理化等に自主的、主体的に取り組むことが求められているところであり、町といたしましては出資者の立場から、今後この各社の組織の充実、合理化に対して必要に応じ助言をしてまいりたい、このように考えております。

また、活用につきましては、地域における雇用や地元経済を潤す二次的な効果を含めた全体的な施策を各社と一体となって講じてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 まず最初に、総合支援センターの方から再質問させていただきます。

今の町長の答弁だと、今までよりも何かトーンダウンしたような私は感じがいたしましたけれども、やはりこの問題は、合併して1町3村が一緒になったわけですよ。それまでそれぞれ

の体制でやってきたわけなんですけれども、今度新しい町の本当に骨格になるべき組織だと私は考えているんです。町長も多分そうじゃないかなと思うんですけれども、だとしたら、やはりこれは自分の本当に活動となる骨格ですから、本当に体制を整えてやっていくことを一日でも早く実現してもらわないと、やはり推進力がつかないと思うんですよ。

町長は、今回も2月までに審査審議会ですか、新しいのを設けられましたね、11月22日でしたか。何か設立されたでしょう、行政報告の中にありました。ですから、やはり地域協議会があったり、いろいろみんなの意見を聞くということはいいいことなんですけれども、やはりその体制だけは早くつくられた方が私はいいいと思うんです。

そういう意味で、アウトソーシングとか、それからNPOの活用とか申されましたけれども、それはそれで町長の考え方ですから、ですからそれができるように一日でも早くその骨格を固める、それをぜひしてほしいです。それに対して、ややしばらく猶予をいただきたいというような返事ですけれども、本当に町長としての真の見込みはいつなのか、お尋ねしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま大宅議員の方から大変熱のこもったご意見をいただきました。私も全くそういう意味では同感でございます。ただ、先ほど幹と枝のお話もございました。確かにそうも思います。しかし、私たちが1つの枠組みを新しくつくり変える、こういうときには、ある意味では従来の形を残したい、そういう意見も大変多くございます。

それは、いわゆるこれまでたくさんの貢献をしてきたという意味で、過去のある意味では実績をお認めになっているんだらうと思います。そんなときに、1人急いで、そのことを形にしたいという思いが、むしろ周りにいる人たちの、まだまだ十分納得をしておらない方々の混乱を招く可能性があるということに十分配慮したものでありまして、内在するものとしては、議員からおただしのように大変熱くできるだけ早く、そういう思いを持っておることは間違いございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

その上で、実はこの作業を進めるに当たっては、職員のある意味では取り組みが大変重要になってまいります。職員に対して意識改革をせよということで前回の議会でもお尋ねがございましたので、この意識改革を今本気で取り組んでおります。そんな意識改革と同時進行で、もしこの総合支援センター構想が進めば、私は大変周りから納得をいただいた将来に向けて住民がそれに協力的になっていただけるような体制ができれば、こう思っておりますので、もう

しばらくお待ちをいただきたい。時期的には、来年度のできるだけ早い時期に何とかお示しをしたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 ただいま、時期的なことは来年度のなるべく早い時期ということですが、本当にできるだけ早い時期に設立を私も願いたいと、こう思います。

それから、この総合支援センターの組織というか、その中でアウトソーシングと、それからNPOの活用といいますか、その点を申されましたけれども、これはどうなのでしょう。今ある役場の課と、それからNPO、それからアウトソーシング、あるいは新しい組織を持たれるのか、今あるようなどこか町の中の、そのようにふさわしい組織を利用されるのか、そこら辺のかかわりといいますか、地域センターを中心とした。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かにその辺がご心配な点であろうと思いますし、実は新たに総合支援センターの枠組みをつくる上で、一番ある意味では大事にしなければならない部分だというふうに思っております。

そこで、ある意味、今まで行政サービスをしてきたその業務の内容を、まずきちっと精査をするということが1つ出てきます。このことは既に当初予算の編成に当たって、今内部で進めておりますが、そのときに、いわゆるアウトソーシングをした場合に、どこの、だれがそれを担ってくれるんだろうというのが一つございます。つまり「鶏が先なのか卵が先なのか」という議論にもつながるかもしれませんが、とにかくこのままいわゆる役場としてやっていたいいのかというのがきちっと整理して出てきました。

そうしたときに、現在あるNPO法人等がそれを担い得るかどうか。そのときに、担い得ないからそれでは出さないでおこうということではなくて、担い得るような体制支援をこれからしていこうではないか。こういうことにも私はしていきたいと。そんな中でアウトソーシングをできるだけ出していきたい。そうしますと、総合支援センターの中でやる役割が見えてきます。役割が見えてくれば、どこにどういうふうに人員配置をしたらいいのかということも出てくるかと思っておりますので、間もなくそういう形がしっかりと見えてくるのではないかなというふうに今期待をしているところですので、もうしばらく職員の作業を見守っていただければありがたいと思います。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 アウトソーシングの場合は一番心配になるのが、もうよそ任せ、無責

任、これは言い方変ですけれども、そういうつもりは町長は全然ないと思うんですけれども、でもそうなりがちですので、その点はぜひお気をつけ願いたいと思います。

また、ちょっと蛇足になるかと思うんですが、実は先日全員協議会の中で、株式会社南会津観光連盟という名称で、仮称ですけれども、申されましたけれども、これはまだ仮称ですから、今後どういうふうになるかわかりませんが、私のイメージとしたら連盟というのは、どうもちょっとインパクトが弱いと思うんですよ。何となくまとまりのない組織を無理やり集めて統合しようというような感覚が、そういうふうを感じ取れるものですから、ですから、その点も本当に強い結束のもとに南会津の振興を図っていくという、そういう意思をあらわすだけでも名前の方も十分検討されたらいいんじゃないかなと。蛇足ですけれども、一言申し上げさせていただきます。

それから、先ほどの中で一般行政報告のその報告、皆さんの手元に渡っていると思うんですけれども、その数字が私がいろいろお聞きしているところと違うんで、その点を担当の課長さんに答弁お願いしたいんですけれども。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、1つございました、よそ任せにならないようにと。このことはこれまでの経緯を見ると、やはり心配されるのは当然かなというふうに思います。決してそうならないように、これはこれまでもそうだったかもしれませんが、これまで以上に、そういう細かい部分にきちっと配慮をして取り組みをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、町出資の会社に対する数字の出し方ではありますが、詳しい数字については担当課長の方で準備していれば答えをいただきたいと思いますが、考え方として、先ほどおただしのあったように、比較してすっきりその実態が見えてくるものにしなければならないということは十分承知しております。

しかし、合併をする前にいろいろな旧町村の事情がございまして、そこに新しい町になったからといって、ある意味でこんなことを言うのは失礼なんですけど、そういう内部に深く入り込んでいっていいかどうか。もう少しそれぞれの地域の実態が落ち着き、あるいは整理をされた時点で、新町としてその実態についてきちっと把握をし、対応するというのも必要ではないかということで、これまでちょっと時間をかけさせていただきました。特に、伊南の振興公社につきましては、4人の方の就職の問題がございましたので、これについて非常にデリケート

な問題がございましたので、実はそういうことで余り過去のものに深く入っていくということをあえてしませんでした。しかし、これからは議員おただしのようすっきりした数字に持っていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、ただいまの行政報告の根拠についてご説明をさせていただきたいと思います。

内容につきましては、いろいろ決算時期の違い、それからただいまいろいろ申し上げましたように、単なる収入でございまして、支出の方まで出さなかったものですから、非常に見てもわかりにくいということがございました。

それで、この収入金額につきましては各支所に問い合わせながら、資料をいただきながらやったわけですが、南郷村につきましては単なる収入でなくて、ここに上げた数字が損益計算書の資産の合計というふうなことで上げたものですから、こういう結果になったということで、比較するものがちょっと違ってしまったということで、まことに申しわけなく思っております。

今後は単に収入だけでなく、上げるとすれば、もう少し対支出との関係を含めてわかりやすく、それから決算の時期も違うものですから、全く今おただしのおりだと思っておりますので、よく精査をしながら、情報公開ですので、わかりやすい方法で載せるように十分検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 以上、答弁いただきましたけれども、私どもがまず最初に判断いたしますのは、私どもも調べればいいんですけれども、報告を受けますれば、やはりそれも参考になるわけですから、この数字の基準となるものは、やはり合併といえども同一の基準で、同一のような調査のもと発表してほしいと、そういう要望を申し上げます。

それから、町出資の株式会社の件なんですけれども、町長は合併して間もないからとなかなか立ち入りがどこまでというような配慮をされたようですが、何せ100%の町出資の会社もあるわけですよ。ですから、そういう遠慮をしている必要は何もないと思うんです。せんだっての15日の全員協議会の中でも、町長は、この会社は統合した方がいいとはっきり申されたような、私はそういうふう聞いたような記憶があるんですけれども、そういう意味で、それは私もその方がいいんじゃないかなと、合理化を図れるし。ただし、その際は今ある会社の雇用とか、地域の情勢とかを十分踏まえながらやっていただきたいと。

そして、1つ参考ですけれども、これは会社そのものの特徴を生かしながらの会社の経営の

中にも左右されるかと思うんですけれども、実は、これは私どもがまだ合併前の中で、伊南村の時代に長野県の黒姫スキー場の方に2年前ですか、視察に行ってきたんですけれども、そのときはやはりこの黒姫スキー場というのは、過去30万人くらいの入場者が冬あったそうなんです、やはり私たちが行ったときには10万人を割ってしまったと。

ですけれども、そういうことを見込んでかなり前からコスモスを植えたり、そういう作業をしてきたんだと。そして、スキー場のゲレンデの4町歩ぐらいの面積にコスモスを毎年植えて、今では16万人の観光客を呼ぶことができていると。ですから、夏場の方が活況があるわけですよ。この地域もそういうわけで、尾瀬に来る客とか大内の辺に来る客とかいっぱいいるわけですから、その客をとめるということも夏場の活用で大事なことだと思うんで、そういうものも、もしも株式会社の方でできないのであるならば、やはり町もそういうものを一緒に計画するとか、そういうようなバックアップも必要じゃないかなと思うんです。

ですから、それとあわせて株式会社を今後どうするのか、これもできるだけ早く手をつけられた方がいいと、私は思います。何もそれぞれの会社に、町村の合併と同様に首長が何人もいるよりも、今こうなった以上はやはり会社も統合されて、取締役も本当に集中されて、そして十分にその中で検討されて、活動できるようなシステムにされた方が私はいいと思います。町長はこの間申された覚悟がどのぐらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

町出資の会社につきましては、前回の議会からも大変ある意味では厳しい、そしてまた本気なご提言、ご意見をいただいているところであります。このことにつきまして、私はそれぞれの会社で懇談会をやっておりますので、統合をしてほしいという意見がまずありましたということをお申し上げました。

その上で、では、統合するだけでいいのかという意見も一方にございますので、これらについては統合することによってどう会社が変わっていくか、こういうことをきちっと精査をしていきたいと思っております。そのときの一つの方法として、先ほどからお話に出ております株式会社南会津観光連盟が、その果たす役割を担っていきたくと、担っていくようなものにつくり上げたいということがございます。

黒姫スキー場のお話もございましたが、実はこの4つの町出資の会社のみならず役場自体の、自治体自体の経営についても実は人なんです。問題は人なんです。仕組みを幾らつくってもそこにいる人が本気で、そして自分の役割を、あるいは自分の使命をどうやって醸成させていく



かということがとても大事であります。したがって、それを何とかつくり上げたいということにちょっと今時間をかけてきました。

これからは、それほど時間をかけておられないので、これらについては、少し私の考え方を申し上げながら進めていきたいと思いますが、いずれにいたしましても物事は人が決める、人がつくるということですので、その人づくりをまずこれからもあわせてやっていきたいということで考えておりますので、その本気さについては、人づくりとシステムづくりと並行してやっていく覚悟でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 8番、大宅宗吉君。

○8番 大宅宗吉議員 そういう点では、私も町長と同じで賛成であります。ですから、これは本当にこのままの状態では決して私どもいいと思っておりませんから、ですから十分に状況を検証されまして、そして人材を生かして雇用につなげて、町の発展につなげて行ってほしいと、私も要望したいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、8番、大宅宗吉君の一般質問を終わります。



◇ 星 和 男 議 員

○児山寿明議長 次に、20番、星和男君の登壇を許します。

20番、星和男君。

○20番 星 和男議員 おはようございます。

通告により、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、商工会、観光協会についてでございます。

1町3村の合併により、南会津町が誕生いたしました。旧町村にはそれぞれ商工会もあり、観光協会もあり、役場当局の補助を受け運営活動をしてまいりました。

しかし、新町南会津町となって、合併は経費削減が目的であるということから補助金が減らされ、運営、サービスが低下するのではないかと大勢の方が心配しておられます。地域の活性化を図るには、住民の一番身近な団体である商工会や観光協会であると私は思っております。これからの町政において、商工会や観光協会をどのようにお考えか、また補助金等はどのようになるのかお伺いいたします。

次に、上郷小学校跡地利用についてでございます。

館岩統合小学校建設工事も基礎部が終わり、上部工事と移ってきましたが、これから寒さが厳しくなる時期であります。工事も大変とは思いますが、よいものをつくっていただきたいと思っております。平成20年度には廃校となる見込みの上郷小学校ですが、再利用価値の非常に高い物件であると考えます。町当局の考えをお伺いいたします。

私の考えといたしましては、上郷地域の中心地であり、上郷小学校のある壇原は上郷の人たちによってつくられた場所でありまして、住民や都市との交流などに利用できる施設として残していただくことを望んでおります。

以上でございますけれども、再質問に対しては自席よりさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 20番、星和男議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、商工会、観光協会についてのおただしであります。私も住民の身近にある商工会や観光協会が地域の活性化を図る上で極めて重要な団体であると認識をしているところであります。合併後現在もなお商工会、観光協会とも旧4町村にそれぞれ残っているわけですが、商工会においては合併の動きがあることから、町といたしましても側面からの支援を引き続き行っていきたいと思っております。

また、観光協会につきましては、現在行っているイベントの開催や受け入れ等の機能は今後立ち上げる予定の総合支援センターで担うこととし、誘客や総合窓口につきましては、観光関連の新会社を設立させ、新たな地域ブランドの開発や総合旅行コンサルタント等、すそ野を広げる地域経済の発展へとつながるものにしてまいりたい、このように考えております。

また、補助金につきましては、人件費的補助と事業費補助の側面があるわけですが、商工会及び観光協会に対する補助金については、それぞれ一つ一つその事案を検証しながら当初予算策定の中で考えてまいりたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、上郷小学校跡地利用についてのおただしであります。上郷小学校は昭和53年に鉄筋2階建ての校舎として建設をされました。これまで28年が経過しているわけですが、館岩統合小学校が建設された後の上郷小学校跡地の利用につきましては、旧館岩村において大学セミナーハウス、友好都市の保養施設、第三セクターの観光施設、あるいは団塊の世代の受け入れ施設として活用できないかどうか検討を行ってきた経緯がございます。

現時点では、具体的な利用計画の策定には至っておりませんので、今後、交流人口の増加や雇用の場の創出を図ることを念頭に置きながら地域住民の方々の意見も聞き、施設の有効利用の具体案を練り上げていく考えでございます。どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○児山寿明議長 20番、星和男君。

○20番 星和男議員 ただいまご答弁をいただきましたけれども、商工会についてお伺ひいたします。

今、商工会も確かに合併協議に入ったようでございます。会長を初め、そして事務局とあわせて合併研究会ですか、今その段階でございます。それで、合併する場合に町として、側面の支援と言われましたけれども、意見なり金銭的な面も含めて合併した場合どのような支援策があるのか、立ち上げる場合ですね。それをお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、商工会につきましては、田島の商工会を幹事として事務局の方でその研究をしているということでございます。ただ、私の方にそれぞれ来年度以降の助成、支援、あるいは補助金等のお話もござひます。そんな中で話をさせていただいておりますのは、先ほど8番の大宅議員からもござひましたが、合併統合すればいいのかということではなくて、こんなことをしたい、こういう商工会にしたい、商工会が果たす役割は地域の中でこう変わっていききたい、だから合併するんです、こういうご提案をぜひお願ひをしたいんだと、こういう話をしております。

しかしながら、実務的にそういう案が上がってきておりません。ということは、私は町として商工会の方に意見を申し上げるとすれば、ぜひ抽象的なことではなくて、具体的な問題点を掲げて、あるいはそれをきちっと抽出して、課題解決に向かう方法も出していただいたときに始めて、私は町全体として合併についてのいろいろな協議の場を設けることができるし、支援の方法も見つかるだろうと、こんなふうに申し上げているところでありますので、先ほども申し上げたように、主体はそこで働く人、そこでその業務を担う人がいかに将来予測をきちっとして、その将来予測に向かって自分たちの役割、任務を果たしていくかということが大事だと思ひますので、そのところをご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 20番、星和男君。

○20番 星 和男議員 私も館岩商工会の部分しか余りよく知りませんので、そのことについてお伺いいたしますけれども、会員数としては165名ですか、その中にはいろいろと部がございます。商工会の中に商工部会、工業部会、観光部会、また女性部、青年部といろいろな部がございます、各それぞれあると思いますけれども、そういう中でいろいろ館岩の場合だと活躍しております。女性部の方だとEM菌ですか、それを使った石けんをつくるとか、また青年部は交流的なことで、会津若松とかそういうところへ行って、発表会なども出て優秀な成績もおさめております。また、本会としてもいろいろな事業を受託して、手数料としていただいて、そして活動に向けております。

そういうことをしておりますので、多少ですけれども、会の運営というものを何とかやって、今の補助だけでやっていくような事態であります。そういうことから言っても合併ありきではないとは私は考えておりますけれども、県連合会ですか、そちらの方でも広域連合をつくってやってはどうかという話も前々から出ております。これも余り機能が活動していないようですけれども、そういうこともありますので、その辺ももう少しお話しいただければと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私は、これまで商工会の青年部につきましては、南会津全体の懇談会を一度持たせていただきました。それから、女性部の懇談会については、南郷と館岩について懇談会を持たせていただきました。

そんな中で、館岩の女性部との懇談会で強く思ったことは、今回EM菌を使ったいわゆる環境にいい石けんというものをつくっていただきましたが、これは発展支援事業の50万円を使っただいて、この石けんの試作に取りかかりました。その報告書を見させていただきましたが、こういう経過でこういうものをつくりました、この中でこういう課題が残りました、その課題解決をその次の来年度にはこういうふうにしていきますと。非常に論理的に、そしてまた将来に向けた希望的な考え方も持っておられたので、これはさらに発展する可能性があるなどということで、大変頼もしく実は見てまいりましたし、女性部の方々に今後も、再度では次のステップをどうするかという話し合いをみんなですていこうということで話をしたところでありますし、さらに館岩地区については、その女性部を本会の方がきちっとサポートをしている、本会と女性部と青年部がうまくかみ合っていて、実は商工会の事務所に入ったときに、ごみ一つ落ちていないんですね。

本当にある意味ではすばらしい職場だなというふうに理解をしておりますので、実はすべて

が合併ありきということではなくて、その地域にいる人がその地域を真剣に考えて、そして行動を起こして、そしてそれが火種になって広がっていく、そういう力を持っているところは、やはり将来のある意味では推進力の中核になっていくのではないかなと、こんなふうに考えております。

したがって、県の広域連合等のご指導もありますが、私は、それはそれとして地域の中でどういうふうに熟成していくかという、その過程にやはり今後のエネルギーがあるんだろうと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 20番、星和男君。

○20番 星和男議員 どうもありがとうございました。

それでは、次に観光協会についてお伺いいたしますけれども、先日の15日全員協議会において説明されました南会津観光連盟ですか、私もその考えには大賛成の方でございます。観光にもいろいろとあると思います。誘客活動においても広域的なことから行わなければいけないと。そしてイベントになると、地域の人たちの応援を得なければできないわけでございますので、そういう面からも、広域的に行うなら観光連盟を設立してもいいのではないかというように考えております。

また、現にある観光協会ですか、これもやはり残さなければいけないのではないかと思います。イベントをやるにしても、やはり地域の発展をするには、そういうイベントから来ると思えますし、地域の人々の応援を得なければできないものと思えます。

そういうことから考えますと、観光連盟をつかって、そして広域的な観光誘客活動、また観光会社とかそういうところと連携して発展、お客を呼んでくるのもいいのではないかと考えております。そういうことから考えて、本当にこれは私も賛成するところでございますけれども、その上において、先日館岩支所ですか、そこで南会津町観光物産振興組織ですか、そういうものをつくりたいという話し合いがあったように聞いておりますけれども、その点との競合性あるならばちょっとお話しいただければと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

株式会社南会津観光連盟のことでございますが、全員協議会のところでもたしかお話をさせていただいたと思えますけれども、実はこれまで合併前のそれぞれの町村、それぞれ特徴があってやり方は違っていたかと思えますが、私がさまざまな人と出会い、そして地域を見させてもらったときに、一つ大きく欠けているのが個々分散型の努力だなど、つまり観光協会は観光

協会としてありますし、商工会は商工会としてあります。また、そのほかにそれを囲む振興協議会だとか、いわゆる検討協議会だとかいろいろあるんですが、どうもこれが連結していない、そういうふうな思いを実は強く持ってまいりました。

そんな中で、何とかここでとれるもの、あるいはここで生産されるものがもっと有効に、いわゆる消費者のもとに届くようにするにはどうしたらいいのだろうか。それは、あくまでも単品として、単体として売り出すことも大事なんです、あわせていろいろな生産物を組み合わせることも大事だろうと。それをだれが連結させるんだろう、だれがつなぐんだろうかと。それは今まで役場が当然政策として、あるいは行政の一つの業務としてやってこられたと思うんですね。

しかし、なかなかその実効性が上がらないということであれば、もっともっと、いわゆる観光を主体とした業をなりわいとしている人たち、専門家の人たちの意見を聞こう、あるいはまた、消費者の意見をもっともっと広く集めてみてはどうだろうか。そういう中でこの観光連盟はさっき言った4つのスキー場も含めてですが、それぞれの観光イベントを何とかつなげていって、いわゆるここに来られる方にとって、来てよかった、あるいはもっと楽しめる、そういう選択肢をつくっていきたいというのがねらいでございますので、今後、これらについては再度意見をたくさんいただきながら、できるだけ早い機会にこの形をまた皆さんの方にお示しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、物産振興関係の立ち上げなんです、それについては、ちょっと私まだ聞いておりませんでしたので、もしあれだったら担当課長の方からご説明をさせていただきたいと思っております。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 さっきの意見は、私は具体的に出席しておりませんので、どんなあれだか承知をいたしておりませんので、どんな会議でいつあったか、それちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

○児山寿明議長 20番、星和男君。

○20番 星 和男議員 おれ、間違えたかもしれませんが、観光連盟と同じようなあれかなとも考えたんですけども、それぞれの指定管理者制度の会社の方々とか、あるいは観光協会の局長たちが集まって話しされたと思うんですけども、町からも出ておりますけれども、名目上こうなっているんじゃないかと思うんです。観光物産振興組織設立というような形のものでございますけれども、別になくても結構ですけれども、今後観光協会においてもやはり人手

が足りないというか、それぞれの観光協会でありますけれども、振興公社へ事務を委託したり、商工会に委託しているようでございます。

そういう面からもおいて、これからの地域振興ですか、支援センター、そこで観光をやるのもよいかと思いますけれども、私は商工会の中に事務を持って行って、その中でやっていったらどういうものかという考えを持っておりますけれども、町長としてはいかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

名称の確認ができていなかったかと思うんですが、観光物産に関するというのは、それは多分、株式会社観光連盟を考えた場合の懇談会を持ちました。それは事実、舘岩総合支所で、それぞれの総合支所と関係団体の人に集まっていただいて意見をいただいたということがございましたので、そのことかというふうに思っております。

その上で、観光協会のあり方ではありますが、それぞれこれまで設立された団体というのは、任意団体は特別置いておいて、商工会もしくは観光協会等については、それぞれ国の法律があって、それでそれに基づいて設立されたものですから、観光協会をなくしたりすることは、国の政策に穴をあけるみたいな格好になりますので、それはできないと思うんですね。

ただ、私は先ほども申し上げたように、観光事業だから観光協会がやるんだといって、人手が足りないとかということがありました。でも、例えばの話ですが、社会福祉協議会があります。社会福祉協議会もいろいろなイベントをやります。社会福祉協議会と観光協会が手をつないでやれることはできないだろうか。それを総合的に、そこに住んでいる人たちの暮らしに支援をしていく、そこに暮らす人たちがいろいろな不安とか負担とかがなくなれば、私はいいんであって、そういう負担、不安をなくすために、それぞれの縦割りのやり方をやっていたんではなくならないとすれば、横糸を張っていこうということです。その横糸をきちっと張っていくための一つの考え方が観光連盟という考え方であって、それをやりながらもっと時代が求めるものがあれば、それにシフトをしていく。もちろん、地域の人たちといろいろな議論を深めながらシフトをしていくというやり方にしていきたいと思っておりますので、現在までやってきた観光協会等についての実績、あるいは今後の期待、これらについてはいささかも変わるものではないということでもあります。

ただ、1つは経費の問題がございまして、経費はできるだけ少なくするという事は自治体である役場もそうですが、各団体にも求められるものですので、この辺をきちっとやはり両側面から検討していかなければならないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 20番、星和男君。

○20番 星和男議員 いろいろわかりました。

それでは、次に上郷小学校の跡地について質問したいと思います。

上郷地区においてもいろいろな意見が出始めております。どうするのかなって、地域の人たちが一番思っているわけでございます。

そういう意味からも、やはり思い出の残る小学校ですから、みんなそれぞれそこを卒業して、そして今地域に住んでいるわけでございますが、そういう面からもやはりそのままと言わなくても、何らかの形で地域の人たちが使えるような形で残していただくことを私は一番望んでいる、私もまたみんなもそう思っているんじゃないかと。

また、観光さんにも使いたいという人も中におられます。民宿なんかやって、そしてそこを合宿所にできないとか、また校庭を使っていろいろな練習、合宿練習ですか、そういうものに。サッカーなり野球なり、そういう子供たちを呼んで安く合宿所みたいなものができないかという、それは民宿の人たちの意見でございます。聞いた上ではいろいろあるんですけども、そういう方面で都市交流の上から残していただければと思っていますし、また中にはそのままそっくりどこかの市町村さ売って、そしてそこを自然の家みたいな形で残していけないかと。そういう意見もありますけれども、どれがいいのか私もよく今検討できませんけれども、町として先ほど言われましたけれども、これからの検討材料だということですけども、方向性というものもまだ見えていないでしょうか、お伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

このことについては、先ほど冒頭の答弁でも申し上げましたが、館岩総合支所の方に、上郷小学校の校舎・校庭の利活用について検討できる会を立ち上げてほしいということで指示をしております。これは、先ほどお話に出ました商工会の女性部の皆さんからも非常に高い関心を寄せられております。

そんな中で、私の基本スタンスとしてはやはり議員おただしのように、地域の人たちがどうそれに思いを持っているかということがとてもやはり大事ですので、それをまず大事にしたい。しかし、私たちは時代の流れといいますか、時代の要請というものがとかく見えない部分もまた一方ではあります。そんなことを考えますと、都会の、あるいは情報のたくさんある地域の情報をきちっといただきながら、あるいはそういう人たちの提言もきちっと受けとめながら、地元の意見と十分練り合わせたもので活用を考えていきたいというふうに思っております。



そんな中で、1つ具体的な私に来ている要望を申し上げますと、実は団塊の世代というのが間もなく、いわゆる定年を迎える。このことは、もう既に何年も言い古されたように言っています。じゃ、団塊の世代の人たちの実態はどうなのか。団塊の人たちが、今どんな地方を何のために目指しているかという具体的な情報をとらえているかというのと、案外そうではない。

そこで、私は私的に調査をさせていただきましたが、実は団塊の世代の中でも、男性はやはり地方に来たいという希望を持っている人たちが55%以上、約60%近くいるそうです。しかし、女性はわずか40%にならないくらいですね。つまり女性の方々は、やはり都会の機能を持っているところでまだ暮らしを続けたいという希望があって、ご夫婦一緒に田舎に住み移るということは、なかなか現実的な問題としてはそこまで行っていないというそんな状況が見えてきました。

そこで、私は、今回安倍総理大臣のところで作られました首相の補佐官、山谷えり子さんという方がいますが、彼女と直接的ではなかったんですが、いろいろな情報交換が人を介してできました。そんな中では、いわゆる団塊の世代の人たちが、実はこれまで非常に家庭を犠牲にして、企業戦士として一生懸命働いてきた。その裏にはやはり奥様の、あるいは家庭の支えがあった。これからは、やはり家庭に意識を向けたいという人たちが大変多いので、そういうご夫婦が友達や仲間と一緒に来て勉強のできる施設ができないだろうか、こういう提言がありました。

それらも一つの選択肢でございますので、これからもいろいろと地域のためになること、つまり交流することはいいんですが、交流することによって地域の人たちが当事者となって参加できるもの、そして参加をすることによって、それが何らかの形で収入に結びつくもの、こういう施設の活用をこれから真剣に考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 20番、星和男君。

○20番 星和男議員 適切な答弁ありがとうございました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、20番、星和男君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。福島県知事来庁中につき、午後2時40分まで休憩といたします。

なお、議員の皆さんにつきましては、我々議会に関係する地方自治法の一部改正の内容について、事務局より説明を受けます。10分ほど休ませていただきます。よろしく申し上げます。

休憩 午前 11時10分

再開 午後 2時40分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◆ —————

◎早退の報告

○児山寿明議長 ここでお知らせをいたします。

18番、芳賀芳一君、40番、星謙一郎君が都合により早退いたしましたので、ご了承願います。

————— ◆ —————

◆ 平野昌盛議員

○児山寿明議長 次に、23番、平野昌盛君の登壇を許します。

23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 私は、2つの事項について質問します。

1つ目は、農業・水・環境保全向上対策についてであります。

農地や水等の資源の保全とその質の向上を図ることは、今、町にとって重要な政策の一つではないかと思うのでありますが、こうしたことのできそうな新たな対策として、農林水産省では平成19年度に農地・水・環境保全向上対策なるものを導入するとしております。これを当町に導入するには、大変難しい面もあるかとも考えますが、近隣の町では、その一部に当該対策の導入を希望しておる地区があるようにも聞いております。当町にも当該対策、すなわち制度を導入すれば基幹産業であります農業の基盤整備にもつながり、農産物のより鮮明な産地化が図られ、営農の組織化にもつながるのではないかと考えるのであります。

加えて、6月議会定例会での私の一般質問の再質問で農業の産地化、すなわち農産物の産地化について町長のお考えを伺いましたが、それに対し町長は、できるだけ地域の全体的な取り組みになるよう、あるいはまた、それぞれ生産作物によってネットワークが図られて体力が

くような、そんな農業政策も展開していきたい云々と答弁しておられます。当該制度の導入を図るべきかと思いますが、町長は既にその導入をしない決定をされたと聞いておりますが、その決定をされた経過と理由をお聞かせください。

2つ目は、いじめ対策についてでございます。

全国的なことであり、主として学校でのことのように思いますが、いじめは昔からあったし、苦悩の余り自殺した子供もいたそうですが、今のように卑劣な過酷でもある体罰のないいじめから非難的、精神的ないじめはどちらかというとなかったように思います。ましてや今は自殺予告まで出てくるありさまです。このような心境にまで追い込ませるのは一体何者なのだろうかと自問自答するとき、細論、すなわち細かく論ずるものではございませんが、家庭、学校、地域社会全体がそうさせているとも考えられます。

6月議会定例会での私の一般質問の再質問で、教育方針には体温の伝わってくるような教育の仕方を盛り込んでほしい旨申し上げておりますが、これのうちには子供たちにより親密に接して、子供たちの心の葛藤に対することも含めての教育を施してほしいとの意味合いを多分に含めての発言のつもりでありました。要するに、いじめは子供たちの心をもっともっと読み取ってやることで多少なりともそのいじめを、そして自殺を防げるのではないかと思います。また、いじめは、異常なまでの人権重視主義に根をおろしておるのではないかと考えられる面もあるように思われます。

当町の学校にはいじめはないと思いますので、その予防策について提言的に申し上げますが、とにかくいじめはいろいろな面で、いろいろな形態で行われておるようなので、その把握も解消も容易ならざることかとも思いますが、県で出しておるいじめ防止のためのチェックリストや政府の教育再生会議がまとめたとされる、いじめ問題の緊急提言などを踏まえて、当町にマッチしたいじめ予防対策をなすべきではないかとも考えるのであります。

以上、申し述べましたことを踏まえて、把握しておられるであろう次の2つの事柄についてお伺いします。

当町内の学校でのいじめの有無、あったならどこにどのようないじめが何件あったのか。それらにはどのように対応されたのか。2つ目、いじめの解消策や予防策についてのマニュアル的なものがあれば、その概要はどのようなものか。

以上でございます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 23番、平野昌盛議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農地・水・環境保全向上対策についてのおただしであります。本町において国の求める農地・水・環境保全向上対策を見送った経緯と理由についてお答えをします。

この制度は、一たん事業が採択された場合には、5年間の事業継続が義務づけられていることや、国が示す細やかな指針に基づいて活動しなければならないこと、また翌年度へ事業費を繰り越すことができないことなど、農業者や地域の実情にそぐわないものが多いこと。さらに、本事業は会計実地検査の受検対象であることから、厳しい経理の義務づけや受検の際の集落負担はかなり大きいものと判断をいたしましたので、見送りさせていただきました。

このような事情から、本町といたしましては、農地・水・環境保全向上対策にかわるものとして、各集落が本当に必要とする農業施設の維持や補修活動、農村環境の整備に対して支援する町単独事業ではありますが、独自の制度の導入を考えているところであります。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

演壇で願いをいたします。

○横山恒廣教育長 続きまして、23番議員の平野さんにお答えいたします。

2番目のいじめ対策についてでございますが、いじめの有無、件数、その対応ということについてのおただしだと思いますので、そのようなことでお答えいたします。

県教育委員会が11月10日までに行った県内のいじめに関する緊急調査は、子供がいじめと感じているものの件数を調べたもので、全県で595件に上ることを公表しました。この中には、南会津町における2件が含まれております。これらは2つの小学校におけるもので、内容は冷やかしかからかい、仲間外れなどいずれも継続的なものではなかったこともあり、いじめはほぼ解消したものと認識しております。

これらの対応の仕方につきましては、全校的な実態調査や職員会議での共通理解、全校児童への道徳や思いやりの心についての指導、またスクールカウンセラー、相談員等が保護者を交えて相談に当たるなどした結果、当該2人の児童は毎日元気に登校しており、学習意欲も高く、様子も安定し落ち着いておりますので、安心しておるところであります。

以上でございます。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 まず1番目の農地・水・環境保全向上対策についてでございますが、町長は、農林水産省の打ち出したこの対策にかわるものとして、町で独自に考えておると言わ

れましたが、まず、これは具体的にどのようなものかお伺いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、それぞれ議員のお考え、国あるいは県の対策に基づいてそれぞれ地方のあり方、あるいは自治体の実態等をきちっと反映させていくというお考えがあると思います。その点では私も一致をしているところではありますが、前回あるいはその前の議会かちょっと忘れましたが、申し上げました。国の政策がどうあろうと、その実態が、その対象者に求めるものが大変大きな負担になったり、あるいは改善の余地がないものについてはノーと言う場合もありますということを申し上げました。

今回、先ほどご答弁申し上げましたが、集落の実態は高齢化が進んでおります。そういう状況の中で、全国一律の、しかもかなり詳細にわたって厳しい条件のつく制度が本当に地域のために、農業者のためになるのかということで、実は見送る前に私の方から国会議員の先生方を通して国に意見を申し上げました。しかし、なかなか一たん決定されたものでありますので、その修正、改善はかないませんでした。

したがって、今回10アール当たり町の負担の持ち出しが1,100円になりますが、これらのもし町内で実施した場合の原資はどのくらいになるんだということをこれからはじき出しまして、その原資をもって集落の実態に合った環境整備ができないだろうかということで、農林課の方に指示をしております。これらについては、今鋭意中身を詰めておりますので、いずれ時期が来ましたらきちっとお示しをしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 こうした国の制度が出てきた場合には、町内に一応諮ってほしかったと思います。そのことを一つ申し上げておきます。なぜならば、先ほど申し上げましたように、隣町では一部採択しておると、県内では900程度の地区の要望があると。それに対して県では要望が申請されたものすべてを採択したいというふうに言っております。

こうした事業にはいろいろ事情はあったかと思いますが、やはり先ほど申し上げましたように、町内の説明会で、何か開いて言ってほしかったと思います。もうこの件に関しては終わったかと思いますが、この件に関して、5年間のうちの、例えば来年度でも申請すれば、これは採択していただけるのか、その辺調べておられたと思いますので、お伺いしたいと思っております。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

隣の町村、あるいは県内の各町村で採択をしているという事実は承知しております。ただ、私は、先ほど申し上げましたように、たとえ隣の町村がやろうが、県内の幾つかの町村がやろうが、私の町村の農業者あるいは集落に多くの課題を抱えるようなものはしないという判断をさせていただきました。ですから、類似団体等があった場合に、その団体はその団体の判断があったかと思えます。

したがって、この制度は私たちのような中山間地域の、しかも小規模農家の多い地域において、しかも高齢化あるいは高齢者が従事する実態を考えたときに、国がみずからその実態を改善するということがあれば、それにしっかりと向き合っていきたいというふうに思っております。

町内で説明をしろということですが、実は中山間直接払いのときに農林課の方できちっと集落の方に参っております。そのときにも、まだ制度としてはっきり決まらないうちですが、そういう話はしておりますし、直接払いについても、これは脱退をする団体が出てきております。それは一体どこに原因があるのかということ、これまでそれぞれ農業者の代表者の方々とも話し合い、そしてこの結果に直接結びつくのではないんですが、それらの経過を総合的に判断をさせていただいて、この結果、見送りを決めたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 農地・水・環境保全向上対策についてはわかりました。

あと、いじめ対策についてでございますが、町内にも2件あったと、小学校の中に。小学校でありました。そして、今はそれは解消されて2人とも元気に登校しているというようなことですが、これは、いじめがあったかなかったか、対応についてはある程度わかりましたが、解消策の予防策とかマニュアル的なものがあれば、その概要はどのようなものかと、こうお伺いしたわけですが、これについては何か私聞き忘れたのかわかりませんが、何か大声で言えません、答弁いただいていないようですので、もう一度答弁をお願いします。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 大変申しわけございません。先ほどの23番議員さんの質問で、来年度以降申し込みができるのかということに対してお答えをしませんでしたので、改めてお答えをしたいと思います。来年度以降申し込みをしても受け入れていただけないということで、5年間はいずれの時期についても申し込みできないということになっておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。大変失礼しました。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 大変申しわけございませんでした。いじめの解消策や予防策についてのマニュアルということですが、まず初めに、いじめに対する危機管理ということがございます。いじめについては、まずどこにでも起こり得ることであるということ。いじめは決して許されないことである。1つは、いじめは学校での出来事が発端になることが多い。いじめは兆候を示した疑われる初期の対応が大切である。いじめに対しては、単に1人ではなく、学校が一丸となって対応することが大切である。いじめに対しては保護者と連携して対応することが大切である。これが、まず1つ目の学校としての危機管理でございます。

いじめ防止につきましては、県の教育庁で出しています、それぞれの個別のいじめの事例に対応した対応策がございます。そのほかにいじめ防止のためのチェックリストという形で具体的に基本的な考え方、教育的な指導のあり方について記載をしたものがございます。1点1点チェックをして、いじめが実際に起こっているのか、潜在としてそのいじめがあり得るのかというようなチェックリストがございます。これをもとに学校では、名称は違いますが、児童委員会、生徒指導委員会等の名称のもとに、それぞれに対応して、全教師のもとで対応を行っているということがございます。個別の詳しいチェックリストについては、詳細は申し述べませんが、それ相応と申しますか、完全にいじめがないような形でのチェックを図っておるということがございます。

以上です。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 今、答弁いただきましたが、質問が前後するかもしれませんが申しわけございませんが、この学校での調査、2件あったと。今は解消しているというような調査は、主として文部科学省ですか、そこで出したいじめの定義をもとにされたのか、あるいは県の教育委員会の調査の項目をもとにされた調査なのか、その辺簡単にお伺いします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

今までの文部科学省の調査の場合には、報告の基準が、自分より弱い者に対して一方的に心理的な攻撃を継続的に加えたり、相手が深刻な苦痛を感じているものというような定義でございました。今回の福島県教育委員会の調査の報告の基準は、1つは陰口を言ったり、ありもしないことを言いふらしたりする。もしくは、上級生が下級生におじぎやあいさつを強要する、こういうものについても一つのいじめの定義として報告を求めたということで件数がふえたと

いうことでございます。

以上です。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 そうしますと、学校での町内の調査は、県の教育委員会の出された項目等によって調査されたというふうに解釈してよろしいと思いますが、そうさせていただきます。

私の質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、23番、平野昌盛君の一般質問を終わります。



◇ 湯 田 秀 春 議 員

○児山寿明議長 次に、7番、湯田秀春君の登壇を許します。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 7番、湯田秀春。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ただいま平野議員の質問と同じ趣旨で、私も農地・水・環境保全向上対策、これをしなかったその理由ということで、今、回答に近いようなことがあったものですから、何かちょっとやりづらい面もあるわけですが、通告してありますから、途中でなかなか変更できませんので、とりあえず一通りここに書いてありますので読み上げてみたいと、こんなふうに思います。

これは、昔は農業基本法というものがあつたんですけれども、40年もたつて変えるということで、平成11年でしたか、食料・農業・農村基本法というものができまして、そして2005年、平成17年3月に食料・農業・農村基本計画というものをつくったわけでございます。それに基づいて来年、2007年大きく農業の政策が変わるということでございます。経営所得安定対策ということになっているわけですが、これは大きく3つからなっております。

1つは、品目横断的経営安定対策ということで、皆さんもご承知のように、ある一定規模の農家、4町歩の認定農業者と言った方がいいんじゃないかなと思います。それからまた、小さなそれ以下の農家は集落営農ということで、集まって、20町歩くらいでそういう組織をつくって、その人に対して所得補てんを行おうと、こういうふうに変わってきたわけでございます。



それから、2つ目はこれと表裏一体の関係にあるわけですがけれども、今まで米の生産調整というようなことをやっておりました、減反ですね。それを今度見直して、米政策改革推進対策というような名前で、早い話が米を中心にして今まで価格支持みたいなことをやってきたけれども、今度はもうそうしないよと。ほかの農産物と同じように、あるいは輸入農産物と同じようにもう市場原理に任せるよと、こういうようなことでございます。そして、国はもうこういったものからだんだん手を引いて、農業団体に任せると、こんなふうなことだろうと思います。

いずれにしても、最初はこの1つと2つをやったわけですがけれども、どうもこれをやりますと、小さな農家はやめろと。あるいは、やめろと言わなくてもやめざるを得なくなって、相当水田と畑作の放棄地がふえて荒れると。荒ればどうなるかということ、当然のことながら何か大水とかそういったときに大変な国土が今度守れなくなると、大変な水害になってしまうということで、3つ目として今話題になっている農地・水・環境保全向上対策と、これが後から創設されたわけでございます。

したがって、その品目横断というのと車の両輪だと。農地・水・環境保全向上対策、これは小さな農家、それも農家ばかりでなくて、地域全体でもって何とか今我々がやっているような堰とか、あるいは堀り上げとか、水の流れをよくしたり、あるいは土手の草を刈ったりという、いわゆる水の流れとか環境とか、あるいは農地を守ってもらって、国土を守ろうという、そういうような趣旨から創設された。私はそういうふうに理解をしているわけでございます。

それでも、これからは小さな農家に対しては、国はもう助成しないよということですから、現実的には高齢化、少子化、後継者不足、こういったものが我々のいる地域にもいずれ耕作放棄地が多くなるのではないかとということが予想されます。用水路の管理というものが一層困難になるんじゃないかなと。大きな農家だけではとてもじゃないできやしないわけで、地域全体でやるほかないんじゃないかなと。

この農地・水・環境保全向上対策、これは実は2階建てでありまして、盛んに私が今言ったようなことは1階でございます、もう一つさらに2階建ての部分は、実は今福島県でも進めております、これは有機農業ですね。福島型有機栽培というものを非常に進めております。これは、化学肥料とかあるいは農薬、これを半分に減らそうと。そういう農家に対して、あるいはその地域に対して補助しようと、こういうような2階建てになっているわけでございます。

1階部分は、今言ったような形でその地域に持っていく。それから、2階部分は、ある程度の実際農業をやって、優しい農業というわけですがけれども、とにかく今、安全・安心を非常に進めておりますから、そういったものに努力したところとにかく補助をしようと、こういうよ

うなことでございます。

先ほど前の議員も言いましたから、水田で4,400円、それから畑に対しては2,800円と、こういう形で支払われると、こういうことでございます。2階部分も今言ったみたいな形で、福島県で取り組んでいる福島型有機栽培をやるよといった農家に対しては、その地区に対して20万円とか、あるいは水稲であれば6,000円、花卉であれば1万円、トマトでは4万円と、こういう形で10アール当たり支払いをというような形になっておるわけでございます。

この農地・水・環境保全向上対策、これは里山を含めて水路とか農道とか維持管理してやっていくわけですから、実際具体的に言えば我々今、大川の方から農業用水を引く堰、それから生活用水とか排水の流れをよくするための掘り上げ、土手の草刈りと、こういったものを実際今やっていることに對してこういった助成措置があるわけで、これは常日ごろ町長が考えている共同で農地とか里山とか水、環境を守る取り組みだから、多分これはやるだろうと私は思っております。

しかも、国で半分2,200円、県で1,100円と、町も1,100円かかるわけですけれども、これは恐らく放っておいても必死になってやるんじゃないかなと。こんなふうに思ったわけでございますが、実際は要望しなかったと、こういうことでございます。私が農林事務所さんの方に聞きますと、61市町村中47市町村ですね、77%がやると、こういうことでございました。

そこで、お伺いしたいわけですが、先ほどなぜやらなかったかということで、いろいろ答弁があったわけです。私は1階部分はわかったんですけども、2階部分をやらないということは、やろうとした農家の、その人たちにどういうふうな説明をするのかということですね。安全・安心というものがあるわけですし、福島県の取り組みでもあるわけですから、そういったことに対する説明をどうしたらいいのかというのが1つあると思うんです。

それから、2つ目は9月の産業建設委員会のときに、渡部康吉議員がこの件に関して若干質問したわけですが、これは9月末までという一つの期限があったわけですが、そのとき、これは町長というよりは課長さんですね、課長がいたわけですが、なぜそのとき説明しなかったのかなと、こんなふうに思います。ですから、課長さんにぜひそのときに説明をしなかった理由をお聞きしたいなと思います。

それから、先ほど私が言ったように、3つセットなんですけれども、1つだけやらないというのは何か片手落ちのような感じがするんですけれども、その辺の説明をお願いしたいなと。町はどのような対応策をとるということで、先ほどの答弁ですと考えているということなんですけれども、もう少し具体的にあればお伺いしたいなと、こんなふうに思います。

それから、2つ目でございますが、スキー場の統廃合ということでございます。これも先ほどの8番議員にもある程度答弁があったわけですが、これも通告してありますので、若干質問というか、読み上げてみたいと思います。

皆さん、マスコミ等でご承知のとおり夕張市の第三セクター、石炭の歴史村観光というもの、これは町出資なんですけれども、これは社長に市長さんが兼ねていたということなんですけれども、ここがやはり実質倒産というようなことで大変なことがあったわけでございます。結果的には、やはり納税者である夕張市民が負担を強いられた結果となったと。これに対して、執行部はもとより議会の方のチェックもきかないということで、かなり議会の方のバッシングもございました。実質的に経営破綻していたにもかかわらず先送りしたという、その自治体の放漫経営というようなことで、かなり厳しい意見があったように思います。

深沢映司さんという「第三セクターの経営悪化要因と地域経済」という論文を読みますと、バブル期以降に設置された第三セクターというのは全国的にかなり破綻をしているということだそうでございます。第三セクターといえども、赤字が続けばやっていけなくなることは明白でございます。町出資の会社は幾つかの点でかなり有利な形態をとられていると。固定資産は町所有が多いし、あるいは無償でありますし、減価償却費もありません。ある一定規模以上ですと、修理・修繕も町で負担するというのが多くて、会社は費用計上が少なくて済むと。固定資産税の費用負担もないと。指定管理を逆に今度はいただいていると。施設等固定資産の購入借入金の利息及び返済、こういったものも全部でないにしてもあると、こういうことです。

それから、設置の債務超過、いわゆる赤字になれば補助金なり増資なりの名目で、税金で欠損の穴埋めをしているというふうに見受けられるところもでございます。また、資本金は本来固定資産等を購入する投資のためにするものが多いわけですが、どうも会社経営の運転資金として使用消費されているようにも思います。これは、その対価となる固定資産が非常に少ないということで、そのように推定せざるを得ないと。町が資本金として出資したものはやはり税金ですから、本来返すべき資金だと、こんなふうに私は思っています。

そこで、我が南会津町出資会社も幾つかあるわけですが、やはり町の財政と連結して考えていく必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思います。スキー場経営が多いわけですが、非常に厳しい経営が強いられております。もはや統合すべき時期ではないかと。私は2つくらいにしてもいいのではないかというような考えを持っておりますが、町長の考えを伺いたいと思います。

その原因は、1992年から93年ころをピークにしてスキーヤー、スノーボーダーというんで

すか、こういう人口ががたがたと、本当にこれは音を立てたような形で少なくなっております。ピーク時と比較して40%台と低迷し続けております。そのため、全国的にはスキー場の撤退、廃止が続いております。しかし、利用客が大幅に減少したにもかかわらず、第三セクター等の公の設立のスキー場の撤退、廃止は決断が遅く、相対的にスキー場の供給過剰が続き、それらがまた赤字を膨らませているというような実態があるようでございます。

統廃合すべき理由の一例を挙げますと、大変申しわけないけれども、先日株式会社さゆりの里の社長さん、目黒仁助さんという方にお会いしまして、その状況を聞いてまいりました。第6期の決算状況が税引き前の当期利益でマイナス2,072万1,000円と。しかも、今期ばかりでなくて、累積欠損が7,308万9,870円、足しますと9,399万1,875円ということで、その累積欠損となっております。

さらに、これらの経過を税金でどれだけ投入したかというのをちょっと見たわけですが、裏のページ、株式会社さゆりの里、12年10月1日に設立したというふうなことを聞いております。14年度から管理委託料ということで500万円ずつ14年、15年、16年と、そして16年度はさゆりの里運営補助金ということで1,600万円、合計しますと、その年2,100万円税金で投入してあると。そして、17年、これが今度指定管理になって、何と8倍ですね、500万円の8倍の4,000万円を指定管理料ということで出しまして、さゆりの里出資金、そのほかに1,500万円、合わせて5,500万円投入していると、こういう形でございます。

ですから、先ほどの9,300万円をちょっと単純に割りますと、大体年間2,400万円ぐらいの赤字になっているのかなと。これは、さゆりの里ばかりではないですね。この前、株式会社INAのことも言いました。それから夢開発もやはり合併の少し前に増資という形で投入していますね。私は、やはりこういった実態、もはや損益分岐点を割っているんじゃないかというふうに推定されます。

そこで、合併した現在、この累積欠損金、今後どのように処理されるのかなと。町長には実際過去のことに対しては責任がないわけですが、引き継いだ後、責任がついて回るとうか、ですから18年度からの大株主として、新町長の判断というのは非常に重要視されるかなと。再度この冬、18年度も赤字に陥ったときにどのように対応されるのかと。それから、実質的に経営破綻しながら問題を先送りしたり、赤字穴埋めによって本来の財政が厳しくなったりと、地方自治体の放漫経営と言われないよう、町長ばかりではなくて、我々議会の方も対策にしっかりと議論することが大切かと、こんなふうに思います。どのような状態になったときに統廃合の決断を下すのかなとということで伺いたいと思います。

以上、質問したいと思います。なお、再質問は自席より行います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 7番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、農地・水・環境保全向上対策に関する1点目、本事業を見送った理由についてありますが、23番、平野議員にお答えをいたしましたとおり、この制度は5年間の事業継続が義務づけられていることや、国の指針に基づいて活動しなければならないこと、さらには翌年度へ事業費を繰り越すことができないことなど、農業者や地域の実情にそぐわないものと判断をした結果でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目、品目横断的経営安定対策だけを実施するのは不十分ではないかのご質問がございましたが、品目横断的経営安定対策につきましては、大規模農家等の担い手を対象に、農作物の価格下落に対する所得保障及び諸外国との生産条件の格差に対する補正を目的とした地域農業の担い手に対する支援制度であります。一方、農地・水・環境保全向上対策については、地域ぐるみでの良好な農村環境の整備を目的としたものであり、品目横断的経営安定対策とは趣旨が異なるものであることから、不十分とはならないものと考えております。

次に、3点目、地域共同活動による農地・水資源の保全と環境に優しい農業のご指摘についてでございますが、1階部分である地域共同活動による農地・水資源の保全については、既にご説明申し上げたところでありますし、農地・水・環境保全向上対策の2階部分であります化学肥料と化学農薬の低減であります。これについては、1階部分の実施がない場合は該当しないこととなっており、その内容は化学肥料や化学合成農薬の大幅な低減などの取り組みに対して支援を受けられるというもので、ご指摘のとおりであります。減農薬、無農薬に向けた取り組みについては、次年度から、今後の農業を担う意欲的な農業者とともに所得確保対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、9月の産業建設委員会で渡部康吉議員からの質問については、農林課長が、農地・水・環境保全向上対策の事業の内容についての質問と解釈し、事業実施をしない理由については特に説明をしなかったということでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、国の対策をやらないで、町はどのような対応策を考えているのかということでございますが、23番、平野議員にも申し上げましたとおり、集落に対して農業施設の維持や補修活動、さらには農村環境の整備等町単独ではありますが、独自の支援を考えているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、スキー場の統廃合に関する1点目、統廃合の時期についてであります。それぞれの

第三セクターにおいて、資産の持ち方や経営形態に差があること、またそれぞれのスキー場が指定管理者として民間経営のノウハウを生かした再建計画に取り組まれていることなどを考え合わせますと、現時点においては、統廃合を協議する時期にはないと、このように判断しております。

次に、累積欠損金の今後の処理についてであります。合併協定書の中で、4町村が設置しているスキー場は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、指定管理者制度により受託する第三セクター等は、経営改善と合理化に努めることとされております。特にスキー場の存続は、地域に果たす役割と影響が大きいことから、まずは自助努力で新たな欠損金が生じないように対処し、その上で今までの累積欠損金については、経営悪化の原因をつぶさに検証し、抜本的な経営改善策の検討を行い、会社の実態に沿って、現計画の見直しや新たな改善計画を立てることで解消すべきものと考えております。

次に再度、平成18年度も赤字に陥ったときの対応についてのおたただしでございますが、スキー場の地域に果たす役割は雇用や地場消費の拡大等、地域経済の振興発展に大きな役割を果たしております。町としましては経営改善に対する指導、監督を行う立場から短期、長期計画等の中身を検討してまいります。なお、再度平成18年度も赤字に陥ったときには、総合的判断内容をお示しし、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、どのような状態になったときに統廃合の決断を下すのかとおただしがございました。冒頭申し上げましたとおり、合併時の際の最大の協議事項でもあり、当面確認事項に沿ってそれぞれの会社が経営改善と合理化に努めていただくことが第一であると考えておりますし、近年の社会経済状況を見ますと、激動と言われるとおり、きょう想定したものがあすにも想定できない事態も生じることから、第三セクターの統合というものに、あらかじめこのような状態になったときという想定は非常に困難でありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 町長が農地・水・環境保全対策をやらないと言ったのが、どうもいま一つわからないんですよ。当町にそぐわないとか、細やかな指針だとか、翌年度繰り越してできないとか、農家のサイドから見た場合に、いま一つ町長が考えておられることが、いまいちわからないですね、理由というのかな。国に対して意見も言ったというようなことなんですけれども、私は先ほど言いましたように、里山から、水からそういうものを守るため、本当にフ

フォローの風が吹いたと思っているんですけども、全く違う考え方だということで、再度もう少しわかりやすく具体的にこれの対策のこういうところが悪いんだと、それをもう一度お伺いできないですか、わかりやすく。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

わかりやすくというのは、受け手側がどこまでの意識を持っているかという問題もありますので、私は私なりに回答させていただきます。

まず、私は農林事務所も含めてこの制度の方向性は大賛成ですと、こう申し上げています。しかし、内容がいわゆる畑の場合の事例がございますが、ご存じのように基礎部分と誘導部分とありまして、例えばこの基礎部分というのは今までやっていた部分がほとんどあります。ただ、直接払いとは重複してはならないとなってくると思いますが、誘導部分については3割以上、細かい実践活動を示して、これをやりなさいと。さらには、テーマを選んでまたやってくださいと。これが幾つも項目があって、これができなかつたら会計検査で返還もあり得るよと。こういうことですので、こういう事務は一体集落のだれがやるのかと。こういうことも考えまして、私は、先ほども申し上げましたように、これまで農政については、国あるいは県の取り組みは大変手厚いものがあると思います。

しかし、ここまで来て、どこに原因があるのかわかりません。まだ、今もって自立のできない状態にあります。このことは、基本的に、私はその地域の現場が抱える問題にしっかりと、県あるいは国が向き合っていないというような考え方で、私はどうせこういう事業を取り入れるならば、もう少し農家の方々が受け入れやすい、あるいは将来に負担を抱えないような形でやってほしいということを申し上げたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 町長が一生懸命そういうふうに言うんだったら、むしろやらないならやらないということで、9月末までにそういう報告で、そこで決断下されるんだったら、やはりその前、9月の前の段階で、この町の農家の人たちにお知らせするべきではなかったかなと思うんですよ。それと、今、町の単独のやつを考えているというけれども、もうその対応策を、国はこうだけれども、町はこうなんだと。そして、こっちはいろいろ問題あるから町の方をやりますからと。やはりそれはもう少し早く、今検討しているとか考えているんじゃないかと、そうやるべきではないかなと思うんですが、再度お願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは、私の方にも責任があったかもしれませんが、実は農林事務所が、県の段階も国も担当者が来ました。それに対して、私の方は問題を投げかけました。しかし、そのことに対して回答がありません。ですから、私の方としては回答待ちをしておりました。しかし、そのうちに期限が参りました。そういうこともございますので、私の方でやはり期待していたのは、じゃ、どこをどういうふうに例えば改善をすればいいのか、あるいは改善するに当たって意見を聞いてくれる、そういう場を設けましょうと、こういうことを実は願っていたわけですが、それがありませんでした。

一方、国土交通省等については、最近首長の意見を聞く、あるいは地域の実態をきちっと見きわめていくという形で、今の知事もそういうふうな言い方をしておりますが、地域に入ってきています。私は、もう国も農水省もそういうふうにあるべきだというふうに思っていましたので、今回は時間切れということもあって見送りをさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 実は、町長ご存じかどうかわかりませんが、農業新聞ではこういう形で、19年から農政がすごく変わるよということで何回かこれを出しているわけですよ。いまだにこれを信じている人がほとんどですよ。そして、今言ったようにこの3つの政策はやりまします、やりましますよ。それで5年後、10年後を見据えた新たなビジョンを話し合いでやりましようよと、こうなっている。当町はここをやらないと、こういうわけです。ですから、これはいまだに農家はわからないんですよ。農家はやはり、「一年の計は元旦にあり」ということで、かなり種もみでも何でも早目、早目に手当てするんですよ。

過般、桧沢地区の区長さんと懇談会がございました。その中に、町の区長さんの中には、元農林課長をやった人もおられます。県の農政担当の人もいるんですよ。それでこれをやるだろうと思っていたから、私はどうも町はやらなくなったようだ。なぜだと。なぜだというのは私もわからないから、今度一般質問で聞きますと。こういうことなんですけれども、今聞いた話ですと、いまいちどうも事務側の、申しわけないけれども、執行部側のいろいろ細かい指針だとか、その手続が大変だとか、会計検査があるとか何とかと、こういうことなんですけれども、どうもいまいち農家サイドというか、この農地・水やるときには当然先ほど言ったように、大堰といって堰、あるいは土手の草刈り、掘り上げ、こういった普通やっているものにある程度



のお金を支給されるという、そういう感覚で私らもそうだし、多くの人がそうだと思うんです。それをやらない。これがやはり、いまいち町民には町長の思いが伝わっていないと思うんですよ。

だから、私はもう期限が過ぎちゃったから、今さらやれとかやらないとかいったって、もうこれは無理だから、ただその理由はきちんと。そして町民に対しても早く、町で先ほど言ったように対策考えているんだといったら、それを早目に示して、そして町民に知らせないと、実は3つのうちの2つはやるけれども、1つはやらないということを早目に通知するべきだと思います。

それもお聞きしますけれども、やはりそれは手を挙げるというか、そういう実態、どういうのかわかりませんが、うちの方の集落でそれを取り上げたいといったら、それは大丈夫なんですか。その町の部分の1,100円のがなでやるというようなこと、ちょっと言ったような感じがするんだけど、それはあくまでも名乗り出たところ、やはりもう一回、町と区でもって話し合いをやった上でということなんですか。その辺ちょっとお聞きしたいです。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

各集落には、それぞれ役場を退職された方、あるいは県職員を退職された方、いずれも農業あるいは農政にかかわった方がおられると思いますが、その方々がこれまでやってきたやり方は、国で決めたことは全部やってきた、そういう経験をお持ちの方だと思います。でも、私は一応そういうものを機軸にしながら、実態に合わないものはノーと言いますということで、町民のある意味では信託をいただきました。そのところをご理解いただきたいと思います。

それで、説明不足ではないかということをございますので、先ほど申し上げたように、相手方になぜ実態に合う形にできないんでしょうか、あるいは意見を聞くことさえできないんでしょうかということをお願いして、ボールが返ってきませんでした。したがって、今後そういう不安を持っている農家があれば、農林課を通して、私も現場の方に出て行ってしっかりとその説明はしていきたいと、このように思っております。

それから、1,100円についての原資で新たに町独自のものをつくろうということで、今準備しておりますので、その中には、いわゆる発展支援事業を起しましたが、その発展支援事業の農業版みたいなものにしていきたいということです。それぞれの集落がそれぞれの実態に合った計画、あるいは提案があれば、それを採択するような規則をつくって採択に向けてい

きたいというふうに思っております。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 残り少なくなりましたので、2番目に移りたいと思います。

先ほど8番議員に、このスキー場も含めて統廃合をちょっとするようなことに、ちょっと聞こえたような感じがするんですけども、今の説明ですと、余りないんですけども、再度もう一回、統廃合をするような対策委員会というのか、何かそういう会議の場を設ける意思があるかどうかお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これも、いわゆるそれぞれの4つのスキー場、あるいは第三セクターが代表取締役を配して、今一生懸命経営の改善に取り組んでいます。したがって、この方を全く度外視をして統合するぞと、こういうことは言えないのでありまして、あくまでもでき得ましたら、今後議員の皆さん方のご理解をいただきながら、株式会社の観光連盟を通して、これで4つのセクターをつなげて、そこで議論を進めていきたいと、そんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 そうすると、ちょっと私もいまいまいわからないんですけども、今度の新しくできる観光連盟でしたか、その中にスキー場も入るといふふうに理解していいのかな、それは全然違うのか、ちょっとその辺をお聞きます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは観光連盟のいわゆる趣旨といいますか、目的が分散している観光資源、あるいは分散している人材、これをつなげていこう、横糸できちっとつなげていこうということですから、今後前回の全員協議会でいただいた意見をしっかりと受けとめながら、そういうことも視野に入れて改めて骨格が固まった時点でお示しをしたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 7番議員に申し上げます。時間がもうありませんので。

湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、7番、湯田秀春君の一般質問を終わります。



◇ 菅 家 幸 弘 議 員

○児山寿明議長 次に、12番、菅家幸弘君の登壇を許します。

12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 最終バッターになりましたので、一生懸命やりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

通告どおり3点ほどお願いをしたいと思います。

まず、前沢曲家集落の保存についてであります。

前沢曲家集落は、旧館岩時代に環境美化条例の保存地区に指定され、現在までに行政の補助、住民の協力を得て今日まで何とか保存をされてきました。高齢化が進み、維持修繕が厳しくなってきました。特に、カヤぶき屋根の修繕には多額の経費が必要で、町からの補助を受けても3分の1は自己負担となっており、年金暮らしをしている世帯には屋根を直したくても直せない状況にあります。

そんな中で、住民からも何とかしなくてはという気持ちが上がり、先ごろ前沢地区住民7名の人たちが世界遺産の五箇山合掌集落にカヤぶき屋根の先進地視察研修に参加して来たり、集落保存について町長との懇談会も実施されたそうですが、前沢曲家集落保存についての町の基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、私も先日、町の文化財保護審議会で現地視察を行い、審議会委員も貴重な文化的資源を残していこうということで一致しており、文化庁から調査官が見えて、国の伝統的建造物群保存地区制度の説明会を、集落で開催した際に説明を聞くことができました。

また、市町村と地域住民が連携し、町が主体となって保存計画を策定し、条例を定め、国が支援していく制度となっているそうですが、この制度を取り入れた場合、国が2分の1で残額を県・町が補助し、最終的に個人負担が1割となるそうです。

また、固定資産税の減免措置や地方交付税の優遇措置もあるそうですが、全国には現在78の国の重要伝統的建造物群があるそうですが、そのうちカヤぶき屋根の集落群は大内宿を初め白川郷、五箇山の相倉、菅沼集落と京都の美山北集落の4カ所しかありません。そのいずれも年間100万人前後の見学者が訪れるそうです。何よりも文化的なまちづくりと地域の連帯感が生

まれる南会津地域の未来に向けた取り組みが必要であると思われま。このような貴重な取り組みをもっと積極的に考えていくべきではないかと、町の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、景観保全の取り組みについてであります。

小泉首相時代には、国は観光立国を宣言し、安倍首相も「美しい国日本」ということで、日本の独自の文化や風土を次世代に引き継ぐ政策を展開しております。平成17年には景観法が施行され、景観により独自のまちづくりをさらに推進できる政策がとられており、南会津町も福島県内では最も早く景観行政団体に移行し、景観の取り組みをしていくことになっていると思ひます。そういった先進的な取り組みについて町の基本的な考えをお聞かせいただきたいと思ひます。また今後の取り組みについて、どういった計画がとおりになるかお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、3点目ではありますが、9月の定例議会で32番の大竹議員が一般質問されておりますが、再度私の方でダブることがあると思ひますが、商店街の活性化対策について質問させていただきます。

矢祭町は、市町村合併をしない宣言をし5年になるそうですが、その間地方交付税が減額される中、厳しい財政事情にもかかわらず100万円の出産祝い金の支給、妊婦検診の無料化、保育料、学校給食の低額化を実施し、子育てしやすい政策を展開しております。さらに、町の財政調整基金も増加していると聞いております。その事例は全国的にも注目を浴びており、住民の危機意識が広がり、行政と住民が一体となってまちづくりを進めていることと思ひます。

その中で、矢祭町は商店街の活性化対策として、公共料金、納税の支払いを商店のスタンプ券、商品券でできる仕組みをつくり8月から実際に施行されており、敬老祝い金や町の各種委員の報酬についても商品券で支給されているそうです。南会津町でも大型スーパーの進出により、田島中心部商店街の空洞化が目立ち、その他の地域でも地元商店の利用が大変少なくなつてきております。厳しい商店街の活性化対策の取り組みについて町の基本的な考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

また、矢祭町と同様、スタンプ券、商品券の利用による公共料金、税金を支払う仕組みができればいいのですが、さらに町職員、町議員の給与、報酬の一部について商品券での支給をするなど、地域に根差した商店街の自立政策の一つとして取り入れていくべきではないかと思ひますが、町の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

再度質問がありましたら自席で質問させていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 12番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、前沢曲家集落の保存についてのおただしであります。前沢曲家集落につきましては、その歴史的背景、風土、文化を現在まで如実に物語る貴重な文化遺産としての価値があるものと考えております。前沢集落の住民の皆さんと保存方法について懇談会を何度か開催をさせていただきましたが、現状は高齢化による負担が厳しいとお話も聞いておりますので、今後どのようにしたら保存ができるのか検討しているところであります。

ご承知のように、先日、文化庁の調査官に講師をお願いし、集落住民に国重要伝統的建造物群保存地区の基本的な制度についてご説明をいただきました。しかし、どんな方法にせよ保存にはある程度の規制が必要であり、住民の方々と十分な協議を重ね、国重要伝統的建造物群の保存地区の選定を含めまして、今後判断してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、景観保全の取り組みについてのおただしであります。景観に関する取り組みは、旧館岩村において、県内でいち早く特化して行ってきたものであることにかんがみまして、新町としましては、これを一体的な地域の取り組みとするため、現在庁内で協議を行っているところであります。

また、景観条例及び景観計画策定のためのワークショップを行うために、町民公募を行っているところであり、1月中旬から住民一体となって町の景観づくりを推進してまいります。景観計画の策定は、平成21年度施行を目指し、景観保全、景観形成の啓蒙普及を行いながら住民との議論を重ね、住民提案型の事業展開を図ってまいる考えであります。特に、当町はみんなが誇れる恵まれた自然や歴史的な遺産などがあり、このすばらしい資源を活用することで交流人口の拡大につなげていきたいと考え、館岩地域での取り組みを継続しつつ、他の3地域においても、それぞれの特色を生かしながら総合的、発展的に取り組んでまいる考えであります。

次に、商店街の活性化対策についてのおただしであります。まず田島地域の商店街の基本的な活性化対策につきましては、本年夏に町中再生事業協議会を立ち上げ、また元気福島交流促進事業等により、町と商業者等が一体となり地域の特性を生かしたにぎわいのあるまちづくりを目指し、現在も精力的に活動しております。さらに、来年度からは活力ある商店街支援事業、まちづくり交付金等を効果的に活用し、中心市街地が元気になりますよう支援してまいりたいと思っております。

また、館岩、伊南、南郷地域の商店街活性化対策につきましても、観光関連会社を新たに設

立し、観光の振興と地場産業との連携等により活性化を図ってまいりたいと考えております。なお、スタンプ券や商品券等の取り組みにつきましては、関係団体等の自発性を促しながら、庁内において広く活用方法について現在検討しているところであります。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 ただいま町長さんから明快な答弁をいただいておりますが、まずは前沢曲家集落の保存に対してであります。最近確かに非常に厳しい状況になってまいりまして、私も昭和63年から環境美化条例の審議会の方で委員としてやってまいりまして、順調に来たわけでございます。前沢曲家集落と、もう一つ湯ノ花集落の奥にある水引集落というものが同時に保存の景観をつくってまいってきたわけでございますが、合併に伴う前に、資金もなくなりだんだん保存ができなくなったということで、水引の方の景観保存ができない状態になってまいったものですから、前沢1集落だけが今後伝統的建造物にしていかななくてはならないという気持ちで、私も一生懸命これから頑張らなくてはならないと思っております。

そういう意味を加味しまして、前沢集落のまずはカヤぶき屋根の保存の状況なんですけれども、確かに現在ではカヤぶき屋根を修復するためには下郷町や只見町の方の職人をお願いし、施工も一緒にお願いしまして、職人はもとよりカヤの材料も地元での調達ができておりません。そのために、大内の方から材料確保も頼みましてやっておるわけでございますが、町の方の考えとしては、地元でそういうカヤ場をつくり、カヤの屋根ふき職人というものを育成される考えはおありになるのか、まず、その1点をお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えを申し上げます。

結論から申し上げますと、ただいま議員がおただしのように、カヤ屋根職人の育成、これについては真剣に前向きにやりたいというふうに考えております。そこで、懇談の内容の中で、先ほども答弁で申し上げました、それぞれの集落がプライベートな部分に立ち入られることはちょっと困るんだと、こういうご意見がございました。それでは、プライベートとは一体何かということになりますと、実は大内みたいな感じで、うちの中というの今はなかなか釈然としないということでございますので、それらについて今後協議をしながら、例えばどんなふうにしたらそこに住んでおられる方が納得のできる保存の方法があるのか。これらは実は前沢集落だけではなくて、前沢集落に関係をする周辺、これらもいわゆる畑地や、あそこ

に公園もございませう。これらも一緒に含めながら今後さらに検討していきませうと。こういう約束をしたところございませうので、さらにいろいろと制約を嫌う部分はあるにせうが、こんなことをしてはどうだという提案を具体的にしながら進めていきませうと思っておるにせうので、ご理解をいただきたいと思っます。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 1つ、私が考えるには、カヤを保存する場所が前沢の入り口に元ホンゴウ電気さんという会社があったんだけれども、その場所はかなり面積も広いにせうから、その中が今全然空き地のような状況になっておるにせうから、そういう中に保存できる状況にできればいいにせうと、私は考えておるにせう。

また、その地域周辺のやはり周りの人にも協力を求めなければカヤを刈るということは大変な作業になるにせうから、1軒の丸ぶきをもし例えやるとすれば、丸々1軒丸ぶきとなれば900万円ぐらいお金がかかるといふようなことでお聞っておるにせう。それは年々、年度計画でやれば3分の1ぐらいずつ、最低やれて、二、三軒ずつ資金を出してやれば、それも多少の金額で済むのかなといふ気もいたしませうけれど、ことしのような豪雪のような状況にありませうと、1軒だけ非常にカヤ屋根の雪の重みにせうか、そういう状況の中で一番大切な屋根のグシが抜けまして、うちでは星空が見えるんだよなんていふお話を聞かまして、私も現地に行ってまして。確かにそれは本当にひどい状態にせう、今のカヤぶき職人の腕がよくないのか、そういう批判はできませんけれど、昔からのカヤぶき職人の技術とは大変異なっているんじゃないかといふ気がいたしませう。

前沢の人たちの中にもかなり若い人たちもいますから、そういう大工さんの職人みたいな人たちも年間雇用みたいな形で、バイト仕事をしながらカヤもふけるといふようなことを、もしやれるようなことであれば、ぜひそういうこともやっていただきたいにせうといふ気がいたしませう。

また、さらに前沢の周辺を来られた方と、まだ来られない方もあると思っますけれど、前沢集落といふのは京都の美山北集落と大変似通った形におるにせう。この家のつくりといふのは非常に1つの集落に固まっておるにせうけれど、その集落の中でのやはり今後のあり方としては、私は道路の舗装をやめて、ある程度の石畳にするか、それと、あと電線の埋設をさせていただいて、そういう環境保全の中にもやはりカヤぶき屋根だけでなく、その周りの環境といふものもよく整備していただければ、私は非常に水路一つ、田んぼのあぜ道一つ、そういうものの中にも一つの景観のすばらしさが生まれてくるのではないかといふ気がいたしませう。

前沢集落、うちの方は結局日光の方の日光連山にせうね、日光連山に約1,000万人以上の人

来ております。磐梯朝日国立公園の方にだって300万人、500万人も来ているわけです。その間の南会津というのは、本当にそのはざまにあって、場所的には非常に何か街道筋でありながらも人が通らない、寄らないというようなことが今まで非常にあったものですから、やはりその中でなぜ南会津町の中にそういう黄金の三角地帯というようなものを、客を呼べるような場所的なものをこれから皆さんで環境をつくれれば、やはりハードの建物よりは、自然の山、川、水、それは最も大切なことですから、ひとつぜひとも首都圏から来るお客さんも何とかPRできるような対策をやっていただければというような気がいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

カヤの保存については、幾つか集落でもここなら大丈夫ではないかというご提案をいただいております。また、カヤぶきの職人についての指導者は現在いるのかというお話をさせていただきましたが、今ならまだ間に合うのではないかと、こういう意見で具体的にどここのだれだれさん、こういう話もありました。しかし、これは私たちが外部から考えることよりも、本人がいかに納得をしていただけるか、あるいはそのカヤ職人に将来になりたいという希望者がいるか、こういう具体的な問題もありますので、これらについては、できるだけ早目にそういう可能性のある人の、例えばリストをつくりながら取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、確かに道路を含めて周辺の整備、先ほど私も申し上げましたが、その全体を環境の連帯性の中で考えていきたいと思っておりますが、実は具体的な話を幾つかさせていただきますが、浅草橋に日本子守唄協会というのがございます。ここに、実際に私も足を運びまして、いろいろと都会で抱える問題、それから田舎がある意味では解決できる能力を持っていると思われる、そういう内容について意見交換をさせていただきました結果、前沢に何とか不登校、あるいはニート、そういう少し精神的に疲れた、あるいは何とか元気を出したい、こういう方々をある意味ではお招きしながら、そんな地域での役割を果たせないだろうかということで、ご提案もありましたので、来年3月に協会の方で現場を見ていただくということにしております。3月3日に御蔵入交流館で日本子守唄協会のコンサートを予定しておりますので、それとあわせて見ていただくという今、予定を实はしております。

しかしながら、私の中では、まずどうしてもほかの方に意識を向けがちなので、まず地元の子供たちが本当に情緒豊かで、そして自然に恵まれて、そして顔の見える地域の中で育って、自立できるたくましい子供になっていただきたい。そういうこともありますので、まずそこで



地元の子供たちをその場所でいろいろな研修といいますか、学びの機会をつくれなかと、このことも真剣に今考えているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 大変、前沢でそういう日本こもり歌協会というような主催をさせていただけるようなことのある機会があるようでしたら、非常に私も協力しながらやはり都会に発信をし、都会からの誘客が入ってこられるように一生懸命努めてまいる所存でございますので、大変先進的なご意見ありがとうございます。

続きまして、景観保全の取り組みについてであります。これも非常にうちの館岩村では、大変環境づくりというものを一生懸命やってきました。その中で、景観保全の中でいろいろななか統一し切れなないものもありまして、最低でも屋根の色、看板の色、あとごみ集積所の統一とかと、いろいろそういうことを細かなサイドで、館岩村は一生懸命そういう状況にやってきました。

やはりそういうことをやってきた中で、都会の人が旧館岩に入ってきたときに、非常に、何かぼっと入ってきたときに、「あっ、環境が整っているんだな、景観がよくできているんだな」という意見を非常に聞いたことが私も再三あったものですから、やはりこの4町村が合併した中で、ばらばらの景観であれば、やはり都会から受け入れた人たちの気持ちというのがバランス的にはよくないんじゃないかなという気がいたします。なるべくやはり統一できるもの、何でもかんでも統一ということではありませんけれども、やはり日ごろの生活の中で統一できて、皆さんが南会津郡というのはすごいんだ、いや、すばらしい景色を持っているんだというものがやはり見えるような、場所で見せるような景観づくりというのは絶対にしていなければいいかなという気がいたします。

今日、毎日のように犯罪やいじめの問題でニュースが流れております。こういった事件が起きているのも情報化や多様化に合わせた便利さからも来ていると思ひれます。昭和の時代にはなかった凶悪犯罪、陰湿な事件が後を絶ちません。家が人をつくると言ひますから、やはりカヤぶき屋根の住宅や太い柱を見ながら、現代の子供たちは鉄やコンクリートに囲まれ、赤や青の原色に染められた人工的な環境に育っているんじゃないかなという気がいたします。そのために、南会津郡は自然環境にうんと恵まれておりますから、都会への情報の発信にはぜひとも、先ほど町長さんが言われたように、やはり障害のある方なんかも非常にこれから南会津町に入ってくるような状況があるのであれば、やはりいい環境の場が見えるようなことがあるんではないかという気がいたしますが、町長の方ではどうお考えですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

景観保全について、館岩地区については先進的な取り組みをしているということで、先ほども認識の一端をお答えをさせていただきましたが、今、木材の利活用という意味で看板について、木材の看板をつくれないうか。しかも、この看板は各集落の看板、あるいはいろいろな公共施設や神社仏閣への案内の看板、これらについても今検討を実は中心市街地基本計画の中でしておりますし、元気福島地域づくり事業の中でも実は検討していただいているところでもあります。私はイギリスに行ってきたことがあります、その景観というのはまさしく見事に屋根の色や壁の構造等について統一されています。

しかし、聞いてみましたら大変長い時間を費やしてここまで至っております。というのは、やはりそこに住んでいる人の、ある意味では価値観というものも大切にしながら取り組みを進めてきたということがございますので、これらについても十分にそこに住んでいる住民の方々の意向を聞きながら進めていかなければならないだろうというふうに思っておりますし、また、私は4地域が合併いたしましたので、4地域が同じものということが望ましいかどうか、このことについても再度検討する必要があるのではないかなというふうに思います。例えば、南会津町を訪れた人が、こういう空間を求めて私は館岩地域に行きます。しかし、私はこんな場所を、あるいはこんな環境を求めたので実は南郷地域に行きます。こういう選択肢があっても私はいいいのではないだろうか。

先ほど、知事ともお会いしてきましたが、知事が何とかそれぞれの町村だけでやるのではなくて、いわゆるふるさと会、在郷会というのがあるので、南会津全部の在郷会の人たちも集まっていたら、2地域居住についていろいろと意見を交わしたらどうだと、こういうご指摘もございましたので、そのふるさとを離れた人たちの意見も聞きながら、その景観については取り組みを進めたい、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 先ほど、景観保全の中で町長さんがワークショップを開いて町民公募をすると、それと住民の提案型で進めていきたいということだったんですけども、これは4つを合わせたところで、地域、地域でそういう人数の応募をされるのか、それともその地域、地域のつくりの考えで、その人たちが館岩なら館岩、伊南なら伊南の地域でそういうものを開かれるのか、その辺をちょっと。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで公共交通対策の協議会を立ち上げました。そのときは南会津全体として立ち上げをさせていただきました。しかし、その意見の中で、それはそれとして地域ごとに協議ができる、そういう場、機会もあった方がいいということもございましたので、全体と、それから地域ごとと、2階建てとといいますか、2本立てとといいますか、こんな格好も今考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 大変理解をいたしました。

続きまして、商店街の活性化対策についての質問をしましたが、西部の方は観光型の会社をつくってその中で商店の活性化に努めるというようなお話を聞いたものですから、館岩の場所も田島町とか商店は利用していますけれども、館岩の方の状況だけのお話ということになると、合併に伴って、うちの方では商品券を1万円、3人目の赤ちゃんに誕生祝い金、商品券2万円、受益者はもちろん、その地域の人も大変な支援をしていただいて、館岩村の商工会さんの方でも大変これはよかったなという情報を聞いております。そういうような地域の第二の通貨ということでもありますけれども、やはりこの通貨の利用というものをもう少し皆様方の町の職員、町の議員でもそうですけれども、3%、5%ぐらいは、その地域、地域にやはり根づいた通貨を出せることはできないのか、ひとつそれをお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

矢祭の例がございました。矢祭の町長とは親しくお付き合いをさせていただいておりますし、その実態についても自分なりに理解をしているつもりであります。実は町のスタンプ会、これは田島地区のスタンプ会の方であります。お会いをさせていただきました。そのときに、現在のスタンプのあり方では十分に、いわゆるスタンプの活用がされていない、そういう疑問もあるようです。

したがって、このスタンプのあり方をもう少し考えながら、そして商品券のいわゆる第二の通貨と言われるものが、例えばお金につながらないといいますか、それだけが回っていくということになると、地域全体の経済の底上げにならないという部分もありますので、それらの部分を十分検討しながら、今、スタンプ会の方からは具体的な提案を持っていきたい、こんなふうに言っていますので、その提案を受けながら役場の中でも、庁舎の中でも今後どういうふうにしてそれが活用できるのか、このことについては積極的に今取り組みをしたいということで庁内

の関係課長の打ち合わせは済ませたところでありますので、もう少し時間をいただきたいと思  
います。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 そういう難しい第二の通貨ですから、低コストで発行できる法的根  
拠も探りながらひとつお願いしたいと思います。

最後になりましたが、私、前沢の曲家保存に対して、これから先、基金というものをつくっ  
ていただいて、やはり前沢のこれからの保存と景観にひとつやっていただけるという状況があ  
るのかどうか、伺います。

○児山寿明議長 町長。

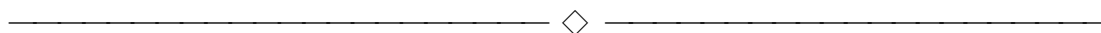
○湯田芳博町長 お答えをいたします。

現在のところ、基金というところまでは考えておりません。ただ、先ほども申しあげました  
ように、都会が抱える問題、あるいは地元の子供たちの将来をしっかりと担保をしてあげる、  
そういう意味で、その地域の果たす役割が大変大きいということになってくれば、その時点で  
関係方面の意見を聞きながら、そういうことも視野に入れていきたいというふうに思っており  
ますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 12番、菅家幸弘君。

○12番 菅家幸弘議員 これで私の質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、12番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明20日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

平成18年第3回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成18年12月20日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 4番 山内 政 議員
- 19番 芳賀沼 順一 議員
- 6番 馬場 信作 議員
- 9番 渡部 忠雄 議員
- 38番 渡部 康吉 議員
- 2番 内藤 孝 議員
- 13番 星 登志一 議員
- 48番 室井 強 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(47名)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 楠 正次 議員   | 2番 内藤 孝 議員    |
| 3番 渡部 優 議員   | 4番 山内 政 議員    |
| 5番 高野 精一 議員  | 6番 馬場 信作 議員   |
| 7番 湯田 秀春 議員  | 8番 大宅 宗吉 議員   |
| 9番 渡部 忠雄 議員  | 10番 星 光久 議員   |
| 11番 目黒 幸雄 議員 | 12番 菅家 幸弘 議員  |
| 13番 星 登志一 議員 | 14番 平野 均 議員   |
| 16番 渡部 東 議員  | 17番 湯田 賢太郎 議員 |
| 18番 芳賀 芳一 議員 | 19番 芳賀沼 順一 議員 |
| 20番 星 和男 議員  | 21番 星 利一 議員   |
| 22番 星 茂 議員   | 23番 平野 昌盛 議員  |

24番	湯田直美	議員	25番	森豊喜	議員
26番	星喜弥	議員	28番	渡部昌仲	議員
29番	五十嵐司	議員	30番	平野修治	議員
31番	五十嵐正純	議員	32番	大竹幸一	議員
34番	酒井昭次郎	議員	35番	平野虎一	議員
36番	阿久津進	議員	37番	馬場清雄	議員
38番	渡部康吉	議員	39番	月田和行	議員
40番	星謙一郎	議員	41番	星祥信	議員
42番	君島勝美	議員	43番	村井民重	議員
44番	河原田苗利	議員	45番	湊田幹夫	議員
46番	渡部衛	議員	47番	馬場秀男	議員
48番	室井強	議員	49番	大山卓	議員
50番	児島寿明	議員			

#### 欠席議員（1名）

27番 平野五十男 議員

#### 説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣収	収入役	横山恒廣	教育長
宍戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
菊地新六	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
湯田タマイ	会計室長	横山孝夫	教育次長
森秀一	農林課長	湯田順一	生涯学習課長
長沼芳樹	学校教育課長		農業委員会事務局長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	星安晴	館岩総合支所長
		五十嵐竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一      事 務 局 長      酒 井 直 伸      係      長

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は46名であります。

都合により欠席届があった議員は、27番、平野五十男君であります。

遅刻する旨届け出のあった議員は、40番、星謙一郎君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○児山寿明議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるようご協力方よろしくお願いを申し上げます。



◇ 山内 政 議員

○児山寿明議長 それでは、4番、山内政君の登壇を許します。

4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 議席番号4番、山内政です。



質問通告により質問をいたします。

質問に入る前に本日傍聴に来られました田島地区老人クラブ女性部並びに後ほど来られるという檜沢小学校児童及び田島中学校の生徒の皆さん、改めましておはようございます。

議会の活動を学習される皆様方にエールを送ります。

また、女性部の皆様方には、今後ともご指導を賜るとともに小・中学校の皆さん方にあっては、将来の南会津町をぜひ担っていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

質問は大きく3点であります。

第1点は、公共事業についてであります。

毎年、年末や年度末になりますとどこの工事現場でも工期との闘いで夜昼なく作業が行われている姿を多く見受けられます。

しかし、最近のいわゆる官制談合事件などで公共事業にかかわる建設業については、悪者である、そう言わんばかりの大変な逆風が吹き荒れており、非常に悪いイメージがあるのではなかろうかと思えます。

むろん、不正行為は許されるものではないことは、当たり前のことであります。そんな中で公共事業が担ってきた役割は山村過疎の当地域にとりましては、多くの働く場、雇用という面とまだまだおくらせている社会資本の充実ということからも、大変重要で欠かすことのできないものであると考えます。町長はこの公共事業について、地域の振興並びにインフラ整備の充実及び雇用の確保という意味も含め、今後どのように対応されていくのかを伺います。

第2点目は、いじめの問題の対応についてであります。

連日、テレビ、新聞はいじめの問題を取り上げています。福島県でもいじめの実態が報道されております。言うまでもなくいじめは犯罪であります。許すことのできないことであります。ましてや、教育の場で行われているとしたら、絶対になくしていかなければなりません。

そこで、教育長に伺います。

南会津町管内の小・中学校にいじめの実態があるのか。きのうもお話が出ましたけれども、あえて伺います。あればその数は幾らになるのか。

また、教育委員会では学校や保護者及び地域社会に対していじめをなくすためにどのような方策を講じられているのか、もしくは講じようとしているのか伺います。

いじめはいじめられている人の気持ちを考えると深い深い悲しみと絶望感でいっぱいであります。今すぐにでも救いの手を差し伸べなければなりません。

一方、いじめる側にしても、その心の中を読み取るとき暗い暗い心のふちをのぞき見するようなどとも暗たんたる気持ちです。

また、その子供たちも救ってやらなければならないわけであります。

続いて、第3点目は、仮称「尾瀬国立公園」選定についてであります。

現在、南会津町の隣村であります檜枝岐村を含んだ尾瀬地域が「日光国立公園」から独立し、正式な名称はまだ確定されておられません。仮称「尾瀬国立公園」として独立することを環境省と協議をされていると新聞等の報道ではなされているようであります。

この尾瀬国立公園のエリアの中に会津駒ヶ岳と峰続きであります三岩岳、窓明山、坪入山、これは旧伊南村の山でございます。入っているのかどうか伺います。

また、貴重な高層湿原であります田代山もエリアに含まれているのかもあわせて伺います。

もし、このエリアに入っていないとすれば、南会津町山岳観光を推進するためにも、ぜひ編入していただけるよう国に働きかけを強力に推し進めていかれるかどうか、考えがあるか伺います。

以上、大きく3点について、演壇での質問は終わります。

再度の質問があるときは、自席で質問をさせていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 4番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、公共事業についてのおただしであります。公共事業は立ちおくれた社会資本整備や地域経済の活性化、雇用の場の確保など地域への貢献は大変大きいものと認識をしておりますが、このところ公共事業予算を見るとここ10年ほどで約4割近く減少し、事業量ではピーク時の6割近くにも減少をしている状況であります。

そこで、今後の対応としましては、地元の知恵やわざを出し合った地域提案型の公共事業にシフトし、限られた財源を有効に生かせる現場主義の公共事業を住民と行政が一緒につくり出し、より安全で安心な生きがいのある地域社会の生活基盤づくりを進めていきたいと考えております。

しかしながら、これまで整備してきました道路、河川、公共建築物等の維持、補修もまた欠かすことのできない公共事業でありますので、これらの事業予算の確保に努めるとともに、おこなっている道路整備や治水、砂防事業は今まで以上に関係機関に提案及び要望を重ね、地域の安定的発展に寄与する役割を建設事業者には担っていただき、もって安定的な雇用対策へとつなげられるよう最大限の努力を注いでまいりますので、ご協力方お願いを申し上げます。

次に、仮称「尾瀬国立公園」選定についてのおただしであります。これまで県では昭和46年11月、会津駒ヶ岳や帝釈山等の地区を日光国立公園に編入すべしとの県自然公園審議会答申を踏まえ、環境省に対し公園計画の変更を要請してきたところであります。環境省からは平成15年2月、新たに日光国立公園尾瀬地域公園計画再検討案として、田代山、帝釈山、会津駒ヶ岳、三岩岳周辺地区を編入しようとする内容で県及び関係する村に対し説明がなされました。以降、県及び関係町村で日光国立公園に編入されるよう国に対し働きかけをしてまいりましたところ、平成17年8月、環境省より尾瀬の単独公園の可能性について、尾瀬保護財団としての取り組みが決定され、平成18年8月に尾瀬の単独公園化が正式に決定をされました。この一連の取り組みの中で平成18年11月国有林の三岩岳周辺地域については、林野庁が森林生態系保護地域及び緑の回廊として指定の方針を出していることから、国立公園の拡張区域から除外をする方向であると県及び環境省より伺っております。

また、区域編入についての要請につきましては、今までの経過を踏まえ、今後町民の方々の意見を聞きながら、行うべきかどうかを検討してまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、町長に求められました質問にお答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、いじめの問題について、いじめの件数、それから教育委員会の講じている方策等について、お答えを申し上げます。

23番、平野議員にお答えしましたように本町のいじめの報告件数は2件であります。この調査は今までの文部科学省の調査と違って、子供がいじめと感じているものの件数であり、その具体的な例として、陰口を言ったり、ありもしないことを言いふらしたりする、下級生におじぎやあいさつを強制するなど、子供の気持ちを第一に考えて調査したため、より実態に近い結果が出たものと考えられます。

次に、教育委員会は学校、保護者及び地域社会に対していじめをなくすためにどのような方策を講じられているかのおただしでございますが、市町村教育委員会に求められているのは、1つ、家庭教育に対する支援の充実、2つ、学校での取り組みに対する支援の充実、3、効果的な教員研修の実施、4、教育相談体制の充実、5、学校外における多様な教育活動の充実などが挙げられます。

特に、いじめが疑われたり、いじめが未解決な課題を抱える学校に対しては、積極的な訪問

相談や電話相談を早急に行い、現状を確認するとともにスクールカウンセラーや学校教育相談員の派遣要請など解決に向けた実効ある支援を行っていくこととしております。

以上であります。

なお、詳しいことにつきましては、担当課長の方から答えさせます。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 公共事業について、町長のお考えを再度お尋ねをしたいと思っております。

40%減という大変厳しい減であります。財政的に苦しくて、ないそでは振れないということなのであります。公共事業では地域を支えた人たちは、例えば農家の方々のような国の手厚い保護のもとにあるわけではありません。公共工事に携わる方々は山村過疎地の地域住民のいわゆる生活という意味では稼ぐという意味も含みますけれども、セーフティネットの役割を担っていたと言っても過言ではないかと思うのであります。つまり、公共事業が減ることは大げさに言いますと、地域のさらなる地盤沈下になりかねない危険をはらんでいると思うのであります。その点について、町長のお考えを伺いたいと思っております。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

公共事業についての考え方あるいは今後期待する方向性、これらについてはそれぞれご意見があるところであります。私が承知をしておりますこれまでの経緯をちょっとお話をさせていただきますが、実は1991年のアメリカ等の構造協議があったときにたしか内需拡大をアメリカの方からしっかりと迫られたことがありました。それを受けて国・政府につきましては、いわゆる当時中曽根内閣だったと思っておりますが、増税なき財政再建を打ち出しております。そのときに国の公共事業がかなり厳しい状況、建設国債の発行等に厳しい状況にありまして、いわゆる地方債、いわゆる町債等、町の場合ですと町債等を使った公共事業を進めてきたことが恐らく箱物も含めてございました。それが実は目的化していないかというある意味では別な視点からのご指摘があって、いろいろと見直しがされてきたんだろうと思っております。そんな中で、私は国あるいは県に機会があるたびに申し上げているのは、暮らしの最終責任者はそこに住む人である。

したがって、公共事業というものは公共性の高いものを言うわけですから、私たちが提案をしていきます。提案したものに対して、判断をしていただいて、そして予算措置をしていただきたい、こういうことをお願いをしてまいりました。

しかし、なかなかそれが実態として見えてこないのも事実であります。ここに来て安倍内

閣総理大臣がいわゆる頑張る地方応援プログラムというものをつくりました。しかし、その中身はまだ明確にはなっておりませんが、そんな中にやはりこの南会津町が必要とする地域の暮らしを守るための事業を公共事業としてしっかり位置づけて、これからも国・県に強く働きかけをしていきたい、こんなふうにも思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 セーフティーネットという意味でのその公共事業についての考え方に  
ついて町長の考えをちょっと聞きたいなと思ったんですけれども、よろしく願います。公共事業でその下支えをしていると人たちというものは、いわゆる大きな意味で社会保障とい  
いますか、セーフティーネットをされていると、そういう意味でその公共事業も必要なんだとい  
うふうには私は思うんですが、それについての町長の考えをお聞きしたいと思っております。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

そのことにつきましては、私も同感であります。同感であります。外的な要因もかなりござ  
いますので、いわゆる外に向かって説明のつくそういう環境づくりといえますか、それを積  
極的にしていく必要があるんだろうと思っております。その上で、実は昨年豪雪、そして最近  
台風の被害等はありませんが、こういうときにいわゆるだれが暮らしの現場の協力者、支援者  
になってくれるかと言いますと、実は公共事業等をこれまでできていただきました建設事業  
者であります。

したがって、田島地区においては建設業の関係の方々でつくっています協議会において、災  
害協定を結ばさせていただきました。こういうことは、いわゆる災害協定のみならず、ふだん  
の生活の中でも私は地域の力としてしっかりと根差していかなければならない、そのためには  
継続して事業があるということが前提になりますので、これらについては、年間を通した公共  
事業のあり方、これについてしっかりと対応してまいりたい。

昨日、県知事がまいりました。そんな中で話題になりましたが、いわゆる4月になりますと、  
私どものところは雪はどんなに多くても消えます。消えたら直ちに事業に入れるような、そん  
な仕組みも県の方でぜひ考えていただきたい、こういう要望をさせていただいたところでござ  
います。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 全くそのとおりです。雪が消えますと、やはり今の町長の要望は大変  
心強く思っております。

今、町長から話が出ましたんですけれども、実際、いざ災害が起きますと役場の建設課長さんから電話1本で危険な災害の現場に向かうのは建設業の従事者であります。重機で土砂を片づけたり、スコップやジョレンで土をかき出すのも同じく建設土木従事者であります。役場職員が先頭に立ってやるわけではないのであります。つまり、急な災害に対応するためにその技術力の継承は必要なわけでありまして、その意味でも、先ほど田島地区においては提携をされた。大変、私もいいことだなと思います。その意味でも公共事業の重要性はあると思うわけでありまして、その点、今、町長さんにお話を伺いましたので、大変心強く思っております。ぜひ、西部地区につきましても、そういうことをこれから推し進めていただきたいと思います。

公正で公平な公共事業の推進を図られることはむろんであります、その地域を熟知している業者の育成にも意を用いられることを希望し、公共事業については了解をしたいと思っております。続きまして、いじめのことについて再度質問させていただきます。

私の前におられます教育長は、実は私の中学時代の恩師であります。非常に質問がしづらいんですが、ここは町民の立場で率直にお話を申し上げたいと思っております。

教育長、まず2件という報告を受けた以外は本当にいじめはないというふうに思っておられますか。それも、報告にあります小学校という事例はそんなに深刻ではなかった、子供たちも復帰したからもう大丈夫だというふうにきのう申されたわけですが、それは本当に教育長自身もそう思われておりますか、それについて、教育長よりまず答弁をいただきます。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 報告を受けておるのは2件でございます。そのほかないかどうかと言われても、これは今のところあるなしと答えることは、この場ではできません。現在あるのは2件であるということのみでございます。事実でございます。

以上です。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 事実ということですので、それはそれとして、本当に実情にあった調査の結果と思われますか。再度、教育長に伺います。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 以前行われました文科省の調査であります、非常に粗い調査でございまして、そのためにいろいろな要件がそろっていなかったというようなことがありまして、なかったということが多かったわけですが、この前県の方でやりました595件というそういう調査の中では、ある程度、先ほど申し上げましたように細かなところ、いわゆるいじめられる方の

立場を十分尊重しながらという発問、質問等を調査をいたしました結果、あのような結果が出たのでございます。それで十分であるかないかということまでは、お答えできませんが、現在のところ、それをよりどころにしてやっているということで、ご了承願いたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 プライバシーの問題ですので、どこの学校とかはお尋ねしませんけれども、私が確認しているいじめの実態は、中学校でありますけれども、かなり深刻な相談を受けております。これは親も子も非常に悩んでおりますけれども、その実態が上がってこないということは、本当にこれは現場の校長先生は本当に私が質問している立場よりもっともっと数百倍も苦労しておられるということはおわかっておりますけれども、現場の校長先生方が隠しているといいますか、何とか学校の中では公表しなくても、その学校の中で処理できるんじゃないかと、そういう思いで報告をされていなんではないかというふうにちょっと考えるわけですが、現場の経験が長い教育長はそういうことは思われませんか、それについてお尋ねします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 その件につきましては、いろいろそれぞれの学校で対応している状況がございますので、教育委員会まで上がってくるものと上がってこないものがあることもあるんじゃないかなと、それはわかりません。実際のところ、どこまでどうなったら教育委員会に上げるかというようなことをそれぞれ校長の判断によることになると思いますので、私どもの方ではできる限り早い時期に上げてほしいと、そしていろいろ逐一相談しながら、その子供のためにどうしたら一番いいのかということを考えていこうということは、提案しておるところでございますが、もしそういうことがあるとするならば、これからさらにまた調査をいたしまして、そして校長先生方をお願いをしまして、そういうことがあったら早急に出してください、そしてお互いにみんなで子供たちのために一生懸命やりましょうというようなことを働きかけていきたいと考えますので、ご了解ください。

以上です。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 私が心配するのは、本当に事故などはあってはなりませんけれども、事故が起きて、最後の最後に教育長以下、次長、学校教育課長が頭を下げる姿をよくテレビで見るとは思いますが、なぜもっと学校の現場の真の姿をフォローできなかったのかと、例えば

そういうときに感じるわけです。

最後に、これは学校教育課長さんにお尋ねをいたしますけれども、そういう事態にはならないというふうに思いますけれども、こういうことは起こりませんですね、課長さんからお尋ねをしたいと思います。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

先ほど来、教育長が申しておりますように決してあってはならないというふうには考えております。万が一というようなお問い合わせですが、私もないように祈るばかりですし、一生懸命ないように努力をさせていただきたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 いじめの問題につきましては、最後に学校の現場で子供たちとの教育活動の中で、本当に多忙をきわめられ、なおかつ多くの要望に必死にこたえようとされている現場の先生方に敬意を表し、これからも子供たちのよき理解者であられることをお願い申し上げます、いじめの問題については質問を終わります。

これはお願いですけれども、本当に声なき声に耳を傾けられるように我が師であります教育長にお願いをしたいと思います。

3点目の尾瀬国立公園の問題について、再度お尋ねをしたいと思います。

先ほどの答弁ですと、田代山と会津駒は大丈夫だけれども、三岩につきましては林野庁でだめだというような話ですけれども、それはこれからの運動といいますか、要望でエリアに入る可能性はまだ残されているんでありましょうか、お尋ねをしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど冒頭答弁をいたしましたように三岩岳周辺につきましては、いわゆる国有林の政策変更がございまして、森林生態系保護地域あるいは緑の回廊の指定地域ということで、ほぼ確定を見ているので、このことについては、大変これから要望しても、その地域が尾瀬国立公園の区域に編入されるということは、見通しとしては大変難しい、そんな認識をしております。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 ここに、その会津森林生態保護地域のちょっと新聞の切り抜きを持っているんですけれども、その地域の中に檜枝岐村も当然入っているわけなんです、檜枝岐村



も入っていて、なおかつ三岩も入るといふことで、檜枝岐村も入りながら国立公園にはなる、伊南地区の三岩についてはならないといふのは、ちょっとよく理解できないんでありますけれども、今後入るといふことはないといふことを理解してよろしいですね。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 最終決定ではありませんので、そこまで限定しては言えないんだろうと思いますが、環境省の方々が私のところに来られた時点では、大変厳しいのかなといふのは、環境省としては編入を地域に指定の区域に入れたいといふことを思ったんですが、先ほどお話のように林野庁の方が独自の森林の保存をしていきたいんだと、こういうことでございまして、調整がつかなかったと、こういう話を聞いておりますので、今後要望を仮にするとすれば、それは環境省ではなくて林野庁がその相手先になるのではないかなといふふうに思っております。

○児山寿明議長 4番、山内政君。

○4番 山内 政議員 本当に緑の回廊もそれは非常に素晴らしいなと思ひまして、二兎を追うわけにはいかないのかもしれませんが、町長には最大限の強力なる陳情といひますか、お願いをしていただくことを再度お願いして、私の質問は終わりたいと思ひます。

答弁は結構です。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、4番、山内政君の一般質問を終わります。



◇ 芳賀沼 順 一 議員

○児山寿明議長 次に、19番、芳賀沼順一君の登壇を許します。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 おはようございます。

初めに、私の体調不良のために9月議会を欠席して皆様にご心配をおかけしましたことを御礼とおわびを申し上げます。ありがとうございました。

通告順序に従ひまして、一般質問をさせていただきます。

16年7月に湯田町長になってから、私も何度か一般質問をいたしました。自分の質問を見直して見て、その中からも幾つか確認も含めて質問をしたいと思ひます。

まず最初に、駒止湿原の入り口に協力金箱を設置できないかといふことですが、田島地区の観光の目玉でもある駒止湿原の保護と利活用については、前町長時代から、もっと前の町長さ

んからかもしれませんが、いろいろと議論されてきたこととございます。今はヒマワリの開墾地も個人の所有から買い戻して、200年後の成長を目標にここ何年かブナの植林もしております。私も2年ほど参加いたしましたが、本当に広いなという感じがします。そのほか針生地区よりシャトルバスの運行の陳情もありました。

しかし、なかなか進まない状況です。私は駒止湿原の保護と利活用は別々に切り離して考えるのではなくて、保護と利活用は同時進行で考えるべきであると私はこう思っています。保護のために駐車場をつくる、これは利活用にもなるし保護にもつながる。私たち文教厚生委員会も北海道に視察に行ってきましたが、そのときの例をとって16年12月の議会で私は北海道の神仙沼湿原を例に挙げまして質問いたしました。その中ですぐにもできることということで、お金もかからないということで、湿原の入り口に協力金箱の設置を提案いたしました。答弁では町長は保護協議会に提案するということでした。私はその結果を聞いておりませんので、どうなったのか伺います。駒止湿原は毎年約10万人の入山者があります。1人100円の協力金が入っても約1,000万の資金が集まります。木道の整備あるいは案内の看板、そのほかいろいろ駒止湿原の保護の資金ができると思います。

次に、町の広報紙に広告を掲載してはどうかということで伺います。

国の交付金が年々減少しております。町の単独事業収入も幾らもありません。町の財政がますます厳しくなっています。もちろん財政が厳しくなったから、町村合併もしたわけですが、そこで毎月発行している町の広報紙、もちろん議会広報は年4回ですけれども、この広報紙に町内外の企業や団体から広告を募集して掲載してはどうですか。日本の全国的には何カ所かやっているところがございます。大きな金額ではないかもしれませんが、年間100万や200万円の収入はあると思います。少しでもこの財政の厳しい折に収入を何とか少しでもとろうというこの町の姿勢が私は大切だ、こう思います。

次に、町の自然をもっと宣伝しましょうということですが、このすばらしい自然、このすばらしい自然を前にして、昔から私たちの親もそうでしたが、田島は住みにくい、雪降るから嫌だと、こう言ってきたんですけれども、本当は一番住みいい地域なんですね。21世紀は東北の時代だと、こう前から言われています。大きな台風もない、地震も余りない、最近では山のないところの広い平野地では大きな竜巻まで起きているわけです。その竜巻もない、私は関東圏の人たちや県外からの人たちに南会津地方は日本一住みよいところで3カ月ずつぴたっと四季がはっきりしているところ、日本一はっきりしているところ、こう宣伝しています。

1週間ごとに変化するこの自然をもっと売り物にするために景色のよい場所、この南会津町

の一番景色のよい場所を、それも同じ場所を12カ月写真を撮って、カレンダーや絵はがきにして宣伝してはどうでしょうか。湯田町長が町長になったばかりのころに廊下でちょっと会ったときに話したことがありました。そのとき町長はそれはいい案だなと、こう言ったのを覚えているのは私の方だけかもしれませんが、富士山の写真を見ても同じ富士山の場所の変化を宣伝する効果というのは抜群だと思います。プロの写真家に頼まなくても、町内にはすばらしい写真愛好家がたくさんいます。議員の中にも何人かプロ並みの人がいます。特別大きなお金もかからないと思いますので、そういう方に協力してもらってはどうか。

4つ目にオストメイトトイレの設置について。

これも17年12月議会で町民の利用が最も多い御蔵入交流館にオストメイトトイレの設置を提案いたしました。そのとき多目的トイレに設置できるかどうか検討すると、こういう答弁がありました。その後、私は教育委員会で確認いたしましたら、予算要求をすると、こう聞きましたので、ああよかったなとこう思っていましたら、私の聞き違いだったのかもしれませんが、いまだに設置はされておられません。私の知人、友人も含めて、最近何人かのこのオストメイトトイレ利用者がふえております。50万から100万ぐらいでこの多目的トイレに改造、設置が可能であると、こういうふうに業者からは私は聞いております。県では人に優しいまちづくり、これの一環として田島の合同庁舎の多目的トイレに昨年設置しています。県内全部設置が今は標準になっております。町の施設には一つもありません。県の庁舎のものは工事費込みで30万ちょっとぐらいだったそうです。19年度には設置できないか伺います。

最後に、財務諸表作成の取り組みについて伺います。

私は先ほども言ったように9月議会を欠席したために23番議員がバランスシートについて質問したそうですが、残念ながら聞いておりませんでした。恐らく類似した質問になるかもしれませんが伺います。

総務省ではことし新地方公会計制度研究会の報告を受けて、国のすべての自治体に対して、1つは貸借対照表、バランスシートですね。2つ目が行政コスト計算書、3つ目が資金収支計算書、4つ目が純資産変動計算書、この4つの財務諸表の作成を求めることになったと、こう聞きました。もちろん人口3万人未満の市町村には3年程度の準備期間があると、こういうことですが、一般会計、特別会計、合わせてこの南会津町としては260億円の借金があるわけです。旧田島ですと約100億だったんですが、合併して約260億、財政力指数も田島町、これは1、1に近い方がいいんですが、田島町では16年ごろは0.33ぐらい、これが合併して現在0.168ということで、もう約半分に財政力指数、1に近い方がいい、一つの生活費にかかるの

が10万かかれば10万稼ぐところが1ですから、0.3ということは10万使うところで3万円、現在は10万つくるところで1万6,800円しか財政力指数はないということです、この南会津町が第二の夕張市にならないためにも、早急に国で言う指標をつくる、そういう方向に取り組むべきではあると私は思います。もちろん、国からの話があつて既に取り組みが始まっているのであれば、また伺います。大都会の東京でさえも、今年度から日常の会計処理作業に複式簿記、それも発生主義というやり方を取り入れたと、そういう新システムをスタートさせたそうです。

ちなみに、2005年3月末現在の総務省の調べの地方自治体の作成状況は、全国の町村では普通会計のバランスシート、これは44.6%の自治体が行っている、行政コスト計算書は20.1%、自治体全体のバランスシートとなるとさすがに少ないですが、これでも6.3%やっているという、こういう調べもあります。もちろん先ほどの教育長との4番議員との話もありますが、国で調べたものがすべてそのまま全部信用していいかということとも言えませんが、一応形としてはこういう調べがございます。今、町長さんが一生懸命やっておられますので、これから先大きな借金を将来に残さないためにも、今から取り組むべきであると思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

なお、再質問があれば自席よりさせていただきます。ありがとうございました。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 19番、芳賀沼順一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、湿原入り口に協力金箱をとのおただしであります、平成18年度の駒止湿原保護協議会において、今後の駒止湿原の保存の方向性を検討する組織として、駒止湿原保存管理計画策定のための委員会を設置をいたしました。委員には福島県文化財保護審議委員の檜村利道氏を座長として、昭和村を初め湿原の保護に関係する団体、町関係者らが参画をしております。

議員おただしの協力金箱の設置につきましては、この委員会での検討事項としておりますが、現在まで5回の会合を重ね、駒止湿原の現状の認識や入り込みの状況等の分析を行った上で、入山の規制の問題や入山料の徴収などを柱として検討を進めているところであります。今後は、この委員会の検討結果を踏まえた上で、尾瀬国立公園との均衡も勘案しながら、方向性を出していきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、町広報紙に広告掲載をとのおただしでございますが、広報紙への有料広告の掲載につきましては、平成18年度において全国の自治体の中で約232団体が広報紙への有料広告を掲載しており、前年度の161団体と比較いたしましても、増加傾向にございます。本町においても、

町財政の歳入の面だけにとらわれず町内事業所等の育成及び地域の活性化等を図ることと広報紙の役割等を踏まえながら、それら有料広告の掲載に当たっての掲載要件、並びに基準等を調査、研究し掲載の課題について、整理等を実施した上で掲載の判断をしてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、町の自然を宣伝せよとのおただしでござひますが、南会津町の自然のすばらしさは町民あるいは訪れた方々のだれもが認識しているところでありまひますので、そのすばらしさを町外、県外の方々にお伝えすることは大変重要なことである、このように認識をしておりまひます。現段階では、在郷会の一つでありまひますふるさと会津田島会の会員向けカレンダーに南会津の四季を写した写真を採用をいたしまひました。このほか関東圏でのイベント開催時には、同じく風景写真を採用した絵はがきを配布した経緯がござひます。そのほかにも南会津町の自然を素材にした写真を積極的に活用し、ふるさと南会津パートナーシップ推進協議会で作成したポスターには、南会津町の誇る雄大な自然が余すところなく伝えられておりまひます。ご質問にあつた同一場所の四季の移ろいを追つていつた写真や発行物は現在ではござひませんが、今後そういったとらえ方による宣伝方法も効果的と考えまひして、昨年度全会津で展開しておりまひました会津デスティネーションキャンペーンの発展事業でありまひます「極上の会津」プロジェクトが今年度に引き続き来年度以降も継続されまひますので、次年度の事業案の一つとして、提案していくとともに新しく設立を考えておりまひます観光関連会社の事業取り組みとなる可能性もござひますので、積極的に考えてまいりたい、このように思つておりまひます。

次に、オストメイトトイレの設置はとのおただしでござひますが、御蔵入交流館内には身障者の方が利用可能な多目的トイレを4カ所設置しておりまひます。ご指摘のありまひましたオストメイトトイレを設置するためには、この多目的トイレの改修工事が必要となりまひます。平成18年の予算では合併協定項目を優先したため設置できまひませんでした、トイレ改修後の利用者数などを考慮し、多くの人に愛される施設としてご利用いただくため、今後総合的な活用計画の中で検討を加えてまいりたい、このように思つておりまひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、財務諸表の作成の取り組みについてでありまひますが、地方分権の進展に伴ひ、これまで以上に責任ある行政運営が自治体に求められておりまひます。そうした運営を進めていくためには、財務情報の把握と開示が不可欠であること、さらには、北海道夕張市の財政破綻で自分が住む自治体会計や財政状況への関心が日増しに高まつてきている現実をしっかりと認識しなければならぬと思つておりまひます。

本年5月に発表されまひました総務省の新地方公会計制度調査会報告書では、新たな公会計を整

備し、資産、債務管理、財務情報のわかりやすい開示などのため財務諸表を作成することが求められております。本町における財務諸表の整備につきましては、現在資料収集を進めており、国の基準モデルに沿って定められた3年程度の準備期間中にその作成に向けて専門的な知識の取得や資産評価方法等の事務、電算会計システムの導入など諸課題を検討することとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 町長からすべて前向きで来年には全部できそうな答えをいただきましたので、再質問がないところでございますが、何点か、湿原入り口に協力金箱という中で、入山料を検討と、もちろん検討されていると思いますけれども、私は入山料を取ることには、私個人としては反対です。やっぱりあれだけの自然を売り物にということも大切ですが、それよりも山に登る人とか自然を愛する人というのは、金を払って山に登りたいと思う人は割合少ないと思うんですね。本当に心のきれいな人が多いんじゃないのかなと私自身は思っているんですが、そういう人たちはこの自然を守るための協力金ということで、だれでも100円以上幾らでもいいですよということの方が、私は自然に集まるんじゃないかと思っておりますので、この点、この委員会の中で入山料とそれから協力金箱、協力金ということに対して、もしそういう比した意見などがありましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

実は議員おただしのように前回の質問に対して、保存管理計画の検討委員会の方にお話をさせていただきました。それほど難しい問題ではないだろうと、こういうふうに私も思っておりましたんですが、実はもう数年前からこの駒止にかかわりを持っています榎村先生が、私のところに訪ねてきまして、実は町長、ちょっと駒止が大変な状態の報告をしなければなりません、こういうお話がありました。つまり、私も駒止に対するいわゆる生態系についての知識を十分持っておりませんので、半信半疑の部分はございますが、後十数年で駒止が草原化する可能性がありますと、こういういわゆる榎村報告を受けました。そこで、すぐにこの検討委員会の方にその実態を持ちかけまして、それではいわゆる入山規制も必要なのか、あるいはどうしても環境の勉強をしたい方々には、そういう負担もいただくことも考えなければならないのではないか、こういう今検討委員会の中で議論をしているので、先ほどご答弁をさせていただ

たわけであります。

ただ、今後そのことが現実的な問題として、町民にどう知らせるかということもございますので、実は私の聞くところでは、来年の2月の下旬に樫村先生を中心としたフォーラムをこの場で開催をして、実態を町民の方々にお示しをすると、その上で今言ったような協力金にするか、あるいは入山規制も含めた利用金にするか、その辺を回答を導き出したいと、こんなふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 わかりました。ただ、私自身も駒止湿原そのものが10年でだめになってしまうと言われるとそうかなとももちろん思いますが、自然の山や木というのは、だれも入らなくても構わなくてもひとりできくなるんですね。私もよく中学生のころにあの駒止湿原はおにぎりを持って友達と遊びに行きました。そのころには周りの木はあんなに大きくないし、あの一面はすべて緑の谷地でした。その中にはきれいな水が流れていて、そこに口をつけて飲んでいましたけれども、その後大人になって行ってびっくりしたのは、周りがみんな木が大きくなって、ああ自然ってこんなに大きくなるんだなと。それを考えるとあの木を全部切って大きくしないのか、自然体系をどうするのかということは、私、大学の先生のことはわかりませんが、あともう一つは、大学の先生も樫村先生がいい悪いは別にして、前町長のときに町で調べてもらっている大学の先生とそれから針生の守る会かなんかでやっている人たちが調べてもらった先生との違いで、あの駒止湿原の裏の今ブナを植えているあの土地を町ではトラクターでうなっていたんですね。ところが、そちらの大学の先生は、これからブナを植えるところはうなってはだめだという、そういうことで写真を撮って反対したというそういう経緯もありますので、果たして先生が言われるように10年でだめになってしまうのか、人を入れなければ、それがだめにならないのかということも私はあれだ思うんですね。ですから、やっぱりだめだというと、どっかから入ってくると、必ず、キノコ採りも同じですが、ここはお金を取りますよというどっかから無断で入ってくるといのもありますので、それならば逆にちゃんとした木道をつくって、ちゃんとした規制を設けて、私は入れた方がいいところと思います。それは、私の考えです。

次に、町の広報紙、これに有料の宣伝広告をしたいということで、全国で232自治体があるということまで調べていただきまして、ありがとうございます。なるべく早目にこれも判断していただきたい。来年度、もちろん今年は合併したばかりですので、来年度あたりからという考えはないでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

2点目の質問に入ります前に一言だけお話をさせてください。駒止湿原の実態について、私もそういう経過は承知しております。そこで、原因は一体何なのかということでお尋ねをしました。一つは写真家だそうです。というのは三脚の立っているところが大変多い、それとあともう一つは、もっと強く言えば木道を外してしまわないと水の流れがとまってしまって、木道の半分方が草地化していく可能性が高い、それでは私も議員と同じようにあそこのところに人が入らないというのは、ちょっと考えられないので、じゃあということで、いわゆる湿原を通る木道ではなくて、湿原を避けた回遊道路、これならば大丈夫でしょうと、こういう話もありました。

それと、もう一つは、やはりただ入ってきれいだということで見るとはなくて、湿原の高層地帯がどういうふうにして誕生したのか、そして、それがまた私たちにどう貢献しているのか、環境の問題を含めて案内人をつくられたらどうでしょうかということ、ご指摘がありましたので、あわせて検討していきたいと思います。

それから、広告有料ですが、とりあえずこのことについては、町内にある企業のあるいは広告ではないですが、雇用の募集等のものについては、掲載することにさせていただきました。しかし、今後有料化が望ましいという例えば意見等がふえてくれば、それは今後積極的に考えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 最後に、財務諸表の作成の取り組みについてですが、これも今後やっていくようなお答えをいただきました。

特に、今年度の9月に出されました監査委員の監査報告の中でも今の借金を返していくのには、負債額を均等に償還していくことが一つの心配事であると、こう出ているわけですね。今の260億の借金を同じ額で12年から20年間ずっと返していく、その返していく元金なるお金が将来10年、20年と減っていくわけですから、減った中でも同じ額を返せるのか、どうなるかというこの世の中は予測はつきませんが、後世に収入額にして多大な起債の償還額を残す危険性があると、こう監査委員の報告にもございます。将来の収入額と償還額の適正なバランスを財政計画の中で明確に整理しておく必要がある、こう言われております。

まして、それに並行して行財政改革がどれだけ切り込めるか、こうあるとおりにやっぴりただ単に今合併して1年目ですので、町長もいろいろと忙しいと思いますが、この財務諸表の作成



というのは、国で言う3年と言われているから、もう3年後でもいいんだという考えじゃなく、もちろん3年かかってもいいですけども、少しでも早く全部ができなくても1つでも2つでも早目にわかって、役場の職員の方たちは次々退職していくわけですけども、また町長も変わりますけれども、夕張市のように最後に一番大変なときになった町長なり、助役なり、役場職員が町民の方の大変さと一緒にいじめられないような、また現在いる町民の人たちは皆さん、孫、ひ孫の代になるかもしれませんが、その方たちが本当に苦しまないようなそういう財政をするためにも、この財務諸表を少しでも早くつくっていただきたい、そのひとつの町長の決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えを申し上げます。

ただいま議員からおたがしがあった基本的な姿勢については全く同感でございます。ただ、先ほど私が申し上げたようにこれまでの構造協議あるいは内需拡大、これらを外国との交渉の中で求められて、実は公共事業と言いながら、地方にある意味では債務をつくりながらも、いろいろな施設をあるいは事業を展開してきました。このことが、現在の恐らく債務の状態になっていると思います。夕張市についても、その例外ではないと思います。

しかしながら、実はじゃそれをやることによって、町が合併する前の町や村が、あるいは合併した後の町が体力がついたか、ついていない、これが現実だと思うんですね。つまり、私たちはそういう施設をつくる、そういう事業を起こしたときに、いかに次の段階にどうつなげていくかということをもう少し精査をして検討して物づくりをしなければならなかった、この反省をまず私たちはできるだけ早くしなきゃならない。この反省をしながら、いわゆるさっき言ったように財務諸表の問題もきちっと町民にお示しできるような、しかもわかりやすい、できるだけ町民がわかりやすいような形で出していくということが求められていると思いますので、積極的に取り組みを進めていきたいと思いますから、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 丁寧な答弁ありがとうございました。

私といたしましても、今の町長の答弁を聞きまして、私たち議員もしっかり勉強して、これからの負債を後世に残さないようなそういうチェックの仕方、すべての面で私たちも努力をしていきたい、こう決意をいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、19番、芳賀沼順一君の一般質問を終わります。

◇ 馬 場 信 作 議 員

○児山寿明議長 次に、6番、馬場信作の登壇を許します。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 6番、馬場信作です。12月定例議会の一般質問を行います。

合併はまだ終わっていない、そういう視点でまだまだたくさんの作業があり、策定すべき計画、統合すべき事業、調整すべき制度が残っています。それらを実行し、新町まちづくり計画に書いてある言葉を事業化し、予算措置をとという見える形で新しい町の姿、進むべき方向を示すのが新町の初代町長としての急ぐべき責務であると考え、議会として、議員としてその行方を見定めるべきとの思いで通告に従い質問いたします。

初めに、行政改革について伺います。

合併協定書では、合併後に行政改革大綱を策定するとあります。行政改革は合併と切っても切れない関係です。合併の目的である行政の効率化、行政サービスの向上、財政基盤の健全強化ということは、そのまま行政改革の目的でもあります。当然、行政改革の早期推進が望まれますが、行政改革大綱の策定状況あるいは推進本部、推進機関である懇談会の設置状況などについて、町長の考えをお伺いします。

次に、国民健康保険税についてお伺いします。

合併協定書では合併後3年以内に統合するとあります。これは旧町村それぞれの独自性により算定方式あるいは税額に大きな差があり、統合が難しく後送りになった事案と考えます。生活に密着し、難しい統合だからこそ町民に理解、納得されるような統合に至る方針、手順、決定の過程がわかるように示すべきです。町長に統合の方針あるいは運営協議会の設置、協議状況についてお伺いします。

次に、水道料金の統合について伺います。

これも協定書では合併後5年を目途に統合するとあります。旧町村ごとに基本料金の方式、あるいは区分、あるいは単価の設定などがすべて異なり、これも統合の難しさがあります。既に、メーターの使用料に関しては統合済みで、田島地区は値下げ、伊南地区は値上げのメーター使用料になっています。

さらに、合併協定書では年度別に段階的に水道審議会の答申を受け、毎年度調整するとあり、

さらに、住民負担の著しい増加の内容にとあります。最初から値上げありきのごとく表現ですが、改めて町長に統合の方針と19年度の調整内容についてお伺いします。

次に、公共交通についてお伺いします。

これも、協定書では路線バス等の運行については、当面現状の路線バスの維持、確保に努め、合併後に生活バス、スクールバス等を含め総合的に調整するとあります。しかし、現状は路線バスの廃止や見直しが既に検討されており、現状の確保ができない状況であり、公共交通の体系が急変しております。早急に公共交通体系のあり方を示し、不安を解消すべきと思いますが、町長の考えをお伺いします。

次に、保健衛生事業の中の妊産婦医療費助成事業についてお伺いします。

助成事業の中で旧町村の単独事業は合併により統廃合され、期限つきやあるいは地域限定で存続している事業であります。これが、地域限定ではなく全町に事業が拡大できないかという提言も含め質問いたします。

最初に、妊産婦医療費助成事業について伺いますが、協定書では館岩地区のみ実施し、18年度中に継続を含め見直すものとする とあります。この事業は妊娠というただでさえ出費がかさみあるいは不安な状況のときに病気になっても自己負担分の医療費は助成しますよ、無料ですよという制度で健全な母体で出産を迎えてください。

さらに、出産の翌月まで医療費を助成しますよという極めて先進的な制度ではありますが、これを町内全域の事業化の考えはありませんか、お伺いします。

次に、自治体振興に関するコミュニティー事業の集落自治振興対策補助金についてお伺いします。

これは、旧伊南村の自治振興基金による集落の自治振興と発展、活性化のための補助金交付事業を新町に引き継いだものであります。協定書では現行のとおり引き継ぎ、新町全体の均衡が保てるよう調整するとあり、さらに一元化調整結果として合併後3年を目途に発展的に解消するとあります。町長は新しい町になってから各集落や地区の自立、自治が大事であると説いております。そのためにも町内全域にこの事業を拡大して存続すべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問はこれで終わりますが、必要に応じて自席にて再質問いたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 6番、馬場信作議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、合併協定の進捗状況はとのおただしの1点目でございますが、行政改革大綱の策定

状況についてでございますが、年度内の策定を目指し現在庁内での策定作業を進めているところでありまして、4役、課長等で組織する行政改革推進本部と有識者等で組織する行政改革懇談会を早急に設置し、会議の開催を準備しているところでございます。

次に、2点目、国民健康保険税の統合計画についてでございますが、合併協定書の地方税の取り扱い項目に基づき平成18年度不均一課税をもって課税することとし、今後3年以内に統合することとしており、平成20年度の統合に向けて負担の激変緩和のために平成19年度には課税方式や賦課割合などある程度の調整が必要と考えております。

また、運営協議会の論点などの協議状況を申し上げますと、6月の国保運営協議会においては、平成20年度に統合することで確認いただいております。現在予算編成作業中でありまして、平成20年度の統合に向け、19年度の賦課方式や賦課割合の調整について検討中でありまして、国保運営協議会の役割は非常に重要であり、その答申は重く受けとめなければならないと認識しておりますし、議員各位には3月定例会でお示しをしたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目、水道料金の統合方針と19年度の調整内容についてのおたしでございますが、合併協定書に係る事務事業の一元化調整といたしまして、水道料金の統合は平成19年度から年度別に段階的に調整を行い、合併後5年を目途に統合を行うこととしております。住民負担の著しい増加のないようにという調整結果となっております。

また、新町水道事業運営協議会の答申を受け調整することとなっておりますので、南会津町水道事業運営審議会を去る12月14日に開催し、12人の方に委員としてご委嘱を申し上げ、水道事業の経営状況等を説明の上、使用水量の区分設定や水道料金改定の検討に入ったところでございます。今後、さらに審議会を重ねまして、委員の方から幅広いご意見をいただき、町民の方々にご理解を得られるよう調整してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、4点目、生活バス、スクールバスを含めた公共交通のあり方についてのおたしでございますが、生活バス、スクールバスを含めた町内における総合的な公共交通体系の構築を目指す基本的な考え方は、首都圏につながる鉄道並びに田島、館岩、伊南及び南郷地域を結ぶ路線バスを二次交通の基軸として、それぞれの地域に合った交通システムを構築するよう公共交通対策庁内検討委員会及び町公共交通対策協議会において検討を進めているところであります。

具体的には従来から会津バスに委託をして運行してきた山口只見間の路線バスを本年度末をもって廃止せざるを得なくなったため、当面山口和泉間については、本年度購入するコミュニティバスにより定時、定路線方式で巡回バスの運行に向けて、検討を進めているところで

あります。

また、田島地域において、現在交通の空白地帯となっている萩野、藤生、永田及び高野地区を結び南会津病院を經由し、田島駅に至る路線を巡回する乗り合いタクシーの運行についても、検討を進めているところであります。

また、スクールバスについても、児童・生徒の通学対策審議会において、検討を進めているところでありますが、いずれにいたしましても、予算が伴うところでございますので、3月議会の当初予算提案時には詳細について、ご説明できるよう準備を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、助成事業の継続はとのおただしの1点目、妊産婦医療費助成事業についてであります。本事業は平成17年度に旧館岩村で取り入れられました事業であります。合併協議の中で継続を含めて検討することとし、新町に引き継がれた事業であります。県内の状況を見ますと、内容に差はございますが、妊産婦に医療費を助成している団体が18団体、保険適用外となる健康診査費に対して助成をしている団体が5団体ございます。こうした状況を踏まえまして、検討した結果、妊産婦への支援は子育て支援の原点でもあり、元気な赤ちゃんを安心して産める環境は少子化対策上大変重要であるとの判断をいたしまして、現在の助成制度を一部見直しながら継続、実施の方向で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目、自治振興対策補助金についてのおただしでございますが、合併前に伊南地区で実施をしておりました自治振興対策補助金は、合併協議会において調整の結果、3年を目途に発展的に解消することとされておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

なお、新町においては、やる気のある頑張る地域や団体等に支援を行う地域活性化発展支援事業補助金制度を用意しておりますので、今後の地域振興と活性化のため、ぜひ活用していただきたい、このように考えております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 それでは、順を追って再質問したいと思っておりますが、まず合併関連の全体についてですが、行政改革にしろ、推進本部あるいはその懇談会の設置状況、それと健康保険税に関する審議会、あるいは水道料金の審議会の答申等準備中という答弁で、もう合併から既に12月になっていますのに極めてスローモーな感じがします。まず、その辺、私はこの在任特例の議会がある間にしっかりともっと細部まで方針なり示すべき時期だと思っておりますが、町長

のその辺の考えをひとつお聞きしたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまスローモーというお話がありましたが、私は丁寧に現場の声をしっかりと聞きながら進めていくということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 丁寧に現場の声と言われれば、それはもちろんそういうものを踏まえての方針は必要ですから、しっかりとその辺を研究しながらやっていただきたいと言うしかありませんが、ただ最初に行政改革ですが、先ほども申しましたように、これこそはしかし合併当初からもう立ち上げて、合併の目的と行政改革の目的は同じなんです。そうでなければチェック機能なり、行政を現在チェックする機能は他にありません。これこそ早急に立ち上げて、今の行政のあり方、合併のあり方の姿、形をつくる段階から行政改革推進本部あるいは懇談会をつくるべきと思いますが、考えはどうですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私はかねて田島の町長時代から申し上げておりますが、システム、仕組みをつくっても、その仕組みを運用する人が問題であると。

したがって、行政改革の根本はまず役場の職員の人たちの意識改革にあります。そして、先ほども話がありましたが、たくさんの方の町債をこれまで出してきました。これは、それぞれの町長さんも町民にとって、あるいは村民にとって、よかれと思ってやってきたことだと思います。しかし、そのことが今小さな自治体の大きな負担になっているわけでありまして。このことを振り返って考えれば急いでそういうものをつくるには、どうしても特定の人たちだけの考え方が先行されていく。

したがって、私はそういう過ちを二度と起こさないためにできるだけ現場に出向いて、たくさんの方の意見を聞きながら進めていくということですので、ご理解をいただきたいと思っています。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 考えどおりすべては理解できませんが、少なくとも早く新町の組織なり、機構なり、事務作業なりあるいは実施状況が庁内内部のみならず、外部の人にも明らかにして、あるいは検証できるような機関、いわゆる懇談会を早く設置して、そういう意見が聞け

るような状況にしてほしいと思います。

次に、健康保険税、水道料金ともに住民に密着した制度ですが、これも先ほどまだ1回目の会議、ようやく委員を選定、任命したのが12月14日という、これは水道審議会ですか、ありましたが、やはりスローモーだと思うんですよね。それは、もちろん町長の考えもわかります。その辺で答申の予定、来年度予算に今度反映させて3月には詳しく述べたいと言っておりますが、とりあえず健康保険税の審議会なり、水道の審議会なりの答申の予定はありますか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように現在審議会を重ねているという状況でございますので、答申の予定については、具体的に何月と申し上げる状況にはございません。ご存じのように国民健康保険、これは国の政策として、今いろいろ改革をしておるわけですが、全国で滞納者が470万人から480万人くらいいると言われております。

そして、さらに資格証明を出すという方法があるんですが、こういう場合でも全国に32万人の方に資格証明書を出す、つまりこの実態は早く決めることももちろん大事なかもしれませんが、私は国に対して、あるいは県を通してですが、しっかりとこういった実態を申し上げることもひとつ大事だなというふうに思っております。そんな中で、私は審議会の委員を指名するときに各支所あるいは各役場の方々が毎回同じ人を指名する、こういうことでは本来あってはならないんじゃないかということで、委員の選定についても、十分地域のことを考えながらやりましょうということで、若干時間は費やしたかもしれません。しかし、私は今のやり方で十分であると考えておりますので、今後3月に向けてしっかりと形を示していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 先ほどから人選、地域のことをしっかり考える人選のために時間がかかっているような説明もありましたが、それは当然です。その人選が町長の意のままになるという意味じゃなくて、しっかりと地域に根差した意見が発表できる、意見を述べられる人選を期待します。

その中で国民健康保険について、課長さんでも結構ですが、聞きたいんですが、協議会当時の資料ではいろいろ税に差があるわけですが、旧田島地区が高くて南郷村が安いという、1人当たりの税額ですね、国民健康保険税の税額、最新データがわかれば教えてください。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 それでは、お答えいたします。

最新データといいますと、現在の18年度当初予算のベースになるわけでございますが、それでお話しさせていただきます。

金額でよろしいですか。では、簡単に、世帯当たり1人当たり調定額ということで、医療一般分、田島、世帯当たり12万3,764円、館岩、世帯当たり12万2,076円、伊南、同じく6万9,939円、南郷、11万6,931円。

以上です。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 上は12万数千円から下は6万、これを3年以内に統合するわけですから、非常に大変といいますか、住民側からすれば一体どうなるんだという、また不安があります。この数字を聞いて、統合方針なり町長の考えをお聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大変と思えば何でも大変になります。しかし、そのことに向かってきちっと現場の暮らしの生活の人たちはすべからず負担はだめ、サービスはしなさい、これでは自治体はもっていきません。ですから、私は真摯に本気になって、将来の子供たちや孫たちのことまで時代をつないで、この地方が発展し、伸びやかな暮らしが続けられるようにするためには、私はしっかりと説明をすれば理解を得られる、このように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 町には財政というものがありますから、ただ安ければいいというものでもありません。それは、十分住民の方も理解しております。いずれにしろ、これだけ差があるというものが統合されるわけですから、旧町村時代はそれぞれの国民健康保険に対する思いを込めてやってきた結果、それぞれ町村において安くなったり高くなったりしたわけです。統合して恐らく値下げ、値上げいろいろな地区が出ると思います。だからこそ、町民に理解されるようなぜひともこれからまず方針を示し手順を示し、そして決定の過程がわかるように議会を含めて、町民を含めて、そのような段階を踏むことをお願ひしたいと思ひます。

次に、水道料金も同じような状況です。これも、合併当初の合併協議会時代の資料によりますと、ちょっと古い資料なんで、最新のデータで各旧町村単位の水道料の料金を教えてほしいんですが、お願ひします。

○児山寿明議長 環境水道課長。



○児山忠男環境水道課長 それでは、お示しをしたいと存じます。

用途について、官公庁用、各家庭用、病院等ございますので、各家庭の分のみ報告をさせていただきます。

田島地域が基本料金といたしまして2,047円、館岩地域が1,460円、伊南地域が1,420円、南郷地域が1,300円となっております。

以上です。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 これは基本料金の今の提示ですから、このほかにもまた超過料金の単価も違いますし、また南郷地区には定量制あるいは定額制とか方式も違います。これらを統合するわけですから、これまた難解といいますか、あるいは比較しようがないようなこともあります、方式が違いますからね。それを含めて、恐らく値上げ、値下げの地区が出てくると思いますが、これに対する町長の考え方を改めて聞きたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま、それぞれの基本料金だけの金額を説明をいたしました。質問のあったように超過料金とかいろいろあります。ありますが、例えば水道料金がどういいう水道施設の整備になっていて、これだけの水道料金になっているかという議論をしないと、ただ安い、高いだけの話にはならないんですね。旧田島で言えば確かに高いですが、既に老朽化された水道管の配置はほとんど新しく石綿管の取りかえもなっています。しかし、ほかの地区ではまだまだ老朽管が十分に改善されていない、こういうことでございますので、ぜひひとつご理解をいただきたいと思ひますし、今後料金の上げ下げの場合についても、私は町民の方々にしっかりその辺を説明をしていきたいと思ひしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 いずれにしろ、わかりやすいまた情報の公開をお願いします。決定に際しては、わかりやすい情報の公開をお願いします。

次に、公共交通関係ですが、既に廃止路線が決定したり、非常に状況が急変しています。その中で、過去に一般質問の中でいろいろなこれをどうするんだと、ましてや合併して広域になったんで、例えば南会津病院に対して遠い地区、近い地区あります。そういう格差を是正するのはこういう格差是正のための足的手段として、早急に見直すべきじゃないかといういろいろな同僚議員からも質問がありました。

特に、今は高齢者の方は免許返上とか、そういう今流れもあります。その場合、しっかりした公共交通体系が確立していないと生活の不便はもう目に見えています。

また、交通体系の中にもいろいろな方式があります。路線バスを充実するのか、町独自でバスを購入して運行するのか、あるいは福祉バスという名前、巡回、町内を一周するような巡回バス、またその運営方式も委託するのか、直営にするのか、あるいは定域的な定時運行、時間的な運行するのか、あるいは予約による運行をするのか、いろいろな方式があります。そういうものがこの広域な合併した地域に一番いい方式をとってほしいわけですが、山口只見間が廃止になったから、それコミュニティーバスを買いますとか、継ぎはぎ的な手段じゃなくて、やはり全体的なしっかりした体系で見直すべきだと思いますが、その方針ですね、方向的なもの、町長の考えがありましたら、お聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

山口只見線のバスが廃止になって、いわゆる山口から和泉田までのコミュニティーバスを走らすというのは、継ぎはぎではございません。全体を考えることはとても大事です。しかし、今当面、不自由を感じる場所にしっかりと手当てをしていくということは行政の全く重要な仕事であります。

したがって、私が先ほど冒頭で答弁しましたように田島、館岩、伊南、南郷をぐるっと回る循環バスを総合的な交通体系の基軸として考えているということですので、まずそこは頭に入れておいてほしいと思います。その上で、そうは言っても、これは陸運局の許可の問題もございまして。それから会津バスとの調整もございまして。そういったハードルがございまして、なかなかきょう、あしたにという答えは出せません。

したがって、とりあえずその間でも不便を感じている人たちにはしっかりと会津バスにかわるもので対応していこうという考え方でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

なお、この総合交通対策協議については、各地域からそれぞれ委員さんに出てもらっておりますので、その中でしっかりと今協議を進めているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 とにかく路線バス会社の廃止とかの後追いじゃなくて、今もって巡回バスも考えていますということでありましたけれども、ぜひ先取りした交通体系を考えて、それでもってこの広域合併の中の高齢者なり児童が病院に行ったり、本庁に行ったり、あるいは

学校に行くのに利用できるような公共交通体系をしっかりと考えていただきたいと思います。

次に、妊産婦の医療費ですね。これも予算の関係があると思いますが、私はさらに妊産婦の検診料まで入れて、私は拡大して全町にできないかと、そして子育て支援事業のメインとして、若い人が町に移り住むように、南会津の町に転入がふえるような、そんな制度になるように拡充してほしいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず最初に、いわゆるバス会社の廃止の後追いというお話がありましたが、全く違います。これは会津バス会社に改善改革を求めたんですが、一向にその対案を持ってこないで、私の方で助成金を打ち切りますよという結果になった結果、廃止ということになっていきますので、バス会社が廃止したから後追いでやっているのではありません。あくまでも総合的な交通体系をつくろうとして、バス会社に協議をした結果、それにこたえてくれないので私たちの方では、別な形で対応しますよということをやっていますので、後追いでないということだけは理解してください。

それから、妊産婦の件につきましてですが、これについても、先ほど答弁しましたように子育て支援の基軸として、あるいは基本的な原点として考えております。しかし、これも財政的にいろいろありまして、例えばじゃここに住むのに妊産婦にだけ手当をすれば、南会津町に移ってくるのかと、そうではないんですね。職業の問題があります。医療の問題があります。さまざまな問題があって、その中でできるところから妊産婦に支援をしていきたいと思います、こういう手当を考えているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 バスの件では、一般住民感情も踏まえて質問したつもりです。実態は説明で理解しました。

妊産婦の件ですが、それはもちろん総合的ないろいろな福祉施策、子育て支援もありますが、ぜひ今あるこの制度を基軸にさらに拡充を望みたいです。

次に、自治振興基金ですが、答弁として、あれは提案型といいますか、もっと違う制度もありますよということですが、私はやはり地区の集落は200軒を超すような大きな集落から10軒以下の小さな集落があります。それらの集落に対して提案しなさい、みずからそういう自立の事業を持ってきなさいだけではちょっと冷たいかなと。やはり底上げ的な平等割的な意味合いで、何も伊南方式をそっくり算定方式をまねろとは言いませんが、やはり小さな集落、なかなか

か提案能力のない、あるいは事務作業もできないような小さな集落でも、最低限の底上げ的な均等とといいますか、平等割とといいますか、そういう意味合いの事業に変えてもいいですから、やはりそういう自立が活発な大きな集落だけじゃなくて、小さな集落に救いの手を差し伸べるような事業として、私は再構築、それが発展的解消してほしいんですが、考えはいかがですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

小さな集落、大きな集落の基準はあると思いますが、必ずしも小さな集落だから力がないかというところではありません。大きい集落では逆に意見集約ができなかったり、合意形成に非常に時間がかかったりということもございます。

したがって、私はその地域の持っている力を引き出す、そういう意味で押しなべてやるのではなくて、やる気のある集落に、そしてさまざまな知恵を出せるわけですから、知恵を出してみんなで力を合わせてやろうというところにしっかりと支援をしていく、こういう考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 時間がありませんが、地区の集会施設に対する……

○児山寿明議長 時間満了でございます。

○6番 馬場信作議員 それでは、これで質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、6番、馬場信作君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

昼食にいたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○児山寿明議長　ここでお知らせをいたします。

21番、星利一君が都合により早退いたしましたので、ご了承願います。

次に、住民生活課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

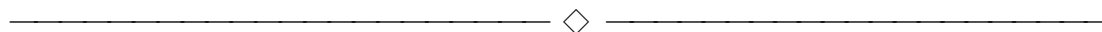
住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長　すみません、貴重なお時間を拝借して、先ほどの6番、馬場議員への質問で数値に誤りがありましたので、申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

私、先ほど申し上げましたのは、調定額でございまして、ちょっとわかりにくい数字で、改めて申し上げます。1世帯当たりの税額でございまして、田島町9万9,339円、館岩村10万280円、伊南村8万6,523円、南郷村9万6,744円です。以上です。

ちなみに、これは6月の資料として委員会の皆さんには配付になっていると思いますが、以上でございます。

すみませんでした。よろしく願いいたします。



◇ 渡部忠雄議員

○児山寿明議長　次に、9番、渡部忠雄君の登壇を許します。

9番、渡部忠雄君。

○9番　渡部忠雄議員　通告順序に従い質問いたします。

私は地場産業等の振興対策についてを伺います。

最近、都市部の物産展等に行くたびに目にするのは商品の偏りでございます。特に、北の地方の商品は夏場と冬場では一変します。夏場には生ものとか果菜類等が豊富に並び盛況を化していますけれども、しかし冬場に入ると少しの加工品が細々と並び特に南会津の物産はごく一部の会社の品が片隅の方に並んでいるような状態です。

まして、その商品としては毎日の生活にはそれほど必要のないものが多いものです。そこで、町としては1年を通じた売れる特産物の開発が待たれるわけではありますが、町としては各地区の住民の中に加工品をつくっている人やまたやってみたいという人がいないか等の調査をし、またJAとの協力や打ち合わせを行い、長い目で地場産品の開発や加工所の設置等の考えはないか伺います。

以上です。2回目からの質問があるときは自席にて行います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 9番、渡部忠雄議員のご質問にお答えをいたします。

地場産業等の振興対策についてのおただしであります。私は現場主義を信条として各地で町民の方々との懇談を重ねてまいりました。職員もまた積極的に地域に入り、情報の収集や地場産品の掘り起こし等に努めてきているところでございます。

また、商品の開発等についてであります。本町内には民間の施設を含めて幾つかの加工施設があり、積極的に活動を行っておりますが、今後さらに意欲ある生産者や団体等を掘り起こしていくとともに関係者が連携を図りながら、商品開発や加工所の設置などを行う際には、町としても適時、適切に支援を行っていきたいと考えております。

なお、支援の内容としては資金の貸し付け等の制度的支援や販売方法の情報提供等の側面的支援のほか、農業版の発展支援事業を創設する考えでありますので、今後ともご提案ご指導をよろしくお願いをしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 9番、渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 仮称、株式会社南会津観光連盟の設立というこのプロジェクトを見たとき、私の再質問の中にはほとんどこの中に内容が入ってしまして、細かい内容を言われるとちょっと再質問が困ったなと思っておりました。加工品等の産物ができたとき、まず商品として売り出すわけですけれども、イベントや商工会等の協力をいただくほか、やはり年間を通じて販売していく方がいいと思うんですね。それで、ほかより来られたお客が立ち寄る場所があればいいわけで、道の駅等とか1つございますけれども、そのほかにもそのような施設をこれから考えておられないでしょうか。

また、商工会、観光協会との兼ね合いについてもどう思っているか、あわせてお伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまおただしの案件については私も通年を通して販売のできるそういう生産量あるいは加工数量、そしてまた販売拠点、これを連携してつくっていくことが望ましいというふうに考えております。そのほか、当然南会津町で販売する方法もございしますが、あわせてこれまで友

好都市関係を結んできた関係のある都市部の売り場等についても、これからは協力あるいは開発していかなければならないでしょうと、こんなことで、それぞれ台東区あるいはさいたま市の方には、ご提案を申し上げているところであります。

なお、一方通行ではいけませんので、これらについてのさいたま市あるいは台東区の友好都市関係の方からも、こちらの方で販売あるいは提供できるものがあるかどうか、これらについても、再度打ち合わせを重ねていきたいと、こんなふうに思っておりますし、仮称、株式会社観光連盟の中で何とか加工品をさらに導き出していけて、その導き出した加工品をより南会津の特産として、ご提供できるような仕組みあるいは体制ができればいいなど、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 9番、渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 そういうことで、都市部の方とのつながりはよろしくお願ひしたいと思っております。

農産物というのは、大体がJAさんが主体でやっておるわけですよ。町はまたそのJAとの話し合い、打ち合わせ等をして町の農産物等の有効利用を考えられたことはありますかというわけですけれども、JAは加工所を持っていて、またトマトジュースなんていう商品を持っています。このトマトジュースは、今までになく生食用のトマトを利用したトマトジュースなんです。それをつくっているということで、大変評判がよく今ではかなりよそから買いに来るという状態なんですけれども、そんなわけで少し先に行くJAとの協力は必要かと思えますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで農業の基本的な政策の実行体でありましたJA、農業協同組合ですが、ここをやっぱり加工、販売のパートナーとしていかなければならないというふうに思っております。その中で実は農協といわれる中央会というんですか、中央会といわれるところの言ってみれば流通システムが単協までいろいろな形で影響をしてくております。

しかし、それになかなか農家の生産者が実はついていけない、あるいは手数料等の問題で若干抵抗感があるということも実は聞いております。そんなことを考え合わせますと組織論で物事を判断するだけじゃなくて、組織の建前、組織の機能も考えつつ現場の生産者の立場からいろいろと改善、工夫をしていただけるということであれば、これまで以上にパートナーとして農協さんといろいろな協議をしていくことは大変重要だというふうに思っておりますし、また

商工会や観光協会との関係も同様に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 9番、渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 次に、移りますけれども、この間の新聞で檜枝岐さんのイワナみそというのが新聞に出ていまして、やはり物産品はある程度マスコミに乗せると宣伝効果があつて売れると思ひますので、まして、今B級グルメというのがはやつていまして、要するに商品は宣伝されている商品を見ますともう何でもありということで、どここの産地名で何々焼きそばとか、何々うどんとか、檜枝岐の豆腐とかということで、非常に何でもいいという感じなんですよね、品物は。それが、マスコミの宣伝に乗せると名が売れてしまえばオーケーということなんですよね。町としては、その観光連盟の中でも広告、宣伝等挙げてありますけれども、その点について、今わかっている範囲で結構ですので、そういうことはあるかどうか伺いたいと思ひます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど生食用のトマトのジュースのお話もございましたが、私は小さな取り組みが町内にもたくさんあるというふうに思つております。ただそのときに、広告宣伝をしたときにいわゆる宣伝したものが品切れになってしまう、あるいは十分な確保がされないままに広告宣伝に移つてしまうということになると、その信用というのはむしろマイナスの方に働いてしまう危険性がありますので、この広告宣伝に当たりましては、やはり実態がきちつと確保されたそういう状況をつくり出した中で、宣伝広告を進めていきたい。

ちなみに、南会津町でこれから議員さんのいろいろな意味でご指導やご意見やあるいはご同意をいただいた上で実行していかなければならないと思ひますが、こうした観光連盟の立ち上げがもし合併4地域に対して広がりを持つということであれば、マスコミは私たちもお手伝いをしたいと、こういうふうに言つておりますので、そんなこともこれから十分に心得ながら進めていきたいというふうに思つておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 9番、渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 わかりました。

とにかく住民参加型で行つていただきたいと思ひますよ。細々と野菜をつくりながら秋に収穫したやつを春先になると野菜を結構皆さん捨てています。冬場にはそんなものが加工できるようになれば、その人たちにももっと活気が出てくると思ひますよね。狭い耕地で生活している町としては、このような人たちのやっぱり生産物を生かしていったらと思ひますけれ



ども、その点に関してはどう考えておられますか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私も全く同感でありまして、旧田島町長の時代にもこのお話をさせていただきましたが、今までは生産をする、物をつくるということに一生懸命にやってきました。いろいろな意味で技術的な工夫、あるいは減農薬の問題、あるいは品質の問題、それらに取り組んで一応現在はそれぞれの生産者が遜色のない生産物を生産するまでに至りました。そのときにどこに出口をきちっと見つけるかということがとても大事であります。それは、お金にかえることでございますが、お金にかえることということは、再生産をする意味でどうしても大事なんですね。再度苗を買ったり、あるいは土壌を肥やしたり、あるいはまた施設を建てたりというためにはどうしてもお金が必要です。そんな補助事業をやりながらも、自立する体力のある生産者をつくっていかなければならない、そのためにはどうしてもつくった作物をできるだけお金にかえていく、そのときに単体として生もので出すのも、これは当然流通上あり得ますが、より付加価値の高いものにしていくためには、その材料の持っている持ち味を生かしながら、いわゆる加工をしていくということもとても大事なことでありますので、これらについては、現在南郷トマトについては、ほかの県に委託をするという形でジュースをつくっておりますが、これらがもしその量等が確保できれば、あるいはそのほかの加工物産等もいろいろと試作ができてくれば、加工所を当町に設置すると、こういうことにもつながっていくかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 9番、渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 一番先にいただきました観光連盟プロジェクトの中なんですけれども、この間の説明ではまだ細かいことまでわかっていないと言ったんですけども、今、私の質問する中になんかの関連性のあるものがあるんですけども、わかる範囲で結構なんですけれども、売りたい物を売れる物にするとか、地域資源特産品を工夫する、企画開発をするものがありますというある程度の中身の濃い具体的なものが、まだそこまでいってないかどうか、伺いたいです。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員が求める具体性というのがどの程度のものだからちょっとはかり知れませんが、私はこれまで農業問題を考えた場合に、いわゆる農協があつて、それから役場の農林課があつて、そし

て、さらにはここは県の合同庁舎がありますので、農林事務所の農政担当がいて、この枠組みだけで実は考え、あるいはいろいろな事業のあり方を検討してきたと思うんですね。でも、住民参加型というお話もございましたので、実は消費者がどういうものを求めているのか、あるいはまた、その消費者が求めるものをどういうふうにつくり出すことができるのだろうか、これが実は企画の部分だと思うんですね。これまでも何回か申し上げてきたかと思いますが、役場の職員の人たちは、これまで国あるいは県という流れの中でどうしても自分たちがみずから企画をし、新しい枠組みをつかってそこに地域の資源を吹き込んでいくというやり方がなれていない部分がございます。

そこで、そういう人たちの専門性を持った人たちにその観光連盟に入っていて、そしてそこで企画をし、物づくりの素案をつくっていただくということに考えています。そういうものができ上がったものを今度は役場の方に出して提案をしていただいて、役場の方で制度はどうなっているのか、あるいは助成制度が支援措置があるのかないのか、ここの検査をして、そしてさらにそれが実態を見せてきたときに初めて議会の方にご提案をして、議会の方からご意見をいただきながらご同意をいただいて事業として完成をさせる。その完成した事業をさらにまた今度は企画をしたところにフィードバックをして、そこで実行していくと、こういう循環する流れの中を実は考えております。ただ、それ以上の詳しい、ではどこにとか、どんなものというのとはこれからの考え方になってくると思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 9番、渡部忠雄君。

○9番 渡部忠雄議員 こんなことは早急にできることとは思えませんが、加工所や道の駅とかそういうものもできますと就業をする人も少しでも多くなってきますし、若い人が残ったり、Uターンも考えられますので、政府の猫の目の行政で短絡的な補助金で右往左往しないで、住民が地元で根づくような地場産業の確立をお願いしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、9番、渡部忠雄君の一般質問を終わります。

---

◇ 渡 部 康 吉 議 員

○児山寿明議長 次に、38番、渡部康吉君の登壇を許します。

38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 合併後、議会が今の体制になって初めて登壇いたしました38番、渡部康吉でございます。よろしくお願いいたします。

新たな食料・農業・農村問題基本法に基づき、平成19年度より品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策、そして米政策改革推進対策が導入され、農政が大きく変わります。いわゆる農政の大改革が始まります。我が南会津町ではこの大改革にどのように対処していくのか、順次お伺いしてまいりたいと思います。

まず最初に、品目横断的経営安定対策ですが、これは米、麦、大豆、てん菜、バレイショなどにおける諸外国との生産条件格差是正対策として価格が下落したときに価格保障するものと私は受けとめております。この対象者が4ヘクタール以上を経営する認定農業者と20ヘクタール以上を経営する集落営農組織に限定されております。このことは、昨年3月に制定されたので農業者も行政も周知しているところであります。現在、我が町ではどの程度の認定農業者及び集落営農組織が対象となるのかお伺いいたします。旧田島町については、合併直前の3月議会で質問しておりますが、南会津町としての数字を教えてくださいたいと思います。

次に、この経営安定対策で町内の水田面積のすべてが対象となればよいと思いますが、対象者が限定されておりますので、すべては無理としても半分以上、60%くらいはカバーしてほしいと私自身希望しておりますが、対象者を面積で計算した場合、どの程度の割合となるか伺いたいと思います。

次に、実際の申し込み期限は作付期とされておりますので、来年の作付期まで時間がまだありますが、それまでに駆け込みで認定を受ける者、あるいは今後集落営農として組織を立ち上げる団体も出てくるものと思うが、どの程度増加するのか、町としてどの程度の団体が出てくるかお伺いしたいと思います。

また、町としての最終目標はどこに置くのかも伺いたいと思います。

そして、一方で大騒ぎするほど交付金は来ないという声も聞こえてくるが、どの程度となるのか。基準の90%を保障するというが、その基準となる数字は過去の販売価格で算出するのか、生産コストで算出するのか伺います。

また、米以外での対象者は、例えば麦とか大豆で対象となる人はいるのか、町内にいるのかどうかも伺いたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いいたします。

既に、この問題で昨日お二方から質問がありましたので、私の出番はなくなりますが、取り組まない理由については質問いたしません、今後町独自に取り組む事業について、お伺いしていきたいと思います。

今の農業もこれからの農業も大規模経営を推進しております。私自身も約8ヘクタールの水田を経営しておりますが、自分の経験で申しますと米づくりの作業の中で一番大変なつらい仕事は素堀りの水路の泥上げと畦畔の草刈りでございます。昔から機械化されていないからなのです。せいぜいかまから草刈り機になった程度で能率は確かに上がるんですが、肉体の負担は増加しており、本当に大変な仕事でございます。水路の管理につきましても、いわゆる春の堰上げについて、土地の所有者でなくて耕作者が出役するところが大変でございますが、大規模経営が進めば進むほどその堰上げをする人が減ってきて、しまいには1人か2人で大きな堰、大川から上げる堰上げをしなければならないような状態になってまいります。

そこでお伺いしたいんですが、素堀りの水路をU字溝、いわゆるユニックにすることやあるいは大きな水路、それから河川堤防、道路、鉄道などのり面での草刈りなどそういう仕事のできる事業がこれからできないだろうかということをお伺いしたいと思います。

次に、米の生産調整についてでございますが、正しくは米政策改革推進対策と言うんだらうと思いますが、来年から平成19年からいわゆる民間に移管すると、政府から民間に移管すると聞いておりますが、町でもその割り当ての事務とか確認事務を農協や米の集荷業者に移管するかどうか、来年度の実の方策について伺います。

それから、平成19年度の見通しでございますが、国では5万ヘクタールの面積を減らすんだということ、あるいは福島県でも米の収量にして5万トン分を減らす、いわゆる収量を減らすということは生産調整の面積がふえるということになるわけなんです、こういう新聞記事も出ておりますが、田島町としてはどういう数字となるかお伺いしたいと思います。

今、中山間地域直接支払いもやっておりますが、この農地・水・環境保全対策等中山間地域直接支払いとの関連についても、お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 38番、渡部康吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、来年度から始まる農政の大改革にどのように取り組むのかというおただしの1点目、品目横断的経営安定対策についてであります、現在本町での認定農業者数は110名であり、うち対象となる認定農業者は20名であります。

なお、集落営農組織で該当する組織はございません。

また、該当する水田面積の割合についてでございますが、本町の水田面積は1,555ヘクタールでございます。このうち対象となる農業者の水田面積は157ヘクタールであり、10%程度となります。

次に、認定農業者の駆け込みによる認定や集落営農組織の立ち上げについてでございますが、認定農業者あるいは集落営農の立ち上げにつきましては、現在のところ予定している農業者等はありません。

なお、町といたしましては、本対策にかかわらず農家の方に制度を正しく理解をしていただいて、認定農業者の育成と集落営農の推進を図ってまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、交付金の額についてでございますが、例年の平均的な収入と当該年の収入を比較し、米価の下落した分の9割が交付額となります。ただし、農家と国が資金造成した範囲内での交付でありますので、交付額は毎年変動することになっております。

次に、麦、大豆での対象者についておただしがございましたが、大豆で2軒の農家が対象となっておりますが、麦については該当する農家はございません。

次に、2点目、農地・水・環境保全向上対策についてでございますが、23番、平野議員並びに7番、湯田議員の質問でも申し上げましたとおり、各集落の負担と受益の実態を検討し、後々具体的事務負担等を十分考慮し、参加しない意思表示をさせていただきました。

また、町独自の対策への取り組みについてでございますが、集落に対して農業施設の維持や補修活動、さらには農村環境の整備等においては、地域内の支え合いの精神を醸成させたものを制度化していきたい、このように考えておりました、農林課の方でその準備作業に入ったところでございます。

次に、中山間地域等の直接支払い制度との関連についてでございますが、国の制度では区域としての重複は可能であるものの、作業としての重複は認められておりません。さきに述べたとおり、本町では国の制度にかわる新たな町単独事業の立ち上げを計画しているところでありますので、今後は両事業の関連について考慮しながら、真に農家のために有効に作用する独自の事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目、米の生産調整対策についてでございますが、おただしのとおり平成19年度からの配分通知は農協または集荷業者が行うこととなりますが、農家ごとの配分の計算については、水田農業推進協議会が行うこととなります。

また、水田農業推進協議会の構成メンバーには町が入っております。現在までのノウハウも

あることから、配分の計算はこれまでどおり町が担うこととなります。

次に、平成18年度の本町の実績でございますが、県から当初配分された数量が5,868トンで、これを面積に換算いたしますと1,174ヘクタールでありました。これに対して水稻の作付実績が1,037ヘクタールでしたので、配分に対する余裕面積は137ヘクタールであります。平成19年度の見込みであります。国から福島県に示された数量が約36万9,000トンで、平成18年度の約37万4,000トンと比較しますと、約5,000トン、率にして約1.3%の減少となります。

なお、市町村別の情報につきましては、12月末までに県から示される見込みと聞いております。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 ご答弁ありがとうございます。

最初の品目横断的経営安定対策についてでございますが、認定農業者が110名でそのうち20名が該当するような話でございますが、それを面積にすれば10%だと、非常に残念なような気がするんですが、前にも、これは合併する前の話だったんですが、合併する前にも60%くらいは必要じゃないかというようなことを申し上げておいたんですが、認定農業者の掘り起こしとか、あるいは集落営農の立ち上げなんていうのは本当に農家へ入って、そしていろいろを囲みながらしゃべらないと、これはなかなか推進できない事業だと思っております。本当にこの認定農業者が、あるいは集落営農、これをこの率を引き上げることが私は南会津町の農政の進歩という言い方はおかしいんですが、農業振興のバロメーターになるんじゃないかと思っております。この認定農業者をもう少しふやす方法について、何か考え方がありましたら、お答え願いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで、議員にはこの品目横断を通じて認定農業者のいわゆる政策として約60%くらいというようなことでお話をいただいたことも承知しております。それで、実際に今言ったように農家に入って行って、その農家が抱える問題を丁寧に課題抽出をしながら、その課題を集約して、全体的にどう対処すれば認定農業者が確保されるかということが出てくると思います。これは、専門の担当者をやはりつけてもやるべきだと、こういうご意見もいただいておりますので、そのつもりで担当をつくりました。担い手育成ということでつくりましたが、実は皆さ

んもご存じだと思いますが、この農政は非常に国・県からの報告、調査ものが物すごく多いんです。これの処理をきちっとしないとおしかりを受けます。幾ら私の方から職員にそうではないでしょうと、現場に入ってくださいと言っても入れるのは課長だけです。そのくらいこの農政の中身を検証してみますと、実は国あるいは県というのは国から来ますから当然国と一緒になるわけですが、このがんじがらめ、これが私は大変今悔しい思いをしているのが実態であります。

そういうことを含めながら、やはり国の政策は大骨になってきますので、全く無視するというわけにはいきませんが、ここにはきちっと改善をすると、地域に応じた改善策を認めてもらうと、こういうことを訴えながら、今、議員がおただしのようにできるだけ将来に向けて、経営の計画を立てて安定して農家経営ができるような、そんな農業者を育てていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 私、ほかの集落のことはよくわからないんですが、私、長野なんです、長野の集落で今田んぼを4町歩以上つくって、認定農業者になっていないという人が3名くらいおります。ですから、それは認定農業者の書類を提出して認定してもらえばすんなりいくものですから、そういう面積が、あるいは3ヘクタールくらいの人から面積をまず洗い流して、あなたどうだよという声をかければ、かなりまだ進んでいくのかなというように私は考えておりますが、どんなものでしょうかね。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全くそのとおりだと思います。いわゆる何もかにも総じて会議を起こしてやることではなくて、そういう声が聞こえるところに赴いて、そしてそこの方々と向き合って、その方々の将来希望を聞きながら掘り起こしていくというのが、私は大変意義のあることだと思っております。そこで、当然、役場の職員がそういう形でこれから指導してまいります、あわせて農業委員会の委員の方々がおります。この方々が建議書を町長に提出しますが、その建議書の中でも、そういう意見がございますので、私はどうぞ意見だけで終わらないで、建議だけで終わらないで、一緒に行動しませんかということで、この25日に農業委員会の委員さんと館岩地区で懇談会を持つことにしております。その席上でもただいま議員がおただしのようなことを含めて、みんなで取り組みを進めたい、こういうふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 次に、集落営農なんですけど、4町歩、昔の尺貫法で言って申しわけないんですけど、4ヘクタール以下の人は集落営農しかその道はないんですけど、これだってやる気になればできる可能性もあると思いますので、これは来年からのスタートに間に合わなくても、2年後、3年後からのスタートでもいいと思いますので、ぜひ集落営農の組織の立ち上げについても、努力していただきたいと思います。

それから、交付金の問題なんですけど、一部新聞に米の過去の米価を基準にして算出すると単価が安くなってしまいますので、今までの米の生産コストを基準にして出したらばある程度もらえるようになるんじゃないかというような、これは新聞記事をちらっと私、見たことがあるんですけど、そんなことで質問したんですけど、できるだけ今までの米価を対象じゃなくて、生産コストを基準にしてもらえば、この金額が多くなるものと思っておりますので、そういう機会がありましたら、ひとつ町長さんの方からもお願いしたいと思います。これについて、ひとつコメントをお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 集落営農の件につきましては、先ほども申し上げましたように各集落に大変よく熱心に農林課長に入っていただいておりますので、農林課長の方からこれまでの経過等について説明をさせます。その上で、生産コストの件でございますが、私も素人ながら、実はそういうふうに思っております。ところが、先ほど申し上げましたように、米価の下落分ということですので、この件については、今後も私のみならず地域の町村長と連絡をとりながら、しっかりと要望を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 集落営農について、私の方からお答えをしたいと思います。

私も南郷地域から南会津町になって農林課長になりまして、田島地域の集落営農組織が全然ないというようなことから、各集落に入ってきました。それで各集落でそれに対する意識のある集落があるかということで、昨年田島町時代に16集落が説明会を行われたと。その中で意識のあった集落に対して入ろうということで農政係長と相談をしまして入ったわけなんですけど、その中で6集落ほど説明会をやらせていただきました。その中から特に入りたいというような形で進んだ地域が黒沢地区、それから大豆渡地区、そして丹藤地区であります。今現在、規約、規定の説明までできる形になってきたというところなんですけど、それ以外の集落については、何の話も入ってこなくて、こちらの方からもうちょっと入って行って、説明をつけ加えたいな



というような気がしております。

あと、それ以外の16集落の中でも声のかかってこなかった集落、これらについては冬期間に向けて転作関係の説明、いろいろな方で集落に入って行く機会がありますので、そのときに説得をしながら、その中からできるだけ地域の理解を得て吸い上げていきたいというふうに思っております。そのことで、集落営農については、まだまだ田島地域は理解をいただけませんけれども、農林課としては入っていききたいということでやっておりますので、自分の地域、それらに私どもが入ったときには、できるだけご理解をいただいて、参加をしていただければなというふうに思います。

あと、先ほど議員から質問のありました米の米価についての単価ということがありましたので、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思いますが、今現在私どもに入っている情報としては、5年間の米の価格の最大、最少を除いた3年間の価格を平均して、その価格を決定するというようになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 ありがとうございます。

次に移ります。

農地・水・環境保全向上対策にかわるものを町独自に考えていきたいということについて、若干質問していきたいと思います。

今、例えば素堀りの水路にユニックを入れる事業につきまして、町でも現物を支給して関係者にやってもらうというような事業があるのはあるんですが、これは町が丸々現物を支給するんじゃないで、今のところ2分の1だと思ったんですが、2分の1の金を出してくださいよというような事業みたいなんですが、うちの方でもそれを検討したんですが、2分の1よりも古い材料をただもらった方がいいみたいな話になった経緯もあるようでございますので、素堀りの水路へユニックを入れるのは、1回入れれば永久ものでございますので、2分の1なんて言わないで、資材費全額を出してもらうような方向で進んでいただけないかというような質問ですが、これはどうでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これまで土地改良事業の中で50万を限度として現物を支給するのではなくて、現物も含めていわゆるあり材使用、いろいろな場所にいろいろな過去の使用済みの材料がある場合、それら

を利用してやりたいという場合に助成をしようということで、そういう制度をつくりました。しかし、それはそういうふうに限定しているのではなくて、例えば地域の人で重機を持っている人たちがボランティアで出た場合に、あるいは資材を新しく買った場合にどのくらいかかるかということを出していただいて、その2分の1と、ただ上限は50万ということでつくらせていただきました。これまでたくさんの集落で利用していただきましたが、これらをもう少し限定しないで、農地・水・環境のいわゆる部分と重ね合わせながらももう少し使い勝手のいいものに、そしてまた地域の実情に合うものにできないだろうかということで、実は検討に入ったのが独自の町としての施策といいますか、事業として考えているところでございます。

なお、これらについては、今庁内だけでちょっと検討させてもらっています。

したがって、今後、それぞれ農業者の代表の方々やあるいは農業委員会関係者の方々にも意見を聞きながら、実態に合うものにしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、草刈りの問題なんです、今までは自分の田んぼののりの草を刈るのは、これは当然なんです、自分の田んぼと隣接している道路の分あるいは水路の分、それから河川堤防なんかもそうなんです、それらは今までは面積の少ないうちは何とか自分の田んぼに隣接している部分はやろうというふうな意識でやってきたんですが、これが面積がふえればふえるほど道路ののり、水路ののり、堤防ののり、河川堤防まではとても手が伸びなくなって、まして本当に自分の田んぼの畦畔しか草を刈れないような状況になっておりますので、何かそうした集落単位でも結構だと思うんですが、こうした草刈りを、長野なんか今堤防は木が大きくなって、何とも堤防の上を歩くこともできないような状態になってしまいましたので、この環境保全対策でやればと思ったんですが、そういうのもできないものですから、そうした事業も何とか検討していただきたいと思えますが、いかがなものでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

いわゆる農地を集約をしていくということの中で、移動時間の問題とか、今の草刈りの問題とか当然出てきます。これらについては、実は大変細かい話というふうに受けとめられがちですが、私はそうではなくて、たとえだれがその耕作者になろうとも所有者というのはまた別にいるわけですね。所有者と同時にその地域がやはり全体的にその地域の景観として、ある

いは田園風景として守っていこうと、こういう動きもあるわけですから、これらについても、先ほど申し上げました町独自の政策の中で何とか考えていきたい。ただ、そのときに所有権を主張したり、耕作者のいわゆる負担に任せたりというのではなくて、もう少し全体的なとらえ方を集落で地域でしていただければ、私はそんなに難しくないのではないかなと、こんなふうを考えております。現在、検討させておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 よろしくご検討願いたいと思えます。

次に、生産調整の関係でございますが、政府から民間に移管されるのは、これはやむを得ないとして、町から農協や米の集荷業者に移管されるという私もちょっと心配したんですが、その協議会を組織して、町が入っていただけるならば、これは結構なことだと思えます。

それから、先ほど、私、福島県で5万トンなんてでかいことを申し上げてしまったんですが、単位を間違えて大変恐縮いたしました。5,000トンの誤りでしたので訂正させていただきたいと思えます。それを生産量がそれだけ減るということは、生産調整の面積がふえることになるんですが、まだその数字はつかめない、まだ県から割り当てがないということだそうでございますが、我が町ではそんなに極端にこれからもっと休耕面積をふやせなんていう数字ではないかと思うんですが、農林課長さん、その辺の見通しはどうなんでしょうかね。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 生産調整の配分については、12月26日に会議が飯坂のパレス飯坂で会議予定に入っておりますので、そのときに配分されるという内容になっております。

あとそれ以上の中身については、新聞紙上で発表されている内容しかわかりませんが、今までの生産調整に協力した人、そういう地域、それらについては有効に配分されるような内容もありました。

また、今回までやっていたその制度、それらについての例えば圃場整備率がいいとか、直播栽培がいいとか、それらの制度も残っているようでございますので、南会津地域については、ある程度皆さんに負担をかけない中でも配分できるのかなというふうに予想しております。結果については、26日までということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 いろいろ答弁してありがとうございました。

私の一般質問をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、38番、渡部康吉君の一般質問を終わります。



◇ 内 藤 孝 議員

○児山寿明議長 次に、2番、内藤孝君の登壇を許します。

2番、内藤孝君。

○2番 内藤 孝議員 それでは、通告順序に従いまして、議席番号2番、内藤孝、一般質問をさせていただきます。

昔から災害は忘れたころにやってくるとか、地震、雷、火事、おやじとか言われるように恐ろしいことの例えとして言われております。

そこで、本町における災害に関することをお尋ねいたします。

災害に関することは町の例規集にも載っており、それぞれの役割分担が事細かく記されてありますが、それとは別に大雨が降ったとき、土石流が発生しやすい場所や危険と思われる場所、また、大雪が降ったときに雪崩が発生しやすい場所、つまり土石流あるいは雪崩などの発生しやすい危険箇所を把握しているのか、1つ目にお伺いいたします。把握しているのであれば、災害マップの作成は考えておられるのか、2番目に伺います。

作成して町民に広く知らせることにより、危険箇所への立ち入りを制限したり、注意を促すことができると思いますし、各地域の消防団の方々も見回りやすい、チェックしやすいと思いますが、考えを伺いたいと思います。

大規模災害についてお伺いしたいと思います。

大規模災害と申しますと、隣の県、新潟県の中越地震をすぐ思い浮かべます。

また、11月30日に起こりました柳津町の地震も記憶に新しいところであります。我が南会津町に大規模災害が発生した場合の町の対応について伺いたいと思います。

1つ目は避難住民の生活用品の確保あるいは食料品の確保、着がえなどはどうするのでしょうか。

それから、2つ目としまして、避難場所として各地区の集会所、公民館あるいは体育館などを使用することと思いますが、収容し切れない住民はどうするのか。

3点目、首都圏では、首都圏といいますと東京、埼玉、千葉、神奈川の4都県であります。これらと交流しておる福島県内の市町村ですね、その市町村と交流しているそれぞれの首都圏

の区、市町村の6割が震災時の疎開先の確保としまして、それぞれ友好都市をあげているようですが、この疎開先確保を決めた理由としては、姉妹都市協定による縁が圧倒的な割合を占めております。それから、着眼点では移動の距離プラス時間が適当であるという理由、それから同時被災がないなどの理由により疎開先確保を進めているようですが、南会津町では、この災害時の疎開先に関する話は、それぞれの交流都市あるいは姉妹都市から話があったのかどうか。あったのならば、どのような内容なのか具体的に伺いたいと思います。

2番目のいじめ対策と対応というのは、きのう、きょうと平野昌盛議員及び山内政議員の質問、それから教育長の答弁からわかっているんですが、一応通告しておりますので、質問内容を言わせていただきます。

いじめの対策と対応はということについて、いじめについて連日のようにテレビや新聞などで報道されております。幼い子供がみずからの命を絶つという痛ましい事件が起きております。そうした中、県内でもいじめを感じると答えた子供や生徒は595件もあったそうですが、南会津町におけるいじめを把握しているかどうか伺います。あるのなら、どのような対策を考えているのか。なければいつ起こり得るかもしれないいじめ問題に対しての対応は考えておられるか、これは、答弁漏れがあった場合にのみお答え願いたいと思います。先ほどの議員の答弁の中で、答弁漏れがあった場合のみ確認したいと思います。

それから、さまざまな問題がいじめを引き起こしていると言われておりますが、私は南会津町においての家庭問題について、ちょっと伺いたいと思います。

1つ目は、親が子供に暴力を振るってないか、いわゆる児童虐待のことですけれども、このようなことがあるのか、ないのか。

それから、2番目としまして、ドメスティックバイオレンスと言われます夫が妻へ暴力を振るってないか、このようなことを例えば把握しているのか、いないのか。あれば、対策と対応はどのような考えでいられるのか伺いたいと思います。

それから、昔は学校では教育だけの、学校というのは教育の場だけだったんですよね。でもいつの間にか家庭でのしつけというものも学校に任されるようになってしまったんですよね。家では言うことを聞かないから、先生から何とか言って、うちの子供をしつけてくれというようなことが、いつの間にか教育プラスしつけイコール学校というような構図になってしまったんですよね。前はしつけというものは家庭の中でしつけをして、それから私たちの場合は小学校入学というような順序を踏んでまいりましたんですが、最近は家庭でのしつけというその放棄ですか、しつけの放棄ですか、そのようなこともちょっと見受けることもあるんですが、これ

によって教師のストレスというものは、ほかの職業と比べて、福島民報の11月12日付の新聞なんですが、ストレスというのはほかの職業と比べて1.8倍にも上ることが書いてありまして、その次の12月16日の新聞にもやっぱりうつ病などの精神性疾患で休職した教職員というのは、10年間で3倍にも上っているそうなんですよね。これも、ひとえにストレスから来るものではないかと思いますが、教師によるいじめあるいは性的いたずら、また東京羽村市で起きました教師のインターネットにより交通事故で亡くなった児童の写真掲載と中傷記事などもストレスから起こったと思われるが、教師の精神面でのケアは考えておられるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 2番、内藤孝議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、災害マップの作成に関する1点目、危険箇所の把握と災害マップ作成についてでございますが、災害発生危険箇所の把握につきましては、地域防災計画の中で地滑り危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、雪崩危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、重要水防地域の7区分について明示をしております。町内におけるこれらの危険箇所につきましては、県が577カ所を指定しております。膨大な箇所数でございますので、それらをすべて1枚の災害マップに明示することは物理的に困難であることから、日常生活圏の範囲内で把握する方法の検討をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、情報提供、伝達などにつきましては、重要な事項であると認識しておりますので、地域防災計画の策定に当たって、実働的なあり方を検討しているところでありますので、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、2点目、大規模災害対応と生活用品対応についてのおただしでございますが、避難住民の生活用品の確保については、地域防災計画において、小売業者販売登録一覧表で明示することになっており、各業者が実際の災害時に対応できるよう町と各業者とで災害時協定を提携することが最良であると認識しており、今後さらに調査、研究を続けているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、避難場所に収容し切れない住民の対応についてのおただしでございますが、避難所についても地域防災計画に明示することとなっております。被害想定の問題ですが、旧4町村すべてが同時に被災し、町内全域の建物が崩壊することは想定しておりませんが、仮にすべての避難所が被災した場合は、近隣町村等に協力、依頼するか、あるいは自衛隊への災害派遣要請

による仮設テントなどで対応してまいりたい、このように考えております。

次に、疎開先確保についてのおただしでございますが、本年度友好都市である東京都台東区と災害時応援協定の協議を行いました。協議事項においても、疎開先確保についてはテーマとなっております。

しかしながら、今後の協議の中で相手方の意向を確認できれば、具体的な検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、町長に求められました質問にお答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますのでよろしくお願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 2つ目のいじめの対策と対応についてのご質問にお答えいたします。

いじめの把握と対策等につきましては、23番議員、4番議員への答弁のとおりでございますが、先ほど答弁漏れがございましたので、そのところについて、まずお答えを申し上げます。

いつ起こるかもしれないいじめの問題に対する対応については、いじめ防止のためのチェックリストがあり、児童・生徒の認識としていじめは人間として絶対に許せないこと。2、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同等に許されないこと。3、いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを確認し、さらに学校運営、学級経営のあり方、いじめる児童・生徒への対応、いじめられる児童・生徒への対応、家庭、地域との連携などについて、細かいチェック項目があり、その結果に基づく具体的な対応策を早急に講ずることとしております。

また、生徒指導の手引きとして、いじめの個別事例ごとに問題の概要、問題の背景、教師の接し方、さらに学校でとった措置として、それぞれの児童・生徒への対応、保護者への対応、児童・生徒及び保護者の様子の変り方などについて細かく解説し、最後に本事項の指導のポイントについてまとめたものがございます。そのほかにも学校の教師全員がいじめ防止、撲滅のため再確認チェックリストを常に手元に置きながら、日常的に危機管理を図っておるところでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、児童への虐待の件についてですが、答弁申し上げます。

これまで育児放棄を含めた児童虐待と判断される情報が数例寄せられ、関係者及びケア専門医を交えたケース検討会を開催して、早急な対応を図ってまいりました。現在は再発防止のため定期的な見守りや関係機関との連携を図りながら支援を行っております。昨年の子童福祉法の一部改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上明確に位置づけられた

ことから、庁内関係課と協議を進め、児童虐待対策のための南会津町要保護児童対策ネットワーク会議を今年11月に立ち上げたところであり、今後はこの会議を核として虐待の早期発見、虐待の防止に努め、保護や援助を図ってまいります。

次に、配偶者に対するドメスティックバイオレンスについてのおたただしですが、現在のところ、このような相談事例が寄せられていません。家庭の配偶者に対する暴力は外からはわかりにくい上に解決が非常に難しい問題ではありますが、情報が寄せられれば南会津町ケア会議の中で関係機関との連携を図りながら、対策を講じていく考えであります。

次に、南会津町における家庭問題についての中で、教師のストレスに対応した精神面のケアについてのおたただしでございますが、まず一番目には、セルフケアと呼ばれる教師個人によるストレスへの対処方法の研修、指導であります。

さらに、管理職である学校長が明るい学校づくりを目指し良好な同僚関係を保つ雰囲気づくりや対話など職場環境の改善と相談への対応であります。このことは先生方のふだんの言葉遣いや様子に常に気を配りながら異変の兆候を見逃さないことが大事であります。

また、健康診断結果に基づく学校内の養護教諭による保健指導の充実や学校外の専門的な相談体制の活用であります。教育委員会としましても、教師が健全な心身で教育に当たることができるように支援策を強化してまいりたいと考えております。

私からの答弁は終わりますが、具体的なことについては、担当課長の方から答えさせます。よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 2番、内藤孝君。

○2番 内藤 孝議員 災害については、町長の答弁で十二分にわかりましたけれども、でき得れば日常生活の中における危険箇所、これを1枚の紙にさせていただいて配布していただければ町民にも非常に有利なような気もいたします。大規模災害というのは余りぴんと来ないんですけれども、あえて再質問させていただきます。

災害協定についてであります。災害協定は小売業者との災害協定はしていると、先ほどの答弁でありましたが、11月ですか、県でも衣料品はセブンイレブンジャパン、それから日用品、日用雑貨はダイユーエイトというような大きなチェーン店と締結しましたけれども、大規模となりますと小売業者も当然被災に遭われると思うんですが、遭われた場合、かえってもっと大きな、例えば、ヨークベニマル、リオンドール、あるいはカンセキ、コメリなど等の大きなチェーン店との協定というのは、考えておられるのかどうか伺います。

○児山寿明議長 町長。



○湯田芳博町長 お答えをいたします。

日常生活の中で1枚のマップとして携帯できれば大変いいのでありますが、先ほど言ったように570数カ所になっていますので、それが実用として必要かどうか、そういう検討も含めまして、このマップ作成については、再度取り組みをさせていただきたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、大規模災害につきましては、考えにくいという部分もあるかもしれませんが、私は全くそう思っておりませんで、大規模災害というのは絶えず想定した備蓄あるいは訓練をしておかなければならないだろうというふうに思っております、とりあえず水防等についての備えを消防本部の隣に現在で言えば田島支団の事務所がございますので、そこに水防の用具を保管しておりますし、今度伊南の出張所の方に、そこにもきちっと備えをしたいというふうに考えておりますし、今後例えばいろいろなことを想定できるんでありますが、耐震構造がしっかりしているところに備蓄をしていくということも検討の対象にしていかなければなりませんし、当面先ほども申し上げましたようにこの4つの地域が一遍に被災に遭うということは、余り考えたくないし、具体的に地域ごとに大きな特徴がありますから、それらを想定した訓練あるいは備蓄等について備えていきたい。

したがって、当面大きなチェーン店等の生活用品の協定については、考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 2番、内藤孝君。

○2番 内藤 孝議員 それでは、首都圏で関東大震災級の大規模な震災が起こった場合、南会津町としては、どのような協力、援助あるいは対応というものは考えておられるのか、もしもお考えがあれば伺いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

関東大震災につきましては、私、全く経験がございません。それで、ある程度記事等で知り得る範囲でのお答えになると思いますが、まず、私は身近に起こった阪神・淡路大震災あるいは新潟の中越地震、これらの災害を想定した対応を考えるべきであろうというふうに実は思っております。そういう中で、先ほど申し上げましたように地元の建設業者との災害協定を結ばさせていただいて、さらには遠く離れた地域、つまり友好都市との災害協定の協議をこれから進めていく。現段階ではいろいろとまた具体的な詰めはありませんが、今後やはり必要性がそれぞれの交流をしている都市の方でも出てきたときに、また具体的な詰めをしていきたいとい

うふうに思っております。

いずれにいたしましても、災害があつてはならないのでありますが、あつた場合の対応については、何と云つても役場の職員がいち早く指示を出したり、あるいは情報を流したりしなければなりませんので、役場の本庁舎におけるあるいは支所における対応の仕方もしっかりとこれから訓練を積んでいきたいと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 2番、内藤孝君。

○2番 内藤 孝議員 まさに、本当にそのとおりであります。大災害あるいはそのような災害も考えたくはありません。できれば起きてほしくない事柄でございます。

続きまして、教育長にお尋ねいたしますが、家庭での子供へのしつけというのはどのようにお考えなのか。学校任せでいいのか、それとも改めて家庭に戻して家庭での取り組みとして、対応していった方がいいのか、その辺のことを伺ひます。教育長としての考えを伺ひます。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

しつけの問題ということなんでございますが、以前ですとしつけは家庭で、いわゆる教科等の学習は学校でというような分業的な考え方がございました。

しかし、だんだん世の中が変わつてまいりまして、現在文科省なんかでも考えていることについてを述べさせていただきますと、家庭だけでしつけは賄ひ切れぬということ、学校と家庭が手を携へて、そして両方でやつていかなければならないということに現在はなつてきているだろうと思ひます。私もいろいろな状況から考えて、そのように考えております。

以上です。

○児山寿明議長 2番、内藤孝君。

○2番 内藤 孝議員 どちらの問題にしてみましても、行政だけではちょっと解決できるような問題ではなく、地域住民とのそういうつながり、協力を得て対応していくべきものとは考えております。行政だけではちょっと無理だという問題も見え隠れしているように思ひますので、地域住民、いじめの問題に対しましても、学校、保護者あるいは地域住民などと十分に連絡を取り合いながら対応していかれることを望みまして、一般質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、2番、内藤孝君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

場内の時計で2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時45分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◇ 星 登志一 議員

○児山寿明議長 次に、13番、星登志一君の登壇を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 議席番号13番、星登志一、通告により一般質問を行います。

まず初めに、新型交付税と企業誘致についてお伺いをいたします。

総務省は19年度から導入される人口と面積を基本とした算定方式に新型交付税を導入すると明記しております。及び同じ交付税であっても少子化対策や企業誘致などで成果を上げた自治体においては、交付税を上乗せする「頑張る地方応援プログラム」を導入する方針であります。

ただし、自治体間での配分が変わるだけで交付税の総額には影響しないとしております。これは、いわゆる結果を出した自治体には交付税を多くあげますよと、努力をしてない自治体については、交付税が少なくなりますよということであります。南会津町は新型交付税に移行したら、交付税がふえるのか、減るのか、あるいはそういった新しい新型交付税に向け、町としての少子化対策や企業誘致の具体的な計画があるのかお伺いをいたします。

2番目に整形外科の見通しの問題であります。

臨時議会の内容から、各種団体で一生懸命陳情している様子はわかりました。

しかし、私は陳情や署名活動は首長が動きやすい環境を周りの人がつくり最終的には首長の活動に頼るしかないのかなど、こんなふうに思っています。仮に、平成14年度にも小児科縮小問題がありました。当時の室井町長に話を聞きましたところ、病院長より縮小の話があってから約2カ月の間に単独行動で10回くらい病院に行き陳情をしたという話を聞いております。県庁に行った場合にも情報収集やお願いをした結果、最終的には担当係長から知恵をいただき解決したそうです。課題によっては、効率や確率を考えずに行動しなければならないと改めて考

えさせられました。新知事は第一の目標に医療の問題解決を上げております。町長も活動しやすくなったかなと、こんなふうに考えていますが、今後の見通しと活動計画があればお伺いをいたします。

3つ目に事業債の活用と工夫についてお伺いをいたします。

旧田島町のときに、事業債の町負担分に過疎債を使えないかと質問したことがあります。当時の答えは使えないという返答だったと思います。今回、我々産業建設委員会で旧3村の施設を回った結果、旧伊南村の事業においては、事業債の町負担分に過疎債を使っていたと記されております。過疎債や特例債は県の判断に大きく左右されるとも聞いておりますが、現在でもこのような使い方が可能なのかどうかお伺いいたします。

以上、3点、演壇より質問いたしまして、再度の質問は自席より質問をしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 13番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型交付税と企業誘致に関してのおたただしであります。当町における平成19年度の新型交付税影響額について、平成18年度の算定額をもとに試算した結果であります。投資的経費のうち道路経費と元利償還金分として算入されます事業費補正を除いた投資的経費がおよそ7億円と経常経費のうち移行される企画振興費とその他の諸費をそれぞれ合わせますと22億円が新型交付税として移行されることになります。

そこで、国が示された移行した場合の新型交付税と現行の算定額との差であります。市町村分については、人口1万人未満の団体では9割方、2ないし3,000万円の範囲になるのではないかと見ているようであります。

しかしながら、南会津町においては、今年度とほぼ同額が移行される試算でありますので、それほど大きな減少にはならないものと考えております。

また、少子化対策と企業誘致の具体的計画はあるかとのおたただしであります。現在本町においては、頑張る地方応援プログラムの取り組み計画といたしまして、妊産婦医療費の助成事業、保育料の引き下げなどの少子化対策、さらには新規就農者支援事業、地域活性化発展支援事業、南郷トマトブランド化、総合支援センター構想、総合交通体系の整備及び既存企業の空き工場への企業誘致等について計画をしているところであります。このような事業を適切に実施し、新型交付税移行の流れの中で頑張る自治体としてきっちり対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、県立南会津病院の整形外科医の見通しについてのおたただしでございますが、この問題

についての私の考え、姿勢につきましては、これまでこの議会の場を通して何度となく訴えをしてまいりました。その考え方はいささかも変わるものではありませんし、県に対する要請行動は当然のことながら、あらゆる角度から問題解決のために努力を傾注しているところでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、事業債の活用と工夫についてでございますが、過疎債及び合併特例債は他の起債との併用は制度上、認められておらず、旧伊南村においても過疎債と他の起債の併用の事実はありませんでした。

なお、起債の活用につきましては、今後とも事業の適債性を考慮しながら条件が最も有利な起債を考えていきますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、まず新型交付税のそれから企業誘致について、再質問をさせていただきます。

実は新型交付税になると、面積とそれから人口という要素からいうと福島県はどうやら県全体としては交付税がふえると。それから、その件に関して田島町は余り変わらないという、福島県がふえるというのは私が新聞から得た情報ですけれども、町長の答弁からすると新型交付税になっても、総体的には変わらないということでしたけれども、例えば今町長の答弁にあったような少子化対策と、それから企業誘致をした場合には、その交付税の査定のケースが変わるんだか、ポイントが変わるんだかわかりませんが、一体どのくらい変わるか、その辺の見通しはあるのか、その点を1点お伺ひしたいと思ひます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいまご指摘がありましたように新型交付税に移行したその基本的な試算、基準は面積と人口であります。

しかし、それが今妥当性があるかどうかという議論も一方ではございますので、なかなか確定内容が見えてこないというのが実態としてございます。ただ、先ほど申し上げましたように一応の基準を抑えての試算では南会津町としては、それほど大きな増減はない、このように予測をしているところであります。人口1万人以下の市町村については、先ほど申し上げましたように若干2ないし3,000万くらいの減少になる見込みだろうということでございます。そ

の上で、少子化問題とか企業誘致の問題、そのほかに実は滞納の問題がございます。それから、増加し続けている医療費対策についての問題もございます。これらについて、地方のある意味では頑張る地方として取り組みをした場合に交付税の上積みをする、こういう内容が示されておりますが、その内容が具体的にどのくらいの交付税の上積みになるのか、あるいは一方では頑張らない町村なんかないんだ、こういう国会議員の先生方の意見もございます。

したがって、今後国の具体的な方向性、具体的な内容を見きわめながらしっかりと対応していきたいと思いますが、いずれにいたしましても来年の4月からスタートするわけですので、時期を逸しないようにしっかりと情報をつかんでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 今の町長の答弁で、確かに国会議員の先生方は頑張らない町村はないんだというような発言があるということも私も聞いております。ただ、国の方の方針として、私が町会議員になってから7年ほどになりますけれども、国も県も変わってきたというのは、やはり数値目標を出して査定をしていかなきゃいかんかなというような方向に変わってきたと思っております。今までは、その中身を見てやっぱり余り差をつけちゃいかんということで、頑張っているんだからいいんじゃないかと。

特に、今回の新型交付税に関しては、相当数値目標を出させられるんじゃないかなと、私も中身をまだ見ていませんからはっきりは言えませんが、それで、今回の一般質問を聞いていても、確かに町長がいろいろな政策を町民の方から意見を吸い上げたり、いろいろな方から意見を聞いて立ち上げようという姿勢は大体わかってきました。ただ、私は非常に大事なことは今町にとって少子化だとか、それから高齢化という問題が出ていますけれども、基本的にこれを解決していく道というものは、私は職の創出だと思っているんです。その二本立てとして、私は3年前に総務委員から産業建設委員になったんですけれども、その目的の1つとしては、団塊の世代が退職した場合にやはりすぐにできるのは農業関係じゃないかなと。そこで、月例例えば平均して五、六万の給料がとれるような町の環境づくりをすれば、それは町民にもいい影響を与えるんじゃないかと、それをできるのは産業建設委員会だろうということで、私は産業建設委員会のメンバーに加わったわけです。そのためには集団営農というのが行く行くはやって来るということで、そこから出発して、私はいろいろな問題提起をしてきたわけなんですけれども、やはりこれと一緒に企業誘致は町でやっているんだという形をやっぱりあらわさないといけないんじゃないかなということで、前回の一般質問のときに飛び込み訪問をしてもやる

くらいの姿をやっぱり町民に見せなければいけないんじゃないかなと、こんなふうに思ったわけなんです。

それで、これから予算の編成に入ります。これは、予算がなければ我々議員も動くことができませんし、そういった意味で、企業訪問を例えば町長だとか、それから収入役とか、議員なんかでやはりチームをつくってできるくらいの予算編成をした方が私はいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

私もいわゆるこれから頑張るという抽象的な表現で県もしくは国がそれを認可するといえますか、認めていただいて、交付税を上積みするという事は考えておりません。やっぱりそれでは少子化については、例えば何%の対策を目標とするのか、あるいは企業誘致についても、例えば何人くらいの雇用を目指すのか、こういう数値を掲げながら、対応をしていくということが初めて頑張る地方として認めていただいて、交付税の上積みにはね返ってくるのかなと、こんなふうに思っております。

そんな中で、いわゆる医療費の問題、それから滞納の問題もございます。これらが実は一つ一つ分離して今まで考えてきたんですが、実は関連づけがございます。特に、滞納の問題と雇用の問題というのは大きな糸で結ばれておりますので、これらについては、ご指摘のようにしっかりと対応していきたいと思っております。

ただ、議員さんと飛び込みでという考え方ですが、今現在県の東京事務所がございます。東京事務所の方と情報をつなぎ、さらに、ふるさと会がそれぞれ旧町村がございます。これらと今情報をつないでおりますので、私は飛び込みというかそういうこともあるのかもしれませんが、よりやはり財政的なものも考えれば、効率の上がる方法を企業誘致の中で生かしていきたい。それで、先週でしたか、県の方からの紹介もありましたので、企業の空き工場等も紹介をさせていただきました。

しかし、いろいろ考えてみますと、物流コストを考えるとなかなか厳しいというのが実態としてございます。そこで、農業も含めて、いわゆる団塊の世代の人たちがではこの地域の中で何をして暮らしていけるのか、そこまでこれから詰めながら、再度この雇用については、対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 企業誘致については、まだ4月まで時間がありますので、これか

らの予算編成に何とか反映していただければなという希望的観測を持ちまして終わりますけれども、次に、整形外科の方の見通しなんですけれども、一応今回文教厚生委員会で県に行かれた報告書には、来年度より1名の整形外科の見通しが明るくなったと、確定ではないですけれども、明るくなったというような今回の議会に報告書がございました。それについて、町長の方の見解はどんなふうにお考えか、お伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

実は文教厚生委員会の方で医大の方あるいは関係医局の方に、病院局の方に出向いて要望をしたことは承知しておりますし、私は実は只見の町長と11日に医大の事務局の方に行っていました。なぜ只見の町長かというと、それぞれ只見の医師不足の問題がございました。そのときに関係をした先生方、あるいは県の担当者、こちらの方をお伺いをして、しっかりとその当時の状況と現在の状況の違い、これを確かめようということも一つございましたので行ってまいりましたが、いわゆる病院の医大の人事権を持っておられるのは院長、菊地院長でございますが、なかなか菊地先生とお会いすることができないでいました。菊地先生の方からのある意味では考え方をお示ししていただきましたが、実はここに朝日新聞ですか、12月18日に院長先生のコメントが載っておりますが、大学にこれまで求められていたものというのは、卒業後の研修、これが大きく変わったんですね。先ほど室井町長さんのお話がありましたが、室井町長さんのやり方で今通用するかどうか、そのところを私たちは事務局の方を通してお願いをして検討をしてきたんですね。つまり、絶対的にもう医師が足りないんだと。そして、この研修を考えたときに、若い医師を養成するときに、専門医として養成するときに、どうしても医師はいわゆる医療機器に恵まれた、あるいは有能な先生、専門医のいるところへいきたくないと、ここはやはりどんなに大学の教授であってもとめるわけにはいかない。

しかし、この方々が研修を終わって再度福島県の方に戻ってきていただくようなそういう環境をつくっていかなくちゃならない、その一つの大きな目玉はやはり報酬を考えないといけないですよというのもございます。

したがって、私は非常にデリケートな問題でありましたので、それぞれ病院の院長先生、あるいは県の担当者の方々の気持ちに配慮しながら、そのタイミングを見て、数度県あるいは病院関係者に要望、お願いをしてまいりました。その結果、私が11日にお伺いしたときも、来年の4月に何とか整形外科の配置を考える方向で動き出したということですので、明るい兆しというのは、その程度かなというふうに思って、確約はとれませんでしたので、ご理解をいただ



きたいと思います。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 実は田島地区の議員6名ほどで10月23日、病院長とそれから事務長さんとお会いして、いろいろ現状をわからないで、我々もああだこうだと考えてもしょうがないだろうということで、実は10月23日にお話を持つ機会を得させていただきました。そのとき今町長が言ったように今回の医師不足は国の政策により、インターン制度が変わったために相当数お医者さんが少なくなっているんだと、みんな東京に戻ってしまうんだよと、これはもう明らかに国の方の政策ですから、そこを何とか我々もこれからは運動していかなければいけないと思うんです。

そこで、もう一つそのとき聞いたのは、たまたま去年お医者さんが少なくなったときには、県の予算の査定が終わった後だと。そのために第3病棟が減ったとしても、看護婦さんの人件費はついてたんだと。それで、今回は、ことしですね、いわゆる4月以降は看護婦さんがいる状態だったけれども、来年度はちょっとわかりませんよという話を聞いたわけです。もし、そこで1名の整形の医師の獲得ができるということになれば、例えば入院が可能になるのか、あるいはもし入院が可能になれば、そこに看護師さんも必要になるでしょうから、看護師さんの異動も少なくなるということになると思うんですけれども、その辺のお話は町長と菊地病院長とのお話にはその辺が出てきたかどうか、お伺いいたしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

菊地院長と私は直接話をしておりませんが、実は前回9月の議会の際に、院長先生の方から私の方に会いたいといいますか、お会いしてもいいよと、こちらの方に来たいと、こういう話があったんですが、急遽先生の都合でそれが取りやめになりました、前日だったと思いますが。そんなこともあって、私どもの意見を菊地先生に全部お話をぶちまけて話をするということはできておりませんが、私は整形外科医が1名ではなかなか手術は難しいのかなと、看護婦さんの問題もありますが、ただ、理学療法士がもし配置になれば別な意味で手術の内容にもよるんでしょうけれども、そういうこともできないだろうか、こういうご提案を実は町村会としてしたいなということで、タイミングを見ておりましたが、なかなか事務局の局長さんは会っていただけるんですが、それ以外の医師の先生方とは会っていただけないので、今またそこまで伝えることができない状況であります。

しかし、これは先ほどもお話がありましたように知事も真剣にこの問題には取り組むという

ことで、きのう知事が来られたときのお話にもございましたので、私たちはあきらめずに、しかもタイミングを見ながらきちっとそのところは、今後も対応を続けたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 私は今回の整形外科の医師が4月から1名明るい兆しが見えてきたということに対してすごく希望を持っているんですけども、それはなぜかという、やはりあそこの南会津病院に入院できないということは、結構整形外科で入院する人は高齢者が多いわけです。二人暮らしとかひとり暮らしですね。そうすると、その人たちは年を召してくるとどうしても身内の顔が見えないと不安になると、若松まで入院すればなるべく毎日来てくれとか1日来てくれと、そうなるとうそいった人は交通弱者ですから、1回行くたびにやっぱり往復2,000円プラス2,000円ですから4,000円くらいかかるわけですよ。これは目に見えない負担が相当かかると、1カ月に10回行くと4万円になるんですよと、年金五、六万の中で4万円というのは非常に厳しいんだという声が結構多いんです。ですから、何とかこれから見えないですけども、町長たちにちょっと苦勞していただいて、何とか来年から南会津病院に整形の患者さんが入院できるような方策をとっていただきたいなど。手術は私はできなくてもいいと思うんですよ。若松でやって、また南会津の病院に入院できれば相当その分の看護負担は少なくなるんじゃないかなと、我々のように運転できる人はいいですけれども、やはり高齢者になりますと、なかなか足が思うようにいかないということがありますから、その辺をひとつ今後ご努力いただきたいなど、こんなふうに思います。

次の問題に移ります。

事業債の活用と工夫についてなんですけれども、これは、私は前に多分一般会計のあたりで質問したのかなと思うんです。私も議員になりたてでしたから、同じ金を使うのであれば、町の負担額がなるべく少ない方がいいだろうということで、事業債の通常国の事業債の場合には50%で、そこに県とか町がまた25、25とか、あるいは町単独で50と、その残った50に過疎債を使えば、30の負担ですから、総額の15%くらいでできるから、そういう方法はできないのかなというような質問をした覚えがあるんです。ただ、いつごろと言われるとちょっと議会会議録を全部見なければわからないんですけども、それで、そういった質問をしたんですけども、実は産業建設委員会で旧3村のライスセンターを実際にどうなっているのかということで視察に行っていました。これは、今回の議会に産業建設委員会の報告書として載っている中身に書いてありますので、町長初め執行部の皆さんのお手元にもあると思います。日に

ちは平成18年12月1日と、南会津町議会議長、児山寿明殿、産業建設委員長、五十嵐司ということで、町の農業施設等の現地調査報告書というのがお手元に行っているかと思います。その中の2ページ目の裏の方ですね。非常に興味があったので、各施設の負担割合がそこに出ているかと思います。そうすると、舘岩のライスセンター、これは農業農村活性化農業構造改善事業という導入事業の名目で国が43.5%、県が6.5%、残りを村が50%出して、平成8年につくっております。

それから、伊南のライスセンターは、経営基盤確立農業構造改善事業という導入事業名で平成9年に国が50%、村が50%、このときに、この村の50%に対して過疎債を適用していますという報告を受けています。そうすると、過疎債は30%の負担になりますから、全体の15%だけで事業ができた、こういうことになります。

それから、南郷のライスセンター、これは経営構造対策事業という事業名で平成15年にやっております。これは、国が50%、村が25%、それから事業主体、この事業主体というのは、ライスセンターをつくりたいんだという方たちが五、六人集まって事業体をつくったというお話です。その人たちが25%、これはいわゆる受益者負担ということで出しております。

特に注目したいのは伊南のライスセンター、これがやはり残りものに50%に対して過疎債を使っていたと。それと、伊南の中学校の体育館、あの説明のときにも残りの50%については、過疎債を使いましたという説明があったわけなんです。ですから、これは多分何かの突発的に国の方で予算が余ったときにこの事業をやれよとか、そういった突発的な何かが出たんだと思います。今、町長の方からは、基本的にはそういうことはあり得ませんということになりましたから。ということは、3月の終わりの方で国で予算が余ったとか、そういうときに突発的にじゃ残りの分について、どこの会計でも金がないだろうから、それは過疎債でやってもいいよというような話になってこういった結果が出たのではないかと思うんです。

そういった意味から言うと、私は少し予備費をふやして、いつでもやっぱりこういう特例債に対応できるような情勢をつくっていかないと、要するに今、南会津町は経常収支比率が98.6%でしたか、そういった内容の町なんですから、早目に計画を立てて、より効率のよい事業債を使うことが必要だと思うんですけれども、その辺、町長の発言にはそういったことはありませんということでしたけれども、総務課長の方はこの辺を確認しているかどうか伺いたします。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまのおただしでございますが、内容について、私も余り精査して

ございませんでしたんですが、もしかしますと、国の施策の中で景気対策事業等の一環といたしまして、事業の前倒しをやってきた経過があります。最近はありませんが、以前ですと、旧田島地区においても消防施設整備の関係で、例えば18年度に要望しまして19年度の事業で要望しましたところ、景気対策事業で前倒しでその事業を補助をやるからということでしたので、それについて繰り越しで事業を行った経過がございます。

その際に、今、議員さんがお話があったように補正予算債といった中で、これは一般事業債の中でやってございました。その中で、この補助事業を進めた経過がございます。今、議員さんがおっしゃったように伊南中学校の体育館の事業等もこういった中で行ってきたんではないかなというふうに推測したところでございます。正しく申し上げることができませんが、以上でご了承をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 実は、私も議員としての一歩の努めは財源関係をチェックするのが一番かなと、本当にそれこそ夕張メロンになっては困るということで、大分勉強はしたつもりです。

特に、こういったことについては、担当職員はわかるかと思えますけれども、なかなかほかの部署の職員になるとわからないと思うんです。まさにこれは課を横断していろいろな事業があったときに、とにかく目を皿にしていろいろな資料を見たり、アンテナを高くして、なるべく町の負担が少ないような、そういった情報を課内で流して、お金をかけないような事業をやってほしいなど、こんなふうに思えます。

特に、私が思ったのは合併に関して、臨時財政対策債でしたか、あれがありましたときに、実は執行部の答弁が非常にあやふやだったんです。あやふやだという意味がつい最近わかりました。というのは、国というのは特別交付税を発行するときには、必ず一般の交付税を下げると、特別でプラスにして一般の交付税でマイナスにしてプラマイゼロにすると。

まさに、先ほど私が言った地方応援プログラムですか、これもまさしくそうだと思います。日本全国ではパイは一緒ですよと、そのかわり頑張ったところにはやるけれども、頑張らないところにはやらないよということですから、ひとつ町長においては、各職員の方にこれからの事業債の使い方の勉強会をやってほしいなどと思えますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

課を横断するという事について、私はこれまで組織内の意識改革の最も重要な位置づけにしてここまでやってまいりました。

しかしながら、その成果はいかにと問われれば、今まだ道半ばでございます。そんなときに自己啓発のセミナーを持って、今後、前に民間の方にいわゆる研修に出したらどうだと、こういうご指摘もいただいております。その検討にも実は入ったわけではありますが、どうもそれ以前に財政用語がわからないという職員が実はおりました。

まさに、財政指数が幾らになっていきますかという簡単な質問にも実は答えられない職員もおりました。そこで、議員おただしのようにこのことについては、地方の自治体の公務員として、当然の知識ですから、これらについては、ご指摘いただいたように繰り返し繰り返し研修、研さんを積んでいくことをお約束したいと思います。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 以上で、私の一般質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、13番、星登志一君の一般質問を終わります。



◇ 室 井 強 議 員

○児山寿明議長 次に、48番、室井強君の登壇を許します。

室井強君。

○48番 室井 強議員 それでは、通告順序に従いまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前にご理解をいただくために若干申し上げたいことがございます。

一般質問というものは、政策論争につき私は町発展と町民のためによかれと思って提言する事項について、執行者がやるやらないは町長の専権事項でございますので、これはできませんでも結構です。

また、私の正反対の答えが出ることもやむを得ないと考えております。

さらに、できないものについては、こういう理由でできませんとはっきり申し述べさせていただきます。

それでは、第1問の行政経費節減についてということで、1番、前年度の行政経費の統計がありましたら示していただきたい。

2番、今日まで経費節減について努力されていることは高く評価いたします。役職等で役場においでの方はある程度わかっておりますが、一般町民は余りわかっておりませんので、計数で町民だより、すなわち広報等で示すことが納税意欲を高めることになると考え、提言をいたすゆえに町長の考え方を伺います。

日本一の行政経費節減を億単位でやられた自治体がありますが、町長みずから足を運び調査をいたし、参考にいたし、南会津町独自の節減を推進すべきと提言しますが、町長の考え方を伺いますということで申し上げたいと思います。

そこで、誤解のないようにしていただきたいということは、県は個人県民税が250億伸びると、逆に所得譲与税が340億減るという想定で90億のマイナス予算になるということで、約20%を削減すると言っています。削減と節減は木登りと井戸掘り違うということです。

そこで、大事なことはどうしても節約をしたいと思っても、節約はできないものがございます。平成17年度の12月、18年度の1月、2月の100年ぶりの豪雪によって、大変な町民は苦勞をいたしたわけです。逆に、町は除雪経費の大幅な増、普通ならば自動車はトップで走るところをサード、サードで走るところをセカンドで走れば、それだけ燃料費はふえるわけがございます。そこで、大事なことは計数が低ければいいと言っているものではなくて、どうしてももったいないという言葉で節減に努力しても計数がふえる場合もございます。それをどこで埋め合わせをするのか、それが私の言っている節減でございます。

そこで、統計がありましたら示していただきたいというものは、そういう統計に基づいて前年度の統計から新年度に向かってどこに利点があったか、どこにマイナス点があったのか、事後検証をいたし、事前検証に結びつけることがこの一番の問題でございます。

それから、2番の問題は、ここに私は節減等に努力していることは高く評価すると書いておきましたが、これはお世辞ではありません。過般、荒海のご婦人の方と町内のご婦人の方がお話を聞いたところ、今まで数年前は新聞を読んだり、お茶を飲んでいたり、雑談があったが、人がかわればこんなに変わるのかと、パソコンに向かって真剣に事務執行をしている内容を聞いて、なるほどすばらしい職員たちだなど、強く感じたために高く評価すると書いておいたわけでございます。

そこで、私自身は2つの反省をいたしたわけでございます。1つは、このまじめさを自分の企業に持っていきたいと。2つ目は、あすまでにやらなければならない事務、さらにはきょうじゅうに仕上げなければならない事務等がございます。私用、公用にかかわらず役場に行ったときは手抑えをさせないように手短に簡潔に話をして、手抑えを省くべきだと考えたわけでご

ざいます。

そこで、こういう問題について、計数的にあらわしていけば、なお町民の方は町行政執行に多大な協力を得られると同時に、納税意欲を高める結果となるわけでございますゆえに、1つ町民日より、すなわち広報等で計数をあらわし、これはふえた理由はこういうことです、減った理由はこういう努力をしたから節減につながったと、こういうふうに広報に掲載したらいかがですかという提言を申し上げるわけでございます。

それから、3番目、日本一の行政経費の節減に努力した市がございます。過般来、ある企業団体の各県の代表会議が東京で11月21日、22日に開かれたとき千葉県代表から私の方の流山市は人口15万で会津若松市より2万ほど多いが、億単位で行政経費の節減に成功した都市だと胸を張って言われました。そこで、私なりにいろいろ聞いたところ、紙の余白は全部メモ用紙、さらに附せんは真ん中からはさみで切って2枚に使用すると、そういう事務経費の節減、新聞等は各家庭でとっているわけです。最低必要限の新聞の部数だけにさせていただくことも一つの節減につながるのではなからうか、町は各課ごと議会からすべて新聞は入っておりますが、いま少しそういう点も考えるべきでないかと。

ましてや、インターネットや電話等で紹介してもだめですから、町長みずから足を運んで詳細に調査して、旧田島町及び1町3カ村の南会津町に合うものもあるんだろうし、合わないものもあります。それを参考にして、南会津町なりの経費節減に推進をすべきだと提言するのはいかがですか。ぜひ行っていただきたい。

それから、2番目には石綿被害防止対策についてということで、1番は建築材及び機械、水道、自動車等に使用されております物品は、約3,000種類ございます。発注に当たっては町は石綿の含有確認の上、発注すべきと提言しますが、どのようになされているのか伺います。

それから、2番目は法律で無資格者は石綿を除去できませんという、これは国家の法律、そして次のことを確認する必要がありますと。石綿取り扱い作業従事者特別教育を受けた者しかできないということ。

さらには、複数現場に入るには、石綿従事主任者を法律で設置しなければならないという規定になっております。それから、こういう工事に携わるにはそれぞれ建築の資格、1級、2級建築施工管理技師、土木施工管理技師、水道管理技師等、それぞれ建設に必要な資格がございます。町長は現場主義でございますが、まじめにやられた方と資格のない方とははっきり区別すべきだと考えております。

さらに、条例の第1巻の1万59ページにちゃんと資格者と条例集にも載っておりますので、

十分執行者はわかると思います。

そこで、石綿について、なぜ多量に使われたかというところと6つございます。

まず、燃えない、それから2番目には伸び縮みがしないということ、それから3番目にはコンクリート、壁等にまざりやすい、それから4番目には摩擦に強いということ、5番目は電気を通しにくいと、6番目には薬品に強いということです。

すなわち、私たちの髪の毛は0.5ミリでございます。石綿はそれの5,000分の1という目に見えないものが、風は東西南北吹きます。それによって、風下4キロから6キロ、ある日何も関係のない人が暴露被害に遭って、早ければ5年で1割くらい、10年、15年でほとんど発病するが現在の世界の医学では治療法がございませんということです。わかりやすく言えば談合は五、六人、多くて十二、三人、その中で前回はあんたがやったんだから、今回は私にやらせろと国・県・地方自治団体の税金を食い物にするのは悪いと言われているが、石綿はそれよりひどいです。きょうは天気がいいからと土手にたばこを飲んでいれば、風下にいるためにそういう暴露被害で石綿の被害に遭うという、そのためには十分注意をしながらやっていただきたいと考えております。

そこで、平成18年度の9月30日までは建設課でこの古いこれでのテキストで資格を取られました。新たにこの新しい法律が10月1日に変わったやつでは、環境水道課長、税務課長、このお2人が取得されました。管理者はどこの課に回されても対応ができるという考え方から、しかも土曜日の日にもかかわらず、挑戦をして資格を得られたことは高く評価を申し上げます。

そこで、限られた時間でございますので、ここに資料がございますので、町長に差し上げますから、暇を見て、そういう発注の仕方、調査の仕方をやっていただきたいと考えます。

次に、荒海中学校の問題でございますが、監査委員からもたびたび指摘をされ、議会あるたびに質問をすれば将棋の千日手と同じく、同じような答えで一向に前に進展をいたしておりません。私が30数年前、この議会において議決をいたしたわけでございます。その責任がございました。

さらには、平成18年3月の臨時議会で田島町の旧財産は南会津町に移行するというところで、私は賛成を申し上げましたが、現実には使用できない財産だと。そこで、12月までにひとつご回答願いますと申し上げておいたはずですが。

それから、もう一点は3つの提案を9月に申し上げました。それは、私はわかっている申し上げたわけでございます。それは、同一裁判において判決が出たものは二度と再び裁判はできないということ、どれだけ教育委員会が真剣になるか、私はその考え方を見据えていたわけで



ございます。

そこで、今回は本来ならば教育委員会でやるべきなのに私は政策調整費などはいただいておりません。私の経費と私の時間を利用して調査をいたした結果、次のことを提言しますので、実行に移すのか移さないのか、お伺いをいたします。

1つは、ゆっくり言いますからね、大事なことから、撤去申請をしていただきます。そうすることによって、保存登記がかかっているかいらないか、はっきりわかります。それから、もう一点は動産なのか、それとも廃屋なのか、ここで動産であるとするならば、動産の証拠を提出しなければならないと考えております。

それから、2番目、せっかく南会津町に移行してとっくに登記を30数年前に踏んで、こうして金も払っているわけ、しかし、使用できない理由は相手が建物があるからとか、ああだとかこうだとかと話をして、一向に解決の方針を示さないということは、日本は法治国でございます。金を払って登記を踏んで利用できないなんていつまでも放置しておけば、こんな法律は日本の国には通用しないと、法治国家でございます。

よって、損害賠償の請求をやるのかやらないのか、これは前回の裁判と同一問題ではございませんゆえできるはずだから、予算を組んで執行するのかしらないのか、執行しないとするならば、執行しない理由を明確に述べていただきたいと思えます。

以上、申し述べましたが、ひとつこの内容については、本席からの質問はここにとどめ置きますが、場合によっては自席より再質問させていただきます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 48番、室井強議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、行政経費削減についてのおただしであります。予算総額のうち経常的経費から義務的経費及び施設の新増設事業の廃止に伴う当然増減分を除いたものが一般行政経費とされ、多くの自治体において限られた財源の有効活用のため行政改革大綱にてその削減目標値を掲げております。本町においても、経常経費節減のため各種の方策を講じておりますが、一般行政経費に関する統計は現在把握してございません。合併前の旧町村においては職員数やその給与手当等の削減、休日出勤の振りかえ制度の導入、旅費支給基準の見直し、各種補助金の一律削減、事務室照明の消灯に至るまで徹底した内部管理経費の節減に努めてきたところでございます。また、事務事業についてもその効率性、効果性などを検証した上で予算の重点配分に努めてまいりました。

しかし、今回の合併に伴いその節減効果の対比をあらわすことができないため、町民の方々

にお示しすることができないでおりますが、今後新町における経費節減の効果について、把握できた時点では公表をしていきたい、このように考えております。

また、他の自治体における行政経費の節減への取り組み状況の調査についても行政改革大綱を策定するに当たり、現状分析と問題点を把握しながら状況に応じ調査してまいりたい、このように考えております。ただいまご提言をいただきました町長みずからの調査、研究等については、適時適切に対応し期待にこたえられるよう積極的に節減方策を探ってまいります。おただしのように節減と削減の違いも私も全く同感でございます。これまでの事務事業の検証をさらに強化してまいりますと同時に私は私用、公用の関係でそれぞれ役場に訪れる方々をお願いをしてまいりました。時間は大事な資源でございます。このことも肝に銘じながら節減にさらに邁進してまいりたい、このように考えてございます。

次に、石綿被害防止対策についてでございますが、おただしの町で発注する工事に関しては、受注業者が提出する使用資材承諾願等において、使用する製品がノンアスベスト製品であることを確認し工事を進めております。今後においても、石綿等の被害防止のため使用資材の確認作業を確実に実施してまいりたい、このよう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、議員おただしのおり、厚生労働省の省令、石綿障害予防規則第19条において、事業者は特定化学物質等の作業主任者技能講習会を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任しなければならないことになっており、さらには第27条で事業者は石綿等が使用されている建築物または工作物の解体等の作業に係る作業員には特別の教育を行わなければならないと定めておられる、このことは理解をしております。解体工事等の発注に当たっては、工事着工前に施工計画書等の提出を求め、その中で特定化学物質等作業主任者技能講習修了証及び石綿取扱作業従事者特別教育修了証の写しを添付させ確認を行っているところであります。

また、発じん性の比較的低い石綿含有建材等の解体作業、いわゆるレベル3の作業における防護具、さらには作業衣等の使用につきましても、施工計画書及び現場確認、さらには工事写真等において確認を行っているところでございます。今後につきましても、法律の求める石綿被害防止の観点からより多くの企業者及び作業従事者が有資格者特別教育修了者と従事できるように機会をとらえ講習会等の情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご提言、ご指導をよろしくお願いを申し上げます。

さらには、ただいま職員に対しての評価をいただきました。少ない時間の中で、職員は一生懸命取り組みをしております。このような評価をいただいた職員は、さらに前に研さんを進め

る勇気を恐らく持つことと思います。心から感謝を申し上げます。

以上、町長に求められました質問にお答えを申し上げましたが、具体的事項については担当課長に答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 次に、荒海中学校の土地問題についてお答えを申し上げます。

荒海中学校用地問題についての9月議会定例会以降の経過についてのおたがしでございますが、私1人または学校教育課長を同行しまして、10月12日、10月15日、11月24日、12月2日の計4回広野氏宅に出向きまして、年内と決めておりました土地の明け渡しについての条件引き出しの交渉を進めてまいりましたが、具体的な進展には至っておりません。

また、裁判等で早期解決をとのご提言でございますが、確かに法的解決も選択肢の一つとして考えておりますが、先ほどの4回の交渉の中で広野氏が町長との直接の面談を求めてきたため町長が11月22日と12月12日の2回直接足を運んだところ、相手方も真摯な態度でお互いの言い分を受けとめてもらえるような状況が見えてきたと聞いております。

したがいまして、引き続き条件提示の交渉を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、本日いただきました3つのご指導でございますが、撤去の申請をする、動産なのか廃屋なのか、損害賠償請求をする、この3つのご提言でございますが、これにつきましては、教育委員会並びに長部局とよく相談をいたしまして、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、この件につきまして、細部については担当課長からお答え申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 48番、室井強君。

○48番 室井 強議員 それでは、石綿について若干申し上げたいことがございます。壁だとかコンクリートに塗り込んでおるのは検査をしないとわかりません。それで今、福島県には民間に1つ、協同組合に1つ検査を行うところがございますから、そういう点に配慮をなされた方が一般市民の方に迷惑をかけないと思います。

それで、わかっているものについては、セメント、合材、セメントにまぜて吹きつけたもの、それから吸音・結露防止、それから断熱材として耐火被覆をしたもの、屋根の折板断熱材、スレート波板、石こうボード、Pタイル、配管エルボ、不燃材等には100%入っております。そうするとランク1位、2位については、3つの部屋と防じん服、防じん手袋、防じん靴、そ

ういうものを用意しないと多額の力のある企業でないとできないが、ランク3については、防じんマスクと、目は大事ですから用心のために保護眼鏡等を着用してやるべきだと考えるが、現在まで私の目から見て南会津郡では防じんマスクと防じん保護眼鏡は見たことがございません。今後、ちゃんと着用して仕事をやっているのかどうか、ひとつ解体をするときの事前に調査をしていただきたい。

それから、教育長の答弁は私が言っていることと甚だ違います。内部検討をしろと言っているんじゃないです。私は専門家と相談してきたんだから、あなたたちも実費をかけて執行権を持っているんだから、金をかけて弁護士と相談をして、これで対応できるのかできないのか検討してみたらどうですかと言っている、内部検討をしてというのは、教育委員会の内部でそれだけの明るい人がいるんですか。そこをもう一回お答え願います。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 石綿に係るおただしであります。私どももレベル3については、いろいろ承知はしております。郡内、それから南会津町内の中で解体業者が眼鏡、マスクを見たことがないというご指摘でありますので、今後については発注をした中で事前に業者と相談をするなり、かかる前の施工計画書の打ち合わせなり直接現場に赴いて現場の確認をしながら解体工事等を進めていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げたいと思います。

今ほど室井強議員の方から3点ほど弁護士と相談したらどうかということでしたが、一つのまず撤去申請の関係でございますが、強制的な執行という意味だと私はそういうふうに解釈したんですが、強制執行をかける場合については、裁判による訴訟を起こさないで強制執行をかける手はないというふうに弁護士からは受けております。

それから、もう一つ損害賠償の請求の関係でございますが、損害賠償については民法による不法行為に当たるということで訴えについては、簡易裁判所になりますが、基本的にどれだけの損害が該当するかという認定が非常に難しいという問題があります。

それから、動産か廃屋かというその問題もありますし、これらについては、ちょっと今お答えはできませんが、いずれにしましても、前担当者が代々弁護士の方に相談をして答えが出ている部分がありますので、それら含めて、もう一度別な観点から弁護士に相談をしたいということで、1月に無料相談の方に私がまいて、別な観点で相談をしたいというふうにしており

ますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 48番、室井強君。

○48番 室井 強議員 それでは、最後に1点だけ提言しておきます。

これからは、請け負った工事内容、金額の実績、従業員の建築関係職能の国・県の資格の報告を求める内容になっています。500万以上の工事請負は国・県建設業の許可が必要でありませんが、それ以下の金額で特に少額工事について、これまで無許可でできる工事で摘発されたものはすべて無許可、無資格者となります。07年度より厳しく強化されることとなります。

それから、県も内部通報システムを来年から実施するという事になっております。それから、南会津建設事務所も既に14日、それ以前にも何か所かやったでしょうが、私のところの調査に来たのは1日にできる数量と、そういう資格と、従事員の数とか、いよいよ始まったわけです。それで、違反の内容にひとつ有資格者を大事にしていきたいということをお願いいたします。

それから、教育委員会には、私たちは責任があるんです。同じことで行ったり来たりやらないで、堂々とそれはやりづらいかもしれないが、裁判できちっと決着をつけるべきではないですか。こんなことをやっているとおれはあと一回しか任期中に質問できないですよ。そういうことでは、町民に申しわけないという気持ちを持って、ちゃんと今言ったことをやってみたらどうですか。やらないうちから、やらない答えを出したんではだめですよということだけ申し入れておきますから、ひとつしっかり踏ん張っていただきます。

以上、私の質問はこれで終結させていただきます。

○児山寿明議長 以上で、48番、室井強君の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明21日は午前10時より開議し、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時02分

平成18年第3回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成18年12月21日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 41番 星 祥 信 議員
- 47番 馬 場 秀 男 議員
- 11番 目 黒 幸 雄 議員
- 1番 楠 正 次 議員
- 10番 星 光 久 議員
- 3番 渡 部 優 議員
- 45番 湊 田 幹 夫 議員
- 32番 大 竹 幸 一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(47名)

- |     |         |    |     |           |    |
|-----|---------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 楠 正 次   | 議員 | 2番  | 内 藤 孝     | 議員 |
| 3番  | 渡 部 優   | 議員 | 4番  | 山 内 政     | 議員 |
| 5番  | 高 野 精 一 | 議員 | 6番  | 馬 場 信 作   | 議員 |
| 7番  | 湯 田 秀 春 | 議員 | 8番  | 大 宅 宗 吉   | 議員 |
| 9番  | 渡 部 忠 雄 | 議員 | 10番 | 星 光 久     | 議員 |
| 11番 | 目 黒 幸 雄 | 議員 | 12番 | 菅 家 幸 弘   | 議員 |
| 13番 | 星 登 志 一 | 議員 | 14番 | 平 野 均     | 議員 |
| 16番 | 渡 部 東   | 議員 | 17番 | 湯 田 賢 太 朗 | 議員 |
| 18番 | 芳 賀 芳 一 | 議員 | 19番 | 芳 賀 沼 順 一 | 議員 |
| 20番 | 星 和 男   | 議員 | 21番 | 星 利 一     | 議員 |
| 22番 | 星 茂     | 議員 | 23番 | 平 野 昌 盛   | 議員 |

24番	湯田直美	議員	25番	森豊喜	議員
26番	星喜弥	議員	28番	渡部昌仲	議員
29番	五十嵐司	議員	30番	平野修治	議員
31番	五十嵐正純	議員	32番	大竹幸一	議員
34番	酒井昭次郎	議員	35番	平野虎一	議員
36番	阿久津進	議員	37番	馬場清雄	議員
38番	渡部康吉	議員	39番	月田和行	議員
40番	星謙一郎	議員	41番	星祥信	議員
42番	君島勝美	議員	43番	村井民重	議員
44番	河原田苗利	議員	45番	湊田幹夫	議員
46番	渡部衛	議員	47番	馬場秀男	議員
48番	室井強	議員	49番	大山卓	議員
50番	児山寿明	議員			

#### 欠席議員（1名）

27番 平野五十男 議員

#### 説明のための出席者

湯田芳博	町長	杉浦孝幸	助役
五十嵐廣収	収入役	横山恒廣	教育長
宍戸英樹	直轄政策室長	渡部俊夫	総務課長
星廣政	企画観光課長	星光幸	税務課長
菊地新六	住民生活課長	室井裕	健康福祉課長
舟木平蔵	建設課長	児山忠男	環境水道課長
湯田タマイ	会計室長	横山孝夫	教育次長 生涯学習課長
森秀一	農林課長	湯田順一	農業委員会 事務局長
長沼芳樹	学校教育課長	星安晴	舘岩総合支所長
酒井浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤 田 洋 一      事 務 局 長      酒 井 直 伸      係      長



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は47名であります。

都合により欠席届のあった議員は、27番、平野五十男君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。



◎一般質問

○児山寿明議長 日程第1、一般質問を行います。

順序に従いまして、順次発言を許します。

なお、質問に当たりましては、南会津町議会会議規則第55条ただし書きの規定により、質問の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間を40分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質問されるよう、ご協力方よろしくお願いを申し上げます。



◇ 星 祥 信 議員

○児山寿明議長 それでは、41番、星祥信君の登壇を許します。

41番、星祥信君。

○41番 星 祥信議員 おはようございます。

議席番号41番、星祥信であります。2点について、質問をいたします。

1点目、防災対策について。防災マップ、ハザードマップ等策定され、検討されておりますか。

当地域は阿賀野川水系の上流にあり、東西に2つの大きな河川が流れており、上流には広大な国有林野面積を持つ地域であり、最近山岳地帯の崩落が拡大し、この地域に集中的な降雨量が降った場合、南会津町は本当に安全なのか、防災マップやハザードマップ等策定され、対策を検討されておりますか、お伺いをいたします。

2点目、山地防災ヘルパーについてであります。

1番、県山地防災ヘルパー協議会がありますが、南会津町に認定のヘルパーは何名おりますか。2点目、危険箇所の報告はなされておりますか。3点目、田島、館岩、伊南、南郷、各地域ごとの危険箇所は何カ所ありますか、お伺いをいたします。

以上、2点について質問をいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 41番、星祥信議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、防災対策についてのおただしであります。洪水ハザードマップは浸水想定区域図をもとに作成をいたしますが、福島県では県内491河川の浸水想定区域を平成22年を目標に市町村に提供することとなっております。旧田島町では、平成17年に阿賀野川水系阿賀川の水無川合流点から上流4キロメートルまでの区間、阿賀野川水系大門川の阿賀川合流地点から上流3キロメートルまでの区間において、想定される浸水状況に基づき、今年3月洪水ハザードマップを作成し、該当する地区に配布をいたしました。

また、本年は、阿賀野川水系伊南川において浸水想定区域図の調査が実施され、近日中に町に対して提供されとの情報を得ております。調査結果を踏まえて、必要があれば洪水ハザードマップの作成について検討を進めてまいります。

防災マップにつきましては、災害対策基本法に基づく南会津町地域防災計画を策定中であり、危険箇所、避難所の検証作業の中で検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

防災対策で重要なことは、災害が発生したときには消防機関を初めとして防災関係機関は、直ちに防災活動に当たりますが、災害による被害を最小限とするためには、町民の皆さんの日ごろからの備えと早めの避難が大切であると認識しているところであります。町民の皆さんにこのような情報を提供することが肝要であり、普及啓発活動を推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、山地防災ヘルパーについてのおただしでございますが、本年11月末現在、南会津町において福島県知事から認定を受けた山地防災ヘルパーは11名おります。また、危険箇所の報告については、福島県山地防災ヘルパー設置要領に、山地災害の予兆現象や災害の発生状況等に関する情報を収集し、知事に提供するものとする定められており、実務的には南会津農林事務所長に報告することとなっておりますが、報告された事例は現在ございません。

次に、田島、舘岩、伊南、南郷の各地域ごとの危険箇所についてのおただしがございました。福島県が南会津町とともに取りまとめました結果によりますと、崩壊土砂流出、山腹崩壊、地すべり、雪崩の4種類でご報告を申し上げます。

初めに、田島地域であります。崩壊土砂流出危険地区133カ所、山腹崩壊危険地区12カ所、地すべり危険地区3カ所、雪崩危険箇所24カ所、計172カ所であります。

次に、舘岩地区であります。崩壊土砂流出が105カ所、山腹崩壊22カ所、地すべり1カ所、雪崩14カ所、計142カ所あります。

次に、伊南地域であります。崩壊土砂流出53カ所、山腹崩壊10カ所、地すべり1カ所、雪崩18カ所、合計82カ所あります。

最後に、南郷地域であります。崩壊土砂流出59カ所、山腹崩壊6カ所、地すべり2カ所、雪崩12カ所、合計79カ所あります。

南会津町全域について集計をいたしますと、崩壊土砂流出危険地区については350カ所、山腹崩壊危険地区については50カ所、地すべり危険地区については7カ所、雪崩危険箇所については68カ所となり、合計いたしますと、南会津町全体で475カ所となっております。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 41番、星祥信君。

○41番 星 祥信議員 ただいま防災マップ並びにハザードマップ等について答弁をいただきましたが、防災マップについては、南会津町地域防災計画を策定中という答弁でございましたので、今後とも検討を進められますようお願い申し上げます。

また、ハザードマップについては、田島地域では洪水ハザードマップを作成され、現在実施されているという報告もただいま受けまして、阿賀野川水系の伊南川における調査も実施され、近日中に報告との答弁でございますので、このことについては、今後県の指導をいただきながら、南会津町全域の防災対策に努められるよう希望いたしまして、この件につきましては理解をいたしました。

質問というか要望でございますが、国有林は、特に昭和50年代には生活の収入の場として慣行特売を受け、木炭やヘラ・シャクシ等、または抜根にナメコ等を植えて、販売し、山とともに共存共栄といえますか、生活をともにした時代がありました。現在は、国有林における館岩地区においては、田代山の崩落、伊南地域においては三ツ岩岳、坪入山等では、平成15年度に発生しました山腹の崩壊も本年度確認いたしましたところ、崩壊が拡大し、沢に流出している状況でございます。万が一台風や集中豪雨等には下流の集落に土石流の発生する危険な状態となっております。

毎年、森林管理所に砂防ダム等の陳情を行ってきましたが、自然環境や生態系の影響、または財政的な予算、なかなか難しいというような答弁をいただいて、先に進まない状況になっておりますので、町当局といたしましてもこの対策に当たっていただきたいと、このようにお願いをいたします。

それに伴いまして、前山の現場でございますが、これは町長さんに8月に陳情をいたしまして、多大なるご尽力をいただき、11月に調査をいただき、19年度に工事に入るというような報告を受けておりますが、大変ありがとうございました。

次に、山地防災ヘルパーについてでございますが、このヘルパーは11人おると報告がありましたが、日常的な業務についてももう少し詳しくお願いをいたします。ただいま報告のとおり、危険箇所が南会津町、郡内では475というような大変危険な地帯であるというふうに認識をいたしました。今後ともこの対策には住宅等、またあるいは住民に関係する箇所が多くあると思いますので十分対策をお願いしたいと、このように思います。

その2点につきまして、再質問というか、答弁をお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

初めに、山腹の崩落の件でございますが、ただいま議員がおただしのように、それぞれの山岳において、山腹の崩壊、崩落がございます。

そこで、取り急ぎ坪入山につきましては、森林管理所の方をお願いをしてヘリによる調査を実施いたしました。その内容を見ますと、崩落の規模はそれほど大きくはないのですが、繰り返し崩落の状況が確認されております。こんなことで、そのヘリの調査に基づきまして、今後どのような対策をとれるのか、あるいはまた、ただいまおただしがありましたように、予算措置をどういうふうな計画の中でつくり上げていくのか、このところを森林管理所の方と具体的に調整をさせていただきたいというふうに思っております。もちろん、崩落部分についての

対応がございますが、森林管理所、つまり林野庁については、地域の全体的な森林生態系というものについて今見直しをして、大筋その方針が決まりました。そんな中でその生態系の保存、保護等整合性をつくりながら、この下流の集落の安全を図っていかねばならないということございまして、これにつきましては、県選出の国会議員の先生方の力もかりまして、できるだけ不安のないような状態にしていきたいというふうに思っております。

前山の調査につきましては、早速林野庁の方で調査をしていただきました。私どもも林野庁の方に感謝を申し上げた上で、どうしても19年度は具体的に予算措置をお願いしたいと、こういう要望を繰り返しまた続けていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、山地ヘルパーの日常の業務等につきましては、担当課長から答弁をさせますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 今ほどは大変失礼をいたしました。

山地防災ヘルパーの活動についてというおたがしでございますけれども、山地防災ヘルパーとは、山地災害から県民等の生命や財産を守るということで、山地災害に関する情報収集について自主的に協力をしてくれるボランティア活動者のことを言っております。活動内容につきましては、ただいま町長説明にありましたけれども、山地災害の予兆現象や災害の発生状況等の情報を収集し報告するというのが唯一の活動でございます。

このことに対しまして、報告を受けた県では、現況を確認し適切に措置を講ずるということになっております。

以上でございます。

○児山寿明議長 41番、星祥信君。

○41番 星 祥信議員 予算の確保並びに治山ダム等の早期施工対策には、町としても今後関係機関に働きかけをお願いし、安全な笑顔のある南会津町の建設のために今後とも努力されることをお願いいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、41番、星祥信君の一般質問を終わります。



◇ 馬 場 秀 男 議 員

○児山寿明議長 次に、47番、馬場秀男君の登壇を許します。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 私は4点についてご質問を申し上げますが、通告書にちょっと間違っていたところがございますので、先に訂正をさせていただきます。

3番の中長期財政計画という欄の問題ですが、ここで年度末予算編成方針と書いてありましたが、来年度の予算編成ということでございます。中身についても5行目辺の問題で、来年度の事業予算方針はどういうものなのかということをごたしまして、財政状況を見ながら検討すると、これまでいろいろ答弁されてきました中身がどのように実施されようとしているかということをお問う中身になっておりますので、よろしくお願ひします。

それから4番目の3行目の「義務教育機関」となっておりますが、これは時間的期間であつて、この字ではないのを訂正させていただきますと思います。

さて、質問に入りますが、1点目の国保税の負担軽減についてということでございます。

国民健康保険税は、ご存じのとおり国保加入者の大部分にとつてもっとも負担の大きい税金となっております。長期不況、格差社会の進む中で、国保税を払いたくても払えない滞納者が激増しているわけであります。国民保険を取り巻く状況は危機的状态になっていると言われてはいるわけですが、中小企業者の経営の危機だとか、あるいは倒産、廃業、労働者のリストラによる失業だとか不安定雇用、こういうものの増大によって所得がなくなった人、低下した人、こういうのが1年間に何と72万世帯も国保会計制度に流れ込んでいっているというのが実態であります。保険料を払えない世帯が加入者の20%を超えるという異常な事態になっている。南会津町でも6月1日現在で、滞納者世帯が352世帯、短期証明書交付世帯が178世帯、資格証明書交付世帯が1となっておりますけれども、現状ではどうなっているか質問いたします。

滞納の最大の原因は何なのかと、把握されているか伺ひたいと思います。

滞納者世帯がどのような業種別というか、例えば農業あるいは商業、あるいは失業しているかというような区分によって、どのような割合になっているのかお伺ひしたいと思います。

また、所得割合ではどのようになっているのかお示し願ひたいと思います。

国保制度は、ご存じのとおり、退職者だとか失業者だとか、農業、自営業と比較的水準の低い人たちの階層で構成されているわけであります。そしてしかも、医療費のかさむ高齢者が非常に多いということでございます。特に、不景気のときには厳しくなる不利な制度となっているわけであります。現在でも無職の世帯が加入率の50%を超えていると。本来、国保法の第1

条では、この制度を福祉とうたっているわけですので、国が被保険者が負担できる、そういうものにするための責任があるわけでございます。にもかかわらず、政府は国庫負担を45%から38.5%に引き下げたために負担が重くなって、滞納者が激増の原因になっていると。ですから、政府に対してもとに戻すように求めるべきであります、どのように考え、取り組まれるかただしたいと思うわけでございます。

政府の改善を待つわけにはいきません。危機的な実態を踏まえて住民の不安、悩みを軽くするために、負担税能力に見合ったものに町独自でも軽減策をとるべきだと考えます。

1つは、国保の積立金の取り崩しによる軽減、さらに地方税法717条、国保法77条による減免制度の活用による税の減免であります。町の条例17条の申請減免ですけれども、この内容が、どうも住民の実態から非常にかげ離れていると思わざるを得ないわけであります。減免申請はこれまで何件あったか。そのうち認定されたのは何件あったか、示していただきたいと思いません。減免制度を住民も実情に合わせたものに改善して、滞納者をなくし、短期証明書や資格証明書の発行がないようにすべきと考えますが、町長の考えをただしたいと思いません。

2番目に、過疎化・高齢化の対策について。

人口減、高齢化地域、これが地域の存亡にかかわる問題になってきております。5年、10年たったら、私たちの周りの集落の中を見ますと、空き家が続出するという状態が見受けられるわけであります。今後の町の地域ごとの人口減・高齢化はどのように見込まれているか、お示し願いたいと思いません。そしてまた、過疎・高齢化の最大の原因をどのようにとらえておられるか、ただしたいと思いません。

子育て支援が叫ばれております。人口問題としても全国的な課題でもありますが、地域にとっても課題であるわけです。しかし、それはどのように具体的にされるのか、構想を示していただきたい。町の実情を見ますと、毎年高校生が卒業しますと、ほとんど転出して4月に人口が激減するというのが特徴であります。このように子育て支援は大切なのですけれども、育ててもどんどんその人たちが転出してしまっている、これでは地域社会は維持できないじゃないでしょうか。若者の就業の場、生活できる収入の確保というのが強く求められているわけあります。

施政方針の中でも、地場産業である農林業あるいは観光事業の振興、企業誘致などが掲げられているわけでございますが、一時も猶予のない事態であります。具体的な取り組みの内容と進捗状況を、そしてまた展望を示していただきたいと思うわけでございます。

一昨日ですか、観光と物産の新しい会社理念を提出されました。観光面と物産と絡んだ展開

をしていきたいという一部の部分について方針を示されているわけですが、なお、ほかの部門においても示していかなければならないと思います。一つの問題だけで地域全体をカバーすることは恐らく不可能だろうと思います。いろいろな施策の中で全体をカバーしていく、そういう形で施策を、展望を示さなければならぬと思うわけですが、それをできるだけ具体的に、町長さんはかなり各地を回り、あるいは研究をして先進地の事情を研究しておられます。ですから、そういうものを示して、ここに本当に展望の持てる具体性になるほどなと、これなら力を出していこうかというものをまず出していくことだろうと思うのです。頭の中にあります、頭の中にありますでは、住民は不安なままであります。力も出せません。そこは、町長さんに期待するところですので、どうかより具体性を持った展開をお願いしたいと思うわけですが。

3番目に、長期的財政計画及び来年度予算編成方針の要望と要望事項の実施についてですが、中長期的な財政計画を持ちながら、年度ごとの予算を組むというのは当然のことですが、これが必ずしもきっちりいってないということがあるわけですが。現在のところ、合併協議会で示された財政計画シミュレーションが土台になって進んでいると思いますけれども、どうもこのシミュレーションそのものが実態に合っているのかどうかというのは疑問であります。このシミュレーションについて、どのように町長はとらえておられるのか。そしてまた、長期展望について、計画についてどのように取り組まれているのか、お伺いをしたいと思うわけですが。

次年度の予算編成の時期になったわけですが、来年度の事業及び予算方針、これをお示し願いたいと思います。その中で、これまで財政状況を見ながら検討するとされてきた各種の提案あるいは要望に対して、例えば、公共交通体制の問題、温泉温水プールの建設問題、住民負担の軽減策などについて具体的にどう取り組まれるのか、この際、示していただきたいと思うわけですが。

4番目に、中学生までの医療費無料化。子供の入学前の医療費無料化が実現されて、安心してお店を建てられると、住民からも歓迎の声が上がっております。さらに、子育て支援の一環としても、義務教育期間、中学校卒業まで医療費の無料化が求められているわけであり、既に実施している自治体もご紹介します。町でも実施すべきではないかと思いますが、予算も伴います。実施する意思があるかどうかという問題と、その場合の予算はどのぐらいかかるのかお示し願いたいと思うわけですが。

続いては、自席から質問することにいたします。



○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 47番、馬場秀男議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国保税負担軽減に関する1点目、滞納者の現状についてであります。本年、12月1日現在で、過年度滞納者290人、短期被保険者証交付世帯224世帯、資格証明書交付世帯1世帯でございます。

次に、2点目から4点目までの滞納の最大の原因及び業種別所得区分割合についてのおただしでございますが、滞納者については継続的に個別訪問をしておりますと同時に、電話等による催告、さらには納税指導を行い、また生活実情把握のための実態調査を行っているところであり、その結果、景気の低迷や雇用情勢の深刻化等による企業業績の悪化、失業等による低収入、低所得が最大の原因と思われれます。また、このほか病気、けが、入院等によるものや多重債務によるもの、納税意識の欠如などが滞納の原因となっているものと認識をしております。

また、滞納の業種別の割合については、現状では明確に把握しておりませんが、失業等による滞納はもとより、近年、自営業者の事業収入の減少等による滞納の割合が増加している傾向にあり、所得区分割合についても明確に把握はしておりませんが、所得が150万円以下の世帯の滞納者が多数を占めている現状にあります。

次に、5点目の昭和59年に45%から38.5%に引き下げられた国庫負担金をもとに戻すように、政府に求めるべきではないか、このようなおただしでございますが、国保事業は国・県支出金や交付金、国保税などを主要財源として運営するものですが、医療の高度化、加入者の高齢化に伴い年々医療費が増大の傾向にあります。一方、国保税収入は景気の低迷から伸び悩んでいるのが実情でございます。国保財政健全化のためにも、国には医療制度一元化と財政基盤の充実・強化、医療保険制度の抜本的改革と国庫負担金の引き上げ等の要望について、国保連や地方六団体など関係団体と繰り返し行っているところであります。しかし、国の財政事情の悪化や行財政改革などもあり、なかなかその成果が上がっていないのが実情でございます。

私は、引き続きあきらめることなく、この要望活動を行ってまいりますので、ご理解あるいはご協力をお願いしたいと思います。

次に、国保法第44条の一部負担の減免について、明確な基準を条例化すべきではないかのおただしがございました。国保法第44条では、保険者は特別な事情がある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対して、一部負担金の免除、減額をすることができることになっております。

本町におきましては、国保法第44条の規定に基づき、南会津町国民健康保険税滞納者対策要

綱を定めております。その要綱第4条、特別の事情等に関する届け出で規定してございます。また、当町におきましては、不均一課税ではありますが、応益割合が45%から55%の範囲に入っておりますので、法定減免の所得基準に応じて7割、5割、2割の軽減措置を講じておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、過疎化・高齢化対策のおたただしでございますが、まず、今後の町の人口と高齢化率がありますが、平成17年国調人口1万9,870人をベースにして、コーホート要因法による20年後の平成37年の南会津町の人口と高齢化率を推計いたしますと、人口が1万3,992人、高齢化率が5.1ポイント上昇し37.6となる見込みとなっております。

なお、地域別の推計値については担当課長より答弁させますので、ご了承をいただきたいと思っております。

次に、過疎・高齢化の最大の要因はどのようにとらえているかのおたただしでございますが、過疎・高齢化の要因はさまざまあると思っておりますが、何と云っても安定的な収入源となる就業の場が少ないことによる若年労働者等の定住が低いということでありますが、あわせて親から子へとつながる連携の取り組みが不足していることも、また要因の一つと考えております。定住者が少ない中でも、地域の子育て支援は怠ってはならないと考え、保育行政と家庭、学校、さらには地域の連携力を強めた取り組みをしているところでありますが、その骨格等を築き上げるため、現在、内部で検討しているところでございます。このような総合的な取り組みを進めながらも、先送りをしてはならない対応が求められます。その分野の一つが、ご指摘にございました農林業と観光をつないだ交流経済の促進であり、可能性の高い雇用確保対策と心得ております。観光協会等々関係団体と連携を図りながら取り組みを進めております。実働性の高い新たな組織の設立もその対策の一つでありますので、今後、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、中長期的財政計画及び来年度予算編成方針と要望事項の実施についての1点目、財政計画を洗い直す必要があるのではないかとのおたただしでございますが、本町の歳入に占める国からの財源比率は非常に大きいものがございます。合併時の新町まちづくり計画策定時には想定できなかった制度も多くあることから、来年度中におおむね3カ年を期間とする中期財政見通しを策定したいと考えております。

次に、2点目、交通体制、温泉温水プールの建設、住民負担の軽減策についてのおたただしでございますが、来年度の予算編成については、厳しい財政状況の中において事業の緊急性と、事業の効果を十分に検討しながら編成作業に着手したところでございます。おただしの町内にお

ける総合的な公共交通体系の構築に関しましては、6番、馬場議員の質問にもお答えをしていますとおりであります。このことについては積極的に取り組みを進めたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、おただしのありました温水プールの整備につきましては、町民の健康を増進する観点から有効な施設であるものの、緊急性などの理由により他の投資的事業を優先する必要から、今後継続して検討を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、住民負担の軽減策にかかるおただしでございますが、各種使用料金、健康保険税等については、当面合併に際しての事務事業一元化調整の結果をもとに、住民の方々の協力を求めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、中学生までの医療費無料化についてのおただしでございますが、福島県国保連合会資料をもとに年齢ごとに分析しますと、国保加入者のみではあります。7歳から15歳までの小・中学生は401名で、平成18年度をベースで試算しますと2,100万円ほどの財政負担となります。このことは町全体の財政に大きな影響を及ぼすこととなりますので、現時点では中学生までの医療費無料化については考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

一つ訂正をお願いいたします。

滞納者の現状の中で、資格証明書交付世帯1世帯を2世帯と訂正していただきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 国に対して引き続き要望を強めていくということは、我々もやらなければならない大事な問題だと思いますので、ともにあきらめずに頑張りたいと思うわけですが、減免制度についてですけれども、町長は医療費負担の問題で44条だけ答弁されましたけれども、ほかの問題についてよく触れられておりません。44条についても医療費負担の問題で提言はしておりますけれども、一方、いわゆる地方税法の717条、国保法の77条に基づく町の条例17条ですね、いわゆる申請減免の問題でございます。これは町独自で町長の裁量によってやることのできる部分でございますので、町の実態を踏まえてやらなければならないだろうと思うのです。そこをどうしていくかということなのです。ここをきっちり実情に合ったものにしていけばかなりの人たちが救われていく。いわゆる滞納者を減らしていくことができる、こういう中身なのです。これはほかの自治体においても、かなりやはり問題になって

おりますので、ここを取り組んでいる自治体いっぱいあるのです。先進地ではかなり進んでいるところが出てきております。滞納者をつくらない、このことは実は政府のこの制度に対するペナルティーともかかわってきて、収入面にも影響してくるのです。それもあるし、一番はやはり住民の暮らしの問題としてこれを改善していくというのは非常に大事な問題になっています。非常に住民は悩んでおります。むしろこのために資格証明書だとかそんなのを交付されれば、もうストレスで眠れない、病気になってしまうのです。逆ですよ。資格証明書は1名から2名になっておりますし、あるいは短期証明がずっとふえてきております。資格証明書はご存じのとおりこれになりますと、とにかく税金も払えない人たちが病院に行ってまず全額払えという制度ですから、払えっこないじゃないですか。全く病気になったら早く死ぬと言わんばかりの制度になっているわけです。これをやはり首長として軽視するわけにはいかないだろうと思いますよ。ですから、ぜひともこの問題では私も先進地の事例なども含めて、具体的に提示していきたいので、町長は検討する意思があるのかどうなのか、その姿勢をまずただしたいと思うわけでございます。

44条についてはお答えになりましたが、これも全く内容的には同じです。町長の裁量における納められない事情についての判断、認定、これがどういうふうになるのかの問題ですが、これも町の裁量によってできますので、具体化させていかなければならないだろうと思います。事務当局だけの中で判断して門前払いを食わしているというような状態があるわけですから、もちろん、職員の考え方の改革もしていかなければならないと思うのですが、まず、制度的にできることをやっていくべきだろうと思うのですけれども、どのように考えるのか。

それから、申請減免の問題で答えられていないのは、減免申請がどのぐらい出ているのか、そして、それを取り上げて認定しているのはどのぐらいあるのか、お伺いをしたいと思います。

まずそこからお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

初めに、先ほど私、冒頭答弁を申し上げましたが、過疎化・高齢化対策についての推計値について担当課長の方から答弁をさせますということで申し上げました。これは私が答弁した後に答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

それで、滞納に対する認識あるいは今後の考え方、姿勢については、私は先ほど申し上げましたように、実は滞納の実態がこれまでは滞納者という一くくりの中で考えておられたといえますか、対応もどうもしていたように思っておりません。そこで、実際に税務課の職員にお願

いをして、その実態をきちっと知ろうと、これはなかなか個人情報の部分もありますので、いわゆる慎重に、そして対象者にある意味では敬意を表しながらこれまでやってまいりました。そのために多少時間は要しましたが、今ようやくその実態が見えてまいりました。それはおただしのような内容も当然でございますが、いずれにいたしましても、いわゆる滞納もあるいは減免といたしますか、そういう措置も結果的には納税されないということになるのであれば、この辺でしっかりと実態を見きわめた上で、対応を検討していかなければならない。それもいわゆる国の方の制度がこうあるからということではなくて、国は国の制度としてその精神をしっかりと根底に据えながら、さらに地域の実情をそこに加味していく、こういう二段構えで対応してまいりたいということで、この滞納については真剣に今後対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 各地域ごとの将来の人口推計につきまして、課長答弁ということでございますので、私の方から答弁させていただきます。

平成17年の国調人口をベースにしまして、ある面で機械的に算定しました20年後の昭和37年の各地域ごとの人口推計について答弁させていただきたいと思えます。

まず、田島地区でございますが、3,265名ほど人口が減りまして9,669名という推計値を持っております。それから、館岩地区におきましては、1,100人ほど減りまして1,119名という将来の人口推計を持っております。それらか、伊南地区におきましては、777名ほど減りまして1,007名、それから南郷地区におきましては、736名の減ということで、最終的に2,197名という将来の人口推計値ということになっております。

それから、高齢化率、いわゆる65歳以上の高齢化率で申しますと、田島地区が33.6、それから、館岩地区におきましては52.5、伊南地区におきましては54.2、それから最後に南郷地区でございますが、南郷地区におきましては40.1と、こういう推計値を持っております。

以上でございます。

今ほど昭和と行ってしまいましたので、申しわけございません。平成37年ということでございます。訂正させていただきます。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

私の方からは減免申請に関する件でございますが、18年度におきます減免申請は、国保税条例第17条第1項第2号に基づく減免が、これは生保の関係ですが、1件。それから、同じ第3

号によるその他の件数が1件、計2件でございます。

それから、資格者証のお話でしたが、答弁にありましたように、現在、2件でございますが、国の法律あるいは町の対策要綱によりますと、1年以上の滞納者に対しましては、保険者証の返還を求め資格者証を交付するということになっております。しかし、私たちの考え方としては、議員おっしゃったように、資格者証を交付するということではなくて、短期保険証を交付して、できるだけ滞納者と接する機会を多くして納税指導をしていくという考え方でございます。ですから、本来ですと法的にいけば、資格者証をもっともっと多い数になると思います。けれども、我々としては今申し上げましたように、短期交付によって滞納者と接触する機会がふえて、また保険証を使っているという実感を得ることができて、滞納対策には効果的であるというふうに考えておりますので、資格者証よりも短期保険証の交付に力を入れているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

もう一点、今ほど町長から答弁ありましたように、税を納付できないものには職につけないでいるものが多いということで、税に関する意識就労調査を10月、11月実施いたしました。回答率は18%でございましたが、職を求めるものにつきましては、就職の相談に応ずるなど生活面から税を納税できる環境づくりを進めておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 今ほども答弁あったように、申請減免の件でこれだけの滞納者があって、たった2件だということです。いろいろ接しておられるのですから、もちろん実態調査と指導とがなされているのだと思います。その指導の中でも申請減免の指導がなされているのかどうなのか、これは恐らく納税者はほとんどわかっていないのだと思うのです。これを知らせることも非常に大事です。ただ、条例を見ていただくとわかるとおり、きわめて該当しにくい、該当する人はほとんどないような中身なんです。そして、法定減免を見ましても、本当に低い人たちが対象になっています。それより上にはあるけれども、実際に先ほどの答弁にもあったとおり、1年間150万以下の世帯が圧倒的に多いわけです。生活保護ぎりぎりのような生活をしていて、実は生活保護の適用にもなっていない人というのはいっぱいあるわけです。こういう人たちをどういろいろな施策でカバーしていくかというのは、セーフティーネットの問題としても大事なわけです。国保制度の問題として、医療の方の計算をするのは国保の方の係であって、調整する方は税務課というのは、これも一つ実態がわからないというか、住民を知らないでしまうというか、そういうものになっているんです、制度的にも。こういうものをやはり頭に置いてひとつ考えてもらいたいと。

滞納者については、いろいろ考えておられるようではございますけれども、実際に滞納者の中で短期の人たちがやはりふえています。この辺は悪化しているとは言いようがないわけで、この2人の資格証明書はどんな人たちなのか、どういう状態の人たちなのかということもひとつ聞いておきたいと思っておりますけれども、この人たちは医者へかかりようにもかかれぬ。恐らく医者にこの証明書を持っていけば、病院では拒否するだろうと思っておりますよ。本当に払ってもらえるかどうかかわからないから。実際、そういうことが起きているわけです、各地で。もう死ねと言わんばかりですよ。これは大変なことなので、地方自治体の使命としても暮らしと命を守ることが第一使命ですから、これは黙視できないところだろうと思っております。それはやはり条例改正して、減免制度を充実することで、さいたま市なんかはあれだけの人口の中で資格証明書はゼロですよ。やり方なのです。考え方なのです。ぜひともそういう点で、私は具体的な制度の中身、先進地の、これを示してやっていきたいと思っておりますけれども、取り組まれますかどうか、まず姿勢として伺いたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

大変、議員おただしのように、地域の中では非常に財政の中の占める割合も高いものですから、重要な問題だと、このように認識をしております。

その中で、納税の公平性といいますか、そういうものの視点も一方ではございます。そういうことも配慮をすると、なかなかどの辺に公平性の基準を見出すかということも難しいと思っておりますが、いずれにいたしましても、ご指摘ありましたように、単純に数値的なもので判断できるものではない、長くそういうことが続いた場合には精神的ないわゆる苦痛も十分その人たちは味わっていることだろうと、こういうふうなことも考えますと、決しておろそかにしてはならない事案だというふうに思っておりますので、今後さらに研究を積んでいきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 馬場議員に申し上げます。

質問時間が終了しておりますので、終了をお願いいたします。

以上で、47番、馬場秀男君の一般質問を終わります。

---

◇ 目 黒 幸 雄 議員

○児山寿明議長 次に、11番、目黒幸雄君の登壇を許します。

11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 11番、目黒でございます。

一般質問をさせていただきます。

私は、町総合振興計画策定方針についてと、子供を守る町の機関についての2件について質問をさせていただきます。

まず最初に、町総合振興計画策定方針についてであります。さきの9月定例議会で地方自治法で定めるところによる町振興計画策定の時期、並びに振興計画策定に当たっての町長の考えをお尋ねいたしました。その答弁は、「現在、本庁、支所を挙げ素案の策定作業を進めているので、今後素案がまとまり次第、各地域協議会の意見を聴取し、並行して振興計画審議会に諮問し、3月定例議会に提案する予定である。本来、振興計画は計画期間を10年とし、住民参画により策定すべきところだが、第1次計画は合併後速やかに策定しなければならないことから、新町まちづくり計画を基本にしながらもその後の状況変化も見きわめ素案を策定している、第1次進行計画の計画期間は5年とする」などという内容の答弁がございました。その後、作業は進んでいることと思います。策定事務の進捗状況については、一般行政報告でその概要を承知いたしました。

そこで、今後の方針であります。私が言うまでもなく総合振興計画は町の将来を方向づける重要な計画であります。本定例会の初日に素案の段階で提示された南会津観光連盟設立プロジェクトのように、総合振興計画も3月定例議会前に何らかの形で素案を示される考えはあるかどうかお尋ねいたします。

次に、新町まちづくり計画後に状況の変化のあったものは何か、また9月定例議会で答弁のあった合併協議会以外での新たな構想は町長の直轄政策室で議論をしているということでありましたが、それについてもお伺いいたします。

次に、子供を守る町の機関についてであります。

いじめに関しては、既に3名の議員から質問がありましたので、私は、次の点について教育長にお尋ねをいたします。

先般、本件教育委員会が実施したいじめに関する緊急調査でいじめが急増していることがわかりました。この調査結果を受け、県教委ではいじめ根絶チームを全学校に置くよう求めたということであります。いじめ根絶チームの設置は完了したのか、また、南会津教育事務所には「いじめ電話相談・ダイヤルSOS」の相談機関がありますが、町独自でもいじめに限らず子



供の人権と安全を守るための相談機関が必要ではないかと思えます。教育長の考えをお聞かせください。

以上ですが、再質問があれば自席より質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 11番、目黒幸雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町総合振興計画策定方針に関する1点目、計画策定のこれまでの経過と今後の方針についてであります。第1次南会津町総合振興計画策定事務の進捗状況は、一般行政報告にも記載しておりますが、町内の策定組織といたしまして、課長及び支所長で組織する委員会、課長補佐で組織する専門部会、係長で組織する分科会を設置し、それぞれ素案の検討を行い12月上旬に策定作業を終了いたしました。今後は、審議会等において審議をいただくこととなりますが、総合進行計画審議会は今月下旬に第2回の審議会を開催し、また、地域協議会は1月上旬に開催を予定し、審議をいただくこととしております。また、並行して町民意見の公募、これはパブリックコメントと言っておりますが、これらも実施をし、多くの町民の皆さんの意見を拝聴しながら計画に反映したいと、このように考えております。

これらの手続きを経て、最終的な総合振興計画案を策定し、全議員の全員協議会等の開催も考えながら3月議会定例会への提案を予定しているところでございます。

次に、2点目、新町まちづくり計画後に状況変化のあった内容、さらには直轄政策室で取り組んでいる合併協議以外の新たな構想についてでございますが、平成16年12月に新町まちづくり計画を策定して以来、町有施設への指定管理者制度の導入を初め、オーダーメイドによる県からの権限移譲の動きなどがございましたが、まちづくりの計画の基本方向を転換するまでの大きな状況の変化とはなっていないものと考えております。さらには、新年度以降も三位一体改革の関連した補助負担金の削減と、住民税への税源移譲、新型交付税制度への移行、後期高齢者医療制度への転換などの改革の動きがありますが、これらの制度改正につきましては、できる限り総合振興計画に反映させてまいります。

また、直轄政策室で取り組んでいる合併協議以外の新たな構想につきましては、本年度の施政方針に掲げました8つの基本施策を中心に総合支援センターの設置や、やまなみ博覧会の開催などを総合振興計画に盛り込んで反映させたい、このように考えております。

なお、さきに全員協議会でご説明を申し上げました新たな観光関連組織の立ち上げを初め、化学物質過敏症の方々の受け入れ方策や家庭力、地域力を向上させるための親から子へつながる手当ての創設など、新たな施策につきましても直轄政策室を中心に関係課と横断的な検討を

進めているところであります。

以上、町長に求められました質問にお答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 続きまして、2つ目の子供を守る町の機関をの質問にお答えいたします。

まず、いじめの件数につきましては、さきの質問議員に答弁したとおりでございますので、ご了承をお願いいたします。

次に、いじめ根絶チームの立ち上げについてのおたただしでございますが、いじめの情報を常時収集し、定期的なチーム会議で個々の情報を総合的に把握するためのいじめ根絶チームについては、既に設置した学校もございますが、基本的には各学校で設置している生徒指導委員会の中にその機能を持たせ、さらに実行性を確保することとしております。また、構成員につきましても、学校の実情に合わせ、PTA役員などの保護者や学校評議員など、地域の方に参加を求めていくこととしております。さらに、いじめ根絶の取り組みについての説明責任を果たすこと、万が一にも教職員の不用意な言葉やなれ合いがいじめの引き金とならないこと、冷やかしなどのいじめにも気軽に相談できる仕組みづくり、保護者や地域に対していじめを見かけたら、学校への通報の協力要請、そして、万が一いじめが発生した場合には、校長の責任のもと迅速に対応するとともに、保護者に対する説明責任を果たすこととしております。

次に、3番目の子供の人権と安全を守るための相談機関をとのおたただしに、お答え申し上げます。

町独自でもいじめに限らず、子供の人権と安全を守るための相談機関が必要じゃないかのおたただしでございますが、去る11月に南会津町要保護児童対策ネットワーク会議を設置しました。このネットワーク会議は、要保護とされる非行児童・生徒、不登校児童・生徒などの情報交換と適切な保護を図ることを目的としており、保育所、幼稚園、小・中学校、民生児童委員、南会津保健福祉事務所、教育委員会、健康福祉課、各総合支所担当課などで構成しております。これら各種機関が連携することによって、どの部署への通報、相談であっても、早期発見と適宜機敏な対応が図られるような体制づくりを目指すこととしております。

また、相談場所の周知徹底のため、今ある各種相談機関のダイヤルSOS、いじめ110番、子供の人権100番、子供と家庭のテレホン相談などの内容と、電話番号を網羅したものの啓発用チラシの作成配布を計画しておりますので、ご理解をお願いいたします。

詳しいことにつきましては、担当課長に答弁させます。

以上で終わります。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 全員協議会で町長は振興計画について提示されるということですので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。私もその場面でまた意見を申し上げてまいりたいと思いますが、総合振興計画は基本構想、基本計画、実施計画などというような構成でされるのだと思いますが、さきの議会で5年間をめどとするという話がありましたが、そういうことであれば、ほとんど現実的なもので実施計画的なものに近いのだろうと私は思いますが、その点で町政施政方針の中のまちづくりに取り組む姿勢を8項目取り入れられるとおっしゃっていましたから、その点で私も申し上げたいと思いますが、その第一番目にある特色ある地域の暮らしを支援できる地域支援センター、これについては私もそうだとは思っているのですが、一昨日の大宅議員の総合支援センター設立の一般質問でも、町長はもうしばらく時間をいただきたいという答弁をされました。去る9月定例議会の私の一般質問でも、来年度以降の早い時期を目指して努力しているという回答をいただきました。地域支援センターは、町の総合振興計画と同時進行に検討されなければならないものだと私は思っております。町長の第一番目の選挙公約でもありますわけですから、それはそのようにしていただけるものと期待をしておりますが、考えをお聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

総合支援センターの基本的な考え方については、さきにお答えをしたとおりであります、これまで国の政策があつて、県がまた独自の、あるいはそれを受けて県の特徴を出しながら、その実行性を確保すると、そして市町村にそれを伝えていくと、こういう流れがあつたと思うのですが、これは何回も申し上げておりますように、実は縦糸なんですね。ここのところが私はたくさんの時間を要して、ここまで国の政策をし、市町村が地域の実情を考えながら、いわゆる暮らしの安全・安心、そして雇用あるいは少子化問題、高齢社会に対する対応をしてきたと思うのですが、それでは、実際に自治体が体力がついたかと、ついていない。ここのところはやはり私ははっきりと声を出さなければならない。ここでその横糸をどういうふうに紡いでいくかということが大事なので、この総合支援センター構想が実は縦割りの法律の中で埋没してしまつてはならないと、こう思っておりますので、その法改正は何と言っても私たちが手の届くところのないものですから、それらを十分に考えながらやっていくと、一つ一つ、例えばこれまで議員の全員協議会で申し上げたように、いわゆる観光関連の新しい会社を立ち上げる、

あるいは除雪に対して一つの窓口をつくってしっかりと対応していく、こういう事例を幾つか出しながら町民の方々になるほどというふうに理解をいただいた段階で、その形を見せていきたいと、こう思っております。ただ、総合振興計画の中では、そのマクロ的なものは当然計画の中に打ち出していき、こういう子でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 合併後の執行体制で職員の方たちも大変かと思いますが、どうか私の希望も入れてほしいと思っておりますが、それでは視点を変えさせていただきます。

これも町長の具体的施策の8番目にあることなのですが、将来予測に対応できる執行体制を整え、納得のいく行政運営を行いますに関連してであります。住んでよかった町というのは、裏を返せば住んでみたいまちづくりなのだと思います。直轄政策室も観光連盟もアイデアの一つと思っておりますが、夕張市と対照的な自治体が北海道の伊達市なんだそうではありますが、ここで取り組まれている官民協働による住みやすさと町の魅力向上への施策展開、これを参考にされ、住んでみたいまちづくり課をつくれ、少子高齢化を逆手にとって新たな生活産業をつくり出す考えも一つの方法かとは思っております。

この伊達市というところは、重要な施策を決定するとき、住民の意見を聞くために市民参加条例というのを制定しているそうであります。これは湯田町長が言われる町民がまちづくりの当事者として参画し、納得が担保されたものとぴったりに合致するのではないのだろうかと思っております。振興計画の中にそのようなことも視野に入れて、文言の表示等については実施計画にどれこれということは申しませんが、入れてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

大変適切なお意見だというふうに思っております。早速北海道の伊達市の方の内容を調査させていただきたいと思っております。あわせて申し上げます。住んでよかったという町は、私の概念からいたしますと、親から子、子から孫へしっかりときずながつながるという町でございますので、このところについては、今具体的に条例のお話までは持っておりませんが、ご指摘いただいたことも含めて、今後の新しいまちづくりに役立たせていただきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 町長、どうかよろしく願いいたします。伊達市は、11月現在の人口は3万7,602人と、南会津町よりは多うございますが、一般会計の当初予算も169億ほどだ

そうでございます。これも町よりは少し多うございますが、それらを参考にさせていただきたいと思ひまして、また、次の質問に入らせていただきます。

去る6月定例議会の一般質問で、森林セラピー基地やセラピーロードについて、第3期募集があった場合は応募される考えはあるかどうかお尋ねしたところ、町長は第3期募集があった場合は、条件を精査しながら応募の方向で検討させていただくということで考えておりますという答弁をいただきました。振興計画の関連性からもその後の経過についてお聞かせください。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 森林セラピーに関しましては、南会津地方森林セラピー研究会というのが郡内的な組織としてございます。その中で、南会津町もちろん入っているわけなのですが、その中で検討ということで、今年度の場合ですと、それに対してのモニターツアーというものを南郷地区高清水公園で実施しました。それらについての検討のために何回かの集まりを持ったわけなのですが、そのときに国の制度にのっかってはどうかという検討もされました。しかしながら、その中に審査基準として8つの項目があるわけなのですが、今現在の南会津郡としての中身については、ちょっと中身的には困難な部分があるのではないかというような検討から、国の制度にのっとるための目標としての検討は必要であるが、今現在は郡内中心の中身で検討しようということで進んでおります。

国に対する検討がなくなっているわけでもない、目標としては持っているわけですから、その中で来年度以降も検討していきたいということでもあります。また今、郡内的な話をしましたけれども、今回のモニターツアーについては、南会津町の区域を対象にしてやったということから、下郷町、只見町についての参加者はなかったというようなことで、どちらかという、南会津町と県との合同的なモニターツアーと、そしてそれに対する森林セラピーに対する検討ということで進んできたというのが状況でございます。

以上です。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 どうも南郷出身の課長でやりづらいのでありますが、課長、私の言っているのは、国でやっている森林セラピーについてなんです。町長に6月に質問した件についても、福島県でももちろん福島県フォレストセラピーというのはありまして、いろいろな研究機関はあると思いますが、去る11月でしたか、東京において森林セラピーに関する申請希望者の説明会があったはずでございますが、それらについては関心を持たれなかったものでありましようか、お願いします。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまについての開催されることについて、ちょっと私の方の手元の方で理解できなかったものですから、それに対しての検討はしませんでした。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 課長、勉強してください。現在、第3期募集をしているんですよ。平成18年10月23日から19年1月31日まで第3期募集をしておりますから、既にもう全国では10カ所、セラピー基地とセラピーロードが指定されておまして、森林は、いわゆる療養にも病気にもいいのだということが、既にもう23年も前から森林浴という話が出ているわけですから、町長は森林の造詣の深い方でございますので、どうか期待をしておりますから、ぜひ検討してください。それ以上は私言いませんが、お願いいたします。

また、これに関してですが、森林セラピーに関して福祉目的で運営されてきた山口温泉について、過去町長にも質問申し上げました。これについても森林セラピーのステージとあわせて考えたいというようなことを二度ほど、6月と9月にいただいておりますが、それについてはいかがでしょうか、よろしくご答弁をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

森林セラピーについては、先ほど冒頭で答弁をさせていただきましたが、いわゆる都市部の住人といえますか、方々がどんな問題を抱えて日ごろ生活しているのか、こここのところに着目をした私は事業であるというふうに思っております。そんな中で、化学物質に非常に過敏に反応するCSと一般的に言っていますが、こういう人たちもたくさんございます。それらの方々が例えば、温泉に対して反応するのかなどなのか、こここのところも実は考えてみたわけでありまして。いずれにいたしましても、その山口温泉の資源は私たちが先祖から預かった大切な資源でありますので、そういう森林セラピー、それから今後新しい組織を考えております観光連盟の中の企画等にも当然入れていきたいと思っております。

そこで先日、助役にそれらの実態を調査していただくということで状況を知っていただいて、関連の大学の病院等に出向いてもらったわけでありまして、いずれにいたしましても、包括的に考えると急いでやらなければならないということで出てくるわけですが、個々に一つ一つ積み重ねていくと、やはりもっともっと検証し、そしてより具体性を見出していくという調査・研究が必要になってきますので、そのことについては、やはりある程度時間をかけていく必要があるのかなど、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 この後、素案が出てくるそうですから、私はそれに期待をしております。

次ですが、これもやはり去る9月定例議会において、ふるさと定住運動としてUターン、Iターン、団塊の世代を呼んでくるような施策、計画をその計画の中に含んでほしいという質問をしておきましたが、町長は団塊の世代という一くりにしないで、その方がどんな技術を身につけておられるのか、その方が来られることによって地域経済の活性化にどうつながるのかなどを考えながら進めてまいりたいと話されておられます。

また、町政施政方針の地域特性を生かした活力あるまちづくりの定住者支援と雇用の分野で、定住支援のための住まいと職の確保を総合的に支援するためのプランづくりに着手するとともに、インターネットによる定住化のための情報発信に努めてまいります。また、町有地の有効活用を図り、定住促進のための団地造成について検討を進めてまいりますと述べておられます。

そこで、お尋ねいたしますが、平成10年に優良田園住宅の建設の促進に関する法律というのが公布されております。これはご存じかどうかあれなのですが、その優良田園住宅建設促進に関する支援措置、国で行っておる措置ですが、それらの検討をされて、計画の中に組み入れられて、姉妹提携をしておりますさいたま市や台東区の団塊の世代の住民、市民・区民ですね。さらには町出身者などに呼びかける考えはないか、お尋ねをいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず結論から申し上げますと、呼びかける考え方、大いにございます。私がこれまで申し上げてきたいろいろな政策課題がございますが、その中で、私は地域資源をきっちりと生かしていかなければならない、しかし一方で、その資源を生かすプロセスの中で、それは多くの人たちとかかわりを持っていかなければならない。その多くの人たちのかかわりというのは、議員がおただしのようないわゆるふるさと会を通じた地元出身者であったり、あるいは友好関係にある市、あるいは団体等がございますので、これは積極的に、そして組織的に取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 どうかよろしくお願ひいたします。

例えば、さいたま市の場合ですと、埼京線であのラッシュの中、通勤、退勤をされている方たちが定年退職を迎えられて、ああやれやれやっと思われたときに、南会津町にはこん

ないところがあるから行ってみたいというような施策はぜひ必要なのだろうと、私は思いますからお願いをして、町長に対する質問は終わります。

子供を守る町の機関でございますが、町内における件数が少ないことは、先ほど来の一般質問でよく承知いたしました。教育長を初めとする教職員の方々のご指導の賜物と感謝をいたします。しかし、これからふえないとも限りません。隠れているものもあるかもしれません。現実、きのう、4番の山内議員からそのような一般質問の中でもお話がありましたから、お願いするわけでありますが、いじめに関する相談機関は、私が承知している範囲内においては、県内に相談機関は59カ所あります。その中でも、身近な南会津郡内においては、南会津教育事務所、ダイヤルSOS、会津児童相談所、南会津相談室、南会津保健福祉事務所、家庭児童相談室などがありますが、しかし、この3カ所の相談受付時間は、平日に限っております。午前8時半から午後5時15分までです。朝の始まる時間は、教育事務所はもっと遅いのでありますが、夜間や土日、祝祭日は相談することができないわけであります。これに対して、町としての独自の相談機関があってもいいのではないかと、こう思って質問しているわけですが、もしそれがだめであれば、現在ある教育事務所の相談機関を、休日でも夜間でも受け入れられるような体制に町としてお願いできないかどうかあわせてお尋ねをいたしますので、お願いいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 お答えいたします。

ただいま議員さんがおっしゃいました期間については、朝8時から夕方5時までとかというような制限時間がございしますが、そのほかにも制限時間のない、1年間のうちで3日間、年末年始だけ休みとか、そういったところもございします。そういったのは、先ほど答弁しましたように、一覧表にいたしまして、これは町民各位に全部のところ、お宅の方に配るようにしたいと、今、準備しております。ですから、時間によっては、今言われたように、限られたところはございしますが、いろいろな時間のところがございしますので、それで対応していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 配られるものを楽しみに、私の方は子供いないので配られないと思いますが、それを後ほど見させていただきますが、そういう事務的なことばかりでなくて、例えば、進んでいる自治体においては、子供の人権を守るための条例をしているところもあるの



ですよ。これは町ではないので、市ですがね。これは人口15万もある市ですから、これは財政規模もいろいろあると思いますが、例えば、この少子化の時代に向けて子供の人権が守られ、住んでよかったと思えるまちづくり、そういう町にするために先進地の例に倣って「子どもの人権オンブズパーソン」、私は横文字余り好きではないのですが、こういう「子どもの人権オンブズパーソン」なる制度を実際に兵庫県川西市というところで、条例を制定してやっておられます。ですから、残り5分ですからあれですが、その辺の検討もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

ただいま、非常にすばらしい先進地の例などを挙げていただきましたので、これからいろいろ検討させていただいて、よりよい子供たちが安心して住めるようなまちづくりに進んでいきたいというふうに思いますので、ご協力方よろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。

○児山寿明議長 11番、目黒幸雄君。

○11番 目黒幸雄議員 どうか南会津町に住んでよかったと、町長いつも言っておられるわけですから、子供からお年寄りまでみんなが安心して住める町、そういう町に教育長にお願いしたいと思ひまして、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○児山寿明議長 以上で、11番、目黒幸雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお知らせをいたします。

42番、君島勝美君が都合により早退いたしましたので、ご了承願います。



◇ 楠 正 次 議員

○児山寿明議長 次に、1番、楠正次君の登壇を許します。

1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 議席番号1番、楠でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

合併協議会において決定した協定事項に適正な負担額になるように3年以内に統合すると定められていますが、現実に納税が始まり、5期の納税が終わりました。負担の重さ、公平公正の原則に反する不均一課税に対して、改めて町長の所信を伺いたいと思います。

一つの自治体において、地域ごとに納税額に大きな差が生ずることは、協議会で共通理解のもとを決定されたと思いますが、低い納税値が上がって追いつくのに、これから2年半ですけれども、大変な負担になるのではないかと心配するわけですが、この辺の議論は足りなかったのではないかなというふうに感ずるわけですが、どうでしょうか。

医療分では、所得割賦課率が1%未満であります。資産割では10.85%もの差があります。また、介護保険分では所得割、資産割、均等割、平均割それぞれに差があり、特に資産割では最大8.63%もの差があります。40代夫婦世帯、Aさん世帯としまして、所得割基礎額が400万、資産割基礎額が30万の場合、旧4町村ごとの介護分賦課率での納付額は、それぞれ幾らになるか。次のBさん40代夫婦、子供2人の世帯で所得割基礎額が500万、資産割基礎額が同じく30万の場合、4町村ごとの医療分賦課率で算出した納付額は幾らか。合併協定事項に合併の日から3年の間に統合とあるが、不均一課税の短期間での統合、これは全部を一緒に短期間にするということではなくて、少しずつ早めていかなければ、一度に同額にするというのは非常に低いところが追いつくのに大変な増税になるのではないかとというふうに懸念するものであります。この辺についてどうお考えられているか。あと、均一課税にするために、最大の障害は何とお考えですか。

次に、町税・各種使用料の徴収率の向上についてであります。17年度決算を見て町税1億1,000万円の収入未済があり、固定資産税だけで1億円近くの収入未済がありました。もう1億円を突破したのではないかと推測するわけでありましてけれども、使用料等の収入未済も増加の一途をたどっています。町民税、固定資産税の4期納付制度、国保税は8期納付制度の田島方式になりました。館岩のことを申し上げますと、国保税は10期の納付でありました。限度額53万円と8万円と61万円の世帯は、介護分の1万円の増税分で62万円になりました。10期か

ら8期になることによって25%アップで、この世帯でありますと、1期の納付額は7万7,500円となりまして、固定資産税や町県民税が重なる月は納付が大変であります。これは限度額を超える世帯だからと言われるかもしれませんが、これでも非常に大変な方々もおられます。

またさらに、来年からはさきの税務調査会で限度額を3万円引き上げて、19年度からは3万円増税になると、この世帯でも限度額を超える。だから、高額所得者という国保の中では思われているのかもしれませんが、その人たちの大変な部分も聞こえてまいりますので、質問いたします。

18年の5月から10月分までの納期を終えた段階で、納期制度も変わっておりますから、この書き方で比較が出せるかどうかかわからないので、ちょっと不安なのですが、収納率の差に変化があるか、4地域ごとの収納率と収納額差を提示いただければと思います。

あと自席にて再質問はさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 1番、楠正次議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国保税の不均一課税についてのおただしでございますが、40代夫婦の例での介護保険分の納付金の試算については、旧田島町4万1,200円、旧館岩村8万3,700円、旧伊南村6万4,800円、旧南郷村8万3,800円となります。

次に、同様の例による医療費分の納付金でございますが、旧田島町41万8,000円、旧館岩村46万6,600円、旧伊南村44万6,200円、旧南郷村42万3,300円の算定となります。

次に、不均一課税を短期間で統合できないかとのおただしでございますが、合併協定書及び運営協議会の確認事項により、平成20年度の統合に向けて負担の激変緩和等の配慮を協議することもございまして、今のところ合併協定書より短期間の統合は考えておりません。

なお、平成19年度には賦課方式あるいは賦課割合など、ある程度の調整を行っていく考えでございます。

次に、均一課税にするための最大の障害は何かというおただしでございますが、税の公平性の観点から、本来は国保税も均一課税が望ましいと思われませんが、旧町村のそれぞれの保険税にある程度の違いがあり、一度では均一課税に移行できないという理由でございます。

次に、町税・各種使用料の徴収率向上についてのおただしでございますが、納期については合併協議会で調整の結果、現行の納期に決定したところでございます。また、町税については、平成18年度は南会津の収納となり、これを4地域に分割することができないことから、地域ご

とに収納率と収納額を算出することは困難でございます。

ちなみに平成18年度5月から10月分までの納期を終えた段階での前年度同時期までの比較について、南会津町全体と旧田島町の収納率での比較を申し上げますと、個人町民税は18年度62.64%、17年度59.43%、対前年比3.21ポイントの増、固定資産税においては平成18年度65.70%、17年度64.57%で対前年比1.13ポイントの増、国民健康保険税は平成18年度43.72%、平成17年度が44.10%で対前年比0.38ポイントの減となっております。

以上、お答えを申し上げますが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 今、示していただきました医療費分の数字を見ましても、相当に差があります。介護で4万円、医療で5万円というような差が出ております。

19年度からある程度調整をするということでありますけれども、この世帯は、南会津町でわずか50世帯程度の少ない割合であると思います。Aさん、Bさん、これも賦課限度額を超える世帯でありますけれども、国保世帯の1%のごく少ない割合であっても、やはりこの人たちは一生懸命努力されてこういう所得を上げていられる方でございます。また、この世代ではなくても、段差の大きい、不公平というふうに感じる人もいるわけですが、この階層について、この多い限度額のところ、この人たちの階層についての統合についてはどういうふうにお考えられるか。また、所得割が境界の階層の人たちの1人当たりの差も示していただければと思います。

とりあえずここまでお願いします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

今ほどのご質問でございますが、境界型といえますか、軽減措置、議員の皆様ご承知のように7割、5割、2割とそれぞれございますが、議員おただしの要旨は、例えば、2割軽減も受けられないぎりぎりの人で、173万円ということで試算してみました。それで、その方ですと2割軽減を受けられない人でございます、それを申し上げます。

旧田島町の場合、医療保険分のみ申し上げますが16万7,900円、旧館岩村の場合は17万2,100円、旧伊南村16万2,300円、旧南郷村15万7,900円という試算をいたしました。ちなみにこの場合のモデルケースでございますが、夫が40代で国保税算出基礎額の総所得が100万円、それから妻が40代で総所得が73万1,000円、合わせて173万1,000円の世帯の場合の例でござい

ます。世帯員数は夫婦と子供2人ですか、4人というような試算でございますので、よろしく  
お願いいたします。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 この階層での賦課はそう差がないことがわかりました。

次に、平均値のところでも聞きたいと思うのですけれども、問題点は、総収納額の差でありま  
す。その地域ごとのですね。それをその地域の被保険者数で割った場合、医療分の1人当たり  
の年税額を算出すると幾らになりますか。17年度、18年度とわかればお知らせいただきたい  
のですが。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

17年度、18年度という資料の提示を求められましたが、17年度は、申しわけございませ  
んが、合併前でございますして手元に持ち合わせがございませんので、ご了承願いたいと思いま  
す。

18年度について申し上げます。

1人当たりの税額、1世帯当たりは6番議員のおただしに答えておりますので、それは省略  
させていただきます。旧田島町5万615円、それから同じく1人当たり税額旧館岩4万8,685  
円、旧伊南村4万1,990円、旧南郷村4万5,409円でございます。

なお、合併協議会の分科会、部会などでは平成11年度から15年度までの5カ年平均でもつ  
て検討しておりまして、私の今手元にあるような表でいろいろ討議したという経過でございま  
して、16年度、17年度の同じような表は持ち合わせがございませんので、ご了解をお願いい  
たします。

以上でございます。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 18年度の平均税額を今お聞きしまして、私は実は17年度の方までは  
調べて持ってあったわけでございます。18年度との差を見ますと、田島で5,166、館岩で  
7,146、伊南で7,361、南郷で9,791と、17、18年度での差が出ていると思います。

それで、今発表されました伊南の4万1,990円、これが5万円に追いついたところで、国保  
会計というのは間に合わないのだと思います。17年度の田島の分を見まして、負担を支える側  
が多い田島でも5万5,781円だったものが5万615円に、これはきっと不景気とか所得割とか  
そういうものの関係で下がってきたのではないかなと思うのですけれども、この田島地域と伊  
南地域では18年度で見ると8,625円の差が出ると思います。算定割合や平等割が低い田島地区で

の支える人口が多いから何とかなってきたのかなというふうに感じているわけですが、この統合は間をとってすり合わせるなどということでは間に合わないことではないか思うのですけれども、それを1点、統合するに当たって、1人当たりの納税額を田島に追いつくまで田島が足踏みをするような状況で、下のものが上がっていくのを20年度に向けてやっていくのか、この2点ちょっとお願いします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

今回の議会で不均一課税につきましては、数名の議員の方からご質問を受けまして、町長より答弁申し上げたところでございます。実は、年内にも国民健康保険運営協議会を開催いたしまして、今おただしのような点につきまして、諮問し、答申をいただくというような動きをしております。その中で、先ほどご指摘ありました19年度に例えば課税方式なり賦課方式、4方式ですか、そういったこととかで必ずしも田島町の率合いにみんなが上がるということでもないのかなと思っています。というのは、人口も実際2万人切っています。高齢化率は上がっておりますが、総体のパイはといいますか、保険者は少なくなっています。それから、これはあすの議案になりますが、75歳以上の方は平成20年度からは、4月1日からは全く新しい後期高齢者へ移行するというので、国保被保険者からは離脱するわけです。そのような大きな制度改正もございまして、そこまで読むとなかなかあれなのですが、ちょっと答弁には。ですから、その辺検討して運協の答申もいただくという流れでございしますが、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 後期高齢者制度への移行、これも国保の運営が大変であるというところと、きっと団塊の世代で高額な年金を受けられる人、そういう人たちからいただいていこうというような制度になるのかなというふうに解釈しているわけですが、まだ先日示されたばかりなので、後期高齢者医療制度については国保とどのようなかわりになってくるのか、国保から抜けることによって均等割はなくなるわけでありますが、高齢者控除とかそういうものが廃止されると、その世帯の所得が上がって、所得割の納税額はふえてくるというような気もするわけですが、その辺はどうでしょうか。

また、この今お答えの中で8,625円をそっくり上げるとということではないということですが、これがやはり低い人は追いついていって、それでも足りなくなるのではないかという

ふうには私は想定するわけですが、その辺もう一度お願いできますか。それで基金から繰り入れないで、国保会計を賄うのには上げざるを得ないのかなど。それは20年度以降の話になるのかなと思いますけれども、その点もう一遍お願いします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

先ほどすみませんでした。答弁漏れといたしますか、触れない部分がありました。

私ども事務的に今シミュレーションをやっております。議員おただしのように、イメージとしてはといたしますか、まだ作業中ではございますが、確かに今より負担増になる、基金を考えなければというか、そういう嫌いといいますか、見込みはございます。はい、確かに。で、それに基金が十分にあれば、対応もある程度は町民の方の、被保険者の方の負担も軽くなるのかなと思います。いかんせんご承知のように、1億7,700万円のみです。現在の保有基金残高は。

それからあと3,100円ですから、後期高齢者の負担金ちょっと言及しますが、この前試算したところだと、国保の場合ですといわゆる頭割りですか、均等割ですね、それが約3,300万円で、新制度は3,100円ぐらいで、4地域ごとにちょっとはばらつきがありましたが、新制度に移行した方が老人の方はやや負担は安くなるのではないかという、全国平均の話でございまして、県によってまた違いますし、国においてもまだ新しい制度の電算室務をどうする、保険料をどうする、そこまで詰め切れない部分もございまして、余り明確にあのとき3,100円と言っただろうというようなことではなく、一応の目安としてご認識いただきたい。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 お答えいたします。

国保の運営審議会についてのご質問がありましたので、そこら辺に対する考え方をもう一度お答えしたいと思います。

まず、先ほど来、議員おただしのような数字が一つありますが、医療費のもととなる数字が若干古いことから、来週の運営審議会には平成16年から18年、今年度までの見込みの医療費をもとにして、考え方としましては特別会計ですから、まずはその特別会計内で、医療費が先に決まって、そこから幾ら皆さんから徴収しなければいけないと、こういう数字をお示した上で、合併協定に基づき、まずは6月に決まりました後、残り2年で調整するということと、

合併協定書によりまして、それぞれ旧町村ごとに必要額を算出して税率を算定し、その中で足りない、必要があれば格差是正のためには基金も入れていくと、このような条件をお示した上で運営協議会の議論を待って、その答申を受けた上で町長部局の方でまた判断したいと、このような流れで進みますので、ご了解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 その運営審議会の方で調整の方法と、やはりこの先ほどの数字を見ましても、各地域ごとに負担率を上げていく、そして、先ほども申しましたけれども、やはり田島に追いついていくような感じになって、一番負担率が上がるのは伊南地域になってしまうのかなというふうに思いましたけれども、おおむね理解いたしました。

続きまして、町税・各種使用料の徴収率向上についてにいきますが、この納付の回数、これは町税とか国保税とか遅れる分、ちょっと難しいのかもしれませんが、納付者自身が納付の回数を選択するというようなことは難しいですか。というのは、収入を得る機会が農家の中でも水稻であったりトマトであったり、いろいろ収入の機会は違ってくると思います。飲食業などもそうでありますし、ペンション、宿泊施設であれば、スキー場近辺であると、スキーシーズンの後で多くの収入が得られるわけでありましてけれども、なかなかその予定をしておいて納税、みんな今不景気ですから所得が少なくて、我慢をして生活しているので、なかなか和予定をして何月は何がある、何月は何があるというふうにはできない人が多いというふうに聞くわけです。そして、1期、例えば未納してしまう。次の月に2期分一緒にと、国保だけでなく国民年金とかもありますけれども、そういうものも年金の場合は毎月でありますけれども、ほかのものは本人に特に納付にきちっとした対応ができてない人には、そういう制度を改めて創設するとかできれば、納付率が上がってくるのではないかなというふうに感じておりますけれども、その辺はどうですか。

あと、地方税の納期を細分化、今言ったことですね。情報を入力し、完了すればできなくはないのかなというふうに感じております。また、社会保険庁などでは、年金などの徴収に研修を積ませた臨時の職員、アルバイトみたいな形ですけれども、そういうのを使ってやっておりますけれども、役場の職員が難しいところには2名体制でこの滞納の整理に当たると、そういうことは徴収できる税と、そのかかる経費は計算したことはありますか、あったら夜やったりするわけだと思えるのですけれども、そういう残業とか、そういうものの経費と収納の関係というのは計算したことはあるのでしょうか、あったらちょっとお知らせいただきたいと思います。

○児山寿明議長 税務課長。



○星 光幸税務課長 お答えいたします。

経費ですね。特に試算はしておりません。

現在の、先ほどのおただしの納期の件ですけれども、これにつきましては、確かに例えば旧館岩村では10期でございました。それが8期になった経過を申し上げますと、国保の場合、毎年度の実績を踏まえまして、賦課税率等の検討を行って新年度に課税するという順序がございますから、そのためには国保運営協議会に諮問をして、答申後に6月の定例会を経て7月1日の本算定に間に合うという状況でございます。

したがいまして、6月本算定、館岩方式の6月からというのは、事実上不可能であるということでございます。

その辺のところをあわせて、6月はまず無理だと。それから、今2月ですから、館岩さんの場合は3月でした。それにつきましては、例えば納税組合の補助金等の算定上の問題もあったり、それから合併によりまして、納税世帯数が大変多くなります。それによって、また新たな次年度の算定に向けた事務的にかなり厳しいものがあるというようなことから、事務レベルでいろいろ検討した結果、議員がおっしゃるように、納税者にとっては納期が長い方がいいわけですから、旧伊南、南郷さんは6期、それから旧田島町は8期でございました。それで一番長い8期を採用したということでございます。ですから、これに合併協議会で決定された8期でやっていきたいということでございます。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 その経緯とか結果はわかっておりました。しかし、暫定的な措置をするのか、国民保険料という形で、これは条例とか改正しなければいけないのかもしれませんが、国民健康保険を12期で徴収しているところも、国民保険料という形であるそうでございますが、そういうのは検討されたことがあったですか、聞いたことありましたかどうか、聞かせていただきたいと思えます。

○児山寿明議長 税務課長。

○星 光幸税務課長 お答えいたします。

合併協定書の地方税の取り扱いの中で、ただいま申し上げました本算定の件と、それから暫定賦課を行わないということで決めておりますので、そのようなことで暫定賦課はしないということで、ご理解いただきたいと思えます。

それから、12期の件でございますが、これにつきましては検討した経過はございません。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 はい、了解しました。

9月の監査の報告の指摘の中に、固定資産税の収入未済額9,936万5,000円とありました。そこで、未済は増加しているのだと思いますけれども、これで介護の部分で田島が2方式をとっております。ほかの旧3村は4方式でありますけれども、資産が金を生むことがないのだと思います。この固定資産税がこれほど滞納がふえてくるというのは。とって固定資産税を納めているその固定資産税が算出基礎額となって、それに賦課するというのはどうなのでしょう。固定資産が収入を生むのであれば、これは所得に反映してくると思います。そうすると所得割の方で対応できてくるのではないかと思うのですけれども、これは先祖から受け継いだものを切り売り、今売っても大した売り物にもならないですけれども、切り売りをしながら税金を納めなくちゃいけないと。現在、収入のない人ですね。それで、その辺のところは固定資産税は納税しているけれども、納税することによって国保も介護もですけれども、その2方式と4方式、これからどのようにそういうこともきつと検討されていると思いますが、今後の見通しみたいなものがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

国保税に関するご質問と受けとめて、私が答弁させていただきます。

おただしのように、固定資産税の滞納額が1億近いと、いわゆる資産割、固定資産税を払っているのに資産割、さらに固定資産をもとに賦課するというところでございますが、土地が価値を生み出すんだったら、所得に反映して所得割の方からも収納が得られるというようなことでございましょう。現行、景気は回復しているというものの、大都市部分、特に首都圏はそうなのでしょうが、地方はまだ実感できていないというのが実情だと思います。で、なかなか土地は生みにくい。それで資産割のあり方も含めて運協にも事務局としては案を持ちながらといたしますか、数案を示して運営協議会で協議をいただくということでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 1番、楠正次君。

○1番 楠 正次議員 おおむね理解をいたしました。

ただ、運協の方に出して、例えば、私が心配するのは伊南の部分なのですけれども、大幅に上げなくてはいけなくなるという懸念があるわけなのですけれども、その辺の住民への説明等、あと徴収の向上でありますから、使用料の部分にちょっと触れられなくなってしまいましたけれども、例えば私のところに相談に来られた方の例で申し上げますと、稼ぎは1人稼ぎで変わっ

てないのに、ことしは国保税が10万近く上がってしまったというようなことは、それは配偶者控除がなくなったり、いろいろな事情でその控除がなくなった例でありまして、そういう方は申告のときに、例えば来年からは収入は同じであっても所得はこれだけ上がりますから、納税額はこういうふうになりますよというようなことを親切にお示しいただければ、突然納期が来て、納税通知書が来たときに、館岩の場合は特に10期から8期になったんで、また25%1期の納税額は上がってきた、全体は変わらないとしてもその人に見れば、配偶者控除とか、そのほかはちょっとしゃべれませんけれども、控除がなくなったために所得割基礎額が上がったのではないかというふうに思うのです。その税額が上がったということは本当に収入としては上がっていないと。ですから、その辺をよく説明していただければ、納付する方もある程度心の準備ができるのではないかなというふうに思います。どうでしょうか。

○児山寿明議長 時間が経過しておりますので、簡潔にご答弁をお願いいたします。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

旧4町村ごとに被保険者の皆様には、わかりやすい広報をする予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○児山寿明議長 以上で、1番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 星 光 久 議員

○児山寿明議長 次に、10番、星光久君の登壇を許します。

10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 10番。通告順序に従いまして、一般質問をしたいと思います。昼飯食って1時間ぐらいたつと、ちょうど眠い盛りだと思うのですが、眠たくないよう質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問は4つあって、みんなに何だまだ同じことをやるのかと、こう言われるのですが、解決するまで頑張ってみたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず1つは、中学校の給食について。これは毎回出しているのですが、先ほどの6月の議会で、新町全体の学校給食のあり方等を含めて、よりよい方策を見出していきたいと考えているとのことでありましたが、どのように前進しているのか、また、給食する時期はいつなの

か、お伺いしたいと思います。

2つ目には、子育て支援といった方がよかったかなと思うのですが、子育て保育料の減額について。保育料の減額については、制度としてはあるが、その制度が兄弟が複数同時に入所しないと、今の制度では適用しないというような制度でございまして、例えば、第二、第三子であれば、減額の適用を受けるよう検討いただきたいということで、質問するわけでございます。前半の2つについては、これ早急に実施を求めるものでございます。後半、これ荒海中学のまた出したなと言われますが、荒海中学校の用地について9月の議会で土地の明け渡しについて、年内、今年だ、12月まで定めてあるが、どのような条件が出されたのか伺いたい。また、どれぐらいの進みぐあい、前回の答弁では課長、教育長が4回ぐらい行っていると。町長が2回ぐらい行っているというのは、お答えが出たのですが、行ったのはいいのだけれども、解決してきたのかしてこないのか含めて、お伺いしたいと思います。

それから、お客様相談について。これも無料とくっつけた方がよかったかなと思うのですが、現在、社会福祉協議会で行っている無料相談について、弁護士、民生委員の方々に加えて、行政（役場）の方の人も入っていたら継続性があって、いろいろな形あるものですから、よりよい相談の中身になるんじゃないかということで、上げておきました。そのために、いろいろな相談、学校のいじめ、おれおれ詐欺、おれらもひっかかるかわからないですが、そういうことで、あとそれから労働条件だの、今、はやっているクマだの猿だのを含めてもいろいろな相談があるわけなので、窓口を1つにしてやればよりよい効果があるのではないかという中身で出しました。

そういう形で、後ろの3番、4番は現在、困っている中身でございまして、これも早急に解決していただきたいということでございます。以降については、終わりなのですが、答えがよく出ればこれで終わりですし、答えがあり得なかったら、また再質問しますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 10番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、中学校の給食についてであります。田島地域の中学校の給食実施検討委員会を9月19日に立ち上げ、3回の協議を重ねております。その間、10月に中学校給食に関するアンケートを実施いたしました。調査対象は、田島地域6小学校の6年生及びその保護者、田島地域3中学校の2年生、3年生及びその保護者、並びに3中学校の教職員の総数765人でござい

ます。このたび集計結果がまとまり、調査対象者への公表の準備を現在進めておりますが、その概要の一部を申し上げますと、中学校の給食を実施した方がよいとする方が75.4%、家庭の弁当のままでよいという方が19.2%、どちらでもよいが5.4%となっております。

また、対象別に申し上げますと、児童・生徒では給食が64.1%、弁当希望が29.1%ですが、保護者では給食の実施を希望する方が92.3%、高い比率を示しております。今後、給食実施検討委員会では、このアンケート結果を参考にしながら答申書を検討することとなっております。

次に、給食を実施する場合はいつなのかというおたがしでございますが、給食を実施する方法は大きく3つございます。1つは、館岩、伊南地域で実施している給食センター方式であります。2つ目は、自校方式で、みずからの学校内に給食室を設ける方法であります。1つ目のセンター方式は、敷地、建設費、設備費等で莫大な経費がかかります。自校方式についても、調理室を設置するためには、まず耐震診断が必要になること、それから、建設、整備費にも多額の経費がかかります。3つ目は、親子方式といまして、他の小学校調理室で調理をし、中学校に配送する方式であります。この場合においても調理室の改修経費、食器、食缶などの備品購入費、配送用の自動車、そして3つの中学校においても専用の搬入口の設置工事、あるいは一時保管庫、配膳室の設置や各階までの小荷物エレベーターの設置なども必要になってまいります。

したがいまして、仮に実施する方向で答申をいただいた場合でも、これの実現には数年の期間を要するものと想定をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、子育て保育料の減額についてでございますが、同時に入所しなくとも第二子、第三子であれば、減額の適用をしてはどうかと、こういうご提言がございましたが、現在、保育所に入所している児童数412名のうち、約16%の64名の児童が同一世帯から2人以上入所している場合に該当し、保育料2分の1の減額適用を受けております。また、3人目の児童については、本来国の基準にはございませんが、無料とするなど、保護者負担額の軽減を図っているところであります。

さきの9月の議会でも答弁をいたしました。平成19年度に向け、保育料の見直しを行うこととしており、この保育料本体の見直しの中で全体的な対応をしていきたい。このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、町立荒海中学校の用地についてのおたがしでございますが、昨日、48番、室井議員の質問に対し、教育長並びに学校教育課長が答弁したとおりの状況でございますので、ご了承

ただきたいと思います。

次に、お客様相談についてでございますが、社会福祉協議会で実施している無料法律相談は、年5回開催されており、毎回1名の弁護士の方が住民の方と1対1で各種の相談を受けております。社会福祉協議会では、住民の方が相談しやすい環境を整えるという意味から、複数の人が相談に同席することによって圧迫感を感じることをないように、あえて弁護士1名で対応していると、このように聞いております。

なお、住民の方から寄せられる各種の相談につきましては、役場の各窓口において、丁寧に話を聞き、適切な回答やアドバイスを行うように努めておりますので、何とぞご了承をお願いします。

大変失礼をいたしました。一部訂正をお願いします。

給食アンケート対象者のところで、「中学2、3年生」を「中学1、2年生」にかえて訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 今、町長の回答を聞いて、1つずつ、複数やるとすれば、頭さ入んねえものですから、1つずつやっていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

まず1つ、中学校の旧田島地区の給食について、実施検討委員会を設けたと、その中でアンケートをとって実施するかしないかを、アンケートとったら、結果が皆さん聞いているとおり、大多数はやりたいということであるようでございます。その中で、私としては、町長はすぐやる、前へ前へそういう性質でありますので、数年かかるなんていうことしないで、すぐにでも取りかかる部分については、取りかかっていってもらいたいと思います。それはアンケートなりこういう下準備はできました。

そこで、入り口だの、それからエレベーターつけねばだの、いや、今度は保管庫つけねばだの、そういうやはり学校独自で、給食独自でできないものですか。例えば、今使っている、町長が言う他校で、小学校でつくったとして、自動車は軽自動車でちょっと持って行って、そのまま保管しないで、そのままこれ2階、3階で、食べさせるなんていかないの。そういうことが1つ。

それから、保管庫、食器なんかは当然食器なければまんまは食えないものですから、食器、そういう最低条件は準備しなければだけれども、それこそできることから、保管庫とかそうい

うことを抜いても、せっかく温かいのを持ってきたのだから、直接食べさせたり何かするそういう構造的なやつは省けるんじゃないかと思ったけれども、その辺は、これは保健所とか何かあって、できないかなんだか私はわからないですが、そういうことですか。それともまた別な条件があって、いろいろな規制があって数年かかるというような中身なのですか、そこらちょっと教えていただきたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

アンケートの結果は、今議員が改めて確認をされたとおりでございますので、私もその内容については重く受けとめをさせていただきます。その上で、先ほど答弁を申し上げましたけれども、さまざまなハードルがございます。そんな中で、それぞれ合併した他のいわゆる旧町村における給食のやり方と、現在、田島地域で抱えている調理師、この方の身分もでございます。つまり委託形式をとった場合に、一部分だけを業者に委託するというのではなくてトータルのものになってきた場合に、いわゆる職員の立場といたしますか、配置といたしますか、こういったことも合わせて考えなければならぬ。先ほど答弁をいたしました内容は、このままの状態でもしやる場合は、そういうことの経費がかさむ。こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 今、聞いていて、一部委託部分、それもやはり考えているわけですね。さっき言ったセンターから、自校と、それから他校、今の小学校でつくと、そのほかに業者委託、これも考えているわけですか、そこらを。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

南郷地区でやっているものについては、いわゆる業者に委託をしていると、やり方がございます。センター方式にしても、自校式にしても、その内容を委託しているというケースがございますので、そういう発言をさせていただきました。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 いつまでたっても、やったりとったりしても時間がなくなりますので、実施については、町長の気持ちどおり、早急に早めてやるようぜひお願いするわけですが、ずっと議会が始まるということで、来年からはまんま食われるんだべえって、中学校の生徒が、アンケートとったよって、そういうことで聞いているものだから、たしか食われるんじゃないねえ

かということをしてしまっているものだから、そこらも含めて、何とか早めに実施をお願いしながら、2番に移っていきたいと思います。

2番の子育て保育料の減額についてであります。今までどおり、そういう形で答えは受けてきました。19年度に具体的な方向を見出してやるというのが、これ前回の大宅さんの答弁の中にありました。その中で、今までとちょっと違ったのは、率、例えば、第一と第二子、複数入っている件数、どのぐらい、これは何割ぐらいあるのか、全体の生徒で412ということがあって、それから対象者、これ今無料の人と、それから複数に入っている場合は半分になっているのですが、先ほど答えたのかなんだか、聞き漏らしたので、そこら辺もし数字がわかったならば、教えていただきたいと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

先ほど、町長の方からの答弁でもありましたとおり、今現在、同一世帯から2人入っているという児童の数が64名いらっしゃいまして、その方が半額の保育所の適用を受けているということでございます。

さらに第三子につきましては、今現在は、この少子化というような状況の中で、本年度におきましては、同一年度に同一世帯から3人の入所の児童はいないということでございます。

以上です。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 今、課長の話で64人あると、そういうことで無料化はないと。制度的に無料化があっても、今は適用されていないと、そういうことで、子育て支援に応援する形としていろいろなこれ県内でも取り組みをなさっているわけです。医療費の無料化でも、子育てのその幼稚園の保育料の無料化だの、いろいろな形で制度的にまちまち、町村によっては相当の開きがあって、最もよいみんなうらやましがるような中身が、これいっぱい入っているんですが、その中で現在田島で第三子が3人入っているというのはいないということで、これを第二子複数圏さ一つ格上げすれば、この64人の方が無料化になるのではないかと。大変今、子育ての若い人たちが、町長の家にもお孫さんいると思うのですが、そういう中で大変助かるのではないかな。温かいもてなしというあれではないのですが、そういうことでできるのではないかなと、こう思うわけです。その中で、今出生率も1.何%ということで、第三というのは、これから到底ありっこねえの。そういうことで第二子を無料化に繰り上げることができないものか。町長、ひとつ判断をお願いしたいと思います。



○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

住みよい町としての、ある意味では基準、バロメーターになるだろうという、そういう考え方を持っておりますが、実は今回の議会で大変多くの議員の方々からいじめの問題が取り上げられております。私は、いじめ対策として教育長が答えた、そういうシステムあるいはあり方も一つ大事ではありますが、私は何と言ってもやはり家庭のあり方だと思うのです。つまり、保護者の、あるいは親の負担が軽減されれば、それで本当によいかという問題もございますので、ある意味では、これは誤解のないようにお聞きをいただきたいと思いますが、一定の不便さやあるいは不自由さ、あるいは不親切、こういうものがある意味では子育ての中では非常に子から親が学ぶ、こういう視点もあると思いますので、今現在、無料化については考えておりません。ただ、先ほど議会で保育料の見直しについておたがしございましたので、本体としてどうあるべきかという見直しを今しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 19年度の見直しということで、ぜひそこらも含めてどのぐらい、これ見直しだから上がるなということはないと思うのですが、よりよい見直しをしていただきたいと思いますので、要望しながら次の3番目に移っていきたいと思いますが、きのう、室井強議員の答えにもあったように、答えは出ました。それで、私もちょうどそっくりな中身が、これは荒海中学校の領収証の中身で、私もこれは同じぐらいの金額で買っておいたの。そしたら、11月になったら、おめえが土地買ったところは競売だという通知が来てしまったものだから、あらら、これなじよすっぺと思って見たら、ちょうど荒海中学校と同じ形なの。というのは、代がわりしてしまったの。私も先代から買ったものだから、それで大丈夫だと思っていたら、代がわりが子供になって、この人は広野正平だけれども、代がわりになって、今広野圭一さんだとか何だとかという人で、おやじは売ったかわかんねえけども、おれは売っていないよと、そういう形で持っていったものだから、困ったと思って弁護士さ行ったりいろいろなところさ駆け込みに行っただけけれども、おめえ、見もしないで買うばかあるかとしまえにかえって怒られたりして戻ってくるようになっちゃったけれども、本当にこれで中身同じのな。それで頑張っているというのは、町長、どういう答えもらったかわからないけれども、荒海中学校の今の土地の持ち主、おらの親父は売ったけれども、私は売ってないよという中身でないかなと思っているのです。これは探っていて悪いんだけども、実質そういう中身も経験もあるもので、そして来月も1月9日に買った土地競売だなんてやられている。この人も何かの差し押さえて、

競売だなんてやらねえとも限らないから。そういうことで中身はどうだったのか、町長に教えてもらいたい。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

一言で中身をこうだと言えるような、実は交渉内容にはなっておりません。というのは、一つ言えることは、先代のいわゆる現在いる方の前の、おやじさんの代からの事件であります、それと現在の方の主張はおおよそ違ってはおりません。ただ、この問題については、いわゆる南会津建設事務所との工事との関連があったり、あるいは荒海財産区との土地との絡みがあったりしております。そこで一つ一つ解決しようということで、まず荒海財産区の問題について、財産区の方々と期限調整をしたりしてきましたが、これがある程度共通点を見出したということで、次に移ろうということになると、次の段階でまた財産区の問題が出てきたりする、こういう行ったり来たりが何度か続いているのが実態であります。ただ、私が最後に行ったのが12月のたしか12日だったと思いますが、ここではもうこういう交渉は終わりにしましょうということではっきり申し上げてまいりました。そこで、条件提示をしてほしいと、こういうふうに言いましたら、町の方から裁判を起さないとという誓約書を書かない限り、前には進めない、こういうお話がございましたので、それについてはなかなか、はい、そうですかと言うわけにはいきませんので、そういうことのないように、仮に裁判をするということになると、それぞれに経費負担や時間を費やしていかなければならないと、そのことはご存じですよという話をしましたら、よく知っている。ですから、その誓約書、町長の私印ではなくて公印を押して持ってこいと、こういうことだったので、これはなかなか簡単にいかない、お約束はできませんということにしました。

いずれにいたしましても、私一人ではこの問題について判断を下せない。いわゆる議会の同意といいますか、そういった問題もございしますので、真剣に本気で取り組んで再度来ますから、ひとつ家族で協議を進めてほしいと、こういうことが現段階の状況でございしますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 やったり行ったり、また逆戻りしたり、これは裁判を起さないと、いうやつ、町の方で持ってこいと。平成4年12月31日に建造物の執行あれのを取り下げてくださいとそれとまるっきり同じ。それこそ今、6カ国協議で朝鮮とアメリカがやっている核兵器が問題か、金融問題かと同じ、そういうことで町長も大変だと思うのですが、しっかり頑張

ってもらいたいと思います。私もあと3月は1回しかないから、この問題やりたくても落ちたらやりようがないから、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、4番目に移っていきたいと思います。4番目に無料相談の中身で、言っただけで気がついたのがこれなんです。弁護士にそんな領収書名前あっても何だかわからないからよく調べてみなさいと、そうやって調べたら、役場の税務課に行ったら、税務課にその台帳は欠番だと。そしたら持ち主の番号を調べたら、これも欠番だと。ほんじゃらどこさ行ったらいいのかと行ったら、法務局とか行ったり、あと裁判所とかどこさでも行って調べてこいというわけ。それはこれ、いろいろな中身であっただけけれども、そういう形で社会福祉協議会で、今、町長が言った無料相談、本当にこれは明るい人と明るくない人がいるの。土地についてこの前の人はずごく明るかったの。その前に相談かけたら、勝手にやった方がいいみたいなこと、私は納得しなかったけれども、そういうことで、せつかく町で弁護士さん頼むのに、1日10万ぐらいかかるみたいだ。まんま食っちゃり、交通出したり。そういうことで、大変な中身だと思います。それに年にこれは5回あるので、これさ荒海中学校の教育委員会で、言って、専門的にどうですか、どういう見込みがあるんだよ、どうやったらいいべと、そういう相談が乗れないのかなとつくづく思ったんだけど、そういうことで、私の意見なんかは取り上げてもらえないけれども、せつかく無料で町で銭出してくれるんだから、活用しない方法は私はないと思うの。銭ばかり出して活用するのが活用でもあつぺけども、無料でやるのもこれ活用の一つで、方法だから、その辺ひとつ町長どういう考えがあるか、お願ひします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、お金をきちっとかけて相談するという方法、それから、やはりできるだけ節約するという意味で、そういう無料相談についてしっかりと協議をされるといいますか、持ち込むといえますか、そういうことをすると、当然なことだと思います。実は、私の方から教育委員会の方には、早くそういう方法を協議をしてくれと、相談を受けてきてくれと、こういう話をしたのですが、なかなか教育委員会の方も業務が忙しかつたと見えて、現在までそれはしてなかつたのです。ですから、これは私のある意味では責任になるわけですが、私もその結果を持って、実は12月中に相手に交渉に行きたかつたのです。ところが、そういうことがなかつたので、1カ月またずれてしまうということになります。いずれにいたしましても、そういう貴重なお金を使って、そういう機関を、あるいは場を設けているわけですから、最大限にこれから活用していくようにしたいと思つておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 そういうことで、この4番についての弁護士さんだの、私もこれ何回か行ったの。正直言って、何回かなといったって3回しか行かないけれども、3回行ったら、私は税務課の字切り図見つけてこいとか、法務局の原本をあれ持ってこないとだめだとか、いや今度はそこの裁判所の何か持ってこないとだめだとか、いろいろな形でやられちゃうものだから、ここはこれ窓口1本にして、だれか役場の方、行政の方1人いれば、これは対応してもらえば、それこそ私みたいな素人行ったって、何しゃべっているんだ、中身違わねえかなと言われるとしようがないから、そういうことで、役場の人、窓口でどういう相談だと、中身はもっと続けてもらえないのかと、前回のやつ続けてもらいたいのかと、そういうことも含めて、何とかこれ役場の人も入ってもらえないかなという思いで、これは行政の人に何とか入ってくれということなのです。

それと、いろいろな中身で言うとせえ、いろいろな教育委員会の方から、学校のいじめの問題でもあっぺし、おれおれ詐欺みたいな私みたいなこういう引っかけたのもいるし、それから、今クマだの猿だの、糸沢の向いなんかは、100匹ぐらい毎日猿がいるんだから、糸沢の人から言われる毒食って猿殺してなじょだべと連絡来た。それは町長でないとわからないと言った。町長だとわかるかもしれないけれども、毒食ったらちつとなとは、私は言ってきただけども、車庫からカボチャとって、ほかの家の屋根で食ったり、つるし柿引っ張って行って食ったり、そういうことが日常茶飯事、特に糸沢地区ばかりでないと思うんだけど、糸沢地区、特にやられているの、こうして駅の中に水入れたのを、入り口いたずらしたり、そういうこと。私も大根だの白菜だの、めちゃくちゃこれやられちゃったけれども、そういうことで何とか猿さ、これ本当に切ない話で、毒を食べさせてどうだべという問い合わせが来たの。どうでしょう町長。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

社会福祉協議会のいわゆる無料相談に役場の職員という話も一つございましたので、ただ、社会福祉協議会の方を訪ねてみますと、そういうオープンに相談できる人と、そうではなくて秘密をきちっと守ってほしいという、そういう希望の中で相談をする人というものですから、その辺はもう少しこれから詰めていきたいとは思いますが、その相談内容がより結果につながる、そういうものであれば、それは今後検討していきたいと思えます。ただ、一つだけご理解をいただきたいと思うのは、今回の議会でもちょっと申し上げましたが、当初30数人いた職員

がいずれ170人という形になって、これも合併協議の中で定められております。そういう漸減していく中で、職員がする仕事というのをきちっと精査していかなければならない。そういうことも含めまして、総合的に判断をしていきたいと思いますが、さまざまな猿被害とかそういった問題も、実はそれぞれの部署でこれまで対応してきました。そのときに、これまでなかなか町民の方々、電話をしたり、あるいは庁舎に訪れたりするのが苦手だということがございました。しかし、きのうも話しましたが、集落等で、農林課長が本当に積極的に地域に入っていて、最近では建設課なんかも現場に即赴いて事情を聞くと、こういう姿勢でいますので、その中で一つはまた住民の不安を解消できればいいと思いますから、当面そんな形で対応してまいりたいと思います。

ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 そういうことで、毒の回答はなかったけれども、町長も館岩のふれあい農園、せっかくこれ来年度から銭をとって開設するわけだ。それで、みんな心配しているのは、せっかくつくって秋になると、よくできたのを取りに行こうと思ったら、猿だのクマにみんな持っていがっち。何にもなかったら銭を返せといったら、返しやがないと思うんだよ。そういうことでぜひそっちも含めて、これからの検討課題として真剣にやはり取り組んでもらいたいと思います。農林課長、イサの毒だけひとつ回答してください。

○児山寿明議長 農林課長。

時間満了ですので、簡潔にお願いします。

○森 秀一農林課長 毒によるものはできないと思います。ということは、野鼠駆除等で資格を持った人がいろいろな手続の中でやっているというような状況もありますし、そんなことで猿に対して、正確にはわからないのですが、私の考えとしてはそういうふうに思います。

よろしくお願いします。

○児山寿明議長 以上で、10番、星光久君の一般質問を終わります。



◇ 渡 部 優 議 員

○児山寿明議長 次に、3番、渡部優君の登壇を許します。

3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 議席番号、3番、渡部優と申します。

通告順序に従いまして、ただいまから一般質問を開始いたします。

先ほども出ましたけれども、議員在職残すところ4カ月となり、国保定例議会で質問するのも今回を含めて2回となりまして、自分なりに一区切りまとめなくちゃいけないなというふうなことで、いろいろ総括をしたわけでありますが、その中で、今回の質問にあります行財政の改善・改革等が一つ。

それから、もう一つは住民生活にかかわる社会保障という2つの命題が残ったわけでありま  
す。今回の質問では、来年度の予算も策定しているというふうなことで、今回は、行財政改善  
の計画はということで質問をさせていただき、次回3月では住民生活の中身の中の社会保障関  
係をやりたいというふうに考えております。

それでは、一般質問に入ります。

今回の質問は1点、行財政改善計画はということで上げました。改革という言葉を使わな  
かったのは、改革というの余りにも概念的でありまして、より具体的なものを求めたいというふ  
うに思いまして、行財政改善というふうな言葉を使わせていただきました。

国の財政再建を最優先とした国策のもと、地方の負担増、それから国民負担増が続いている  
のが現状であります。

国民負担増という中身であります。所得税、住民税定率減税の来年度廃止、それから母子  
家庭の加算補助が3年でなくすと、それから介護保険税、健康保険税も上がってくるだろう、  
また、年金受給不安の中で、今回きのう発表になりました出生率の1.39から1.6への算定基礎  
をかえたというふうな中身で、年金支給額の最低が現役所得の50%という約束がどうなのかと  
いう年金受給不安等があるわけであります。

本町においても交付税の決定額が先般の議会で出ましたように、過去初めて9,600万円、約  
1億円減となり、9月以降の調整後期の目玉となる施策、事業を提示できなかつたというふう  
な状況もあるわけであります。

旧田島町、旧館岩村、旧伊南村、南郷村は、それぞれ町村の財政力をあらわす指標である財  
政力指数が2002年度合併前の状態の中で、田島町が0.3、館岩村0.15、伊南村0.11、南郷村が  
0.13、それから実質収支比率がそれぞれ2.6、2.8、5.9、4.6、実質公債比率が12.0、14.5、  
17.4、13.5という、まさに財政不安、財政危機の状況の中で合併の道を選んだわけござい  
ます。

さて、南会津町の現況を見ますと、先ほどの議会における監査委員の報告にもありましたと

おり、経常収支比率が98.6%と、それから公債費比率が13.2%、これは先ほどの総務常任委員会の報告の中では、実質公債費比率17.1%という報告もございました。それから、財政力指数が0.16台というふうな状況であります。本当に予算の硬直化というものが非常に進んでいる。借金とか補助とかそういうことはまさに心配ではありますが、予算の硬直化、これは非常に心配な、非常に重いものであります。今後の町政運営は容易でないなというのは、これはだれもが思う中身でございます。我々住民に近い議員としては、よく言われるのが住民生活はどうかやると、将来が大変不安であり、心配であるというふうに私の耳にも届いております。

人口も先ほど出ましたけれども、平成12年と17年を比較すると、実数で1,225人の減少があり、分配所得も30万ほど減ったのかな、216万4,000円と減少している。自主財源はなかなか望めないというふうな状況だと思います。また、年齢別割合人口でも15歳未満の割合は13.3%、それから労働力年齢であります15歳から64歳、54.1%、65歳以上32.5%というふうな17年度の国勢調査による結果が出ております。

これまでのこういったいいデータというよりも悪いデータをかながみますと、それだけを見ますと、本町の将来というのはこれまでどおりの行政を今後も続けた場合、まさに危機的な状況と言わざるを得ないというふうに、私は認識しております。

今、自治体はどこ自治体でも同じだというふうに思いますが、この厳しい財政運営の中、限られた行政資源また地域資源（人、物、金、情報）で、どれだけ効率的、効果的な住民サービス（ニーズ）にこたえられるか、あらゆる面で自治体としての真価を問われている時代だと認識しなければならないというふうに思います。

さらに、行政運営の基本原則「住民の福祉向上——これは住んでよかった町ということだろうとふうに思います。——のため、最少の経費で最大のサービスをする」ことを実践するためには、これまで以上に基礎的自治体として、もちろん職員みずからその資質向上、スキルアップを図り、政策能力を磨き、また、それに伴って財政的な自立をしていく必要があります。

今、町長は幾つか布石ということではいろいろな施策を実行していることを承知の上で、幾つか質問をいたします。

その1、財政改善プランを策定しようとしているのか。2点、これまでの行政システムの見直しはするか。3点目、現在実施されている行財政改善策は。4点目、入札制度の見直しはするか。これは行政報告書にもありましたが、通告してありますので載せてきました。5番、備品・リースなどの購入・契約時には競争原理が働いているのか。特にリース契約などは安易

に随意継続契約となっていないのか。6番目、現在の財政規模は標準財政規模と非常に乖離している。81億と言われている標準財政規模に対して、当初予算で140億の予算を計上しているわけですが、このことは借金や補助金が多いことだろうというふうには思いますが、今後どう縮小していくのかというよりも、健全化していくのかという表現のほうがいいのかな。7点目、将来の収入予測が減少見込みの中、これは監査報告の指摘にもございました。起債償還が長期にわたり均等償還する必要があるが、その中で住民サービスの低下とか住民負担をどう考えて、これからいくのか、お聞きします。8点目、町の財政改善政策の中、そういったやっっている中、これも何度か何人かの議員から出ておりますが、町出資法人のあり方は、当然その課題となるものと考えられますが、今後、中・長期的にはどうお考えなのか。9番目、さきの町政懇談会、私も傍聴させていただきまして、ありがとうございます。その中で、町長が目指す町が、町長が考えられているまちづくりというものが十分に伝わっていない、一般町民に伝わっていないように、私は感じました。そのことは決してプラスにならないので、積極的に今後広報周知を図り、町民のまちづくり参加意欲、モチベーションを上げていくべきと考えるが、いかがか。最後の質問で、以上のことを考えた上で、来年度、新年度予算の基本的な考えはどのようなお考えでおつくりになれるか、質問をいたしたいというふうに思います。

所感の内容でありまして、細かいことは余り自席からも質問しないつもりではおりますが、主に町長のお考えをしっかりと聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

壇上からの質問は、以上で終わりますが、再質問時は自席からさせていただきます。ありがとうございました。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 3番、渡部優議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、行財政改善計画に関する1点目、財政改善プランの策定についてであります。47番、馬場議員の答弁でも申し上げましたとおり、新町の中期財政見通しは、来年度中の策定を予定しておりますが、地方財政を取り巻く現下にも対応すべく、本年度中にも集中改革プランの策定を進めるとともに、財政健全化に向けた基本計画の作成に取り組むこととしております。

次に2点目、行政システムについての見直しについてのおただしでございますが、行政組織は、社会情勢の変化に柔軟に対応していくため必要に応じて絶えず見直しが図られるべきものとの考えに立ち、7月に町長の特命事項の町政処理に関する事、行政施策の調査、調整に関する事を処理するために、直轄政策室を設置したところでございます。企画観光課は、町政



の総合企画をになっておりますが、直轄政策室は総合支援センター構想を初め、事務事業のアウトソーシングなど、各課を横断した施策を担っております。今後、職員が漸減していく中で、総合支援センター構想を実現していく中でも、必要に応じて組織機構と行政システムの見直し、改善を行っていく姿勢でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そこで、3点目、現在の行財政改善策はとのおただしでございますが、地方分権の時代にふさわしい自立した地方公共団体としての役割を果たすため、自己決定、自己責任の原則のもとに、行政組織、機構の見直し、事務事業の整理、合理化、電子自治体の構築、行政評価制度の導入、職員の意識改革、資質向上を図り、また特色ある地域の暮らしを総合的に支援する総合支援センターの設置を目指し、簡素で効率的な行財政運営の確立に真剣に取り組んでいるところでございます。

次に4点目、入札制度の見直しについてのおただしでございますが、さきの一般行政報告でもご説明をしておりますが、入札制度のより透明性、公正性を確保するため本年10月に予定価格の事前公表など、制度の一部改正を行ったところでありますが、今後においても改正による影響を見きわめながら、随時見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、現在、県において総合的に入札制度の見直しを行っておりますので、それらも参考にしながらより一層透明性の高い入札制度の確立を目指し、努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に5点目、備品・リース等の購入の際の競争原理についてのおただしでございますが、これらについては、町財務規則等に基づいて、適正な執行に努めているところでございます。また、地方公共団体における売買、貸借、請負、その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約、または競り売りの方法により締結するものとされております。

おただしにありました備品購入やリース契約時においては、一定金額以上については予定価格を設定し、入札または見積もり合わせにより、対応をしておりますので、当然、競争原理は働いているものと考えております。また、OA機器等のリースについては1年ごとに契約を締結しておりましたが、これらについては本来償還慣習上、複年数にわたり契約を締結することが望ましいと考えられることから、今期定例会に提案をいたしました南会津町長期継続契約に関する条例の中で検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に6点目、現在の財政規模と標準財政規模との乖離についてのおただしがございましたが、地方公共団体の財政規模を比較するに当たりまして、国庫補助金や地方債などの特定財源を控

除し、地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の規模による指標として、標準財政規模がございませう。本町の場合平成18年度で約81億円の標準財政規模に対し、当初予算ベースでの財政規模は、おただしのとおり134億円でありました。今後はこの乖離縮減のために、新町まちづくり計画を尊重しつつも、適正な財政規模により町財政運営を進めていく方針がございませう。

次に7点目、将来の収入予測が減少する見込みの中で、起債償還が長期にわたり均等償還する必要があるが、住民サービスの低下や住民負担をどう考えているのか、このようなおただしがございませう。地方債元利償還金の縮減については、地方債借入額と償還額のバランスを考慮した予算編成を行い、私たち現役世代がみずからの負担を超えた行政サービスにより、私たちの子や孫の将来世代に重い負担を転嫁することのないように努めてまいませう。

次に8点目、町出資法人のあり方で中・長期的な考え方についてのおただしがございませうが、8番、大宅議員並びに7番、湯田議員にもお答えをいたしましたとおり、第三セクターを取り巻く社会情勢が大きく変化し、町の財政もその厳しさを増しておりますので、財政運営に与える影響や地域振興の観点から、町出資法人の中・長期的な組織の充実と合理化に対する助言をこれまで以上にしたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひませう。

次に9点目、町政懇談会に関するおただしがございませうが、今年度町政に関する要望、意見及び提案等の提言の機会を広く町民に提供することと、町政に対する住民の理解と協力を得るという目的を持って、町内各地域において町政懇談会を実施してきたところでございませう。今回の実施に当たっては、町広報及びお知らせ等へ掲載し、広く町民の参加を募ったところ、4地域で27名の参加を得ておりますが、次年度においては新たな計画をもとに公聴事業を継続して実施するとともに、町民が町政に積極的に参画し、それぞれが当事者となる住民と町との協働によるまちづくりをたくましく進めていきますので、ご支援方よろしくお願ひをしたいと思います。

次に10点目、新年度予算の基本的な考え方とおただしがございませうが、新年度の予算編成は合併後初めて統一した予算編成になることから、4地域での不均衡の是正と合併協定を尊重しながらも、財政指標の悪化の抑制に配慮した予算編成を考えております。また、これまでどおりやる気の検証を続けながら、実効性の高い予算とすることを基本姿勢としておりますので、ご理解をいただきたいと思ひませう。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させませうので、

よろしく願いをいたします。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 再質問させていただきます。

財政改善プランの策定をしているかということで、先ほどもほかの議員さんが質問したときに答えは出ているわけだったのですが、来年3月ごろ提示するという町総合振興計画も同時に進んでいるわけなのですが、その振興計画をつくる中で、今ほど申しあげました町長の財政の改善、もっと言いかえれば、財政健全化指針なるものをやはり明確に町長が示し、その中で振興計画等、来年度の予算を策定していく必要があるというふうに考えているわけですが、この財政健全化指針というか、そういうものをしっかり伝えているのでしょうか、質問します。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

当然、振興計画の中では、そのいわゆる事業の計画だけではなくて、財政の収入あるいは財政の補てん、そういった問題をしっかりと出さなければならないことは承知しております。しかし、議員もご存じのように、国の方の新型交付税を含めましてまだまだ未確認のものがありますし、さらには新しい内閣ができて「頑張る地方応援プログラム」というのができました。最近の情報ですと、約3,000億円をこの事業に使いたいという話がございしますが、そういったものが見えてこないのも、具体的今ここで目標数値等を示すということにはできないと思っておりますが、基本的な方針、姿勢としては当然出していきたいと思っております。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 やはりこの財政改善に私こだわるのは、この議会でも何度も出ているように、夕張市の問題もありまして、夕張市の場合は、炭鉱業がなくなるということで、当時の町長がまち興しのために観光資源をつくって、今まで以上のにぎわいを持とうというふうなその計画は、その当時としては、私は間違いではなかったというふうに思うのです。ただ、今批判されているのは、財政の中身を隠していたことだろうというふうに思います。また、議会においてはチェック機能が果たせなかったというような反省も出ているようでございました。

ですから、この財政健全化の方針とか指針というものは、やはり町長がみずからしっかり示していかないと、合併当初であるから合併4町村のバランスのとれた発展、振興を目指すから、予算が膨らんでしまうというふうなことだろうというふうには思いますけれども、やはり、最終的にそこに住む住民の不安をなくすという意味からしてみれば、町長の勇気ある決断も必要があるというふうに私は思っています。何を言っているのかというと、合併協議会の中で決め

られた約束事もやはり切っていかなければならないというふうな、そういう勇気も必要ではな  
かろうか、最終的には財政が健全化すれば、そこに住む住民の不安は解消されるというふう  
に思っています、再度質問いたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

住民の生活の安心をどう担保するかという問題が、合併協議当時から大変大きな問題として  
ございました。それは、これまでそれぞれの地域がしてきたことをまず守っていただけるかど  
うか、こういうことが前提にございました。しかし、私はただいま議員がおただしのように、  
財政出動と行政サービスとのバランスをとっていかなければなりませんので、そのところは  
特にこれまでやってきたイベント事業等についての経済効果をきちっと検証しながら、それら  
については、再度見直しをしていただくという考え方を持っております。

そういう意味で、例えば地域ごとに十分な均衡がとれてないと、こういうご指摘になるかも  
しれませんが、それは今後懇談会を通して、住民の方々に全体の財政のバランスや、あるいは  
人口1人当たりの償還金の問題や、そういうことを説明しながら納得をしていただくように頑  
張りたいと思っております。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 まさに今の言葉をお聞きしたかったわけですがけれども、やはり、町の  
今の財政の状況等を一般町民にわかっていただけという説明をしていくというのは、我々も  
その責務を担っているのかなというふうにも思っています、これもやってほしい、あれもやっ  
てほしいというのは多分わかります。十分にそれをやってあげたいという気持ちも多分町長の中  
にはおありだろうというふうに思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、夕張市のような  
最終的な形になったときには、やはり一番生活不安、もしくは出ていったりしているような状  
況があるわけです。一般住民の中にはね。ここで暮らしていけないというような。そういうふ  
うな形になってしまいますので、今の発言で私は一つ安心しましたけれども、やはり勇気を持  
って英断でやっていただきたいというふうに思います。私自身も一般住民には、こういう財政  
状況なのだというふうなことは申し上げていくつもりでおります。

それから、これまでの行政システムの見直しはするののかという中身の中では、町長直轄室の  
位置づけ、それから総合支援センターの位置づけ等々、了解しました。そのとおりでというふ  
うに思います。ただ、一つ申し上げたいのは、町長直轄室の位置づけというものをもう少し明  
確にしていった方がいいのかなというふうに思います。前々回の質問の中では、ほかの課と横

並び、格上と言ったけれども、実際的には横並びだというふうに思っていますので、せっかく事業を持たないいいセクションができたというふうに、私は思っています、将来のこの町の展望を、設計計画をつくる上で非常に大きなセクションだというふうに思っています。ですから、せっかくつくったのですから、大いに生かしていただきたいというふうに思います。

それから、入札制度の見直しの中で、今行政報告書にもありましたので、その2点の改革等はわかりましたけれども、県でも言われているように、一般競争入札が最善なんだというふうな風潮がありますけれども、私は一概にそうは思わないというような意見の持ち主なので、なぜかという、こういう小さい町の一般競争入札を行った場合、どこからでも、例えば郵便入札、インターネット入札等が始まった場合、どこからでも入札を申し込むことができるわけで、その事務といったら、こういう小さい町ではできないというふうに私は認識しています。なぜかという、確実な事業をしてくれるのかくれないのかという確認、そういった作業というのは、こういう小さい町村ではできないというふうに思いますので。やはり一般競争入札が最善だというふうな考えは私は持っていますけれども、町長はどんなお考えでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

初めに、直轄政策室の格づけの話がありましたが、これは現在まで議会の同意を得て、課を設置させていただきました。さまざまな新規事業あるいは住民要望等が集まってきておりまして、これをしっかりと実績を積んでいく上で、その位置づけというのがおおよそ見えてくる。それは周りの職員の人たちも認めてくる、そんな形で今進んでいるかなと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

入札制度につきましては、実は私も議員とほぼ同じような考え方を持っております。現在は、福島県を離れましたが、前の川手副知事さんがいろいろなこの入札制度の問題で取り組みをされたときに、たまたま私、要望というか、お話をする機会を得られたので、話をしました。それは一般競争入札がすべてよいというものは、いわゆる談合をなくすという面では大変効果があるんだろうと思うのです。しかし、その検証に入っている人たちを見れば、地元実際に根を生やして生活している人たちがいるのかと、こういうことを考えればまだまだ考える余地はあるだろうと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 一般入札制度においては、やはり最低でもこの当町に事務所を置く業者ぐらいの縛りぐらいはつけていただきたいというふうに思います。

それは申し上げておくことだけにします。

それから、5番の備品・リース等の先ほどの質問の中では、なぜここにこういうふうにわざわざ持ってきたのかということ、やはり所管事業でありますので、そのときは細かくある程度は申し上げておきましたけれども、本町におけるリース関係の契約時にどうも安易な随意契約があるような、その業者は届け出は4社ほど町内にあるかなというふうに思うのですけれども、どうも見積もり合わせ等の連絡がないとか、ほとんどないとかいうふうな私の調査の中ではありましたので、町長の目が届かないところもあるでしょうから。そのことともう一つは、そういった契約関係、備品購入はやはり窓口を一本化すべきだというふうに私は思うのです。例えば、総務課の管財課が担うとか、その辺で。だから、そこでデータなんか出すときは、そこから出るような形になるというふうに思うのですけれども、ただ財務管理している、備品とかそういうものを管理している場所だけじゃなく、契約をそこで一遍、担うとか、そうじゃないと、ここまで細かく言うと怒られるかもわかりませんが、各課が個人の担当者の交友範囲の中で、安易に契約が続いているというところもはっきり言って見受けられます。そういうことではよろしくないというふうに思いますので、やはり、その契約関係等、もしくは金額的に何円以上とか、何千何万円以上という形なるかなというふうに思いますけれども、そういった備品購入の場合の契約係、契約担当を一本化する。各課はそこに申し込んでこれだけ必要なものがあるということであれば、やはり管理もしやすい。それから値段の交渉もしやすいというふうに思います。

もう一点は、私、下郷町の調査をして連絡をここへいただいているのですけれども、1つの例を挙げますと、下郷町の場合だと平成16年まではリース契約、コピー機ですけれども、474万7,000円ほどかかっていたのが、契約を変更して平成17年度よりカウンターによる使用料にしたら173万9,000円で済んだと、平成18年度は現在のところ実績で140万円から150万円だと。もう200万円ぐらいの節約ができています。こういったことを細かいことかもわかりませんが、自主財源の喪失ということを考えれば、だから98.6%の中で自主財源を探すとなれば、やはり身内の中で節約も、節約と削減は違うというすばらしい言葉が出ましたけれども、節約をしていくという形もやはり細かいところかもわかりませんが、やっつけていく必要があるというふうに思います。

それから、物品購入に関する調書の中でもやはり15%から25%の中で、標準価格と購入価格との差があるんですね。こういうふうに努力されている。もちろん南会津地区も努力されていると思いますけれども、県の納入を調べてみますと、やはり2割から2割5分の定額から割

り引いて、今は納入するのが当たり前になっているというふうな状況があるようでございます。その辺のところ、どうでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

全く議員のおただしのおりだと思えます。これまでも助役を中心に随契の問題については、それぞれの地域で特徴がありました。しかし、その理由づけをしっかりとしないものについては、随契については原則認めないということで、助役さんのところで今その検証をしておりますし、物品についてはまさしく議員のおただしのおりでございます。これまで私から管財の担当の方に2回ほど、そういう指示をしておりますので、さらに徹底するようにしていきたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 長くなりまして申しわけないのですが、わかりました。ぜひ指導方々お願いいたします。

現在の財政規模ということで、6番目で申し上げて質問してありますけれども、今回も何回も出ていますけれども、合併のときのシミュレーション、10年間出ているのかな。シミュレーション、財政計画なんかは出ているんですけれども、その予算規模というのは4年後でも135ぐらいの予算規模なのですね。それで10年後にやっと110億ぐらいの規模になっているんですよ、シミュレーションを見ますと。もうそうしますと、合併査定の中では毎年今回の確定額を見ると、8億から10億ぐらいの余計に交付税が出たようでございますが、特例関係でね。交付税の査定の中では、5年後ぐらいには貯金もできるんだというような国の言葉がありましたけれども、なかなかこの計画を見るとそんな状況ではないと。この町には合わないなというふうに思ったものですから。やはりこの標準財政規模という、ある程度目指すものだというふうに思えますので、これだけだと何も事業はできないというのはわかりますけれども、適正な標準規模というのは、110億か100億ぐらいなのかなというふうには思っています、10年後にそこが110億ぐらいの予算を目指しているというのはわかるのですが、そのスパンが長すぎるというふうに、私は思っています。町長のお考えを。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

多少の不自由、あるいは不便さは助け合いの形をつくって行って、私はまちづくりというのとはできると思っております。そういう観点からすれば、財政問題というのは非常に大事な問題

ですので、議員おただしのような方向でこれから検討をし、そういう地域を目指していきたい  
と思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 そのほかの質問の再質問は、ほかの方々が質問して出ておきまして、  
9番目の質問の中では、せっかく町長が進めている職員の意識改革、また地域の活力を向上さ  
せるための政策、地域助け合い事業とか発展支援事業、また総合支援センター構想、さらに先  
日公開しました株式会社観光公社連盟等は、やはり将来この町の職員数の削減、170名ほどを  
目指しているということですが、難しいと思いますけれども、役所だけではやはり事業は展開  
できないというふうな中で、住民に十分にこたえられなくなるというふうな状況の中でのいろ  
いろな布石だと、種まきだというふうに私は理解していきまして、すぐには結果は出ないと、そ  
ういう意味では一般町民にはわかりづらい政策だというふうに写っているわけでございます。  
ですから、2日に一遍、懇談会をされているというふうな中身もあるわけですから、積極的に  
自分の政策をやはり周知、広報すべきだというふうに思います。そして、その中で安全・安心  
の気持ちを獲得していくべきだというふうに、私は思いますので、今の布石構想等はこの町に  
っては、やはり中・長期的には必ずまちづくりのためにも支えになるというふうに、私も確  
信していますので勇気を持って、自信を持って進めていただきたいと強く要望して、私の質問  
を終わります。

以上です。

○児山寿明議長 以上で、3番、渡部優君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時20分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 湊 田 幹 夫 議員



○児山寿明議長 次に、45番、湊田幹夫君の登壇を許します。

45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 私は、先ほどまでいろいろ聞いていて勉強になりました。皆さん、よくこの数字、予算面で勉強したなど。私は恥ずかしいと思いましたがけれども。特に、夕張のことが何人か出てくる。これも私の責任でスキー場はやめた方がいいなんてやって、夕張を言ったからかなと責任を感じています。

思い起こしますと、今から13年ぐらい前ですか、行政視察に当時総務委員として夕張市に行っていました。余りにもやり方がおかしいので、私は皆さんの前で言ったのですが、この市は間もなくつぶれるぞということを申し上げました。帰りに記念写真をとって、大竹幸一君らと一緒に行了きましたけれども、思い出に俳句をつくろうということで、思い出したのですが、「夕張の夕日の沈むのはいつかな」という、そういう俳句が思い出されましたよ。他人ごとではありません。きょうの皆さんの意見を聞いても真っ暗な話ばかりですよ。実に残念です。できるだけ明るい話をしたいと思うのですが、今後どうするかという問題をテーマに、私は質問したいと思います。

まず、もとの田島町で中心市街活性化基本計画というのが商工会と住民とでやっていたはずなのですが、この前の質問でいつごろできるのかという質問してあったのですが、その当時まだ法が改正になって、またおくれたようですが、大案は仕上がったような気がいたします。この活性化基本計画についての質問をいたしますが、皆さんもご存じのように、田島の町を歩く、もうシャッター街、ここ数年で土建屋七、八軒、あるいは木工屋が四、五軒、商店がどんどんとつぶれていく。これは大変だなということで質問を出しております。

この前、町民だよりを見ますと、中学生がこの町の中心街のことを心配して委員会をつくって討論したり、質疑応答をやっている町民だよりを見て、私は子供たちまでも心配しているなという感じをいたしました。皆さん、どうですか、田島の町を歩いて。せめて私の近い駅前だけは何とか空き店舗にしたいということで、店を出したりいろいろやりましたが、今現在、2軒、駅前通りに閉鎖されておりますが、1軒はバス会社の観光会社にも申し込んでおいて、あそこで営業をやろうと思ったのですが、あそこにまたそば屋さんができるということで、新しい情報が入って、私はあきらめて。だからよかったなというように感じておりますが、こういう観点から商店街の見通しをどのように考えているかというお尋ねをしたわけでありませう。

時期は短いのですが、行政では相当真剣に考えていると思う、今までに何軒つぶれたか。何軒閉鎖しているのか、そういう数が毎月調べていると思うのですが、そういう実態を皆さんに

やはり報告すべきだと、私は思いますのでお尋ねしたいと思います。

それに対して、どんどんと商店街がなくなっていく。この原因は何だろうとか、じゃ今後はこうしようというのが2番目の、行政としての今後の指導活性化をどのように考えているかという2つのテーマを出したわけなのです。

どうですか、皆さん。皆さん、南郷、伊南、商店街は少ないけれども、みんな寂れている。人口は減っていく。これはある程度の行政の指導があればうまくいくなというのが、私の考えなのです。どんな商売やっても田島の町では採算が合いません。時々助役室へ行ったり、収入役室へ行ったりしていろいろ話していますが、残るのは、今現在ではパーマ屋とかあるいは床屋さんとか、人を使わないで夫婦でやっている飲み屋とか食堂しか、あるいは電気屋4軒ありますけれども、人を使っていない。これは残るでしょう。町長さんの任期のうちのあと4年間、私は期待している。普通の町長とは私は違うと思うの。公務員の悪口を言うわけじゃないのですが、私も農林省関係の準公務員で木炭検診を1年半やったことがあります。私はあきれちゃった。予算があるから、出張してこい。行くところないんですよ。あそこさ行ったことにしろって。予算を消化しないと次の予算をもらえない。いろいろな問題があつて私は頭にきちゃった、若かったですから、十八、九だったですから。こんなことで方法がないという、短気で行政と、上司とけんかやってやめました。学校は小学校しか出てない、頭は悪いのですが、短気な方で。だからそういう性格がちょっと町長が似ているなということで期待しています。普通の公務員ではないなと。よく先ほどの言葉を聞いていると、人づくりだという。私はいろいろ考えてことし10人近く課長級がやめました。年齢に達しない人もやめた。ようし今度こそこういう人たちを生かしてみようと思って、何人かとアタックしてみた。全然使いものにならないですよ。恥ずかしい話が。公務員に怒られましたが、もらった予算をどうやって消化して、どうやってまじめに法律も持っていくかという性格しかないんですよ。弾力性が全然ない。こんなことではまち興しだつてできないなというのが、私の実感ですよ。私が町長にお願いしたいのは、役場の職員は大学出たり、高校出た人ばかりのはずだ。やめたときに、民間で、企業で使えるような人間にしてもらいたい。これがひとつ売りです。私はそうはそう思いますよ。公務員上がりの方もいますけれども。過去30年私議員やっていますが、使いものになつたとおかしいのですが、役場職員で3人議員になつた方がいます。立派だつた議員。只見西部の方に多いのですが、民間にはほとんど30年間で一人も使っていないので。これが皆さん、考えてください。人づくりというのはそこにあると思いますよ。町長が幾ら言っても、私のお願いは、民間で使える採用されるような人間をつくってください。それがお願いです。

本題に入りますが、そういうことで、この中心市街地基本計画ができていくかどうか。今言った何軒ぐらいつぶれて、今後どうするかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから2番目に、地方都市基本計画と観光について。これは町長の責任ではありませんが、前任の町長からの問題ですが、基本計画を10カ年やって計画を出してあるんですよ。十何個出して、10年間に一つもやらないんですよ。あとの事業は全部やっているのに。鳴山城だけやらないんですよ。私が議員になるときから、ずっと鳴山、鳴山って叫びました。なぜ叫ぶか。今言った基本的な考えを、商売が成り立たない。人口は減る、誘致企業はなかなか来ない。田島へ来てどこへ行く、どこを見る、鳴山城というのを私は叫んでいるわけです。田島の駅に来たときに、あそこへ行ってみなさい。春、夏、秋、花はいっぱい咲きなさいというのが私の運動なんですよ。この前の質問では27億かかるからと。確かにきょう傍聴に来ておられますが、県公社でお願いして、約900何万、何回も言うけれども、お金をかけて基本姿勢をつくってこうやりましょうということで始まったんだけど、いろいろな都合で10カ年計画で確かにやった。基本計画に入っていたんですよ。前期はだめだと。そのうち交流館つくるから、後回しに。それはしようがないと思っていたんですよ、順序があるから。ただ、私のお願いしたいのは、今度の予算に何とかこのまた国に出した県の計画、ほかまでやって、鳴山だけやらない。しかも鳴山で舞台とかいろいろな装置の計画があった。それを削除してまた申請したので。これは見ている人はないと思うのですが。せめて年間100万円ずつ予算とってくださいとお願いしているのです。そこで、この議会で総務委員会でも付託になったのですが、鳴山城期成同盟会でも、鳴山をお願いしますと。

今度、県の観光連の皆さん、自慢じゃないですが、この町村で、会津中では若松に匹敵する会員が集まりました、議員の協力で、年間5,000円のね。その議員観光連盟でも、皆さんのお力によってまた町長にも陳情しております。27億かけて、すぐやってくださいと私は申しません。今度の3月の予算に100万円、あるいはおたくのいろいろ都合があるのでしょうか。300万円でも500万円でも何ぼでもいいから、5カ年計画で田島におりたら、鳴山へ行ってください。春、夏、秋、あれを花いっぱいやることによって、まず一歩前進だと思いますよ。それにしても、私問題を起こしました。金がない、よしわかった。補助申請した、オーケーとった。教育委員会に無理お願いして許可になった。上さ行こうと思ったら、畑にいっぱい野菜が植わっていた。泣きつかれたんですよ。仕方なく隣を掘り起こして、トウイツ友の会で、朝集まって20人もして花を植えた。こういうわけで植えたからよろしくと、教育委員会で。それ見ろと。早速県に違反だと通告した。始末書とられました。実に情けない。私は甘んじて始末書を書きま

した。それを元どおりにしろと、今度は、はい、わかりましたと。実に情けない。執行部のお偉い方も法は違反ということで、決裁したと思うのですが、そこですよ、人間は。法律を守るのは正しい。弾力性があってほしいですよ。私は、昔検事とけんかしました。食糧難でやみ米買って捕まった。あなたは食べませんか。やくざを使って看視させました。とうとう餓死しました。そこですよ。何ぼ法律守る偉い人でも、裏は飯を食えましたよ。違反しましたよ。そこですよ、人間は。こんな難しい話をしましたけれども、やはり、人づくりというものは法律を守るのは当然です。弾力性があってほしいのです。それが、今の町長がそういう気持ちがあるなということで、私はほれ込んだわけですから。大いに行動で実行していただきたい。

私の心配するのはこの計画書、あるいは市街地の計画書、商工会にも何回もつくってある。一つも実行していないですよ。今まで6回ぐらいつくっていますよ。基本計画。みんなコンサルタントの料金で納まって実行できない。あのせいだこのせいだと。公務員の方は書いてはうまい、話もうまい。実行ができない。民間と違うところ。それで私は頭にへきて、公務員やめてしまったんだけど、そういう気持ちでひとつ人づくりをお願いしたいということで結びたいと思います。

そこで、この10カ年計画ができなかった理由を聞いてもむだだと思いますが、これは仕方がないと思って、この返答は要りません。ただ、2番目の今度の計画、今度新しい町長なのだから、これを実行されるのかされないのか、また出したのは鳴山でも公園整備で出したのだそうです。金がかからない方法なのです。公園整備と、舞台とかいろいろな建物はやめたということで変更をしたはずなのです。私は、若松の事務所まで行きました。若松の市役所にあります。そうすると、各町村長が全部集まって協議した。田島は来ましたかと言ったら来ませんと。係長は行ったのかな。忙しい体、確かにこの合併してだれやったってうまくいきませんよ。みんなにいい人だ、いい人だと言われっこないんだよ。悪く言われるのが当たり前なんだよ。今の町長は余り悪く言われたいから、困っているなど。もう少し憎まれるぐらいに改革していただきたい。そのかわり同情されると終わりですから。私は何回か失敗して、ある映画を見た。ある所長が失敗したときに、ある人から同情された。私も同情されたときは終わりだなと言って、その会社はつぶれました。だから、決して町長に同情心は私ありませんけれども、もっと改革して、60%票をとればいいんだから、あとの40%に憎まれても構わないから改革をお願いしたい。

それで、18年度のこの計画をいつごろ実行できるかお尋ねしたいと思います。

それにあわせて、今言った観光行政というのは、この仕事によって花植えられるようにして

もraitai、鳴山城に。27億円の予算をお願いしない。年間100万円でも500万円でもいい。今度新しい構想で、観光連盟できるそうですが、私は大賛成です。恐らく億の金になるでしょう。祇園祭の経費、ゴーマンマラソンですか、あるいはアユ釣りの大会も、あの予算集めてみっせ。あれを集めてここで管理して、パンフレットも1冊のブックにして、相当経費が役立つと思う。そのぐらい観光協会その他は置けなくちゃならない。ただ、支払い計画、そういうのをきちっとやればものすごく浮くと思う。そういうふう慣例を持ってください。

次に、町営墓地の運営についてでございますが、町営墓地というと、田島しか今のところない。ほかはあるのかどうかわかりませんが、347基あるのですが、全部満杯ですよ。前年度、私が騒いでお願いして、騒いでといたら失礼ですが、私が代表やっているものですから、先が短いせいか墓地組合長をやっていますが、無くなったらお願いして、前の年は7基できました。また完売した。ことしもお願いしている。何とか頼むと全部つくりました。また7基、7基かはちょっと忘れましたが、つくるとすぐ売れちゃうんですよ。こういう作業、道路とか公道とかいろいろあるけれども、見返りがいいけれども、これは必ず金が入ってくるんですよ。もうかる損とは別ですが、投資した金がすぐ返ってくるんですよ。

そこで、お願いしたいのは、一つも今ないんですよ。これも過疎対策の一つだと思っているのですが、東京に田島から行っている人はお墓がない。その人も買える組織になって、今度は南会津町だから、全部の館岩とかほかの人も行って申し込めば買えるんじゃないかなと思いますが、せめて5年くらいの計画で、年間10基ぐらいずつつくってくださいよ。毎年完売になりますよ。できれば5年分一遍にやればうんとコストも安くなるんですけども、そういうお考えがとおりかどうか、時間が昔は1時間あったんですけども、40分しかありませんので、再質問を下からやります。よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 45番、湊田幹夫議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、田島中心市街地活性化基本計画に関する1点目、今後の町中商店街の見直しについての考え方でございますが、平成17年度に基本計画を策定し、現在、具体的な事業実施に向けた協議や検討を行っております。商工会においては、本年8月3日に田島町中再生事業協議会を立ち上げ、現在までに上町、中町を中心とした事業者等による話し合いが進められており、次年度以降の事業としてコミュニティー施設整備など、幾つかの事業に具体的に取り組んでいくと聞いております。

町といたしましては、市街地活性化は事業者等が主体的、積極的に取り組むことが肝要であ

ると考えており、先ほど申しあげました商業者等のみずからの取り組みが今後も継続されれば、必ずや中心市街地ににぎわいは戻ってくるものと思っておりますし、町は側面からできる限りの支援をしてまいりたいと、このように考えております。

次に2点目、行政としての今後の指導活性化の実行についてのおただしがございました。行政といたしましては、先ほど申しあげましたとおり、田島町中再生事業協議会に積極的に参加をし、商業者等の皆様と中心市街地活性化のための施策をともに考えてまいりたいと、このように考えております。

また、平成19年度はからはまちづくり交付金を活用した中心市街地活性化対策を町としても計画しておりますので、これとあわせて、一体的な市街地の活性化を実行してまいります。

次に、会津地方拠点都市の地域基本計画と観光行政に関する質問にお答えをいたします。

会津地方を拠点とし、地域基本計画は平成8年1月に策定をして、各市町村においてそれぞれ計画に沿って整備を進めてきたところではありますが、おただしの鳴山城址活用整備事業につきましては、県指定の史跡であることから、文化財保護法に基づく発掘調査が必要であるため、膨大な時間と費用を要することに加え、町の財政事情をかんがみて事業の実施はきわめて困難でありました。鳴山城址については、今までにも上千畳の発掘調査や大門石垣の復元などを実施しておりますが、平成18年度の会津地方を拠点とし、地域基本計画の変更においても年次計画は策定されておきませんが、鳴山城址史跡公園整備事業として中心市街地活性化基本計画における会津田島駅周辺の観光回遊ルートの一つとして、鳴山城址の位置づけをもとに活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、町営墓地の運営についてのおただしであります。町営観音寺墓地の区画につきましては、昭和44年度の1号墓地の使用許可を開始して以来、本年度の4号墓地7区画の造成を含め、現在までに347区画の墓地を住民の方々に提供してまいりました。しかしながら、おただしのおとおり、347区画のすべての区画が使用許可済みであり、現在の残区画はない状態となっております。墓地行政につきましては、住民の基本的サービスの一環としてその需要に対し、計画的かつ迅速的に供給すべきものではございますが、ご承知のおとおり当該墓地におきましては、山間部の傾斜地を利用して造成されていることから、洪水時の排水処理能力に問題があるとともに、墓地利用者の方の駐車場が未整備であるため、お盆やお彼岸時期における交通混雑が生じている状況となっております。

これらの問題を早急に解消することが緊急の課題として認識をする中で、今年度これらの課題改善のため、管理運営にかかる将来的展望も視野に踏まえた整備計画策定を目標に、町営墓

地環境整備計画概略設計委託業務を実施いたしました。今後はこの業務成果をもとに課題を総合的に検討した上で、計画的に墓地区画造成を計画し、財政面を勘案しつつ住民の方々の需要に対応した墓地運営を図ってまいりますので、ご理解を賜われますようお願いをいたします。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 それでは、おただしの件についてお答えいたしたいと思います。

まず、何軒くらい承知しているかということですが、春先、商工会の方に問い合わせたところ、空き店舗の数は約四十五、六店舗というふうなことで聞き及んでおります。

それから、その後どうかということですが、その後については、具体的な問い合わせをいたしておりませんが、自分で承知している限りは何軒かございますということは、自分で承知しているつもりでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 活性化事業、私は、この基本計画ですか、19年度がやる、それは結構ですが、どのように指導するかということをものすごく気にするんですけども、今言ったとおり、商店は何やってももうからないですよ。何ぼ計画しても活性化にはならないと私は思うのですよ。だから、観光客を呼ばって、次に来る嶋山城址につながっていくのですが、何をやれて、何を活性化するかということ。例えば、私は今考えているのは、田島にないのはパソコン教室なのですよ。今度、ある人がやるというからよし応援しようと。じゃ町に話して、補助金をもらってやろうと言ったのですが、そういう事業をやろうとしても行政は判こもらうに大体半月かかるんだな、今までに。私、申請して。せめてほかの町村、ある町村は大体三つぐらいの判こでオーケーとっているのですが。そのことで、ひとつこういう活性化というのは一つの案ですが、パソコン教室をつくりたいという人がいるから、よし応援しようと言っているのですが、そういうのに対して補助その他が規約、その他おっしゃるけれども、可能性があるように見えるのですが、申請して大体何日ぐらいで結論をお願いできますか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほども答弁の中で申し上げましたが、いわゆるその当事者と言われる方々が主体的に、積極的にそれぞれの分野の中で企画、あるいは立案をしていくということが基本的にあれば、私

は町の方として発展新事業を用意しながら、その応援をしていきたいと。それがどのぐらいで決裁を得られるのかというのは、その内容にもよります。発展していくということですから、1回で終わるのではなくて継続性があるということが一つございます。それからもう一つは、これまでいろいろな形で、町の中でそういう関連する事業に取り組んでおられる方がおります。こういう方としっかりと横糸でつながっていただくと、こういうことも条件の一つになっておりますので、それらの状況に応じて決裁が出てくるということでございます。ただ、私が用意しました発展新事業につきましては、何月までに申請しないということではありません。随時でございますので、その辺は大いに活用していただければありがたいと思います。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 そうすると、私は具体的に物事を考えるタイプで、理想論だって現実に応援しようと言った手前、来月からでもやりたいのですが、先に企画したり、品物を買ったりすると、許可にならないでやったら補助金出ないという問題があると思うのですが、その辺弾力的には、発想ですが、許可にならないうちにやりたいんですよ。行政は長くて長くてまいっちゃうのですが、そういうのを先やって、許可にならないうちはだめだというお話も前に出ちゃったのですが、私はそれで失敗しているのですが、後から勘弁してもらったのですが、その辺どういうふうにお考えですか、何日ぐらいで許可になりますか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今のお話をした発展新事業については、事業を実施する1カ月前に申請をお願いしたいということでございますので、既に着手したものについての助成というのは、基本的に原則的にありません。そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 そうすると来年からやりたいという話があったもので、これから申請して2月でないとできないという解釈になっちゃうのですが、その前にやって町長の判断というのは、普通の規則が必ずそういう付録があると思うので、そういう余裕はないのですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

今、これから年度末に向かうわけではありますが、そういう予算措置の問題もありますけれども、基本的に1カ月前に申請をしていただいて、内容が非常に発展性の高いというものであれば、そう時間かからなくて決裁ができるということです。しかし、そうでないものについては、



お互いにもっとこうしたら発展するだろうという協議の期間は出てくると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 次に走ります。時間は余りないので、そうすると、この会津地方のこの計画は実行はいつごろかという質問なのですが。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど、冒頭答弁にも申し上げましたが、確かに議員がこれまで不安に思っておるのは、今まで何回も幾度となく基本計画といいますか、町中の再生事業に関する計画がつくられて、その実行性が見えてこないというのがあるから、そう言われると思うのですが、今回、私の方でつくっております市街地の活性化の基本計画というのは、非常に実行性の高い、そしてまた、国の方からまちづくり交付金をいただくための前段の計画でございますので、先ほど申し上げたように、19年度、来年度からこれが事業として動き出します。しかし、鳴山城がいつになるのかということについては、この検討委員会の中で計画を進めておりますので、中身については、その具体案が出た時点でお示しをしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 私の再質問の質問が悪いのか、会津地方を拠点する中で鳴山城というのが入っているわけです。公園にするそれに対しての、私の言っているのは100万円でもいいから、これに入れてくれということをお願いしているのですが、発掘とかいろいろな問題があると思うのですが、そう発掘はかからないでしょう。あそこは、畑ぐらいたるの。田島にも発掘する人がいるはずなんだけれども、樋口君という人ね。その100万円ぐらいたる用地がぐらいたるはすぐにもできるはずなのですが、まず教育委員会の姿勢なんだね。私行って驚くんだけれども。教育長のご答弁を願います。発掘するのに、この前問題が起きた畑のところを発掘調査するのに、大体そういう計画をお願いしているのですが、どうですか。

○児山寿明議長 教育次長。

○横山孝夫教育次長 お答えします。

教育委員会のスタンスとしまして、鳴山城は文化財としての位置づけになっております。ということで、調査が全体になっております。町当局の方ともこの件では随時相談をしながら、今後検討していきますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 企画観光課長。

○星 廣政企画観光課長 先ほどの中で、年度のいつ実行するという話があったものですが、今回の拠点計画の中には、拠点として位置づけるということで、年度そのものの計画、事業計画、何をやるかというふうなまでの位置づけにはなっておりません。したがって、先ほど町長が申しあげましたように、活力ある商店街新事業と、あるいはまちづくり交付金事業と一体になって、その中で具体的にいつというふうなことになってくるかと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 あと5分か、残念だな。私が最初から言っている10カ年計画だって一つもやらなかったんですよ。前の町長の問題だけれどもな。また10カ年計画の中に入っているんですよ。それを発掘して、金かかるから云々なんていう話がどうも信じられないので。そのために鳴山城期成同盟会で、今度の議会で陳情したり、県の観光連盟からも町長にいつているのでしょ。それで100万円ぐらいの花のあれの予算を組めないのかということが心配なんですよ。10年間もやらないんですよ、これ。ほかの事業はみんなやっているでしょ、終わって。これだけが残っているんですよ、10年も。また申請したと。それをいつやるんですかと聞いているんですよ。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど企画観光課長からもお話がありましたように、会津拠点の基本計画については、位置づけをするということでありまして、あと事業を執行する予算とか計画については、また別なものでやるわけです。それで、先ほどから言っているように中心市街地の活性化とあわせて、駅前周辺の観光整備、これとあわせて鳴山城を考えていくと、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○児山寿明議長 45番、湊田幹夫君。

○45番 湊田幹夫議員 理解できないことは、こうやって申請、10年前にやって10年計画の中に入っていてやらなかったと、あとは全部終わっていると。で、残っているのが鳴山城だけだから、また申請したという状態を把握しているんですか。10年間のうちにやりますと、10年間に一つもやらなかったんだよ。また、10年間のうちにやりますと位置づけしてあるんです、これ。そして、削って削って、ほかはみんな完了していて、鳴山城の公園整備とちゃんとうたって申請してあるんじゃないんですか。もっと真剣に勉強してくださいよ。それで、わ

ざと私は10年前の計画はやむを得ないと、前の町長だから。今度新しい町長でまた継続審議で、新聞見たでしょう。見なかったですか。やっと通したはずですよ、この願いを。それでいつやるか今度わからない。また計画は、こっちの増資計画をやると。一体どういう考えなんだ。しかも、私一人ばかり騒いでいるという問題があったもので、期成同盟会から県の知事まで陳情したり、いろいろ手を打って今度の予算には100万円ぐらいは上げてくださいとお願いしていたんでしょ。なおかつ本気出してやる気がなければいけないで結構ですよ。余り誠意がなさ過ぎますよ。もう一度ご返答願います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

再度、拠点事業として上げたということは、やりたいという気持ちで上げているわけです。ただ、拠点事業というのは事業を実行するものではなくて、いわゆる私が言っているように、田島中心市街地活性化基本計画の中で、その事業を取り上げていきたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 以上で、45番、湊田幹夫君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○児山寿明議長 次に、32番、大竹幸一君の登壇を許します。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 それでは、12月議会の最後の一般質問を行いますので、しばらくの間ご協力をお願いします。

まず最初は、入札妨害対策の強化を問う質問であります。

福島県の知事を初め、3つの県の知事が入札問題で逮捕という異常事態の中、私は9月議会におきましても、入札問題の改善を求めてまいりましたが、去る10月17日に新たな要領ができて、そして予定価格の事前公表など入札制度の改善がなされました。そこで、私は役場に4日ほど通いまして、入札結果を閲覧し、調査をしましたので、その結果に基づき、提案と質問を行うものであります。

予定価格の公表は、次の3つの時期に分かれます。まず、合併前ではありますが、これは旧田島のころは1年間の合計しか公表されないと、1件ごとには公表されないと、こういうふうに

なっておりました。そして、合併の後、10月17日までは、今度は1件ごとに事後公表ができると、閲覧あるいは地方公開条例でコピーももらえると、こういうふうになったわけでありませう。その後、10月17日からは、今度は建設工事につきまして、事前公表ができると、こういうふうになったわけでありませう。そして、その時期の落札率を調べますと、次のようになったわけでありませう。

まず、合併前でありませうが、これは4町村の平均で97.47%でありませう。2つ目は、事後公表の時期では、落札率が100%のものが1件、これは南郷地区の境の町道改良でありませう。次に、99%から100%未満、これは33件ありませうして全体の22%、ものすごい数字でありませう。95%から90%未満につきませうしては84件で、これが53%、90%から95%未満につきませうしては29件で18%、90%未満については9件で6%、合計156件で、平均が97.32%でありませう。契約額は18億895万となりませうしました。

3つ目の事後公表の時期は、99%から100%未満については1件ありませうしました。次に、95%から99%につきませうしては6件で30%ありませうしました。この事後公表があつても90%がまだまだ35%もあると、こういう状況です。それから90%から95%につきませうしては11件で55%。90%未満については2件で10%と、合計で20件の93.78%となりませうして、落札率が3.54下がつたと、こういうふうになっておりませう。契約金額は5,767万円でありませう。

この中で、もう一つの特徴としませうしては、最高額の落札は、舘岩統合小学校でありませうして、これが7億と350万円と99.07%と、こういう特徴もありませう。さらに、この99%以上の35件につきませうしては、田島地区が16件、舘岩地区が6件、伊南地区が4件、南郷地区が9件というふうに分かれてまいりませう。こうした私は調査をした結果、入札妨害対策の強化、それと不正に対する調査の2つの対策が必要だということを感じました。

そこでまず一つ目は、強化策を考える場合に、会津若松市の制度が大変進んでいるということを感じましたので、若松市の資料を取り寄せませうして調べてみますと、若松市では指名競争入札を改めませうして、制限付きの一般競争入札としているということでありませう。この制限というのは、会津若松市内の業者を優先すると、そういう制限であるとか、あるいは資格とかそういうものにおいてAランク、Bランクがあつて、希望に応じてすべての業者がこの入札に参加できるような仕組みになっているということでありませうから、いわゆる一般競争入札では日本じゅうから入ってきますので、それは私も賛成ではありませんが、こういう制限つきならばよいのではないかと感じておりませう。

2つ目は、罰則規定が、指名停止などがありませうますが、こういうものが設けられておりませう。

これは現在南会津町にはありません。それから、予定価格のほか、最低制限価格と同じような低入札調査基準価格というものも公表されております。それから、4つ目は郵便による入札を若松ではやっております。こうした対策を行って、17年度の平均落札率は86.6%となりまして、4億6,000万円ほどの節税をしたというふう聞いております。

そこで、この会津若松市の対策に対する考えを行うとともに、専門家を入れた仮称・入札制度改善委員会を、こういうものを設置されまして、改善に向けて検討されるよう提案をいたしますが、いかがでしょうか。

なお、当面の事務的な改善としましては、議員全員に配付される一般行政報告書の最後に書かれている工事等の発注状況、さらには議案書にも予定価格、あるいは落札率を記載するよう求めますが、いかがでしょうか。

2つ目としましては、不正に対する対策としては、考え方が非常に重要であります。先ほどの例で契約額を18億と試算した場合に、落札率が97%台から7%減って、90%台になれば、1億2,600万円もの節税ができ、ほかの政策に使えるわけであります。私は、こういう観点があるかないか、これが非常に重要であると思います。しかし、一連の先ほど言いました県知事の事件は、談合という犯罪によって得たお金を裏金として政治献金や選挙資金に使われているために、逮捕という事態に発展しているわけであります。使い方がまるっきり違うわけであります。

本町の高い落札率の背景にも一連の事件のように、談合があると思われませんが、町長の考えを伺うものであります。さらに予定価格の事前公表以前の時期では、予定価格の漏洩も懸念されますが、どう考えるか伺うものであります。

質問の3つ目としましては、不正に対する対策としまして、私は今までは改善を主張してきましたが、もう改善を乗り越えて、今度は公共工事の入札及び契約適性化の促進に関する法律、この10条において、地方公共団体の長は、発注する入札及び契約に関し、違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならないとされているわけであります。単なる入札制度の改善だけでは済まないと、こういう公正取引委員会に訴えるということも必要であるかと思っております。

よって、落札率95%以上、これは普通新聞等では談合があると言われておりますから、さらに99%以上の35件について、公正取引委員会に通知して、そして調査してもらうのが当然と考えますが、町長はどう考えるか伺うものであります。

なお、2005年の県別平均落札率の順位の一部であります。紹介してありますので、参考

として見ていただきたいと思います。

これは、本年の11月29日の民友新聞に載っておりましたが、1位が95.8%で宮崎県、10位が94.2%で福島県と。20位が92.6%で新潟県、30位が90.2%で和歌山県、40位が87.3%で岩手県、47位が74.8%で長野県ということで、これは10番ごとに記載しましたが、偶然に先ほど言った逮捕された県が3つ載ったというのが、これは偶然であります。

次は、サービス低下の復活をということでありまして、はり・きゅう・マッサージなどの施術助成金は、下記のように年齢、金額ともにサービスが低下しておりますので、その復活を求めるものであります。これは合併前に田島のみが実施しておりまして、65歳以上で1,500円で年に12回が限度でありました。平成17年度は決算で69万円が上がっております。これが平成17年2月3日の合併協定書の時点では、田島町の例により統合すると、ただし、70歳以上とするというふうになっておりまして、年齢だけが引き上がっております。しかし、実際これが始まって合併になってみると、70歳以上、しかも今度は1,000円に下がっていると。そして、年に12回は同じであります。予算としては98万円が上がっていると、こういう状況であります。

この現在の状況を1人1,000円で12回全部利用したというふうに単純に逆算しますと、70歳以上の人の利用者は約82人と想定されます。この場合、これ1,500円に上げますと147万円となりまして、その差は49万円であります。予算としては、非常に小さいものであると、私は思っております。

そこで、伺いたいのは、この合併協議をする時点で、65歳以上の対象人口は何人と想定し、助成金は幾らと試算したのか、それが余りにいっぱいだから、今度は年齢を上げるというふうにしたんでしょうけれども、それはどういう計算をしたのか伺いたいと。さらに、1回当たりの助成金を1,000円に引き下げたのを決めたのはいつなのか、それを伺いたいと思います。

そして、こうしたはり・きゅう・マッサージを受けている方は、なかなか病気が治らないと、こういう方が多いわけでありまして、弱者に対する助成金、これは入札妨害対策を強化して、さきに述べましたように、1億円もの節税ができるならばすぐにでも可能でありますので、復活を求めるものであります。いかがでしょうか。

6月議会でもほかの面でも合併に伴うサービス低下の復活は求めましたし、また、今回も6番議員の方でもそういう要望が多くありますので、その今後の見通しを伺うものであります。

次、3つ目の質問は、商品券とスタンプ券の利用についてであります。

9月議会で、矢祭町に倣いまして、区長や消防団への報酬を商品券で支払う方法や、スタン

プ会の発行するスタンプ券で、公共料金や税金を支払う方法を提案しましたが、その後の検討状況を伺うものであります。

これは初日の日に、12番の方かな、質問もありましたが、私の場合には、職員の給料については、やはり労働基準法の関係なんかで問題があるんじゃないかなというふうに思いますので、報酬に絞ってやるべきだろうというふうに思いますし、いろいろな観点から再質問をしますので、まず以上の答弁を求めるものであります。

以上、この場からの質問は終わりました、答弁によりましては再質問を行います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 32番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、入札妨害対策の強化に関するおただしであります。ご承知のように、現在、本町における工事等の入札については、従来からの指名競争入札により実施しておりますが、おただしにあります会津若松市のような制限つき一般競争入札等についても、今後、地域の実情と照らし合わせながら、そのメリット・デメリットなどについて調査・研究をしてみたいと、このように考えております。

また、専門家を交えた仮称・入札制度改善委員会の設置については、今のところ指名委員会などの組織で十分対応できるものと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に、一般行政報告書の工事等の発注状況や、議案書にも予定価格などを記載してはどうかというおただしがございましたが、工事発注状況については、工事そのものの概要や進捗状況等を報告するものであり、また議案書への記載については特に議決を要するものでないため、それらへの予定価格などの記載は現在のところ考えておりません。

なお、予定価格等について把握したい場合は、南会津町入札に関する要綱に基づき公表をしておりますので、閲覧申請によって対応してまいります。

次に、談合問題に関するおただしでございますが、現在のところ、本町においては談合等に関する情報は入っておりませんし、予定価格が事前公表される前の段階において、予定価格が外部に漏れるというようなこともないものと確信をしております。

したがって、おただしにあるような談合に関連した公正取引委員会の対応などは現在のところ、該当ございません。

なお、今後とも入札の執行に当たっては、より透明性、公正性の確保に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、サービス低下の復活をとのおただしでございます。

はり・きゅう・マッサージ等の施術助成金については、旧田島町のみで実施をしていたものでありますが、合併協議の中で基準を見直した上で、継続されたものであります。基準の見直しに当たっては、全町で実施することや各種福祉事業に対する国補助金の一般財源化、さらには老人医療に関しましても、75歳から該当といった時代背景も踏まえ、現在の内容となったところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

また、6月議会でお話のあった各種の行政サービスに関するおただしについては、基本的に6月議会で答弁をさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

次に、商品券とスタンプ券の利用についてのおただしであります。商品券とスタンプ券の利用拡大についての検討状況であります。これまでも町の各種の祝い金や委員報酬、住宅の奨励金に商品券を積極的に取り入れ、他町村との比較でも商品券の販売額は高い数値を示しているものと認識しておりますが、一方で廃業等、商店街の空洞化に歯どめがかからず、商店街や中心市街地の抱える問題は、地域ごとに複雑多様化しているのもまた事実でございます。商店街の振興には、それらの問題を丁寧に拾い上げていくことが不可欠であり、さまざまな視点から分析、検証していく必要があると考えておりますので、商工会に設置されている町中再生事業協議会や元気福島地域づくり交流促進事業との連携を図りながら、支援策も含めて総合的な施策を引き続き、実施してまいりたいと考えているところであります。公共料金や税金の支払いについても、これら施策も含めて関係者から意見を聞いて情報の収集に努めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひをいたします。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 はり・きゅう・マッサージの件で、ちょっと答弁漏れがありますが、後からそれも質問します。

初めの方から順番に質問いたしますが、入札制度の改善の中で、町長の方からは制限付きの一般競争入札について今後検討していきたいというような話と、それから、入札制度の改善委員会の提案、これにつきましては、現在の指名委員会の中で間に合うのではないかとというような話があったかと思ひます。しかし、私は、それだけでは非常に不十分だろうというふうに思っております。その不十分な理由は、まず一つは、先ほども一般質問の中で言いましたように、事前公表を行っても、95%以上がまだ35%もあるわけですね。そういう実態を見ると、まだまだ制度の改善といっても問題があるのかなというふうに思っているわけであります。



それから、もう一つは、いろいろ調べる中で、今県の方で入札制度についてもいろいろ検討しているようですが、その中で県の入札監視委員会の委員長という方が、清水修二さんという方ですが、この入札問題についてホームページに載っていたのですが、その方の意見を見ますと、こういうことがあるのです。予定価格あるいは最低制限価格の妥当性ということがあって、予定価格とは何かということを根本から言っているのです。それは適正価格なのか、あるいは単なる天井価格なのかと、また、最低制限価格とは何かと、それは最高なのかそうでないのかというような問題なんか提起していますけれども、やはりそういう根本的な観点から考える必要があるのかなと、私は思っていますので、そういう専門家を交えた委員会、そういうところでもっともっと審議する必要があるのではないかというふうに思っているのです。それを現在の指名委員会で間に合うんじゃないかというようなことでありますので、大変私は残念だなというふうに思っておりますが、その一つを言いますが、現在、罰則規定がないんですよ。これについてどういうふうに考えていますか。まず、それを伺います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまの議員さんの質問にお答えいたします。

罰則規定ということで、お話がございました。この中で、本町としましては、南会津町工事等の請負契約にかかる指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準ということで、基準を設けてございまして、もしそういったものがございましたならば、この中で協議して指名テストを行うといったことも適用制度がございまして。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そういう制度があるというんならばいいのですが、私は、この調査をする中で担当の方にもいろいろ聞いたのですが、そういう制度はないというふうに聞いておりましたので、今質問したわけでありまして。

それから2つ目は、私は、この入札問題を考える場合には、単純に落札率が下がればいいんだというふうには考えておりません。もちろん安くてもいいものをつくるのが一番いいんですけど、いわゆる手抜き工事といいますか、そういうものがあっても困るし、また、余り安くても労働者の賃金まで影響があつては、これは困るわけですから、そういう中では、いわゆる適切な価格というのか、これがなかなか難しいようでもありますけれども、そこで、一つ伺いますが、予定価格については、町長が設計価格に基づいて決めているというふうに聞きますが、その最低制限価格、これはどのような理由で設定しているか、あるいは設定はいつやるのか、そ

こを伺いたいと思います。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 ただいまのおただしにお答えいたします。

予定価格について、さらには最低制限価格の設定についてはということで、おただしがございしますが、これは地方自治法第234条、第3項及び同法施工例第167条の10、第2項並びに南会津町財務規則第118条及び南会津町入札に関する要綱等に基づきまして設定しております。最低制限価格につきましては、工事の品質を確保するために必要であるという判断から設定してございますので、これは予定価格と同時に設定しておるものでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今、最低制限価格の説明がありましたが、全然わかりません。つまり、予定価格が、例えば1,000万円なら1,000万円あったと、そうした場合に最低制限価格というものを全部が全部じゃなくても設定しているそうですが、最低制限価格というのは、どうやって設定するのかと、私は聞いているんですよ。そこから何を引いて、何の分を引いて決めるんだということを、私は聞いているのです。それはいつ決めるの、いつだれが決めるんですかと聞いているのです。つまり、設計価格というのは事務担当の人が決めるのでしょうか。その後、予定価格は町長が決めるというのを聞きました。では、最低制限価格というのは、だれがいつ決めるのですか。しかも、どういう計算をするのですかと。何ぼぐらい引くのですか。普通新聞では8割と言われていますが、じゃ2割引くとすれば、根拠は何ですか。どういう理由で2割引くのですかと、そう聞いているのです。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

予定価格が町長が決定をします。作成をします。その予定価格に基づいて最低制限額をつくるということですから、町長が同じタイミングで最低制限額をつくります。同じ予定価格と一緒に最低制限額を決めます。それで一応、おただしのように、これまでの過去の例を見ながら、一応の基準としては8割という線を出しております。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 8割という数字が町長の口から出てきました。これは恐らく今まで私が聞いている範囲では、職員の方はみんなわからないと言っていましたから、今度はわかっ

たかと思います。

それで、その8割という数字は今のところ公表していませんね。私は、これをむしろ公表した方がいいと思うのですよ。例えば、1,000万円だったら、8,000万円を最低制限価格にして、この最低制限価格よりも下回ったものはもちろん失格ですが、その範囲で入札してくださいというふうにした方が、下に下がって競争するわけですね。そうしないと、最低制限価格がわからないでしょう。それは設定しても発表しませんからね。わからないから、みんな下がわからなくて、失格になったら困るから、どうも高どまりというんですか、なっちゃうんですね。ですから、最低制限価格を公表するというのも、公表しても何も悪いようなところは一切ないようですから、そういうような工夫も私は必要だと思うのです。これはそういうことをやっている、若松の場合に、低入札調査基準価格というのとはちょっと意味が違うようですけれども、例えば、そういうこともやれば非常に業者の方もやりやすいと思うのですよ。そうすると、町もいい、業者もいいんですね。余り下まで下げることはないですね。

そこで、使われているような労働者の賃金に影響もないというような、そういう線があれば、そういうことを目指して、私はやった方がいいと思うのです。単なる落札率が低いのがいいのではないと私は思うのです。そういうことを考えた場合に、私は専門家を交えないと、そういう日本で余りやってないことをやるような場合には、ちょっとおっかない面もありますから、私はそういうことを専門家を交えてやったらどうかという積極的な提案をしております。いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどの冒頭の答弁でも申し上げましたが、県で今専門家を交えて入札制度のあり方を検討しております。先日のテレビでは、ある程度今、その姿が見えてきました。そういう専門家の方々のものを参考にしながら、私どもの方では議員ご指摘のことも含めて、今後検討していきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今後検討していきたいという話がありましたので、よろしくお願ひします。

それから、当面の事務改善として工事発注状況や議案書についても、そういう考えはないと言いましたが、しかし、やはりお互いにわかりやすいのが一番いいと思いますから、私は今後とも求めていきたいと思っております。

それから、次は、いわゆる不正対策の問題なのですが、町長は、そういう談合情報はないとか、あるいは漏れもないと言いましたが、しかし、それよりも、私はこの落札の結果をどう見るかということを行っているわけですよ。非常に高いんじゃないかということですよ。それに対して、何も思わないというのでは、ちょっとこれは非常に残念だなと、私は思うのです。これはやはりだれが見ても、これはおかしいというのは、私はこれ当たり前と思いますよ。

そこで、私は、町長としては公正取引委員会の方にも訴える考えがないということなのですが、私は、これについては、例えば、百条委員会なり、議会としては調べる場合には。あるいは、個人としても独占禁止法なんか見ますと、何人もこの法律の規定に違反する事実があると思料する場合には、公正取引委員会に対して、その事実を報告し適切な措置をとるべきことを求めることができる。前項に規定する報告があったときは、公正取引委員会は、事件について捜査しなければならないという規定もありますから、私は、場合によってはこの規定を利用して、一人でも訴えてみようかなというふうに考えておるのです。やはり、今、これだけのいろいろな問題がある時期ですから、そういう値打ちがあると考えております。

時間がないので、次の問題にいりますが、はり・きゅう・マッサージの件なのですが、質問の中で先ほど漏れがあるんでしょとといったのは、65歳以上の前項については、合併した場合には何人と想定したんですかと、助成金は幾らと試算したんですかと。それから、1,000円に減らしたのはいつですかと、私は質問しましたが、それについては答弁がなかったと思っております。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

町長答弁の方では、まず、いつやったのかという問題につきましては、合併協議の中でというようなことで、ご答弁差し上げましたが、さらに詳しくお話いたしますと、分科会の検討を踏まえまして、昨年12月5日に分科会の決定を受けまして、部会で決定をしまして、さらには最終的には12月18日に幹事会で確認されたという事項でございます。

さらに、額の問題、それから年齢の関係でございますが、実は、町長の答弁にありまして、おり、各種の福祉関係の予算が一般財源化されたというような部分がございます、町の財政がかなり厳しいという状況も確かにございまして、金額の改定ということにもつながりましたが、それ以前に実際に田島町でやっておりましたはり・きゅう・マッサージの事業の検証をしましたところ、65歳以上からということで、対象年齢をしておったところでございますが、現実問題としましては、65歳から69歳までの方の利用者数が多くなかったと、現実にはやはり

70歳以上の方が圧倒的に多かったというような面も含めまして、それらの検討を踏まえて、70歳の方に直したというような経過があったということを聞いております。

以上でございます。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 つけ加えて答弁いたしますと、いつ決まったのかというお答えで、幹事会までの経過しかお話ししませんでしたので、その後、正副会長会議の確認を得まして、正式には本年の1月31日、南郷で開催されました第20回の合併協議会の場でご議決いただきたいものでございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今、担当課長の方から70歳以上という話もありましたが、しかし、1,000円にも合わせて引き下げたわけですね。ダブルなんですね。つまり、64歳だった人は65歳になれば何とか当てはまるかなと思ったら、当てはまらない。しかも、金額も下がったということでダブルに下がっちゃったのです。そういうことで、大変怒っているわけなのです。

そこで、いろいろな理由はあっても、合併協定書で決めたものをそれ以降決めるとするのは、非常にこれは大変まずいということで、私は復活を求めておきたいと思います。

それから、商品券の問題にいけますが、商品券の問題について矢祭町の状況を聞きますと、スタンプ会の方に町の方から提案をしているんですね。なぜかというと、スタンプで税金を払うというのは、やはり法律上問題がありますよね。ですから、こういうふうにしたならば、職員が一たん預かって、それを現金化してやったらできますよというような、その難しいところを、クリアできますということをやはり提案して、そしてスタンプ会の方に促しているというか、そういう積極的な話がありますので、その辺、積極的にやっているとは思いますが、そういう法律上難しいところをクリアできるという話をしたでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

結論から申し上げますと、1回だけの実は打ち合わせを持たせていただきましたが、そこでは、法律上の難しい部分と、それから矢祭町でクリアしている部分、この話はしております。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 以上で質問を終わります。

○児山寿明議長 以上で、32番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

---

◇

◎散会の宣告

○児山寿明議長 本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明22日は午前10時より開議し、議案審議を行います。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時41分

平成18年第3回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成18年12月22日(金曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第105号 南会津町長期継続契約に関する条例
- 日程第 2 議案第106号 南会津町会津高原ふれあい農園条例
- 日程第 3 議案第107号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第108号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第 5 議案第109号 字の区域の変更について
- 日程第 6 議案第110号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第 7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第111号 平成18年度南会津町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第112号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第113号 平成18年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第114号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第115号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第116号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 平成18年陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書

(産業建設委員会)

- 追加日程第 1 議員提出議案第14号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 議員提出議案第15号 道路財源の確保に関する意見書の提出について
- 追加日程第 3 議員提出議案第16号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 議員派遣の件について

追加日程第 5 閉会中の継続審査について

追加日程第 6 閉会中の継続調査について

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（48名）

1 番	楠 正 次	議員	2 番	内 藤 孝	議員
3 番	渡 部 優	議員	4 番	山 内 政	議員
5 番	高 野 精 一	議員	6 番	馬 場 信 作	議員
7 番	湯 田 秀 春	議員	8 番	大 宅 宗 吉	議員
9 番	渡 部 忠 雄	議員	10 番	星 光 久	議員
11 番	目 黒 幸 雄	議員	12 番	菅 家 幸 弘	議員
13 番	星 登 志 一	議員	14 番	平 野 均	議員
16 番	渡 部 東	議員	17 番	湯 田 賢 太 朗	議員
18 番	芳 賀 芳 一	議員	19 番	芳 賀 沼 順 一	議員
20 番	星 和 男	議員	21 番	星 利 一	議員
22 番	星 茂	議員	23 番	平 野 昌 盛	議員
24 番	湯 田 直 美	議員	25 番	森 豊 喜	議員
26 番	星 喜 弥	議員	27 番	平 野 五 十 男	議員
28 番	渡 部 昌 仲	議員	29 番	五 十 嵐 司	議員
30 番	平 野 修 治	議員	31 番	五 十 嵐 正 純	議員
32 番	大 竹 幸 一	議員	34 番	酒 井 昭 次 郎	議員
35 番	平 野 虎 一	議員	36 番	阿 久 津 進	議員
37 番	馬 場 清 雄	議員	38 番	渡 部 康 吉	議員
39 番	月 田 和 行	議員	40 番	星 謙 一 郎	議員
41 番	星 祥 信	議員	42 番	君 島 勝 美	議員
43 番	村 井 民 重	議員	44 番	河 原 田 苗 利	議員
45 番	湊 田 幹 夫	議員	46 番	渡 部 衛	議員
47 番	馬 場 秀 男	議員	48 番	室 井 強	議員



49番 大山 卓 議員

50番 児山 寿明 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

湯田 芳博	町 長	杉浦 孝幸	助 役
五十嵐 廣	収 入 役	横山 恒廣	教 育 長
穴戸 英樹	直轄政策室長	渡部 俊夫	総務課長
星 廣政	企画観光課長	星 光幸	税務課長
菊地 新六	住民生活課長	室井 裕	健康福祉課長
舟木 平蔵	建設課長	児山 忠男	環境水道課長
湯田 タマイ	会計室長	横山 孝夫	教育次長 生涯学習課長
森 秀一	農林課長	湯田 順一	農業委員会 事務局長
長沼 芳樹	学校教育課長	星 安晴	館岩総合支所長
酒井 浩蔵	伊南総合支所長	五十嵐 竹則	南郷総合支所長

事務局職員出席者

澤田 洋一	事務局 長	酒井 直伸	係 長
-------	-------	-------	-----

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○児山寿明議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は47名であります。都合により遅刻する旨届け出のあった議員は、48番、室井強君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○児山寿明議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎議案第105号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 日程第1、議案第105号 南会津町長期継続契約に関する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 何点かおただしいというふうに思います。

長期継続契約ということで上がってきているわけですが、私は、これを見ますと、OA機器というんですから、パソコンとかそういったものとか、あと車、それから、警備だから警備保障会社かなというふうに考えているわけですが、これを……

○児山寿明議長 秀春君、マイクを近づけてお願いします。

○7番 湯田秀春議員 これを契約する場合の長所と短所というんですか、メリット、デメリット、この辺をひとつお聞きしたいなど。

それから、5年以上たった場合、例えば、仮に、これ車両が入っているわけですが、車両が5年たった場合、結局、まだ使えるといった場合にどういうふうな形になるのかなど。

実は、車は、今はかなり5年以上もつわけなんですけれども、この契約ですと車両なんか入れますと、常に新しい車が5年、さらにまた5年という形で継続していくのかなというふうな想定されるわけなんですけれども、できれば、当町のように財政厳しいところ、できるだけ長く乗ってほしいというような期待もあるので、この辺お伺いしたいなど。

それから、私はやっぱり、この契約そのものが固定費の継続みたいな形、いわゆる借入金と同じような感じに思っているわけなんですけれども、行政用語だと義務的経費になるんだかどうか分かりませんが、いわゆる負債の長期化を思わせるような感じもするわけなんですけれども、その辺について当局の方でどういうふうなお考えを持っているのか、若干お考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 答えいたします。

まず、この条例に基づく長期契約のメリット、デメリットということではありますが、メリットという形でとらえればいいのちょっとあれなんです、町側の関係ある業者も含めまして、両方に関するところでございますが、事務の、まず軽減が図られるのではないかとこのように思っております。それから、2点目に、これも相手側もそうなんです、町の、ちょうど4月期の事務が一気に錯綜しているような時期に、これの事務が大分軽減されるというふうにお考えしております。それから、デメリットについて、ちょっとここに考えるものないんですが、メリットの方が多んじゃないかなというふうにお考えしております。

それから、車等で5年以上経過した場合どうなのかということですが、議員さんおただしのよう、耐用年数の関係で、この5年以内といったものを定めさせていただきました。したがって、5年以上経過する部分については、耐用年数の関係で、もし車が運行できるようにあれば残存価格での契約になると。低価格での契約も考えられるというふうにお考えしております。

それから、固定されまして継続されますから、これの財政的な部分でのおただしがございました。当然、長期化する部分で担保となるわけでございますが、これはその都度お互いに、経費の節減もそうでございますが、良質なサービスの提供を受けるという観点から、物件によっては5年未満、当然2年とかそういったものも考えられます。そういったことで経費の節減に努めるということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 今ほど、事務の軽減になるというようなことだそうでございますが、私は、車に関しては、やはり今まで同様の形にした方がいいんじゃないかなというふうに思います。OA機器は、5年もたちますと本当にソフトが変わったり、かなり流行おくれになっちゃったりしますから、ある程度は大目に見ているわけですが、車の場合は、やはりどうかという感じはするわけです。

特に、当然これは借りると、リースという形になるかと思うんですけども、そうすると、当然のことながら、全部、私はわからないんですけども、車検とか何かございますよね、そういうのはどちらが主体性なのか。多分、所有権はリース会社にあると思うんで、町の方でどこどこに車検をお願いしますなんていう、そういうふうにはできるのかどうか。私、ちょっとその辺が理解できないわけなんですけれども、極端に言えば、私が心配しているのは、まちなかにも修理工場があって、そういったところに町の方での指定でそういうことができるのかどうか。もしできなくて、いや、所有権はリース会社にあるから私の勝手ですということで町以外のところに全部やるようですと、町の、いわゆる修理工場さんもちょっと困るのかなと、そんなふうな気もするわけなんですけれども、その辺どうなっているのかなと。

それから、2番目は警備保障会社だろうと、こういうふうに想定されるわけなんですけれども、実際問題としてどういう、学校とか、もっとほかにいろいろ考えているかと思うんですけども、どういうところなのかちょっとお聞きしたいなというふうに思います。できれば、全部今、警備保障の方にぱっぱとやるのも、それは結構だかもしれませんけれども、できればですね、学校なんかも夜の警備だけやっている方がいたと思うんですけども、そういう人を全部なくしちゃって全部警備保障にするというのはどうかなというように感じもするわけなんですけれども、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいなと思うんですけども。

○児山寿明議長 総務課長。

○渡部俊夫総務課長 お答えいたします。

まず、車の車検の関係も含めました車のリース関係でございますが、これにつきましては、今後、車のリース等についてさまざま調査研究はさせていただきたいと思っております。車検等の負担、これにつきましても契約の中で定めることはできるのかなというふうに今思っているところでございます。したがって、車検の工場、こういったことも契約の中でうたうこともできるというふうに考えてございますので、今後、これらについての契約に当たって調査研究をさせていただきたいというふうに考えます。

続きまして、2点目の警備会社の第2号に定めます関係でございますが、当然、今、議員さ

んおっしゃったように、学校、それから保育所等の機械警備関係、これも当然この中に含まれるというふうに考えてございます。それで、役場の庁舎の中にございます、これは宿直代行員1名と警備会社の方の派遣1名ということで2名体制で夜間の警備を行ってございます。したがって、学校の関係、これは宿直代行員で以前やっていたかと思えます。学校管理の夜間の貸し出しも含めまして、そういった部分も含めて、教育委員会等とは、この契約に当たっては細部について調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 3回目ですから。

その学校関係で思ったんですけれども、全部そういうふうに警備保障会社にやるというふうにしますと、よくあったのは、やっぱり子供だから何か忘れ物をしちゃうと。それで学校へ戻っていかないとしますと、こういう警備保障になっちゃうと、ばたっと、やっぱりだめになっちゃうんですね。よくそれで何度かそういった相談を受けたことがあるわけです。

子供にすれば、やはり、忘れて、もう1回持ち帰って、仮に宿題とかそういった形で、やはりその代行員というかな、地元の学校の近くの代行員さんがいれば、ちょっと学校に行って自分の忘れ物をとってくるというようなこともできるわけで、あるいは、代行員といっても、恐らく幾らかのお金を払ってやっているかと思うんで、若干、年金を受けている方プラスそういう代行料という形で、雇用というんですか、少しはそういった方々が恩恵をこうむっている。それを全部警備保障会社にぱっとやっちゃいますと、何かこう、確かに警備の面では万全だかもしれないけれども、何か学校と子供というか、その辺の地域との関係が何かちょっと冷たくなるような感じがしておりまして、その辺はもう少し温かみのあるような形のことを少し考えていただけないかということで、余り、この契約をやったからといってばたばたというふうなことでなくて、少し検討していただきたいなど。

それから、やはり、こういうリース会社とか、こういうふうにやれば、確かに最初の取得したときには非常に安くていいような感じはするわけなんですけれども、やはりその辺十分に検討して、この比率がどんどん多くなれば私は財政的に厳しくなると思えます、固定的に。決してこれは安くはないと思います。取得のときは安いですよ、それは。だけど、長期化した場合に決してメリットであるというふうには思いませんので、ひとつある程度の枠というのかな、今までやってきたからこれでいいというものではないんですけれども、その辺の、この契約でする割合というものを一遍に余り持っていないように、ひとつその辺、総務課長さんの

方で、自分のところの財政状況と比較、照らし合わせながら、徐々にというか、そういう形でお願いしたいなというふうに思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

確かに議員おただしのように、いわゆる細部の部分でご心配の部分があるかと思いますが、これまでも警備保障のものについては地元雇用をしっかりとさせていただくようお願いをしておりますし、また、そういう現実がございます。

さらに、いわゆる学校に限って言えば、放課後対策事業として学童保育も校内で、校庭も含めてですね、使おうという政府の考え方も出てきておりますし、そういうところは単に画一的にやるのではなくて、これまでも申し上げたように、国の方針あるいは県の方針に地域の実情をきちっと組み込んで対応していきたい。特に、財政的にはやはり絶えず検証していくと、こういう形になると思いますので、一遍に、おただしのように、すべてを画一的にやるということではなくて、絶えず状況を見ながら、検証しながら進めていくと、これは当然のことでございますので、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第106号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第2、議案第106号 南会津町会津高原ふれあい農園条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

17番、湯田賢太郎君。

○17番 湯田賢太郎議員 この議案に対して、私は、大変立派な事業だなと敬服しているものでございます。そんな中で、先日の委員会において説明を館岩支所長さんらに受けたわけですが、二、三ちょっと聞き漏れしていたので質問いたします。

かねがね私どもも、田島の数人の議員と、それから町長さんにも協力願ったりして、クラインガルデンという、これと同じような考えで進めております。もう3年ほど前から我々進めていたわけでございます。そんな中で、スポンサーもある程度決まったり、青写真もできたり、そして現在進行はしているんですが、ただ、その中に1つだけ、農地に対して、農地法というか、これに対して、つまずいているところがあるんです。

というのは、この事業とはちょっと性質が違うかもしれません。というのは、我々の考えているのは農園つき作業所、作業所つきの農園というか、あるいは、裏を返せば農園つきの別荘、そういうような考えで私どもは進めていたわけです。

そんな中で、問題は、それらの別荘地をつくるためには、やはり農地を転用しなければなりません。そういう点で、なかなか一人二人の方に同意がまだちょっとできていない状態で、進められないというような点で、今、つまずいて一服しているという状態だと思います。

それにまた、いろいろこうやって進めてみますと、全然耕作していない人に農地を貸すというのは、これ農地法等で、やはりこれだめなんですね。そういう点で、それらをどういうふうに館岩さんはクリアしたのかなとか、それから、もう一つだけ、大きなあれは、この利用者の人の宿泊施設ですね。これはどういうふうな形態に持っていきたいのか、その辺がちょっとわからなかったと。

それから、もう一つは、これは寄附された土地だというような説明を受けました。ということは村に寄附された、つまり、今度は田島・南会津町に寄附されたと、そういうことだと思うんですが、これらの使用料等を取るわけですから、そうした場合に、その地権者の寄附された方たちには何の見返りも何の約束もないのかなとか、単純なそんな考えがあります。

それで、まず農地法の件に対して、あるいは宿泊施設はどう考えているのか、その辺を説明願いたいと思います。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の農地法、どういうふうクリアしたかということでございますが、これは平成13年に館岩村で、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律がございます。これにのっとりまして特定農地貸付規定をつくりまして、農業委員会において検討していただきまして農園の開設が承認されたということでございます。

あと、2点目の、利用者の宿泊施設の形態でございますが、これに関しましては、当初、やはり宿泊施設が欲しいというようなことございましたが、近くに民宿、ペンション等がございますので、できる限りそれはつくらないで、ペンション、民宿を利用していただきたいということで宿泊施設はつくりませんでした。

それから、もう1点、寄附された土地でございますが、これは農業法人上郷酪農組合の土地でございます。まず、地域振興のために有効に利用していただきたいということで村に寄附がございました。そういうことで、村としましては、遊休農地でございましたので、その遊休農地の有効活用と再利用を図るグリーンツーリズムの拠点整備の一環として、今回、体験型市民農園の整備を行ったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○児山寿明議長 17番、湯田賢太郎君。

○17番 湯田賢太郎議員 そうすると、宿泊施設というのはつくらないということだとすれば、借りた人たちはどこに泊まるわけですか、通うわけですか、民宿とか。

〔発言する者あり〕

○17番 湯田賢太郎議員 なるほど。

それから、例えば、まだその土地に行っていないのでわからないんですが、例えば、水が不足するとか、干ばつときには散水できるとか、そういうことも大丈夫なんですかね。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 水等に関しましては、やはり、やる前は、昔田んぼでしたので水路はございましたが、ほとんど使えない状態でございます。そのために、中山間総合整備事業で、県の方におきまして、上に砂防あるものですから、そこから全部水路等の整備をしていただきまして、水に関しては全部使用できるということでございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 17番、湯田賢太郎君。



○17番 湯田賢太郎議員 これからそういうような土地がいっぱい余ってくる状態ですから、この事業は大変いい事業だと思いますので、しっかりひとつこれから進めていただきたいと思います。

それで、作業小屋ですね、ここには図面には、ちょっと小屋がもうできているようだし、我々の考えているクライנגルデンだと、作業小屋だったらこの事業を進められるのかどうか、農地転用しなくても。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○児山寿明議長 農業委員会事務局長。

○湯田順一農業委員会事務局長 お答えをいたしますが、まず、この事業は、先ほど支所長の方から説明ありましたとおり、特定農地貸し付けの法律に基づくということでございますので、基本的には、地方公共団体あるいは農業協同組合等のそういう特定のものしかできないということでございます。

おただしの作業小屋とかそういうものにつきましては、このふれあい農園条例によりますと、貸し付けをする期間があります。したがって、一定規模で、しかも貸付期間が終わりますとすぐ撤去できるというような条件のもとに貸し付けができるということでございますので、例えば、永久的なものについては、この農村公園条例でも、それから特定農地貸し付けの中でも、それについてはできないということでございます。

ご理解をお願いいたします。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 実は総務委員会の中でいろいろお聞きした内容でありますけれども、余り本会議では質疑されないよというようなことがございましたが、私、このこと、旧館岩村が既に実施しておる既定の農園であるように思われます。

それで、町長さんにお伺いしますが、今度、仮称ですが、株式会社南会津観光連盟設立プロジェクト構想がありますね。それで、将来的には、この館岩村方式というのか、こういうのが既にもう発足されて実績も上げておられます。したがって、いわゆる体験農園式というのか、そういうことでやっておられるようですが、今度の新しい会社構想では、いわゆる農林産物生産・加工・販売というところまで発展的に事業を展開するということなんですが、私は、この拠点をどこに置くかということになりますと、まず考えられるのは山村道場あたりかなというふうにも東部の場合思われます。西部においても、そういう拠点農園づくりのことも将来的にはこれを、構想が非常に類似しておるので、構想内容が。そういうふうに、伊南村にもそうい

う拠点農園をつくる、南郷にも拠点農園をつくるというような方式なら、南会津全体の均一とれた発展構想が予想されるんですが、その辺のところ、今後のことなんですが、ちょっと問題から外れておりますが、そこら辺もあわせてお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 答えをいたします。

結論から申し上げますと、合併をいたしました4地域には、それぞれ特徴のある、言ってみれば雇用の導き出せる資源がございます。たまたま館岩で現在審議をさせていただいておりますのがふれあい農園のものでございます。また、ある意味、昨日も議論になりましたが、森林セラピーという問題、こういう課題もございます。これについても、今、南郷の方をひとつモデルケースとして体験しております。

そんな中で、それぞれ伊南地区には伊南地区のこれまではぐくんできた、育ててきた、いわゆる事業なり、あるいは資源がたくさんあると思いますので、それらをできればつないで、単体として最初は実施するんですが、つないで、そして、より効果性の高い、そしてまた効率性のある、観光客と結びつけられるような、そんな企画を観光連盟の方でしっかりと実態を出せるようにしていきたいというのがねらいでございます。

したがって、このふれあい農園にあわせて、今後、それぞれの地域にはぐくんでこられたものがあれば、それはさらに発展をして導いていくという考え方は将来的に持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 私たちの委員会でも丁寧に説明をいただいたわけでしたが、改めて本会議で少し質問しておきたいと思うわけでございます。

このような事業を各地でやられているわけですがけれども、比較的人口の多い都市近郊では成功を見ているのが多いようですけれども、館岩という都市部から離れた部分で大丈夫なのかなという心配が1つあるわけで、そういう意味で、この事業を立ち上げるに当たって、事前にやはりニーズを検討されているだろうと思うんです。それをひとつ、どのように把握されているのかお伺いをしたいと。

館岩さんが非常にこういう面で積極的に取り上げて、体験ツアーということで、農林業に対する体験で年間2万人近い人たちの流入させているという経験をしているそうです。すばらしいことだと思うんですが、そういうのを含めて、その2万人の体験ツアーも、どうニーズを把握したかと聞いたら、やはり観光業者のニーズ把握、これがきっかけになっているとい

うことだそうでございますが、なるほどなと思いましたが、どのように把握されているのか。

それから、この土地は、どうも地元の人に聞いてみると、かなり地力がないと。赤土で地力がないということなので、実際にこれ貸し出してはみたけど不評になってしまったというようなことはあってならないんじゃないかと思うけれども、地力、耕地をちゃんとつくるために、これは予算またついてくるんじゃないかというような気もいたしますので、その辺どのようにお考えになるのか。

畑となると、雑草に対する管理が、これがいつでも問題になるわけで、ツアーで来て、ちょっと一日二日やって帰って行って、その間一体どうなるんだろうかということで、それは指定管理者に出していくという計画のようですけれども、これらの管理がきちとなされるような内容なのかどうかということ。来た人たちが、管理棟ですか、管理棟でいろいろ休憩やなんかする場合は、そういう状況までできているのか、夕立が来た、それ休まなければならないなんということ、トイレの問題までこの前出ていましたけれども、そういう設備としての対応がきちとできているのかなというようなことで、ひとつ答弁を願いたいと思います。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 館岩村でございますが、今、修学旅行誘致協議会等ございまして、各学校からホテル関係、それからNPOのARSですか、その辺の関係で体験型の実習関係をやっております。その辺と、それから、あと修学旅行に来て泊まれる客と合わせまして約2万人ということで、それらを踏まえまして、これから農業と観光とを合わせまして、ふれあい農園の方にも体験施設ができましたので、その辺で体験していただくということで、今、ホテル、それからARSとも打ち合わせはしております。

それから、もう1点、地力の問題でございますが、やはりうちの方も心配でございますが、今、試験的に実際つくっていただいております。村でつくった左側の方でございますが、これに関しては、ナスとかキュウリ、それから赤かぶ、バレイショ等つくっていただきましたが、今のところは大丈夫でございますが、今言われたとおりに、何をつくるのかによって、やっぱり肥料関係は出てくると思います。

それから、管理棟の関係でございますが、管理棟に関しましては、今回、19年度予算の方で、一応炊事場等の、洗い場等の要望は今回しておりますので、5月からは全部そろそろような考えで実施していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

雑草関係でございますが、これも委員会の方でご提言いただきましたので、その辺を踏まえながら十分に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 いずれにしても、委員会での説明でも、当初は赤字だろうと、3年後に収支とんとんに持っていきたいというような方針も示されました。そこで、やはり積極的にこういう問題に取り組んでいくことというのは、私、賛成ですけれども、慎重さも必要なので、書面で収支計画をひとつ、後からでもいいですから、全議員のものにしておきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどの前段の質問にも若干関連をさせてお答えを申し上げますが、旧館岩村で進めてこられたこれらの事業について、ニーズ、その把握について、私的にも若干、いまいちもう少し深く入る必要があったのではないかなという印象は持っております。ただ、ご存じのように、いわゆる社会的にそういう事業が行われているからやるんだということではなくて、実際に具体的に団塊の世代の人たちが何を望んで、そして、その人たちがどういうものをよりどころにして、こういう中山間地域に来るのかということ、やっぱり具体的に突き詰めていかないといけないと思うんです。

それで、私が今新たにご提案をこれからしていきたいというふうに思っているのは、今回の議会でも申し上げましたが、つまり、荒れた土地を豊かな土地にしていくというそのプロセスです。こここのところに実はある意味非常に興味を持っている方がいるんです。つまり、すべて物ができるという状態を提供して喜んでいただく、農園に来ていただくという人たちも当然いますが、そうじゃなくて、テレビでやっているダッシュ村みたいな、ああいう、そういうところからどんどん開拓をしていって、自分がかかわりを持っていって、こんな豊かな土地になった、こういうプロセスの中に魅力を感じるという人たちもいるわけで、そういう方々が都会の中で失ったものを、中山間地域である私たちの地域に来て、そういうものをもう一度取り戻したい、こういうところにも視点を当てながら、予算についてもこれからしっかりと検証していきたいと思います。

その上で、おただしのように収支計画をしっかりとこれから練って、具体的な対象者をだれにするのか、そういうこともしながら、お示しできる時期が来ましたら、しっかりとお示しをしていきたいと、このように思っております。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 私も収支の方にちょっと疑問を持っているんですが、この条例からいうと、指定管理者に任せるということでありますが、最初に、町の持ち出しがどれくらいになるかということから質問したいと思いますから、お願いします。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 現在考えているのは、町からの持ち出しは管理関係で一応50万円ということで考えております。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 今、私の後ろの47番の人からも話ありましたように、こういうものは本当に雑草の対策を考えないと非常に困ってくるわけなんです。普通の建物とか何かの管理は、それは貸付料の収入でもできるのですが、この施設、この農園については、例えば、貸した土地は確かに使用料が入るんですが、貸せない土地、残った土地、これは草が生えて本当に管理が大変になってきます。3年も置くと、恐らく農地として使えなくなると私は思うんです。ですから、貸せる土地はいいんです。貸せる土地はいいんだが、貸せなくて残った土地をどうするんだという問題が必ず出てくると思うんです。

ですから、委託管理に50万円をつけて管理してもらい、それはいいだろうけれども、これが50万円で間に合わないから倍にしろ3倍にしろということになると思うんですが、その貸せない土地がどれだけ出てくるか、その見通しをちょっとお願いしたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

まず、結論から申し上げますが、貸せない土地がどのくらいあるかという見通しは今の現在では持ってありませんで、すべてを貸すという前提で進んでおりますし、雑草の問題、確かにそうなんです、例えば私がこれまでいろいろと回答してきたんですけれども、いわゆる南会津町には山林に非常に都会の人たちが魅力を感じずる花材があるんですよ、花の材料が。それらは山に、いわゆる賦存するものですから、そういうものを、土地の条件ございますよ、ございますが、条件を見ながら移植をして定植をして、そういうものの栽培もあわせて考えていけば、私はこの土地の総合的な利用ができると、こういうふうに思っております。

ですから、それを今、館岩で、具体的な名前を挙げますと錦木、これの稚樹を育てています。こういうものも、その場所に合うかどうか検証しなければなりません、そういうことで複合的に、ただ一品二品の考え方でなく複合的な活用を考えていけば、私はこの農園について、これまでにない新たな、いわゆるよりどころに、都会の人たちが体験を求めてくるよりどころに

なるだろうと、こんなふうに積極的に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 38番、渡部康吉君。

○38番 渡部康吉議員 この農園を貸せば、貸した人に、何を植えるか、ナスを植えるか、錦木を植えるか、それは貸した人の考え方なんでしょ。それを錦木がいいからこれを植えろというわけには私はいかないと思うんです。だから、本当に貸せなくて残った土地の管理について、これは非常に心配でございますので、50万円の管理費がふえないような範囲の中で十分検討されることをお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

これは、やはり議員がおただしのように不安がないわけではございません。しかし、私たちは、先祖から引き継いだ、ある意味ではきちっとした活用のできる資源があります。ただ、この掘り起こしが私は十分でない、1つあります。

それから、もう一つは、私たち人間には絶えずチャンスに向かう、いわゆるチャレンジ心というんですか、こういったものを持っています。それは言ってみれば知恵です。この知恵を活用して、やはりそこに本気になって取り組むということが大事だと思うんです。その上で、私は、貸したからどうぞ何でもつくってくださいという選択もあるかもしれません。しかし、こういう状況のものですから、これを選んでいただければこれでいいですよと、こういう貸し方も私はあるんだろうと思うんです。そこは柔軟に、そしてまた展開性のあるものにやっぱりして行って、せっかく投資したものですから、投資したものをきちっと回収できるような、そういう本気さで臨みたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 私の委員会でも丁寧に説明をいただきまして、ただ、途中残った分をちょっとお聞きしたいと思います。

委託料については今50万円と出ましたが、確かに私もこの委託料については、50万円というのは委託料とは言わなかったんですが、金かかる分と、こう言ったんですが、これは管理棟を建てたり、駐車場をつくったり、農地をつくったりする金が50万円なのか委託料が50万なのか。

それから、一番大事なものは、これ農園はいいと思うんですが、全部貸しても、委員会でも言いましたが140～150万円ぐらいなんです。そのほか、うない賃をもらうとか、管理機の貸

し料をもらうとか、全部足しても恐らく200万円ぐらいだと思います。ですから、200万円ぐらいのお金で運営するのは非常に、1人分の給料もないので、ここからの利益はもちろん私はないと思います。それはいいんです。ただ、先ほどの2万人という人、今、館岩で来ているということで、この農園での波及効果ですね。ここに来ることによっていろんな波及効果が私があると、それを望んでこれをやると思うんですが、この波及効果をどのぐらい考えているのか。もし本当に波及効果がいろいろあるのであれば、先ほどどなたかが言ったように、南郷地区、伊南地区、あるいは田島地区でも、これはやってもいいという私は事業だと思うんです。

それから、ここは、町長が言ったように、雇用の場とも言われましたが、ここそのものでは雇用は見込まれないと思いますが、農園利用方法の中に、利用者は営利目的で営農を行わないと、こうなっています。もちろん1年契約ですが、先ほど、あいている土地をどうするんだと、こういう話もありました。これは指定管理者そのものが直接営農をしてもよろしいのかどうか。例えば、借りないときには、ことはソバまいておくとか、そういうことも自由にできるのかどうかひとつお聞きしたいと。

それから、もう1点は、トイレの説明もあったんですが、非常にトイレが私は少ないなど、数的に。予定では少ないなと思います。

それから、きのう10番議員とちょっと話して、支所長と話したんですが、用事があって出ちゃってよく聞かなかったんですけども、今、田島地区でも猿、クマの被害が非常にあるわけです。10番議員も非常に心配をしていましたが、もしも猿、クマが来て荒らした場合に、つくっていったけれども、一つもとるときになかったと、猿の逃げていく格好見ておもしろかったと喜んでくれる人はいいですが、これをどうしてくれるんだという心配はないのかどうか。補償してくれなんていう心配、そこまで考えているのかどうか。そうすると、最終的に周りに墾つくったりなんかなんていうことも大変ですので、やっぱり貸し付けの中には自然がありますので、当然。そういうところまでやっぱり考えて貸し出しをしなければならぬのではないかと、こう思うんですが、伺います。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 1点目の委託料でございますけれども、これは管理委託料でございます。一応5月1日から10月31日までですから6カ月ですか、6カ月とりあえず見ている。

それから、波及効果でございますが、これは、まず都市との交流、それから、館岩村は農業と観光と一緒に共存させて振興していくというような考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それからもう1点、あいている土地の関係ですが、これは後でちょっと調べさせていただきたいと思います。

それから、猿、クマの関係の被害でございますが、これに関しましては、一応、規則の中では、町は、利用者が受けたいかなる災害、鳥獣の被害に対しても責任を負わないということで規則の中でうたっております。

以上でございます。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

○星 安晴館岩総合支所長 答弁漏れございました。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 すみません。

トイレに関しては、一応この広さであればこのぐらいで間に合うだろうということで、一応県と、これは県営事業で実施していただきましたので、その辺の打ち合わせによってトイレの数が決まったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 大体わかりましたが、波及効果については、ちょっと意味不明でわかりませんので、もう一度、例えば、普通、波及効果というと、人数来ているから観光とつなげるとか何か、そんなことは説明されなくてもわかるんですが、普通、効果の場合では、このぐらいの人数で泊り客がこのぐらいだから大体何千万円ぐらいの波及効果があるとか、私はそういう効果の説明を期待していたんですが、むしろ人が来るなんていうことは聞かなくても私わかりますよ。来なければだれも借りる人いないんですから。

それから、50万円が委託料、これはいいんです。予算として今度9月上がるんでしょうから、このほかにかかる、それはここにある管理棟、駐車場、これにもどのぐらいかかる、大体予算しているのかというのを私は聞いたつもりなんですが、その点。

あとはいいです、その点。2回目ですので。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 すみませんでした。

波及効果については、結局、個人で借りられる人に関しましてはペンションとか民宿に泊まっていたということなんですけれども、それから、あと修学旅行関係で使われるのはホテルに泊まられるとか、それから民宿に分宿されるとかということになると思いますけれども、現在、ことし、とりあえず計画としては、まず半分の面積を借りていただければと。区画です



か、そういうふうを考えておりますので、ちょっと波及効果に関しては、どのくらいあるのかという人数的にはちょっと押さえ切れません。申しわけないんですが。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 関連してお答えをさせていただきます。

波及効果について、まさしく議員がおただしのおりなんです。これまで、観光事業あるいは商工事業、さまざまなイベントがございました。それについて何人の人が来ました、何人の方々の入り込みがありました、こういう報告はあるんですが、それでは、その人は日帰りだったのか宿泊したのか、宿泊したとすれば、どのくらいのお金、平均的にお金を落としていってくれたのか、こういうところをすべて検証してくださいと、こういうふうに言っているんですが、残念ながら、これまでが役場のやり方というのはそこまでやっていなかった。それをこれからすべての事業、この事業のみならず、すべての事業で経済の波及効果を合わせて、あるいは他の事業、あるいは地域との関連性、これらも見ながら、人の流れを、あるいはその人たちが今後この地域に何を期待しているのか、ここまできちっと検証しましょうということで、これからしっかりとやっていきたいと思えます。

そんな中で、先ほど収支計画の話もありましたから、収支計画の中にそういう波及効果の将来見通しも出していききたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 3回目ですので、1つだけ聞き漏らしがありましたので、私自身が。

館岩地区で平成13年に特定農地貸付特例をつくったと、こういう、それで先ほど17番議員の質問のときに言われたんですが、これは、今度、南会津町になったわけですから、それでも館岩地区だけの特例なのかどうか、これを全南会津地域にこの特例が当てはまるのかどうかということですね、それをお聞きしたいと思います。

それから、今、町長が言われました波及効果について、私は、今言われたように、館岩だけの、この農園だけの問題じゃないと思うんです。スキー場でも、やっぱり赤字だからつぶせということじゃなくて、スキー場に来る人間がここで燃料を入れたとか、いろいろな面で波及効果があると思うんです。そういう波及効果を期待するから、例えば赤字であっても、つぶせと言わないわけですから。やっぱりこれからそういうことがどんどんふえてきて、波及効果がしっかりしていないものは、やっぱり私たち議員としても、これは盲目に賛成するわけにはいき

ませんので、やっぱりその辺をこれからはしっかりと波及効果の計算もしていただきたいと思います。この1つだけお願いします。

○児山寿明議長 館岩総合支所長。

○星 安晴館岩総合支所長 特定農地貸し付けに関する農地法の特例でございますが、これはこの場所だけです。滝ノ又地内だけということでご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

5番、高野精一君。

○5番 高野精一議員 大変これ委員会の中でもいろいろ説明を受けまして、大体わかりましたんですが、ただ、料金関係の中におきまして、貸し付けに対しては料金をいただくということになっております。ただ、その中で、ただ1つおかしいかと、こう思ったんですが、そこで耕作する人が、そこで販売を目的とすることに対しては貸し付けはしませんよというような言い方があったような気がします。今、町長が、総合的に観光連盟を生かしながら花木に対しても今需要があるという答弁が町長の中にたしかありましたが、そうであれば、これは花木なんかを植えた場合は、これは継続で随時契約ができるようですが、場合によっては、これは料金は払いますけれどもそれは売れませんよでは、これ利用者としては、果たしてこれ本当に親切心あるのかどうか。

例えば、これは逆に言えば、貸すのは、使っていただく人に対しては大いに使っていただいてもいいですよと、ただ収益も上げてくださいということも言わなければ、これ絵にかいたもちで、団塊の世代がみんなこれを求めていると言いながら、多少なりとも、金はかけっ放しで全然お金にもならないというようでは、これはその面ではちょっと優しさが無いんじゃないかなと1つ思うので、できれば町長、答弁をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、いわゆる農園を活用する方々のニーズというのは多様化しております。物を育てる喜び、ここにやはり着目する人、それから、育て上げたものを自分が食する、あるいは花材であれば、自分のところで生け花として使う、こういう考え方を持っている人たちがいると思うんです。それで、とりあえず販売を目的とするということになると、販売を目的とした人たちが入ってきやすい、あるいは、そういう人たちがこの農地を活用するというのは本来の趣旨には反するので、とりあえず、そういう人たちはご遠慮願おう。その中で、やっていく中で、いわゆる販売といっても大量販売じゃなくて多少お分けをする、こうい

うような形で進んでいったときに、改めてこの条例を改正する、あるいはまた、いろんな意見をいただきながら修正を加えていく、こういうことになるかと思しますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 5番、高野精一君。

○5番 高野精一議員 多少はしょうがないという意味合ひですか。場合によっては、そういう方向性も盛っていくということですか。

もう一つ。ということは、さっき雑草が、借りる人がいなければ荒れるという面であれば、将来的にそういう人も耕作は可能ですよという条項まで盛っていくんですかということをお聞きしたいと思ひまして。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

何事もすべて準備をしてスタートするのか、想定するか。でも、ある程度想定される状況の中でスタートをして、スタートをして利用者が教えてくれる部分がございますね。そういうことをしっかりと情報としていただきながら、検証しながら、さらに前に進んでいく。こういうスタンスでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

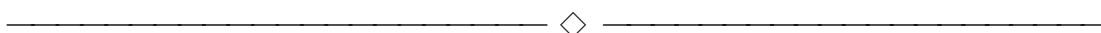
これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第3、議案第107号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第4、議案第108号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 議案第108号は、国の法律によって設置するというようなことだろうから、この設置自体には特に異議はございませんけれども、異議申し立てても仕方ないというふうに思いますけれども、問題なのは、保険主体が県となり、市町村が実際の事務を行うという中身であろうというふうに思いまして、その市町村、今回、本町南会津町の事務量、16ページを見ると別表第3で載っていますけれども、共通経費、医療給付に関する経費、保険料その

他の納付金ということで負担が載っているわけですがけれども、事務量とその負担はどのぐらいの試算をしているか。

もう一つは、実際の保険対象、75歳以上、17年度の国勢調査だと17.1%本町におられるわけですがけれども、3,000人ぐらいになるのかな。その中の各個人の保険料はどのぐらいになるのかと、その個人と市町村、本町の負担、事務量等が問題であろうというふうに思いますので、その辺のところどの辺まで試算をしたり把握をしているか、この点をお聞きしたいです。よろしく。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

2点あったと思います。

事務量とその負担でございますが、議員おただしのように、16ページの別表第3ですか、17条関係、これは共通経費でございますが、広域連合でございますので、県内、今度60市町村になります、ご承知のとおり本宮市。それで、福島県を構成する全市町村が加盟する広域連合でまず行うということ、それから、いわゆる保険証の発行の事務などは広域連合で行います。ですから、市町村ではいわゆる窓口事務ですね、移動とか、あと発送するとか、そういった。

具体的に申し上げますと、住民生活課には11月1日付で職員1名増員いただきましたので、今までは老人保健制度でした。国保で75歳以上の方はいわゆる老保、老人保険証も持っていますよと。その方が被用者保険も含めて、すべての国民が新しい後期高齢者医療制度に移行するわけです。事務量はといいますと、今、職員をふやしていただいたということと、今まで老人を担当していた人も、20年度施行ですので、21年、22年と、もともとの老人保健の精算が最後まで終わるまでは、ややすり合わせといいますか、かかりますが、そういう体制でもって本庁に集中はすると思いますが、事務は処理できると思っております。

それから、75歳以上の方の加入者数、先ほど3番議員は17.1%ほど人口に占めるとおっしゃいました。概数でございますが、加入者数、75歳以上、これ18年度上半期、今年度上半期の数字ですが、ちなみに申し上げますのでメモをとっていただければと思います。75から79歳が1,942人、それから、84歳までが1,361人、85歳以上の方が1,328人ということで、4,500人です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 町村の仕事として、負担としては、1人職員をふやしていただいたと

ということなのですが、今までどおり、国民健康保険税と同じように、やはり市町村が徴収する責務を負うというふうに思いますので、結構大変だなというふうにも思います。これは徴収の仕方というのが、例えば年金差し引きとか控除とか、そういう形になるのかなというふうに思いますけれども、75歳以上の高齢者の方で、4,000人ほどいらっしゃると。そうすると、所得によって1割負担とか2割負担になりますよね。その高額所得者層はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 高額所得者、すみません、手持ちありますが時間いただきたいんですが。

○児山寿明議長 データが手持ちにないようですが、後でもよろしいですか。

○3番 渡部 優議員 後で結構です。今、20年からということなので。ただ、個人の75歳以上の負担がどのくらいになるのかなと、高額所得者がどのくらいあって、どのくらいの負担になるのかなということはある程度推定しているのかなというふうに思ったものですから。細かいことは結構です。

以上で終わります。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 この議案については私らの委員会では説明がなかったものですから、担当の方に行って資料をもらってきたんですが、その資料、ホームページにも載っているような資料でありまして、後からゆっくり見てみたんですが、まず、この仕組みは、75歳以上の人から、今度は一人一人から保険料をもらおうと。そして、しかも年金から天引きになると。それで、年金額が年額で18万円かな、月1万5,000円以下の人については役場がじかに徴収すると、普通徴収というのか、そういうふうな仕組みだということがわかりました。

そこで、この規約の4条の3項にも保険料の賦課に関する事務というのが上がっているようですが、この保険料の具体的な例ですね。4点ほどこのもらった資料では載っておりました。例えば、基礎年金が79万円という方は応益だけで、1カ月900円。そして7割軽減があった数字で月900円だという数字がありました。しかし、これは、こういう方が今現在よりも上がるのか下がるのかについては、この資料ではわからないですね。ですから、そこがわかれば伺いたい。

あと、いま1点、4点ほどの例がありました。わかる範囲で、今よりも保険料が上がるのか下がるのか。また、例えば下がった場合においても、この仕組みを聞きますと、医療費の給

付がふえてくれば料金も上がるということですから、例えば、初年度は下がっても、その後はどうい見通しになるのか。そこを伺いたいと思います、見通しも含めてですね。

私の感想としては、非常にこれは大変だなと。今までの人生のだんだん終わりに近づいて、75歳になってから個人個人に負担が来る。これはとんでもない仕組みだなと思っております。

それから、次は、9ページの広域連合ですね、広域連合というのがあって、ここで議会ができる。そこで、町村議会議員が4人となっております。これも、4人の選出方法も裏の8条の方に書いてありますが、8条の4項ですか、町村議員の場合は、町村議会の議長をもって組織する団体ですから、議長会というのかな、そういうところで推薦とか。あるいはその後の20分の1以上とか何とかとありますが、恐らく福島県内で議員が、例えばおれがやりたいと立候補して選挙になるかといったら、そうじゃないと思うんです。恐らくこれ推薦でしょう、恐らくね。ですから、そういう意味で私は非常に少ないなと思うんです。

それで、きのう新聞で、長崎県の例を新聞に載っていたものですから見てみたら、長崎県の場合ですと、23市町村あるそうですが、そこから1町村から1人ずつ出るといのあるんですね。そのほか市長なんかもあるから29人だと新聞に載っております。ですから、福島県の場合には4人とやったんでしょうけれども、非常に私は少ないと思うんですが、その辺、法律上何人までは可能になっているのかということ、参考になりますが伺います。今現在はもう4人というような案ができていますから何ともしようがないんでしょうけれども、参考に伺いたい。

それから、もう一つは、いま1点は、あとは15ページにいきまして、15ページの別表第2というところを見ますと、ここで(2)の中に、被保険者証及び資格証明書の引渡しというのが載っております。いわゆるこれは保険料が払えない人がいた場合に、その下、3項で被保険者証を返還をするとか、そして、2項にくると今度は資格証明書ということで10割負担という証明書を引き渡す、これは発行するということだと思っんですが、そういう事務があります。

そこで伺いたいんですが、現在、国民健康保険の第9条の第3項というのがあるんですが、ちょっと、いきなりややこしい話で申しわけないですが、いわゆる保険料を滞納している世帯について、この9条3項では、被保険者証の返還を求めるものとする決まっているんですね。けれども、その中間に括弧があって、老人保健法とか原子爆弾に対する救援を受けている法律ね、そういったものの適用になっている人は除くというふうに私は思うんです。

ですから、今現在ですと、75歳以上の方、老人保健の適用を受けていた方ですね、こういう方は、いわゆる保険証の返還、これから除外されていると思うんです。ところが、今度の後期高齢者医療制度ができると、今度は除外されないで、もし滞納があった場合には今度は保険証

の返還されて、病院に行った場合に今度は全額払わなくてはいけない資格証明書が交付されるのではないかと。私はこれを読むとそういうふうに見えるんです。そこをそういうふうで、そのとおりでいいのかどうかを伺いたい。

それから、それに関連して、今現在、介護保険で普通徴収があります。月1万5,000円以下しか年金をもらっていない方については普通徴収になっている。ここではそういう方は何件いて、今現在、滞納者はいるのかどうか。そこを伺いたいと思います。

さらに、私は、先ほども言ったように、こういう75歳になった人から一人一人から今度は保険料を徴収するというのは非常に大変な法律ですね。これ日本で今、男の人の平均寿命というのは78歳なんです。ですから、もうあと人生平均して4年間しかないというところまで来て、今までは例えば息子が払ってきたと、今度は自分が払わなくてはいけない。これはもう大変な、金額が例えば少なくとも、月900円だったとしても大きいと思うんですよ、負担感は。

ですから、そういう法律は、国会で何という法律ができたからこうなったのか、あるいは何という法律が改悪されてそうなったのか、そこを伺いたいんです。そして、この法案は何党が賛成したのか、そこを伺いたい。

以上です。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

まず初めに、現在の国保で保険料を比較した場合どうなるのかというおたただしだと思います。1つは、私、所管の文教厚生委員会でのみご説明申し上げておりますので、総務、産建の委員の方には初めてのご説明になりますが、一例を申し上げます。

基礎年金のみの、基礎年金満額、老齢年金79万円をもらっている方の例で申し上げますと、まず、2つあります、応益割と応能割。応益割というのはいわゆる頭割りです。応能割は所得比例によるもの。基礎年金79万円の方は、応能割、所得比例部分がかかりません。それで、これはあくまでも厚労省の現在での全国平均の試算でございますので、広域連合、各都道府県ごとに、私がこれから申し上げる数字は、ひとり歩きしないというか、想定の数値ですのでご理解いただいた上で数字をお話しします。

この場合は応益割の900円ですね、いわゆる全国平均は3,100円なんですが、年金のみの方ですと7割軽減を受けられますので、3,100円の3割を負担すればいいと。ですから、さざんが900円ということになります。これに対して、現在の国保ではどのくらい、いわゆる均等割ですか、ここで私は頭割りと言いましたので頭割りということにしますと、試算してみました。



それで、均等割、これは田島、館岩が月額で1,750円、伊南が1,567円、南郷が1,652円となります。ですから、900円よりは新しい制度の方が額的には低いですよと、これは7割軽減を受けた場合ですが。

もう一例申し上げないと比較になりませんので、それではもう一例申し上げます。

例えば自営業者の子供と同居する高齢者の方、この場合は、子の年収が390万円、親は基礎年金が79万円という例、これ3つ目ですね、3例目。この場合ですと、応益は軽減がなくて3,100円そのまま、全国平均の話ですが、かかりますと。応能は、この場合所得割がこの例ですとないですから3,100円です。今までお話ししているのは月額です。これと同じような比較を国保の現況とやった場合はどうかですかといいますと、先ほど言いました金額プラス、先ほどは国保という均等割ですから、これも、世帯主が払う平等割ですね、その家族、世帯にかかる平等割、それを足した数字を申し上げます。田島3,300円、館岩3,334円、伊南3,025円、南郷3,154円となりまして、新制度の方がやや低い月額になる。伊南だけ75円ほど、あくまで試算ですが。決して現行よりは負担は高くはならないのではないかとということでございます。

それから、2点目の、広域連合の議員の数が少ないのではないかとというおただしでございます。

これは基本的には国で、例えば広域連合の議員の数をどうしなさいと法律ではいっていません。これはそれぞれの広域連合の規約で決めるべきものでございます。その上で申し上げます。

考え方ですね。今ほど申し上げました規約によって議員数も決めたり議会を組織する。この中で、市町村議会の議員は地域住民の代表者という位置づけでありまして、広域連合の処理する事務に民意を反映させるというような立場で議員になっていただくということです。町村長そのほかございますが、そちらは説明省略します。

定数の考え方ですが、経費節減の観点から、1つは余り過大にならないこと。一方で、市町村の意見を反映させ、全市町村が参加する広域連合の議会でございますので、余りにも少ないのでは運営上支障があるのではないかとというような両面を考慮いたしまして、16名と、4人ずつと議案にあります選出区分で4人ずつ16名ということに提案したといいますか、そういった福島県の広域連合の規約でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、3つ目のおただしですが、例えば、滞納した場合の保険証の返還の件でございますが、議員おただしの、75歳以上になれば老人保険証とか、原爆のこともちょっと申されましたが、老人保険証というのはあくまでも、この方は老人保健制度のというか、老人保健の被保険者ですよという意味合いだけです。ですから、老人の保険証だけ持って行ってはお医者さん

にはかかれませんが、あくまでも国民健康保険があって初めて老人保健。ですから、国保を滞納すると、当然のことながら短期保険証とか資格証明書とかいうことになりますので、75歳以上の方は幾ら滞納してもお医者さんに老人保険証だけでかかれるというものではございませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。

それから、4番目、何件、滞納の分析でございますが、そこまで手持ち準備しておりませんので、回答は後日といいますか、ご了承いただきたいと思っております。

それから、最後、5番目ですが、この制度は国会でというような、国の制定に至る経過のことだと思っておりますが、申し上げます。

健康保険法の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）でございますが、これは平成18年6月21日に公布されました。その中で老人保健法の一部が改正され、老人保健法の題名が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められました。

賛成した党というようなこともおただしがありました。賛成した党については、5月20日付の国保新聞によりますと、健保法改正案など医療制度改革関連法案は、5月18日、衆院本会議で自民、公明の与党の賛成多数で原案どおり可決されたと。平成18年6月20日付の国保新聞によりますと、健保法等改正案は、6月14日、参院本会議で自民、公明の賛成多数で可決成立したと記載されております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 私の方からは、おただしのありました介護保険料の関係につきましてお答えを申し上げます。

まず1点目で、いわゆる年金からの天引きではなくて役場からの納付書で納めていただく普通徴収の方の人数のお話ありましたが、今現在760名ほどいらっしゃいます。これは65歳以上の第1号被保険者の約11%相当ということでございまして、実はこの760名のうちに、当該年度に65歳になって新たに介護保険料の第1号被保険者として賦課される方が入っておりますので、実質的には400名ほどの方が、継続して役場からの納付書で納めていただく普通徴収の対象者というふうにご理解いただきたいと思っております。

それから、2点目の、介護保険料の未納の状況でございますが、これは平成13年から平成17年までの累積されました滞納額で申しますと、金額にしまして平成17年度末で354万9,950円という金額になっておりまして、これは延べ人数で申しますと203名の方が現在滞納として残っているという状況でございます。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 そうすると、大体わかりましたが、先ほどの質問の中でまたちょっと伺いたいのは、当初の料金ですね、これは若干下がるというのはわかりました。基礎年金の方だけで見ると、今現在が大体、各町村によってばらつきがありますが、1,500円から1,700円ぐらいでしたっけ。そうすると、これはそういう方についてはかなり低くなると。それから、子供と同居している場合については、これは余り変わらないということがわかりました。

しかし、それは初年度はそうであっても、その後の見通しは、私は相当上がると思うんです。これは高齢者だけの保険ですから、高齢者の医療費が上がれば保険料も上がる、こうなっていますから相当上がると思うんですが、その見通しをまず伺いたい。

それからあと、今、介護保険の方で普通徴収の場合で203人の方の滞納があるということがわかりました。これは65歳以上でしょうから、75歳以上になればもうちょっと人数は減るのかもしれませんが、それにしても半分くらいはいるかなと大体推定されます。これは後から75歳以上の人数がわかれば伺いたいと思います。きょうでもいいし後からでもいいですが、今の話としては大体半分くらいはいるだろうと私は思うんです。そうすると100人からいるだろうと。

そうすると、今現在、介護保険料が払えないわけです。介護保険料が払えない人が、今度、医療費が払えますか。払えないんですよ。払えなかったらば、今度それは1年間の滞納になった場合には資格証明書になるわけですね。そうすると、医者に行って10割負担です。もともと介護保険料も払えない、医療費も払えない人が、医者に行って医療費払えないでしょうという問題が出てくるんです。ですから、これは非常にとんでもないことだなということなんです。

〔発言する者あり〕

○32番 大竹幸一議員 ええ、それはわかりました。

それで、もう一つは保険証の問題で、先ほど担当の方から、75歳以上になった場合に、滞納があっても医者にかかれるわけではないというお話がありましたが、私はそこまで突っ込んだ話ではなくて、法律の話として、被保険者証の返還ですね、これについては老人保健法の世帯は除くというふうになっているのではないかということなんです。そこを伺っているわけなんです。その点お願いします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

2点のご質問だと思います。

初年度は今説明させていただいたような数字でスタートすると思います。20年度です。その後の見通しということですが、これは非常に難しい問題で、町の75歳以上の方の総医療費がどうなるのかによって随分と変わってくると思います。

ちなみに申し上げます。18年度の、先ほど人数申し上げました、4,500人近くですか、それで75歳以上の方の上半期の総医療費が出ておりますので、それを2倍すると18年度の推計値が出るのではないかとということで、ちょっと乱暴な数字かも知れませんが、それが12億5,000万円です。概数といいますか、推計値ですので、ご了解賜りたいと思います。

これはやはり新制度に移行して、現在はいわゆる老保、老人保健で75歳以上の方は、平成14年の制度改正を受けて70歳から75歳になって、今は老人保健に所属している方ですよね、国保の。ですから、国保以外の方もということですので、なかなか単純には分析が難しいのですが、そういう意味合いでご了解いただきたいと思います。

それから、もう一つですが、老人世帯は滞納してもいいですか、老人世帯のみでは、そういった短期保険者証とか資格証明書といった交付は除外されている規定があるのではないかといいおただしですよね。そういうケースはうたってはいないです。

国の法律の第54条をご参照いただきたいんですが、ここにも、保険料を滞納している被保険者云々と。ただ、災害とか、国保も同じですが、特別の事情があるとか、いわゆる生保に近いというところなんです、特別の事情とかいう条項もありますので、いわゆる、国保でいう申請免除、法定免除というような形に近いものですが、ただ機械的に75歳以上の方は滞納してもお医者さんにかかるということにはごさいませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 では、最後ですけれども、大ざっぱに言って、これは今の制度よりもよくなる、どこがよくなるんですかということを一つ伺いたい。それから、もう一つは、年金から差し引くわけですね。これについては、これは法律だからしょうがないということなんです、そういう法律から、人の承諾もなく法律から差し引くということについてどういうふうに考えるか、本来だったら承諾を得てからやらなければと思うんですね。それをどう思うか、その認識を伺いたいと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

議員もご存じのように、私たちの社会生活、暮らしというものは、医療費だけで動いている

わけではありません。あるいは高齢者の方々がこれまで地域に貢献をしていただいて、そして現在私たちがあることも、私はしっかり受けとめているつもりであります。しかし、あわせて地域が、あるいは社会が、この後、持続する社会として継続していかなければならない。そういう中には、こういった制度改正の中ですべてが満足する内容になるということは、まずあり得ない。しかし、そういう国・県の施策に対して、すべて私たちはもろ手を挙げて賛成するのではなくて、もしこういう広域連合をつくって後期高齢者の医療の対策をする中で、これからの子育てや若者対策につながる、そういうものも現実的にございます。

したがって、今おただしのように、不安や負担がかかる部分については、今度は市町村がそれぞれ独自の施策を考えながらきっちりと対応して行って、不安のない地域をつくるということであるかと思えます。その上で、私が昨日もお答えを申し上げましたけれども、いわゆる「がんばる地方応援プログラム」の中で、この医療費の問題もある。しかし、医療費は医療費だけの領域で論じては十分な対応をとれないということもございますので、今後、それらをきちっと県を通して国に提案をして対応していきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 今ので私の質問することは大体わかったような感じですが、若干ひとつお聞きしたいんですけれども、年金から保険料を引くということなんですけれども、再度聞きたいんですけれども、年金もらっていない、無年金というのかな、その人たちがどのくらいいるか。大体今の課長の説明で、およその数値はつかめたと思うんですけれども、再度お願いしたいなど。4,500人くらいのうち年金をもらっていない方、これが大体どのくらいいるのかということ。

それから、先ほどの1つの例で、同一世帯で1つの例を言いましたよね。例えば、自営業者で所得390万円で、あと高齢者が79万円の基礎だけで3,100円と言ったんですけれども、別々に住んでいる場合どういう形の計算になるかお聞きしたいなど。例えば、南会津に高齢者だけがいて、息子さんがどこか遠くにいるといった場合はどういうふうな計算になるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 お答えいたします。

1点目の、無年金者の数というおただしですが、申しわけないですが、手持ちないので

すから、年金受給者の数の資料はあるんですが、後ほどというか。

それから、2点目ですが、息子さんがよそに行っていられる場合、南会津町でなくてというような世帯ですと、これは住所地主義といいますか、税法の扶養とかとは別ですので、これは老人世帯として考えます。会社でとか、扶養になる、ならないとは別の問題です。ですから、先ほどの1番の例になる。そういうご理解をお願いいたします。

以上です。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 先ほど、ちょっと私、聞き間違えたかどうかわからないんですけども、400名ほどいるというような感じだったけれども、それとは違うのかな。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

先ほど私の方の答弁で約400名ほどというお話をしましたのは、あくまでも65歳以上の方で対象とした人数でございまして、今、議員おただしの75歳以上という人数の数ではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 65歳以上の年金もらっていない方が大体400名いるというふうに解釈していいですか。

了解。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 私は、この議案については反対を申し上げます。

確かに、既に法律で決まっていることだということで、やむを得ないのではないかというような気持ちもわかりますけれども、しかし、先ほどから申し上げていますように、これは75歳以上の人の年金から、今度は新たに医療費を天引きしようという法律であります。初年度は少し一部安い料金もあるかもしれませんが、しかし、その後はわからないという状況もあるわけ

であります。

しかも、この前、NHKのテレビで、医者にかかれぬ、国民健康保険料引き上げに怒りと悲鳴という番組がありまして、多くの方が見られたかと思えますけれども、いろんな事情によって、働いているけれどもなかなか生活が大変だという方が大変いるわけであります。そうした方が払えないし、今度は資格証明書の交付ということも想定されますから、非常にこれは75歳という人生の最後に来て大変な状況に遭う人が、この南会津町でも相当ふえるということがほぼ確実であります。

私は、そうしたこの制度につきまして、この趣旨に全く反対であります。したがって、反対をするものであります。

以上です。

○児山寿明議長 次に、賛成者の発言を許します。

28番、渡部昌仲君。

○28番 渡部昌仲議員 これは国の法律が各市町村に命令的になってきて、それと、先ほど町長が答弁したとおり、各町村が独自にまた補助制度とかいろいろ設けて、考えて施策を運営すると、そういう考えでありまして、私はこの条例に賛成いたします。

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君、賛成の討論ですか。

〔「賛成です」と言う者あり〕

○児山寿明議長 私は、次は反対者の討論を求めております。

〔発言する者あり〕

○児山寿明議長 44番、河原田苗利君、ちょっとお待ちください。

次に、反対者の討論を求めます。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第108号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 起立多数です。

よって、議案第108号 福島県後期高齢者医療広域連合の設置については、原案のとおり可

決されました。



◎議案第109号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第5、議案第109号 字の区域の変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。昼食にいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。





◎発言の申し出

○児山寿明議長　ここで、館岩総合支所長より発言したい旨の申し出がされておりますので、これを許可します。

館岩総合支所長。

○星　安晴館岩総合支所長　議案第106号　南会津町会津高原ふれあい農園条例の中で、19番議員よりご質問ございました件に関してお答え申し上げます。

あいている土地を指定管理者が耕作できるかというご質問でございますが、適正な維持管理を目的に行うということであれば、法的に問題ないとのことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長　ただいま説明のとおりでございます。ご了承願います。



◎議案第110号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長　次に、日程第6、議案第110号　工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、星光久君。

○10番　星　光久議員　総務委員会の中では一応説明あったんですが、聞き漏らした点というか、中身についてちょっと聞きたいことがあります。

地元の材木を使用するため、大体1,900万円の減額だと、そういうことで聞いたんですが、この材質、例えば、今までけや木を使っていたやつが、それこそ杉材にしたとか、そういう材質までも、これ、その差というのか、これだけ出たんですか、ちょっとお願いしたいんですが。

○児山寿明議長　町長。

○湯田芳博町長　お答えをいたします。

提案理由のときにも一部説明を申し上げましたが、この工事の外部・内部の木材の使用でありますけれども、いわゆる林野庁における補助事業であります、林業・木材産業等の振興施設整備事業がございまして、これに該当する、いろいろ県農林事務所の森林林業部の方で国の方との交渉の結果、該当するということでございますので、それでは、当時、外装の分だけを地

元産材と、こういう話だったんですが、内装材についてもその事業でやろうと。そうすることによって町の一般財源の持ち出しが少なくなるということでございますので、それに関する部分についてを今回減額変更させていただくということでございます。そのときに、それではどういう部材をとという話が出てきましたので、地元にあるものと考えれば、杉材あるいはカラマツ材ではないかということで冒頭説明をさせていただきました。

したがって、その使用数量等については現在のところ未定でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 杉材かカラマツ材、これ1等材なんて書かれているんですが、そういう中で、外壁部分がモルタルとか何かから移った場合、雨風だの当たる部分、これ外壁も含めてありますので、そういう耐用の中では大丈夫なんですか。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

構造上問題ないということで、施工を考えております。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○児山寿明議長 次に、日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 これより討論を省略し、採決いたします。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。



◎議案第111号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第8、議案第111号 平成18年度南会津町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 補正予算にかかわる、ページ数で23ページです。委員会においても丁寧な説明はあったわけですが、若干不足した面がありますのでお聞きしたいと思います。

23ページの一番上です。扶助費、温泉施設利用助成費及び鍼灸マッサージ等の項目ですが、いずれも減額補正になっています。そこでお聞きしたいのは、まずは、これは合併に関係する、もともとは田島単独事業であったものですが、それなりに想定されてスタートしたわけですが、ここで減額補正もされているわけですが、当初の予想、予算ですね、そして現在の実績でこういう減額したと思いますので、予想と実績の、まず1つお知らせください。

それと、田島単独の事業でそれなりの効果といいますか利用があったんだけど、合併により対象範囲は全町に広がると、そういう意味で、ハードルを高くしたといいますか、内容を、年齢の項目なり、あるいは助成の金額なり、あるいは回数なり、多少ハードルを高くして想定したと思いますが、その辺のどこを変えたのか、その変えた点を。2つ目の質問です。

もう1点は、ここの時点で減額するという理由を聞きたいんです。というのは、この対象となる人たち、まだこれから忘年会、新年会、これは3月まで期間があります。もっとPRなり、あるいは利用が少ない原因を探って、迎えるバスが、ただ、バスという足がないのかどうかわかりませんが、そういう原因を探って、もっと利用されての、これは利用されての福祉効果があるわけですね。ただ減額して、例えば、よかったというものではないと思います。

そういう意味で、ここでなぜ減額するのか、これからもっと利用促進の努力はなぜされないのか。3つの点、とりあえず質問します。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、温泉の方でございますが、当初103万円の予算を計上したところでございますが、現在15万6,000円の執行額ということになっております。さらに、鍼灸マッサージの方でございますが、これは当初予算98万円の計上に対しまして、現在22万2,000円という執行額になっております。当初、全町に広めるというような観点から、かなり多くの利用が見込まれるという面もありまして予算を計上しておいたところですが、現在そのような執行状況の中で、今後3カ月の執行の予想を含めて、今回減額をさせていただいたという点でございます。

それから、どこを変えたのかというお話でございますが、まず、温泉につきましては、以前におきましては、団体、それから個人に対しての利用に対しても助成をしておったところでございますが、新町の全町に広める段階での合併協議の中で、団体に限り2分の1の補助で実施しようということで合併協議の協議が調ったということでございます。それから、鍼灸マッサージにつきましては大竹議員の方にご説明した内容のとおりでございます。

それから、今、この時点で減額するのかということでございますが、先ほど申しましたとおり、今後の執行見込み、さらには老人福祉費の扶助費の中に、こればかりではなくてですね、かなり多くの予算を計上しております。例えば、老人保護措置費の扶助費等がかなり大きな金額ですべて入っておりますので、仮に減額をしても、それらの予算の中の範囲の中で当面執行できるということを勘案しまして今回の減額に至ったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 助役。

○杉浦孝幸助役 今の答弁につけ加えましてお答えいたします。

12月補正予算の提案に当たっての基本的な考え方を少し述べさせていただきますと、まず、例年ですと整理予算的なものは3月補正ということで議会の方にお示ししていたところござ

いますが、18年度当初予算編成に当たりまして、例えば、財政調整基金とか公共施設整備基金とかを崩しまして編成した経過がございます。

今回、12月に当たりまして、例年よりは早いんですが、例えば今ほどの経費とか、全体的に年度間の経費の見通しをもって、なるべく三角になるものも各課長から出していただきました。そのわけは、今回ですと、公共施設整備基金に当初予算で崩したものを繰り戻しまして、なぜそういうことをしたのかと申しますと、一度18年度の前の17年度末の姿にして、それでもって今度の3月議会で当初予算のときにその財源が使えますので、そのような意味から、若干早いんですが、整理予算的なものも今回の12月予算に計上したと、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 6番、馬場信作君。

○6番 馬場信作議員 減額しても全体の中で運用できるということなので、ぜひとも利用がふえる状況で、予算さえ計上すれば終わりじゃないです。ぜひ、その後も利用がふえるようなPRなり、ぜひ努めてください。

その中で、次に、関連して町長に聞きたいんですが、合併の中で、当然それぞれの単独事業が、これはいいと思われるものは全町に拡大して、いろいろ拡大する過程では、当然そのまま拡大したでは一般財政の関係もありましてハードルを高くするといいますか、多少助成関係は厳しくしてやってきたと思います。せっかくそうやってやってきたものが、あるいは、そのときにはいろいろ、この程度の助成なり回数なり金額でいだろうという、当然いろいろな方面から想定されて実施されたと思いますが、やはりこのように、今の事例のように見込み違いというのも当然出てくると思います。

今、代表的に温泉関係と鍼灸関係やっていますが、例えば農林水産業振興資金とか、あれも多少、ゼロ%の金利を、ゼロではだめ、殺到するだろうから1%にしようとか含めて、そういう事業の、結局、1年間やった見直しを含めて、ぜひその本来の、今の福祉関係にしろ農林関係にしろ、利用されてこそその本当の事業だと思います。高過ぎたものは低くするとか、あるいは何で利用できないのか、そういう分析を含めて、ぜひ来年度の予算に、その辺は別に見込み違いを責めるつもりはありません。それは一生懸命推定しても、やはりいろいろ住民の動きを察しし切れない面はあると思います。ただ、言いたいのは、その事業目的に合うように、やはり利用されるのが本来であると思いますので、その辺をぜひ分析されまして、ぜひ来年度の予算に生かしてほしいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

ただいま扶助費の件でおただしをいただいておりますが、これに限らず、農林水産業費もそうですし、そのほかの企画関係の事業予算もそうでありますが、ご存じのように、合併協議で議論された内容というのは、非常に限られた中で、それぞれの地域の特徴をできるだけ持ち寄ると、こういう形で引き継いできた経緯がございます。したがって、計画されたものが非常にミクロ的に検証されていないものもかなりございます。マクロ的なものもございます。ですから、当然、議員おただしのように、今後これらの実績を踏まえながら分析、検討していきます。

しかし、あわせて考えなければならないのは、既に議員ご存じだと思いますけれども、それぞれ人口1人当たりになりますと、いわゆる起債の償還が、例えば、旧田島町ですと9万5,000円、それから旧館岩村ですと27万5,000円、旧伊南村ですと35万9,000円、旧南郷村ですと21万円、こういうふうにそれぞれの地域が、いわゆる政策実行する中で違いがあった。それをです、確かに合併当時、いわゆる行政サービスが低下しないように、こういう大前提がございましたので、そういうところから出発している。

しかし、ここに来てみた場合、検証する過程の中で、プロセスの中で、もう一度そういう全体的な総合的な財政運営の中で考えていく必要があるということがございますから、こういう早目に、先ほど助役が申し上げたように、議員の皆様にご提示をしながら、我々みずからも、自分のところに厳しい、ある意味では宿題を課して、今後分析をして次のステップに生かしていきたい、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 補正の24ページで、13節の委託料、田島保育園運営委託料、これ2,304万5,000円ですか、なっているんですが、どういう中身で、これ追加したんですが。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

当初予算を編成する段階におきましては、田島保育園の入所人員を90名という予算の中で組み立てて、田島保育園の運営委託料という形で予算化したところがございますが、ことし5月に新築になりましてオープンした結果、そういう施設環境が整ったという面もあろうかと思いますが、最終、現段階で118名という形で、入所人員が当初予算見込みの段階から比較しますと28名ほどふえたということを受けまして、田島保育園の運営委託料、人数ふえた分の補正ということでご提案申し上げたところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星光久議員 そうすると、中身、単なる28名で2,300万円もふえるわけですか。我々これ中身わからないんだけど、単純に計算すると28名で2,300万円、1人100万円ぐらいずつふえることになるんですが、そういうことですか、わかったら。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 保育園の委託料につきましては、毎月の入所人員に応じまして、それぞれ委託料をお支払いしているところをございまして、28名を12倍するとどのくらいの数になるか、ちょっと今計算はしておりませんが、延べ人数、それだけふえるということでの今回の2,300万円の追加補正ということでご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 3点ほど質問いたしますが、まず1点目は、23ページの先ほど質問もあった鍼灸マッサージの57万8,000円の減額の問題なんですが、先ほど馬場議員の方からは、見込み違いではなかったのかというような質問がありましたが、私は、見込み違いではなくて、これはやはり、きのうの一般質問でも言いましたように、やはりこれは失敗だったと思うんですよ。

平成17年度で田島でやっているところに、きのうも質問で言ったように、69万円、平成17年度の決算で69万円支払いがあったんですよ。それが、ことし合併して大きくなったのに、98万円の当初予算から57万円引いたら41万円ですよ。平成17年度が69万円なのに、ことし実質41万円で終わってしまうということは、これ物すごく減っているわけですね。

それは、きのうの質問でも言ったように、前は65歳だったのに今度は70歳に引き上げた、それと1,500円を1,000円にした、ダブルでやったからですよ。つまり、65歳から69歳までの人はすごく楽しみにしていたんですよ、期待していたんですよ。それが、そこがずばっと抜けたから、がっかりして、対象を受けられない、こうなったわけなんですよ。ですから、私はこれは失敗だし、やはり反省して、来年度に向けては、やはり私は、ぜひこれは復活すべきだということを求めますが、いかがですか。

それから、次は31ページにいきまして、31ページに委託料で除雪関係、13の委託料が上がっております。1,179万9,000円で、これから大変な時期になります。

この前、委員会が終わった後だったんですが、町の広報の今月号をちょっと読んでおりましたら、今月号の除雪体制の中で、雪が15センチ以上になると原則として作業を開始するというのが載っておりました。ところが、私の記憶では、たしか合併協議会の最後の方の記録では、18年1月31日、これを見てもみますと10センチになっている。10センチで除雪を開始するとな

っているんです。これどっちが本当なのか。15センチで実際やるというふうになっているから、そういうふうになったんでしょうけれども、どこでそういうのを変更するのか、ころころとね。私、何点か今まで合併してからいろんな問題を指摘していますけれども、本当に決めたことがその後変わっているんですよ。とんでもない問題ですね。まず、それどっちが本当で、いつ変わったのか伺いたいと思います。

あと、3つ目は、36ページの教育振興費の中の特殊教育児童就学、12万円上がっています、扶助費の中で。これは、一般質問の中でも、いわゆるいじめ問題が大分話題になったようですが、いわゆる子供同士のいじめでなくて、特殊教育の関係の方で先生が生徒に体罰を加えたという問題が発生したそうであります。その事実関係と今後の対策を伺いたいと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

まず、23ページの鍼灸マッサージの関係のおただしでございますが、実は、当初予算を編成する段階で、旧田島町の実績を踏まえて、全町に波及した場合にどのくらいの予算になるかということでの積算ということで予算計上したところでございますが、これは全町に広める段階で住民の方にPRしてはおるんですが、なかなか他の地域、館岩、伊南、南郷地域におきましては、それらの周知が十分にされなかった。もしくは、そういう制度になれていなかったという部分が多少ありまして、西部地区の利用の方が予算で見たよりはかなり少なかったという面があります。

さらに、この鍼灸マッサージのサービス事業者でございますが、これは町の方に登録をさせていただいておるところでございますが、登録している事業者が、田島地域が4カ所、残りの2カ所が伊南地区ということで、残念ながら館岩地区、それから南郷地区にはこういった登録事業者がないということが、若干その利用者が伸びなかった原因ではないのかなと、こんなふうには分析をしておるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

31ページの13委託料、除雪関係でありますけれども、除雪の始動は15センチなのか10センチなのか、こういうおただしでありますけれども、11月に入って、本庁、それから各総合支所除雪担当者が一堂に会して、ことしの除雪の体制、それから単価、それから委託関係、すべてにわたって会議を持ちました。

そこで、旧田島の例で申し上げますと、消防署の前の積雪観測で10センチで今までは旧田島



では除雪に入っておりました。ただ、西部3村について調べますと、今までも15センチでやっていたと、こういう西部の方の方々の意見がありましたので、実態はどうなのかということで、間違いありませんというようなことから、3村と旧田島5町合わせて、それでは15センチでいきましょうと。限られた予算の中で、何とか通勤、通学前には道路を確保しましょうというようなことから15センチになった次第であります。

したがって、いつこの時点で10が15に変わったというのは、私、今現在では承知しておりませんが、今回の15センチというのは、旧3村と田島合わせて除雪会議を行った時点で15センチにしようと、こういう申し合わせで15センチという数字になっております。

よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

先ほどの特殊学級の子供の体罰の件でございますが、確かに南会津町のある小学校で1件ございました。

それで、事実発生しましたのは11月24日でございます。そして、それが発覚しましたが、私どものところへ来ましたのが27日、それからいろいろ調査いたしまして、県の教育委員会の方に届け出ました。その結果、きょう県の教育委員会の中でその処遇が、罰則といたしますか、これがきょう下っているはずで。

そこで、その内容は、自分の学級の子供にけがを負わせたという、指導上、けがを負わせたということでございます。それによって懲罰委員会にかかりまして、実際に、程度は3カ月の停職という処分を受けるはずで。それで、その結果というよりも、発覚した時点で、その教員は自分の方から、大変悪かったので、私は教師の資格がないので退職しますということで、そういう申し出がございました。その申し出に従って、多分、きょう退職の願いが受理されるだろうというところでございます。

なお、それぞれ先生とか、あるいは子供のプライバシーの問題がございますので、これ以上個人的なことについては申し上げられませんが、多分あしたマスコミに載るのではないかなど。詳しく、どこどこのどういうという、プライバシーに抵触しない程度の記事で載ってくるだろうというふうに今のところ理解しております。

以上でございます。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 今の学校の問題はわかりました。プライバシーもありますから、あ

とはあしたにしまして。

先ほどの鍼灸マッサージの問題に戻りますが、館岩と南郷の方ではそういうあれがないので、いろいろPRもおくれたのかなという話もありましたが、そうでなくて、私が聞いているのは、65歳から70歳のところを外したでしょうと言っているんです。そこが大きかったんじゃないかと私は言っているんですよ。そこを外したから、今まで利用していた人、田島で69万円の実績があった人たちは65歳以上の人なんですよ。それが今まで利用していたんですよ。それがばたっとそこが切られたんです。だめになったから利用できなかったんですよ。だからその分どんと減ったんじゃないんですか。田島の利用者が結構大きいんですよ。ほかが知らなかったからなんていうこと関係ないんですよ。だからこれは大失敗だったと私は言っているんです。全然見当が違います。

それで、そのこのところ余り怒ってもしようがないんだけど、この政策を決めるに当たって、そういった業者とか利用者とかから意見を聞かなかったんじゃないですか。普通は何か聞く、例えば床屋だったら理容、そういう連合会とか何かあって、その代表に聞くんですよ普通、意見は。それを聞かないでやったでしょう、恐らく。そこに問題が私はあると思うんです。そこを聞いてやったかどうか、今後どうするか伺いたい。

それから、雪の問題で、そうすると、この合併協議会のあれに、ちゃんと10センチとなっているんですね。私はこれ読んで、大変よかったなど、随分今度、館岩、伊南、南郷も確かに15センチと書いてあります。それで田島は10センチになっていますね。それで、田島に合わせてもらって、大変これはサービス向上だなというふうに思ったんです。

ところが、今の課長の話では、いつだかわからないけれどもそういうふうに決まったということでしょう。これ合併協定書無視じゃないですか。そんな、みんなお互いに知らないでやったんだか何だか知りませんが、これは知らないでやったんですか。やはりそのこのところもう1回反省して、本当は前に戻すんじゃないですか。サービス向上という観点から、そこを再検討する考えありませんか。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

旧田島町の基準を変えた段階で、利用者、それから事業者の方の意見を十分に聞いたのかというようなお尋ねでございますが、合併協議の中でそれらの意見を聞いたかどうかにつきましては、この場で、私、承知しておりませんので、ちょっとお答えできませんが、いずれにしても、この改正に当たりましては、前もお話ししましたが、福祉関係の予算、かなり、やは

り国の一般財源化というようなこともありまして、かなりきつくなっている現状が確かにあります。そういう面から、今回の年齢、それから金額要件につきましても、福祉といえども、やはり全体的な予算を意識しながら見直しをかけていくしかないというような状況を踏まえてそういう改正になったところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

10センチと15センチの話でありますけれども、去年もそうでありましたけれども、田島の場合は消防署の前で10センチということで出動命令をかけたわけなんですけれども、我々、事前の天気予報、それから夜の雪の降りぐあいを見まして、3時前に、あしたの朝は、この分だと当然雪降るよと、こういったようなものですから、前夜のうちに、委託業者、直営の方々に、あしたの朝は必ず出てくださいよと、こういう連絡をとりながら除雪を進めてまいったわけです。

このようなことから、西部に当たっても、天気予報、それから事前の前の晩の降り方あわせて、必ずしも観測時点で10センチにならないかもしれませんが、降り方によっては事前に出るような連絡をとりながら、サービス低下にならないような形で除雪をやっていきたいと思っておりますので、ご了解をお願いいたします。

○児山寿明議長 32番、大竹幸一君。

○32番 大竹幸一議員 先ほど質問が長かったものですから、今回これでやめますが、とにかく善処を求めて質問を終わります。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 何点かお伺いします。

今議会でも、田島議会でも、何人もの議員が質問してほしいしている中に、先ほど出ました有害鳥獣類の駆除、猿とかクマの被害の件なんですけど、前回、私の一般質問では、小さい農耕地を利用した、じいちゃんばあちゃんのお話の中でのお願いだったわけですが、今回、田島果樹部会の方に出かけまして、ちょっと調査しましたら、会員数16名ほどいらっしゃるんですけども、それをなりわいとしている人たちの被害が今回物すごい大きかったというふうに聞いています。

田部地区などは本当に1カ所5反歩丸々やられたとか、そういったお話を聞いたり、長野地区でも箱数でいうと200箱近い被害が出たというふうな大きな被害が出てきております。ここ三、四年、いや10年ぐらい、10年まではいかないのかな、前からの質問等で旧田島町議会等

でも、何度もお願いなり、抜本的対策が必要ではないかというふうな質問が出ているかなというふうに思うんですけれども、研究はされていると思うんですけれども、ただだらだらとしているうちに本格的な被害が出てきていると。

田島果樹部会の方々は、別に補助金とかそういうものを求めているんじゃないんだと、ただ、体制を整えてくれと。例えば、そういったクマとか被害を出して駆除したいというふうに申請したときに迅速に対応していただきたいという。もう一つは、駆除隊をしっかりとつくりたい。依頼が行ったときはすぐ出てくれるというような、少なくともそのぐらいの対応をしていただきたいというようなことを私自身言われてきたんですけれども、やはり抜本的な、必ずなくすというのはなかなか難しいというふうには、もちろん思いますけれども、ただ、できることをやはり積極的にやっていただく。そうじゃないと、なりわいとしている人たちの産業そのものが衰退してしまいますので、ぜひそのことをお伺いしたいというふうに思います。

何点かあるんですけれども、もう一つ、もう1点は、これは今回の多分予算書にも載っていますね。障害者自立支援法絡みなんですけど、私も総務常任委員会なものですから説明受けてなくて、ちょっと中身わからないのでお聞きするんですけれども、自立支援法の中の協議会ができる、発足させた、できる、その辺のところをお聞きしたいということです。

それから、前回の議会でも質問は出ているんですけれども、障害者福祉計画の進捗率、どのぐらいまで進んでいるのかということ1点。

それから、地域生活支援事業、大体何点かでき上がってきたかなと思うんですけれども、ご披露していただきたいということです。

それから、これは直接今回の補正の中身には出てきていないで、質問するなとしかられるかもわかりませんが、先般11日に県の森林環境税の交付金の事業採択が行われました。中身見ますと、重点枠の92件が採択されまして10件が不採択だったということで、全部で44市町村から102件の申請があったというふうに聞いております。それで、92件が重点枠の中で採択されたという中身があったわけですが、本町は、その申請等は、来年度の予算になるんですけれども、行われたのか、その点お聞きしたいと思います。

以上でございます。3点についてお願いいたします。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまの質問に対してお答えをいたします。

猿の被害ということでございますけれども、確かに議員のおっしゃるとおり、かなりの数で被害があったということで聞いております。そして、それに対しまして各区長さんから申請が

上がり次第に、間を待たずに許可申請をして出したという経過になっております。そのような中で、今現在のところは、鉄砲による、そして、わなによる捕獲ということでしかできなかったんですが、本町において、これらについての検討をしながらその対策を図っていきたいというふうに思います。

それから、森林環境税の関係でございますけれども、当町としては申請をしております。そして、その結果、新聞紙上で発表されておりますが、どのものについてどれが採択になったということについては現在把握しておりません。主に里山再生事業で決めた中身について申請をしているということをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 障害者に関連しますおただしにお答えいたします。

まず、今回の予算で上げております南会津地域の自立支援協議会の関係でございますが、これは議員ご存じだと思いますが、障害者の自立支援法に基づきまして障害福祉計画をつくるということで、この協議会を立ち上げたところでございます。

実は障害者関係の計画は2つございまして、障害基本法に基づく障害者計画、それから、言葉ちょっと似ているんですが、自立支援法に基づく障害福祉計画ということで、2本の計画をつくる予定でございまして、障害者計画につきましては、それぞれ旧町村、それぞれ持っておったところでございますが、新町になりまして、その辺の整合性を図るということも含めまして、さらに、再度、新町としての障害者福祉計画をつくるという考え方でございます。さらに、障害福祉計画につきましては、その計画に基づきまして、実際、実効を確保するという意味から、数値目標等を含めた計画にするということで、今回の障害者の自立支援協議会を立ち上げたということでございます。

それから、障害福祉計画の進捗状況のお話でしたが、これにつきましては、本庁、それから支所のそれぞれの担当者レベルで今現在協議を進めておりまして、何%というようなことにはちょっとお話しできない部分がございますが、骨格を固める段階に来ておりまして、それを今回ご提案申し上げます障害者自立支援協議会の方に諮りながら、町としての計画に万全を期したいと、こんなふうに考えておるところでございます。

さらに、もう1点ございました地域生活支援事業につきましては、その自立支援協議会の中で、具体的に計画の中で各委員の方の意見を聴取しながら、その中で進めてまいりたいと、こんなふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 3番、渡部優君。

○3番 渡部 優議員 余り深くはお聞きしませんけれども、最初の質問の中の猿やクマの被害等、特に、今回、なりわいとしている農業の被害が大きかったというふうにご指摘させていただいたんですけれども、迅速に対応しているというふうな、区長様を通して。なかなか実態と今の状態が合っていないような、私の調べが確かだか不確かだかわかりませんが、ちょっと実態と合っていないようなお答えだったわけなんですけれども。

なりわいとしている産業、せっかく違う方で町長の方の提案でいろんな産業を興したい、そういう、片方ではどんどん衰退していく。それもなかなか対策は打てないような状態で衰退してしまうというのは非常に残念なことでありまして、ぜひその被害状況とか、しっかり把握して対処していただきたいと思います。

余り被害状況とか把握していないような感じを受けたもので、ぜひ、余り、果樹部会の方々結構ポジティブで、モチベーションの高い方が多いんですよ。一生懸命やっている方が多いんで。それで、役所なんかなんていうところもあるんですけど、やはり、実はそういったものは少し支えてあげないと、どうしても限界があるということで、ぜひその辺は自覚願いたいというふうに思います。

本当にそれは、質問でなくて申しわけないんですけど、強く要望して、せっかく一生懸命やっている方々、すべての方々が一生懸命やっていると思うんですけど、本当に、役所は当てにはできないというようなことまで言うような方々ですから、ぜひケアをしていただきたいというふうに思います。よろしく。すみません、質問でなくて申しわけない。

○児山寿明議長 10番、星光久君。

○10番 星 光久議員 先ほど、同じ一般補正の中で24ページ、委託料の関係で保育所除雪費が委託料で90万円ばかり上がっているんですが、これは田島保育所の除雪費ですか、それとも保育所全体の除雪費の追加ですか。それがひとつ1点聞きたいのと、それから、一般質問の中で、先ほど大竹幸一君が言った教育長の答弁の中で、2名の生徒のあれがあったと、南会津町では。そうすると、この関係を見ると、いじめはこの中に入っているわけですか。いじめの問題だのなんだから、2名はいじめとか何か、2名南会津であったけれども。

〔発言する者あり〕

○10番 星 光久議員 それとはまた別か。

いや、教育長……

○児山寿明議長 質問はきちっと確認をして明確にお願いをいたします。

○10番 星 光久議員 それで、私は、ただ、いじめがこの中に入っているのかなと思って今確認するわけなんです、それは入っていないと。そして、今までの一般質問の中で何人かの質問あった中で、南会津では2名がそういういじめ問題があったと。それは今順調に回復していると、そういう中の答弁であったので、そうすると合計で3名あったわけですね。そこらを知りたい。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

24ページの保育所の除雪の委託料の予算でございますが、ここに計上しましたのは町立保育所の7カ所の除雪の委託料でございます、おただしの田島保育園については当然入っておりません。さらに、予算につきましては、それぞれ積雪のことを勘案しまして、西部地域の保育所の方に予算配分を厚くして予算化しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○児山寿明議長 教育長。

○横山恒廣教育長 答えいたします。

ただいまご質問の件ですが、2件とこの前申し上げましたのは、いわゆるいじめというもので、きょうご答弁申し上げましたのは教師の児童への暴力という問題でございますので別の件です。件数としては3件にはならないということでございますので、ご理解ください。

以上です。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 私は簡単なことで質問します。ほかの議員さんの質問とダブる場合もあるかと思いますが、その節はそれなりにお答えいただきたいと思っております。

まず、一般補正の20ページです。

社会福祉協議会の補助金なんです、871万9,000円増額になってはいますが、これは総額では幾らになりますか。これが1つ。

それから、21ページ、民生費の繰出金744万7,000円、これは国保会計の繰出金ということでございますが、これは人事異動の分だと思っておりますが、どうでしょうか。それが2つ目。

3つ目は、同じ21ページの障害福祉費の扶助費ですか、知的障害者更生授産施設保護費、これは1,334万3,000円ですか、減額になってはいますが、この理由についてです。

それから、24ページ、やはり保育所費の委託料ですが、13節委託料、これは田島保育園の運営委託料ですか。これ2,304万5,000円上がっていますが、これは総額で幾らになりますか。

あと、25ページ、目の3老人保健事業費の欄の、これも委託料ですが、老人保健事業各種健診委託料、これは一応事業が決まって、この後はやらないということなんでしょうか。これが1つ。

それから、27ページ、目の農地費、これは負担金補助及び交付金の一番下の方の、説明欄の一番下の方、経営体育成推進事業補助金、これは2,835万4,000円減額になっておりますが、これは、その減額の理由です。

あと、31ページ、目の欄で道路橋りょう維持費、これの節13の委託料、この除雪費が1,179万9,000円追加になっておりますが、これはどこなのか、全体なのか、お伺いします。

それから、35ページ、スクールバス運行費の委託料ですが、これが515万6,000円追加になっておりますが、これは全体のものか、どこなのか、箇所についてお伺いします。

以上でございます。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 健康福祉課が所管する部分についてのおただしについてお答えいたします。

まず、第1点目の南会津町社会福祉協議会の補助金でございますが、今回の補正後の数値でトータルで申しますと、全体で7,448万4,000円の補助金を予定しておるところでございます。

それから、21ページの障害者福祉費の中の20番扶助費の中の知的障害者更生授産施設保護費の関係でございますが、1,334万3,000円でございますが、これにつきましては、障害者自立支援法が施行されまして、既に4月の段階から、施設におきましてはそれぞれ施設を運営するための基準額が改正されておりまして、障害者自立支援法に基づきまして、それぞれ措置と申しますか単価の改正がありまして、単価が減額になったという関係でございますが、それに伴う減額でございます。

それから、24ページの委託料でございますが、田島保育園の運営委託料でございますが、これも当初予算と今回補正をしまして、合計の数値で申しますと8,768万2,000円の予算額ということになっております。

それから、25ページの老人保健事業費の委託料の減額の関係でございますが、老人保健事業の各種健康診査の委託料でございますが、この減額の内容につきましては、既に健診関係の終わった部分の委託料の精算でございますが、今後予定されている健診関係の予算を保留しまして、現段階で既に事業が終わったものについて減額をしておるところでございます。

内容的には、健康診査の受診者の数が減ったとか、さらには、ほとんどの事業について県の



保健衛生協会の方に委託をしておりますが、当初見込んだ委託単価よりも安く契約ができたというような面を含めまして減額ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

住民生活課の所管の、21ページでございますが、28節の繰出金744万7,000円のことです。これは議員のご認識のとおりでございますが、人件費、先ほど質疑の中でいいますか、後期高齢者の中で触れましたように、人員が1人ふえたことによるもの、あるいは当初予算時点での職員と現在の職員構成が若干変わっておりますので、その辺の両面を加味した人件費の異動でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまの質問に対しお答えを申し上げます。

27ページ、農地費の中の19節負担金補助及び交付金の中の経営体育成促進事業補助金2,835万4,000円でございますけれども、これは南郷地域で実施しました圃場整備事業に対する補助金ということになりますけれども、南郷地区で実施しました和泉田地区、それから片貝富山地区、ここの地区は圃場整備が完了しておりますけれども、その地域で実施しました利用権設定、それから連担化、そして土地利用率、これらについて、規定されている以上のものを行った場合には補助金がいただけるということで、受益者の方で5%の負担をしているわけなんです。その負担金に対してのソフト補助金ということになります。

これに対しまして、実際に土地改良区がいただくお金でございますけれども、町の予算を通して交付するという規定されているということから、この予算の中に上がったわけなんです。結果として、県の方から直接、土地改良区の方に交付するという指示がございましたので、今回減額をさせていただいたという中身でございます。

それで、地区別の金額を申し上げますが、和泉田地区2,536万円、片貝富山地区224万4,000円、それと、加えまして、今現在、圃場整備事業を実施しております木伏地区、ここでは利用権を設定するためのいろんな活動を行っているわけなんです。それに対しまして75万円がいただけるという中身でございます。

それで、この事業はトンネルになっている事業でございます。結果としまして、同額を歳入の方で受け入れております。12ページでございますので、ごらんをいただければというふう

に思います。

以上、よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 建設課長。

○舟木平蔵建設課長 お答えいたします。

一般補正31ページの13委託料、除雪関係の1,179万9,000円の金額でありますけれども、これは4町村の委託料にかなりの差がありました。この差も段階的に解消していきましようというようなことから、すり合わせをした結果、全体での過不足を調整したところ、全体的に1,179万9,000円不足というようなことで、これは4町村全体の追加であります。よろしく願いいたします。

○児山寿明議長 学校教育課長。

○長沼芳樹学校教育課長 お答え申し上げます。

一般補正の35ページ、スクールバスの運行委託料追加575万6,000円でございますが、南郷地域におきましては冬季のみスクールバスの運行をしております。つまり、南郷一小、南郷二小、南郷中学校、冬季分のスクールバスの運行の追加でございます。

なお、南郷につきましては会津バスの路線バスに同乗させていただいているということでございます。

○児山寿明議長 23番、平野昌盛君。

○23番 平野昌盛議員 もう一つお伺いしますが、一般補正の26ページ、上の方の衛生費の目の生活排水対策費ですが、19負担金補助及び交付金、これは2,162万5,000円が減額になっておりますが、この理由についてお伺いします。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答え申し上げます。

一般補正、26ページ、2,162万5,000円の減額のご説明を申し上げます。

当初、合併浄化槽といたしまして全体で75基を予定申し上げましたが、冬季間に至るまでの部分で予想される基数が54というふうに推測をしました。現に54近くになってございます。ゆえに21基の減額をするものでございまして、それに相当する金額でございますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 一般補正、22ページと23ページについてお伺いしたいと思います。

22ページの方に、敬老会関係が大分減少しているというような、減額しているというような実態なので、この辺の理由ですね、どういう理由なのか。それから、私もちょっと敬老会出席してきたんですが、何か大分弁当が余ったとかいって、周りの敬老会に参加している人が、もったいないなんていうような言葉がありましたので、次年度どのように対応するのかお伺いしたいと思います。これが1点。

それから、2点目は、23ページの、先ほど6番議員の方からもあったかと思いますが、温泉施設の利用助成費の中で、この温泉施設というのは、こちらの方の規定を見ますと、温泉施設は、あらかじめ町長が指定すると、こういうふうになっているんですが、この指定した施設、合併してですね、どういうふうになったか。できれば、指定した施設を教えてくださいななど。その中で、特に伊南に赤岩荘というのがあるわけですが、利用料金の積算根拠ですね、金額が100円でしたか、その積算根拠をお願いしたいなということでございます。

以上です。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 答えいたします。

まず、敬老会の関係でございますが、当初予算は、不足を来しては執行できない食糧費等がございますので、ある程度やはり余裕を持った形で予算を確保させていただいているところでございまして、最終的に実績が出た段階で今回のように補正をするというスタイルをとらせていただいているところでございます。

ちなみに、ことしの敬老会の全体の南会津町の参加者の実績でございますが、約1,200名ほどの参加者ということでございます。それぞれ各地域の中で敬老会、それぞれ今までの歴史的な流れがありますので、それぞれ地区ごとに今までどおりのようなやり方で継続してやるというようなことで今年度はスタートしたところでございますが、ただ、田島地域におきましては、現在3会場で実施しておるところでございますが、協力いただいている婦人会の方々のご意見も踏まえまして、次年度につきましては、敬老会の開催のあり方について若干検討を加えて実施したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、温泉の関係でございますが、これは町の方に登録して、町が指定した施設が南会津町全体で11の施設がございます。個々の施設名についての詳細の資料はこちらには持ってきておりませんが、11カ所のそれぞれ、民間、それから赤岩荘的な公共的な施設も入れまして11の施設が登録されているということでご理解いただきたいと思います。

それから、赤岩荘の100円の積算基礎ということでございますが、その辺につきましては、詳細、私の方で把握はしておりませんが、旧伊南村時代に設定された料金体系が南会津町の方に移行したということでございまして、これにつきましても、現在、平成19年度に向けまして使用料の見直し関係について着手をしているところでございますので、3月の段階でお示しできるのかなど、こんなふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○児山寿明議長 7番、湯田秀春君。

○7番 湯田秀春議員 敬老会のことはわかりました。婦人会等と相談して、あり方をやると、それをお願いしたいと、こんなふうに思います。私が見ると、年配者がふえているのに何で敬老会の方の金額減ったのかなという単純なことが考えられたものですから質問いたしました。

それから、今ほど、11施設、その中に赤岩荘も入っているんですか。

入っています。そうしたら、今度、ということは町民であれば100円のところが50円になると、こういうことですね、そうじゃないですか。先ほど、これでは半額になるというようなことだったと思うんですけれども、いや団体で、団体で老人クラブとか何かで行けば入湯料金の半額というふうな、ここに書いてあるんですけれども。

私は、いずれにしても、どうなるかわかりませんが、やっぱり積算をして、例えば入湯税とか普通取られれば、どう考えても100円というのは、安いのはいいですけれども、後から、今度、町でここの経営が大変だからと助成しても同じようなことだと思うので、やはり妥当な金額というんですか、そういう原価計算して、経費がこのくらいで、そして大体この辺が一番いい金額だよというのがあると思うんです。それを割ればどういう結果になるかというのと、お客さんというか、お客さんが来れば来るほど赤字になるような状態になっちゃうので、ぜひともその辺のことをきちっと、積算根拠というかな、その辺を確かめていただきたいと思います、こんなふうに思います。

よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 赤岩荘も11の施設に、まず入っております。

それから、温泉の関係の助成につきましては、個人は対象にしておりませんが、一応、団体のみ対象にしておりまして、おただしの、もし団体で行けば、今現在だと100円でございますから、その半分の50円という形の助成にはなります。

それで、今現在、指定管理者に委託をしておりますが、それらの指定管理の委託料を含めて、全体的な経営の見直しを含めて、料金体系がどうあるべきかを精力的に検討しまして、ほぼ原

案は固まっておりますが、先ほど申しましたとおり、3月の段階に条例改正というような形でご提案申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○児山寿明議長 ほかに質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 1点だけご質問させていただきます。3月の議会になると間に合わなくなりますので。

これは町単独でやるか広域でやるかは町長の判断になると思うんですけども、実は南会津病院に関してでありますけれども、そろそろやはり、我々南会津町、あるいは南会津郡の人間として、県立病院だからといって県だけに頼るといことは、そろそろ経費の面でもいがかかなと思います。

それで、我々やっぱり南会津町としても、この前、病院長さんと話した結果、整形外科医がいたとしても、その後のリハビリだとかそういったことも非常に大事な治療になってくると。もし入院患者が少し明るい見通しがついて、整形外科医が1人ふえたとして、入院患者がふえたとしても、その後のリハビリが大変なんだけれども、現在は医学療法士が1名しかいないというようなお話も伺ってきました。

それで、南会津町あるいは郡として、お金を出し合っても、もう1人理学療法士をやはり雇うべきじゃないかなと。私はこんなふう思うんですけども、これは制度的に、もし町が県から補助金もらっているのに、そんな余裕の金あるんだったらほかの補助金減らすぞなんて言われると困るんですけども、制度的にそういうことが可能なのか、あるいは、もし可能であれば、町長の判断として、これから県の3月の予算が決まる前に、郡としてもこういう対応をいたしますとか、町とてもこういう対応をいたしますので、ぜひとも整形の方1人確定、あるいは2人にふやしてくださいという、そのお願ひの仕方も大分変わってくるんじゃないかと思うんですけども、その辺を町長の方からご答弁いただければと思います。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

前回も申し上げました。この県立病院については、議員の皆様が本気になって地域のためにいろいろとご要望等活動されていること真摯に受けとめておりますし、私ども郡内の首長が一丸となってこの動きを実は推し進めております。

そんな中で、菊地院長先生の、新聞にもあったと思いますが、実はこれは人事の問題なんです。それで、ご存じのように県立医科大出身の先生と自治医大出身の先生方、このところ

の、いわゆるすり合わせといいますか調整といいますか、これが実はなされていないの  
はいか、こういうことを院長先生は言っているんですね。そこの部分については非常にデリ  
ケートな部分ですので、私たちは、できるだけ、医大あるいは人事権を持っている方々へ配慮して  
まいりました。

しかし、おただしのように、いわゆる理学療法士を整形外科医と一体として考えるというこ  
とは、これは可能だと思えます。その際も、ここの病院長さんの方は自治医大出身ですか、  
病院長さんと、いわゆる県立医科大学の院長先生と、ここの調整がどこまでお願いをしていい  
のか、これは私たちも今真剣に4つの町村長で調整をしております。

そんな中で、いわゆる県立病院ですから、町が直接お金を出すということとはできない。これ  
ははっきりしています。しかし、地域医療支援センターの中でならば可能性はあるではないか  
ということで、負担金の問題もありますので、再度というか、さらに4町村の首長の中で、こ  
れは管理者会も含めて進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただき  
たいと思います。

○児山寿明議長 47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 皆さん疲れておられるようですから、1つだけお聞きしますけれど  
も、21ページの知的障害者の関係の、いわゆる自立支援法のかかわりでの問題ですけれども、  
ここに限らず、自立支援法が実施されまして、ここにあらわれたように、経営単価の引き下げ、  
あるいは入園者が休んだときには減額されるというようなことが起きまして、経営がかなり厳  
しいというのは全国的な課題として出てきていますが、町の関係している施設運営においては  
どのようなことが起こっているか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○児山寿明議長 健康福祉課長。

○室井 裕健康福祉課長 お答えいたします。

確かに、運営基準が改正、約1割ほど減額になったということで、それぞれ施設の方の経営  
の厳しさという話は十分承知をしております。管内の障害者施設であります南陽会でやってお  
ります「あかまつ荘」の方々のお話を聞く段階でも、そういう訴えは聞いておるところでござ  
います。

ただ、逆の意味で、個人からいただく、いわゆる食費、それから光熱費等が、利用者の方  
にとっては負担がふえたということではございますが、その部分が、当然のことながら運営基準  
が下がった部分の補てん部分として、ある面では施設の方の運営の費用に充てているというよ  
うな部分がございますので、ただ、一般的には馬場議員おっしゃったようなお話を聞いておる

ところでございます。

以上です。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

1 番、楠正次君。

○1 番 楠 正次議員 農林業の振興に寄与するという、駆除隊に関連するところで質問させていただきます。

先ほど3番議員からあった農林業の振興ということで、駆除隊の活動は農林業の振興に大きく寄与するという目的がございまして、各地域の駆除隊が活躍しておりますけれども、9月にも質問したと思うんですけれども、駆除隊に対する補助に対して、総額補助をして、隊長さんたちが集まって分配は任せるといふふうに言っておられましたけれども、補助実績に、私、評価性とかを導入してはどうかというふうに言った覚えがあるんですけれども、検討していただけたかどうか。

何回行ったという報告が出されたときに、出勤回数掛ける会員数掛ける1人当たりの補助単価ということに、私、見た報告書にはあったような気がするんですけれども、出勤回数掛ける登録会員数でなくて、実際に行った会員数というふうに計算して補助しているかどうかですね。

あと、毎年、被害は増加、先ほどもいっぱい出ておりますけれども、増加して、お年寄りが小さなところで耕作しているところなんか、秋に豆を売っている老人がいて、聞いたところ、猿の食い残しだと、本当にわずかな量しかとれなかったというようなことを聞いております。

それで、里山の再生、山に動物の食糧がなくなる、それで里に出て来るんだと思うんですけれども、そういうものに対する、里山に手入れをする、ブナ、栗、ドングリ、そういうものが必要であって、でもそれが熟れる前の、それが食べられる前に、ちょっと間があるわけですね。クマや猿たちの食べ物がなくなる時期があって、その時期が一番出るわけなんですけれども。

駆除だけでなく、やはり、ただ殺せばいいというものではなくて、私、駆除の活動を見ていまして、猿の駆除に対して、私も駆除隊員を20年近くやっていたことがありまして、猿はすごい学習能力があります。農林課長もご存じかもしれませんが、田んぼ、稲も食べます。乳化したものを飲むんですね。でも、それも豆に出てもトウモロコシに出ても、その畑で撃つて半矢にし、また捕獲した場合には、その場所にはしばらく出ません。本当に出ないんです。それを、1回ではだめです。そこで何回かやることによって、グループが何グループかあるのかもしれない……

〔「それは一般質問だぞ」と言う者あり〕

○1番 楠 正次議員 はい、ごめんなさい、すみません。

そういうところ、今後の考えなんかありましたら、この部分は町長にお聞きしたいと思いません。数字的な部分は農林課長をお願いします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

先ほどから、猿の被害の件あるいはクマ等の被害のおただしがございました。この件につきましては、農林課長から現段階の取り組みについてお話をしておりましたけれども、実はこれ、銃殺をしたり、わなを仕掛けたりという、いわゆる後手後手の政策だけではなくて、私の方からは、生態調査も含めて、そういう捕獲をして発信機をつけて、後の追跡調査もすると。こういうことも考えていかないと、何かが起こったから、さあどうするということだけでは本来の対策にならない。こんなふうに思っていて、猿を中心とした鳥獣類の被害については、本気でこれから取り組みをさせていただきます。

そんな中で、いわゆる駆除隊の補助金については、余り細かいことを言わないで、もう少し大まかに、例えば、駆除隊員もそれぞれ仕事を持っていますから、だから、そういう細かいことのデータを積み重ねて補助金の算出をするというんじゃなくて、地域の実態をもう少しグローバルにとらえて、その中で、駆除隊員が、どちらかというと動きやすい、さらには、先ほどお話あったように、地域の方々の要望に対してスピーディーに対応できるような、そんな仕組みもこれから考えていきたい、このように思っております。

○児山寿明議長 農林課長。

○森 秀一農林課長 ただいまの質問に対してご説明を申し上げます。

9月の議会で質問されました中身でございますけれども、4地域の部会長さんと協議をしまして、来年度はどうするかというような検討までさせていただいて、その結果について予算を要求しているという状況になっております。また、予算要求につきましては、今年度の出動回数、それらは参考にさせていただいているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○児山寿明議長 43番、村井民重君。

○43番 村井民重議員 この予算書の中で、これだけは一言聞いてみようと待ちに待っておったんですが、見事に平野昌盛先生に取り上げられて、今非常に困っているところですが、ただ、もう一步突き進んだ考えでお聞きいたしたいと思えます。



一般補正の26ページ、先ほど平野議員からありました2,162万5,000円、合併処理浄化槽設置費補助金の内容でございますが、これは当然施行しないからこれだけの減額補正になったと思うんですが、その内容についてでございますが、まず、お金のかかることだから、だれしもやりたくないわけでございますが、私たち伊南村では、合併浄化槽はこの地域、また、公共下水道はこの地域、農業集落排水はこの地域というような形で年次計画を立てて遂行してきたわけでございますが、私の聞くところによりますと、まだ田島地区は40%にも達していないような状況下の中、これだけ厳しい財政の中、6,000何百万円の予算をとっておるのに、3分の2しか遂行できなかったということは、まず、当局もそういった生活排水の処理というものはいかに大切であるかということ認識されまして、普及に努めていただきたいと思えます。

なぜなれば、一般質問の中にもございましたが、自然を生かした観光開発、そして、住んでみたい、住んでよかったという、いい村を築くんだということを盛んに唱えられてありますが、こういった問題についてはだれも質問されませんでしたので、あえて、3月の予算の中身は、ちゃんとした公共下水道、こういった一般合併浄化槽の設置箇所はこうだというふうに割り切った年次計画を立ててご報告をいただきたいと、このように思う次第でございます。

以上です。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

合併浄化槽につきましては、ただいま議員がおただしのように、公共下水道とどういうふう  
にエリア分けをするかということでこれまでやってきているわけでありましたが、実は、ことし  
福島県で合併浄化槽のタウンミーティングがございました。そこに私も、合併浄化槽について  
は大変関心を持っていたので私自身が出席をさせていただきました。そのときに、公共下水道  
と合併浄化槽の、いわゆる将来コストといいますかランニングコスト、ここの比較を、やっぱ  
りきちっとして、財政に負担をかけない方法を考えていかなければならないということで認識  
をしたわけでありましたが、それでも、公共下水道が進んで、もう既に採択をしてエリアを指定  
してやっているところがございます。ここについても、加入率をいかに高めるかということで、  
環境水道課の方に、担当係長の方に今指示をしております。

さらに、この合併浄化槽が、実は国の補助金があつて、県の補助金があつて、町の助成があ  
ります。3段階になっているわけでありましたが、51人槽以上のものについては、実は県の補助  
がないんですね。国と町ということなんです。そういうところも、私は県に対して、それはお  
かしいということで意見を申し上げてきているのでありますが、なかなかそのところは今ク

リアができないんです。

したがって、どういう地域の方々が合併浄化槽をつくって、環境に配慮して例えばペンション事業をやっているとか、こういうことがあるのにもかかわらず、いわゆる小規模の一般住民の人たちを対象とするから、それは対象外にするんだと、こういう話もございましたので、今後、環境問題、非常に重要でございます。したがって、公共下水道の加入率とあわせて、これは今、環境水道課の方に、どこの集落がどういうふうになっているのか具体的にその数字を詰めています。この中で、議員おただしのような方向でしっかりと対策を考えていきたい、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第112号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第9、議案第112号 平成18年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

44番、河原田苗利君。

○44番 河原田苗利議員 私の方からは、今回の補正の枠の中には計上されておりませんが、

国保関係の総枠の中では、この問題が、私がこれから質問する内容のことがあろうかと思いません。

それで、お伺いしますが、出産育児一時金が、1人当たり35万円ですか、支給されているわけなんです。第2子、第3子と第4子、今日、第4子まで考えるべきだと思うんですが、そういう出生のことについて、35万円はそのすべての第4子まで支給されるのか、あるいは町村によっては第4子の場合には100万円とか200万円も出す自治体も出ております。

なぜこれを私こういうことを言うかといいますと、今回、補正予算のない中で、余り長く話しすると、これはまた怒られることになろうかと思うんですが、実は、仮例規集が渡った段階で、私は、子育て支援事業が欠落している、これはどうなんだということを申し上げました。そうしたら、健康福祉課長が答えましたが、それは児童福祉だか何かの中に入っているということで、そのことは十分に考えておるといってお話でした。

でも、今日は少子化対策というのは非常に大事な、日本の国としても地方の自治体にしても、大事な一つの要件であります。少子化対策が実施されておって、実績が良好で、しかも積極的にその実績を上げた自治体には地方交付税を上積みして支給するという内容が今日言われております。そういう重大課題が今その目前にあるわけなので、私は、少子化を考えたときに、どうしてもそういうところの手当は重要だというふうに思います。そんなことで、健康福祉課長だと思うんですが、答弁をお願いします。

○児山寿明議長 住民生活課長。

○菊地新六住民生活課長 答えいたします。

私、住民生活課の所管でございまして、いわゆる出産育児一時金のおただしでございまして、1点目は、第3子、第4子でも35万円ずつ出るのかという内容だと思います。

これにつきましては、前回の定例会でしたか、現行30万円でしたけれども、それを、やはり少子化対策の一環として5万円上乘せして35万円を支給すると、それが1つあります。それから、第3子でももちろん出ます、35万円。次の子供のとき、4人目、5人目でもそれぞれ35万支給されます。なおかつ双子の場合は2人分、3つ子、多胎児の場合はその人数に応じて、掛ける35万円支給されます。そういうことをご理解いただきたいと思います。

以上でございまして。

○児山寿明議長 ほかにございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第113号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第10、議案第113号 平成18年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第114号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第11、議案第114号 平成18年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 先ほど一般補正のとき、多少町長から答弁ありましたけれども、私は、南会津町はそろそろ下水道事業に対して見直しをすべき時期ではないかなと、こんなふうに考えています。

というのは、合併浄化槽の場合には、受益者負担という名前で合併浄化槽をつけた人は個人負担があります。要するに汚水を流して受け取る方ですね。公共下水の方は、流した先は受益者負担というものがありません。下水道につなぐときには、自分で便器だとか、あるいは引き込み等の要するに費用はありますけれども。ですから、そういった関連から考えれば、私は、合併浄化槽は全部受益者負担じゃなくて、町とか国とかそういうところで持つべきだと、両方合わせた場合には、そういった対策を考えるべきじゃないかなと。

そうすれば、公共下水道の効率と合併浄化槽の効率と、どちらが町にとって得かという結論が、私は見出せてくるのではないかと。そういうことによって、今回の21件の、キャンセルではないですけども、申込み減があったということになりますけれども、そういったところを是正していけば、合併浄化槽はふえて、公共下水の方は減っていくんじゃないかと、私はこんなふうに思うんですけども、町長と同じ、この前、郡山で会に出ましたので、その辺の、この前の会議を思い出しながら、ひとつ町長の答弁をお願いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 お答えをいたします。

考え方は、いろいろ整理の仕方あると思います。しかし、今、合併浄化槽の個人負担の分を町で例えば財政負担をするということになれば、これは延々と続きますので、これは非常に財政に大きな負担になってくる可能性がありますので、現在のところは考えておりません。

ただ、おただしのように、いわゆる環境問題を考えたときに、じゃ、このままの状態がいいのかということになりますと、それだけでほうっておくわけにはいきませんから、さらにこの問題については知恵を絞りながら、あるいは関係機関の指導をいただきながら検討を進めてまい

りたい、こんなふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思いをします。

○児山寿明議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 実は、受益者に負担をかけない方法で、旧田島町の産業建設委員会は長野県の下条村に視察に行っております。そこは公共下水をやらなくても、全額を村で負担しても採算性が合併浄化槽の方が高いということで、事業を実施しているところがありますので、そういったところもひとつ検討の上、今後、慎重な検討をしていただきたいと思いをしますが、町長のご答弁をお伺いいたします。

○児山寿明議長 町長。

○湯田芳博町長 それぞれ、きのうの議会の質問にございましたけれども、先進的な事例があれば、それを参考にし、調査をし、検討の材料にしていくということはやぶさかでございますので、積極的に勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第115号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第12、議案第115号 平成18年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第116号の質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、日程第13、議案第116号 平成18年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

19番、芳賀沼順一君。

○19番 芳賀沼順一議員 簡易水道でやろうかなと思ったんですが、時計を見ながら、早く終わります。

どなたかの一般質問のときに、町長は、水道料が高い安いということで、均衡にするために、旧田島町の古い石綿管工事はほとんど終わっていると、けども、ほかの部分では終わっていないところもある、いろんなこともかかるので、そういう面で違いがあると、こう答えられましたが、他の3村分のまだ古い管が残っている、もしその延長数がわかれば教えていただきたいと思います。今わからなければ後で結構です。

○児山寿明議長 環境水道課長。

○児山忠男環境水道課長 お答えいたします。

旧町村ごとに申し上げます。

田島地域が2,519メートルというふうになってございますが、2,500メートルというふう  
報告をさせていただきます。次に、館岩地域でございますが9,200メートル。次に、伊南地域  
でございますが、伊南地域においてはゼロということでございます。南郷地域、1万8,000メ  
ートル、18キロでございます。というふうに、ただいま認識をしているところでございませ  
んので報告を申し上げます。

以上です。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で議案審議は終了いたしました。



◎平成18年陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○児山寿明議長 次に、委員会に付託してあります請願・陳情について、本定例会の会期中に  
結論の出ました請願・陳情の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

日程第14、平成18年陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化  
を求める陳情書を議題といたします。

産業建設委員会に付託してありますので、産業建設委員長の報告を求めます。

29番、五十嵐司君。



○29番 五十嵐 司議員 産業建設委員長の五十嵐司でございます。

ただいま議題となりました付託案件、平成18年陳情第1号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める陳情書は、平成18年12月7日、南会津町山口字村上867、林野労組南会津分会執行委員長、本名隆幸氏より提出されたものであります。

陳情内容は、1、国内においては、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業の採算性が悪化し、適切な森林の育成整備が停滞するなど、自然環境や生活環境にも影響を及ぼしている。2、外国においては、違法伐採などにより地球温暖化の一因となっている。3、安全安心な国土形成と国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と技術の育成確保を、国策として実施してほしいという内容であります。

新たに決まった森林・林業基本計画の確実な実行を図るためには、まず、新年度予算の確保が必要でありますし、林業の地域振興に関する効果は我が町にとっても大変重要との観点から、全員一致で採択と決定いたしました。

慎重審議の上、ご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

○児山寿明議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、平成18年陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

暫時休憩をいたします。

なお、追加日程のため、議会運営委員会を開催願います。

再開予定は3時15分ころを目途としてお願いをいたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時18分

○児山寿明議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○児山寿明議長 先ほど、議員提出議案3件、議員派遣の件及び総務委員長から閉会中の継続審査申出書並びに各常任委員長から所管事務、議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し順次議題とすることに決しました。



◎議員提出議案第14号の上程、採決

○児山寿明議長 追加日程第1、議員提出議案第14号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 お諮りいたします。

ただいま議題となりました議員提出議案第14号は、今期定例会の本会議における陳情の採択による意見書の提出であります。この際、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。  
採決いたします。

議員提出議案第14号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。



◎議員提出議案第15号及び議員提出議案第16号の上程、採決

○児山寿明議長 次に、追加日程第2、議員提出議案第15号 道路財源の確保に関する意見書の提出について、追加日程第3、議員提出議案第16号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出についてを一括して議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長。

〔局長議案朗読〕

○児山寿明議長 提出者より提案理由の説明を求めます。

29番、五十嵐司君。

○29番 五十嵐 司議員 ただいま議題となりました議員提出議案第15号 道路財源の確保に関する意見書の提出については、平成18年11月28日、福島県町村議会議長会会長折笠三吉氏より意見書の提出依頼があったものであります。

当町においては、合併した旧4町村の道路改善を初め、高規格道路等、まだまだ道路に対する要望は多く、産業建設委員会においても道路特定財源の一般財源化には強く反対する意見が多く、全会一致で道路財源の確保に関する意見書を提出すべきと決定しましたので、慎重審議

の上、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

もう1件でございますが、議員提出議案第16号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出については、平成18年11月24日、全国森林環境税創設促進議員連盟会長板垣一徳氏より意見書の提出依頼があったものであります。

当産業建設委員会において、12月15日、慎重審議をした結果、森林の持つ、地球環境の保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持、地球温暖化防止等を考え、新たな森林環境税の創設は有意義なもの判断し、全会一致で全国森林環境税の創設を求める意見書を提出すべきと決定いたしました。慎重審議のほど、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

○児山寿明議長 これより質疑に入ります。

議員提出議案第15号 道路財源の確保に関する意見書の提出について、質疑ございませんか。  
47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 一般財源化の問題についてはいろいろ意見のあるところで、担当委員会では議論されていると思いますけれども、どのような議論をされたかお伺いしたいと思います。

○児山寿明議長 29番、五十嵐司君。

○29番 五十嵐 司議員 この特定財源でございますが、これは揮発油税等、道路をつくる目的でつくられた税でありますので、当然100%道路財源に充てるものと判断いたしました。そういう意見が多数でございました。

以上です。

○児山寿明議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

47番、馬場秀男君。

○47番 馬場秀男議員 この問題について、確かに地域にはまだまだ未整備の道路がございます。その点については私も同感でございますが、しかし、この特定財源の問題については非常に議論のあるところで、これまでも国会でも問題になってまいりました。外郭団体の不当な行政も問題になってまいりましたが、実際問題として、この枠を使い切れないような状況にな

ってきている。こういう中で、財源厳しくなっている国の財政の中で、これはやっぱり一般化して利用すべきだというのが正当な理論ではなかろうかと私は考えます。

これを一般化したからといって道路財源が全然なくなるわけではなくて、やはり必要なものはやっていかなければならないということでは私も同感でございます。そういう意味で、一般財源化に固執することは非常に問題があるということで、私はこれには賛成できません。ここを修正するならば賛成いたします。

○児山寿明議長 次に、賛成者の発言を許します。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 産業建設委員会で慎重に議論をした結果、むしろ、今の一般財源化をするよりは、あくまでもこれは目的税であります。一般財源化する余裕があるのであれば、むしろ国の負担を多くして、県、町等の負担を少なくするようなお金の使い方をすべきであると、そのように考えますので、私はこの原案に対して賛成をいたします。

○児山寿明議長 次に、反対の討論を求めます。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 ないようですので、討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議員提出議案第15号 道路財源の確保に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○児山寿明議長 起立多数です。

よって、議員提出議案第15号 道路財源の確保に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第16号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議員提出議案第16号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提出について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第16号は原案のとおり決しました。。



◎議員派遣の件について

○児山寿明議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第119条の規定により、お手元にご配付のとおり、閉会中の派遣活動があります。お諮りいたします。

ご配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、ご配付のとおり、閉会中の派遣活動とすることに決しました。



◎閉会中の継続審査について

○児山寿明議長 次に、追加日程第5、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、総務委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○児山寿明議長 次に、追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○児山寿明議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。



◎閉会の宣告

○児山寿明議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第3回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして慎重審議、まことにご苦労さまでした。

閉会 午後 3時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員